

平成 15 年 度

# 予算特別委員会会議録

開会 平成 15 年 3 月 13 日

閉会 平成 15 年 3 月 18 日

上 富 良 野 町 議 会

平成 14 年 度

# 予算特別委員会会議録

開会 平成 15 年 3 月 13 日

閉会 平成 15 年 3 月 18 日

上 富 良 野 町 議 会

平成15年上富良野町予算特別委員会会議録（第1号）

平成15年3月13日（木曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成15年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成15年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成15年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（19名）

委員 長	久保田 英 市 君	副委員 長	中 川 一 男 君
委員	中 村 有 秀 君	委員	福 塚 賢 一 君
委員	笹 木 光 広 君	委員	吉 武 敏 彦 君
委員	西 村 昭 教 君	委員	石 川 洋 次 君
委員	仲 島 康 行 君	委員	岩 崎 治 男 君
委員	佐 藤 政 幸 君	委員	梨 澤 節 三 君
委員	米 沢 義 英 君	委員	長 谷 川 徳 行 君
委員	徳 島 稔 君	委員	村 上 和 子 君
委員	清 水 茂 雄 君	委員	小 野 忠 君
委員	向 山 富 夫 君	（議長 平田喜臣君（オブザーバー））	

欠席委員（0名）

早退委員（2名）

委員 向 山 富 夫 君      委員 吉 武 敏 彦 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企画調整課長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	越 智 章 夫 君	町民生活課長	米 田 末 範 君
保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君	農業振興課長	小 澤 誠 一 君
道路河川課長	田 中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	高 木 香 代 子 君	農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	上 村 延 君	社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君
特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君	上下水道課長	早 川 俊 博 君
町立病院事務長	三 好 稔 君	関係する課長補佐、係長等	

議会事務局出席職員

局 長 北 川 雅 一 君      次 長 菊 池 哲 雄 君  
係 長 北 川 徳 幸 君

午前 9時00分 開会  
(出席委員 19名)

事務局長(北川雅一君) おはようございます。  
予算特別委員会に先立ちまして、議長、町長から  
ごあいさつをいただきたいと思います。

最初に、議長よりお願いをいたします。

議長(平田喜臣君) 皆さん、おはようございま  
す。予算特別委員会開会に当たりまして、一言ごあ  
いさつを申し上げます。

議員各位に置かれましては、連日3月定例会、早  
朝より御出席、まことに御苦労に存じます。

去る3月4日に御決定をいただきました予算特別委  
員会が、本日その開会の運びと相なりました。

日本経済を取り巻く環境は、相変わらず先行きが  
不透明で、本町におきましても、その例外ではあり  
ません。先日の一般質問でも行財政改革、あるいは  
市町村合併等々、その財源等についていろいろと御  
質問のあったところでございます。

そのような中で、本日平成15年度予算特別委員  
会が開会されたわけでありまして。私が申し上げるま  
でもなく、その歳入歳出を、私どもは納税者の立場  
に立ってチェックするというのが、この特別委員会  
に与えられました大きな使命であると思っております。

審査に当たりましては、金額の大小あるいは前年  
度対比等は余り重要なことではなく、必要なこと  
は、その予算で何がどれだけできたのかということが  
大きな点であるというふうに思っております。事業  
の優先順位を検討し、あるいは予算を削ってこちら  
の予算をふやすべきだというような議論があっても  
よいのではないかと思っております。各委員が予算  
の批判をすることは、もちろん重要ではありますが、  
議会サイドで、もしの予算執行に御批判がある  
とするならば、その対案を議会としてお出ししてい  
ただければとも思っているところであります。

いずれにいたしましても、この4日間、議員各位  
には大変な御苦労をおかけいたしますが、当委員会  
の所期の目的を達することができますことを心から  
御祈念申し上げまして、開会に当たりましての私の  
ごあいさつといたします。

御出席まことに御苦労に存じます。

事務局長(北川雅一君) 続きまして、町長から  
ごあいさつをいただきます。

町長(尾岸孝雄君) 皆様おはようございます。

3月定例議会が始まりまして、連日のように議員  
の皆様方には御多用な中を御出席賜って御審議いた  
だいておりますこと、厚く感謝を申し上げたいと存  
じます。

ただいま議長からもお話しありましたように、本  
日より4日間予算特別委員会におきまして、平成1  
5年度予算の審査をいただくことに相なるわけであ  
りますが、執行方針で述べさせていただきましたよ  
うに、その執行方針を達成するために必要な予算案  
を策定させていただいて御提案を申し上げていると  
ころでございます。

大変に厳しい財政状況というのは、皆様方の一般  
質問等々で今日までお答えさせていただいていただ  
きところでありますが、地方財政の置かれている状況は  
非常に厳しく、我が町も同じように財政運営につ  
きましては、忌憚のない対処をしなければならない。  
最も行政執行の中で重要な課題であるという認識の  
もとに、その財政運営を健全に対処していくことを  
目的として対処しているところでありますが、今1  
5年度におきましては、御案内のとおり国営しろが  
ねの事業の完了に伴います償還の開始というような  
ことで、非常に厳しい財政の中で、特にまた15年  
度におきましては、厳しい状況に置かれているわけ  
でありまして、そういう中での予算の策定でござい  
ました。どうかひとつこれから4日間、皆様方には  
慎重に御審査賜りまして、御議決賜りますことをお  
願い申し上げ、簡単でありますけれども、ごあいさ  
つにかえさせていただきたいと存じます。よろしく  
お願いいたします。

事務局長(北川雅一君) 正副委員長の選出でご  
ざいまして、3月4日定例会で、議長を除く19名  
をもって予算特別委員会を構成しておりますので、  
正副委員長選出については、議長からお諮りを願  
いたいと思います。

議長(平田喜臣君) それでは、正副委員長の選  
出についてお諮りいたします。

当議会運営に関する先例3の5によりまして、委  
員長に副議長、副委員長には総務常任委員長とい  
うことになっておりますが、これでよろしいでしょ  
うか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員長には久保田英市  
君、副委員長には中川一男君に決定いたしました。

事務局長(北川雅一君) 久保田委員長は、委員  
長席の方にお移りをいただきたいと思っております。

では、委員長からごあいさつをいただきます。

委員長(久保田英市君) ただいま委員の皆様  
の御推挙をいただき、予算特別委員会の委員長を就  
任することになりました。非才な私でございます  
が、委員の皆様を初め、執行機関の方々の御理解あ  
る御協力、御支援を賜りながら、委員長として誠心  
誠意努めてまいらる所存でございます。

先般御提案ありました平成15年度各会計予算は、地方交付税を初めとする税財源が抑制され、また義務的経費が占める割合が高くなるなど、財政状況が大変厳しい中での予算編成となっております。

このような中において、町民の福祉向上に向け、安心して暮らせる町づくりを進めるために、平成15年度予算審議に当たりまして、委員各位には慎重なる御審議、御審査をお願い申し上げまして、言葉足りませんが、委員長就任のあいさつとさせていただきます。

ただいまの出席委員は19名であり、これより予算特別委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本委員会の議事日程等について、事務局長から説明させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御説明申し上げます。

本特別委員会の案件は、平成15年第1回定例会において付託されました議案第1号平成15年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成15年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成15年度上富良野町病院事業会計予算の9件であります。

先日配付いたしました予算特別委員会事前配付資料の資料5の追加として、本日保健福祉総合センター部屋別利用計画をお配りいたしておりますので、御参考としてください。

本特別委員会の日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、3月13日から18日までの6日間とし、本日議案第1号の補足説明と事項別明細書の歳出第7款までの質疑を行います。

2日目は、14日に引き続きまして議案第1号の事項別明細書の歳出第8款からの質疑と、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号並びに議案第7号の補足説明と質疑を行います。

3日目の17日は、議案第8号並びに議案第9号の補足説明と質疑を行います。

4日目の18日は、本特別委員会の最終日で、全案件の審査意見の調整と討論、表決の順で御審議を賜りたいと存じます。

なお、審議の順序等の詳細につきましては、本日配付の議事日程のとおりであります。

なお、本特別委員会の説明員であります、町長を初め四役と一般会計につきましては、当日の議案に関する課長、課長補佐並びに係長等とし、各特別会計及び企業会計につきましては、その会計に関する課長、課長補佐並びに係長等の出席といたしたいと思っておりますので、御了承賜りたいと存じます。

説明は、自席にてさせていただきます。

なお、最終日に予定されております意見調整に当たりましては、議会運営に関する先例により、各常任委員会単位で予算案審査意見の取りまとめをいただきますよう、あらかじめお願い申し上げます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） お諮りいたします。

本委員会の議事日程については、ただいま説明のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会の議事日程は、ただいま説明のとおり決しました。

お諮りいたします。

委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いには委員長の許可といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 御異議なしと認めます。

よって、本委員会は公開とし、傍聴人の取り扱いは委員長の許可とすることに決しました。

委員並びに説明員にあらかじめお願いを申し上げます。

審議中の質疑、答弁につきましては、要点を明確にし、簡潔に御発言くださいますようお願い申し上げます。

なお、委員におきましては、質疑区分ごと一括して御発言をされますよう御協力をお願い申し上げます。

これより、議案第1号平成15年度上富良野町一般会計予算の件を議題といたします。

初めに、配付資料について説明の申し出がありましたので許可します。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） おはようございます。

それでは、私の方から2月28日に一般議案とあわせまして配付しておりました予算特別委員会事前配付資料につきまして、若干御説明を申し上げます。

と思います。

目次で示してございますように、全部で資料1から資料9までの9種類の資料を一括して配付してございます。

まず、最初に資料1について申し上げます。

ここでは、15年度の予算編成に当たりまして、その基本的な方針、それから対応した内容について文書をもってまとめてございます。特に、文中にもございますように、1億円を取り崩してます財政調整基金は、決算期に向けまして例年全額を積み戻すような措置をしているところでございますが、この15年度については、その1億円満額を積み戻できないような予測を立てているところでございます。

資料1の2ページをごらんいただきたいと思いますが、2ページ、3ページには国が示してございます総額17兆円規模になります地方交付税特別会計並びに地方債計画への増額などの地方財政対策につきまして内容を掲載してございますので、ごらんをいただきたいと思います。

もう1ページ開いていただきますと、4ページでございますが、ここでは町の各種財政指標につきまして、平成8年度から平成17年度までの10カ年間にわたりまして掲載をしてございます。御案内のとおり、地方交付税など歳入一般財源が減少傾向で推移する一方、地方債の償還費などの義務的な経費が増高することから、各財政指標につきましては、年々悪化していくことが予想されるところであります。

なお、表中、平成14年度から以降につきましては、すべて推計値となっております。

また、下段の表には用語解説もつけてございますので、参考としていただきたいと思います。

次の5ページになりますが、ここは最後のページであります。普通交付税及び特別交付税の算定の中で、我が町の病院の要件をもとに算定されている額を年度別に示してございます。ここまでが資料1の内容でございます。

次、資料2の実施計画につきまして御説明を申し上げます。

掲載の方法につきましては、今まで同様でございます。期間につきましては、平成15年度から17年度までの3カ年間の実施計画となっております。

まず、1ページでは、総合計画の基本となります四つの施策体系ごとに、ただいま申し上げました3カ年間にわたりましての各年度ごとの予定事業の額及びその財源内訳を総括表として掲載してございます。この詳細な内容につきましては、6ページ以降

に掲載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

次、3ページから4ページ、5ページにわたりましては、例年示しております3カ年間の年度別の資金計画を付してございます。内容としましては、平成15年度の予算及び当該年度の決算見込みをもとに、現在の制度あるいは施策が継続されたと仮定しまして、平成16年度から平成17年度までの2カ年間の収支につきまして推計を立ててございます。

したがって、現在の財政構造では、収支バランスがとれない結果、その2カ年それぞれの年度に財源不足額を表示してございます。これには、現在の行財政改革実施計画の実施期間が平成15年度となっておりますことから、平成16年度以降につきましては、現時点での予測できる歳入に見合った財政構造に改めるための新たな行財政改革の実施方針に基づきまして、具体的な取り組みを行うことが求められているところでございます。

なお、今机上で考えられます範囲のものを実行することで捻出できるであろう金額につきまして、行財政改革削減概算額としまして掲載をし、さらにその年度で不足する額につきましては、基金を支消することで全体の収支不足額を補てんする計画としてございます。

次、資料3について申し上げます。

資料3につきましては、行財政改革実施計画の推進状況についての内容となっております。表左側の50項目の計画項目ごとに、平成15年度の現時点におきます実施の概要及びその効果を示してございますが、まだ14年度につきましては、決算期を迎えてませんことから、全体の姿を読み取ることとなっております。つきましては、平成14年度の結果につきまして、昨年と同様、本年6月ごろにまた再度議会にお示しをしまいたいというふうにご覧いただいております。

なお、最後のページには、補助金の整理合理化の観点で、平成15年度予算におきましての減額となっている状況につきましてのみ一覧表をつけてございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、資料の4から資料の9までの各事業、6事業についてでございますが、それぞれの事業の概要をまとめて添付してございます。あわせて審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。配付資料全体の説明といたします。

委員長（久保田英市君） 以上で、資料の説明を終わります。

質疑のある場合は、挙手の上議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、発言をされるようお願いを申し上げます。

また、説明員は挙手の上職名を告げ、委員長の許可を得た後に説明員席で起立の上説明願います。

ただいまの資料説明について、質疑があれば承ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 実施計画ですけれども、一見して単純に受けとめているわけですけれども、15年、16年、人件費、物件費については、16年にあっては15年対比で人件費減になっている。これはどういう考え方で減になったのか、また物件費については逆に増になっています。保健福祉センターもまだオープンしないこの時期に、どういうとらえ方されているのか。

それから、17年にあっての物件費ですけれども、5,000万円ぐらい増になっているのですけれども、これらについては保健福祉センターが竣工されて、維持管理費もカウントされていると思いますが、この辺の5,000万円増になった考え方。

それから、17年に入っているわけですけれども、中富との共同事業の中の火葬場の事業名が顔を出してないわけですけれども、これらについては、少なくとも意欲的に取り組むとすれば、少なくともその事業名、かかる最少の経費はここに出てこなければならぬのではないかと私は思うわけですけれども、以上の点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚委員の御質問にお答えします。

まず、資金計画の16年度以降の人件費の御質問についてであります。御案内のとおり職員数につきましては、今適正計画に基づきまして、定年退職等の補充の抑制をしているところであります。

あわせて、このような予測される厳しい財政状況に具体的に対応すべく、人件費につきましても、一定程度削減を将来に向けてする必要があるということを現段階でも想定し…。

失礼しました。15年度の人件費につきましても、御案内のとおり一定率削減をするという計画であります。それとあわせてまして、冒頭申し上げました定年退職の不補充、これは計画をもってございまして、それに沿った形で対応することから、前年度に比較しまして減少するという予測を立てているところでございます。

また、物件費につきましては、16年度は伸びてございますが、御案内のとおり、この15年度から着手します保健福祉総合センターの完成を予測しまして、一定程度の額につきましても計上しているところでございます。

それと人件費でも申し上げましたように、定数の

抑制の面を考慮しまして、事務事業を廃止するものにつきましては特に問題ございませんが、継続的に行政対応するものにつきましては、また別な方法、例えば外部に委託する方法で行政水準を維持するという方法も講じる必要から、一定程度物件費におきましても、その見合いの費用を計上を予定してございますので、そのようなことで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 3点目の葬祭場の関係の御質問であります。中富との共同設置を視野に入れて検討を進めてきているところであります。ただ、その間の中で協議が今十分に進んでいないというようなことがありまして、今計画の中には、17年度までには今のところ入っていないというようなことで、今後協議が整い次第、また検討を進めた中で位置づけをしていきたいというふうに考えているところであります。

委員長（久保田英市君） 13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） 実施計画書の年度別資金計画書の中の16年度からの地方交付税が6億円、17年度は2億円と、大体そのぐらいずつ上がっていく予想になっているのですけれども、この根拠、国では今地方交付税を削減するという事になっておりますが、その辺の根拠と、それと平成15年度一般会計予算案の概要のところの資料の中で、財政指標年度別推計ですか、これの中でもう一つ、わかれば実質収支比率を教えてくださいたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 13番長谷川委員の1点目の御質問にお答えします。

16年度の普通交付税の増の要素であります。これは13年度から交付税におきましては、通常の財源不足額につきまして、交付税特別会計において借り入れをし、原資を確保する中で地方に配分するという方法を講じてございます。これにつきましては、平成15年度までの3カ年間ということでございまして、16年度以降につきましては、今の段階で従来の方法で推計を立てていることから、交付税につきましてのそのような形で増の要素ということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

あと、実質収支の関係につきましては、今ちょっと算定をさせていただきますので、後ほどお答えを申し上げたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

委員長（久保田英市君） 16番清水委員。

16番(清水茂雄君) ちょっとお聞きしたいのですが、15年度の補助金整理合理化についてちょっとお伺いしたいのですが、アグリパートナー協議会が5万円削減ということで載っておりますけれども、この点について備考欄に経費効率化による減となっておりますが、その内容と、それからアグリパートナー協議会の活動状況を知りたいと思います。

それから、農業後継者対策事業において、225万円という大幅な削減がなされておりますけれども、53.57%の削減ということで...

委員長(久保田英市君) 16番清水委員に申し上げます。

ただいまの質疑は、資料についての質疑ですか。

16番(清水茂雄君) 資料についてですけれども、資料3です、よろしいですか。

委員長(久保田英市君) はい、よろしいです。

16番(清水茂雄君) この点について、対象見込み数の見直しということになっておりますが、この内容について御説明をお願いいたします。

それから、身体障害者福祉協会が2万円減ということで、これも率にしますと28.58%で、約30%近い削減ということで、備考欄に自立可能部分の削減となっておりますが、その自立可能部分というのはどういうことなのか、御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長(久保田英市君) 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長(谷口昭夫君) 清水委員の御質問にお答えいたしたいと思います。

アグリパートナー協議会の5万円の減ということで、どのような形で減になったのかということでございますけれども、これについては富良野地方アグリパートナー協議会がありまして、美瑛を含む5市町村で構成しておりますけれども、その中でサマーフェスティバル事業というのがあります。これは週刊誌で女性を募りまして、サマーフェスティバル北海道、上富良野を含む美瑛町にサマーフェスティバル事業を実施しているわけでございますけれども、それともう1点は、農村青年の写真掲載事業というのがございます。これも同じ週刊誌に載せてやっておりますけれども、今までこれは別々な形の中で週刊誌に載せていたのですけれども、今回サマーフェスティバル事業と写真掲載事業を一緒に含めて載せるということで、経費の節減になったところでございます。

それからもう1点、実績の関係ですけれども、今までの成婚率といいますか、平成元年から13年までの成婚率66件、それと交流会等で結ばれました

のが12件でございます。

以上でございます。

委員長(久保田英市君) 農業振興課長。

農業振興課長(小澤誠一君) 清水委員の御質問にお答えいたします。

後継者関係の減の要因でありますけれども、一つは、昨年江幌地区に酪農として1人就農してございます。これは私どもの後継者対策の一環として、就農奨励金という形で、1年間に限り月額10万円ということで120万円、これを出しております。今回これが15年においてはなくなったということで減であります。

それから、もう1点の要素としまして、新規就農予定者、営農の技術を経営指導を受けるということで、農業者の方に指導に入っております。それが15年においてはなくなるということで80万円、これらが減の要素でございます。

以上であります。

委員長(久保田英市君) 保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 身体障害者福祉協会の関係の御質問でございますが、これにつきましては、この団体の運営費の運営収支の中で、町とそれから社会福祉協議会の公的な助成金、これがこの運営費の約半分を賄っているということで、その運営費の使い方も、総会費がほとんど約半分ぐらい費用が全体の中で占めているということでございますので、そういった意味で、もう少しこの団体運営について自主運営といいますが、会費をもう少し努めていただきたいということで町の助成を減額をさせていただいたところであります。

委員長(久保田英市君) 先ほどの13番長谷川委員の質疑に、財政係長より答弁いたさせます。

財政係長(服部久和君) 先ほどの長谷川委員の御質問にお答えいたします。

16年度の実質収支比率につきましては、1.5程度と考えております。

ちなみに、標準実質収支比率でございますけれども、その額がマイナス20%、いわゆる実質収支が赤字の場合、その率が標準財政規模の額を乗じて20%を超えますと、事業債権団体というようなことになる目安の指数でございます。

以上でございます。

委員長(久保田英市君) 11番梨澤委員。

11番(梨澤節三君) 今と同じところの2番目の町交通安全推進委員会、これの備考欄の出役日数の見直し、それから役員旅費、ここ具体的に説明をしてください。

委員長(久保田英市君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 梨澤委員の御質問

にお答えをしたいと思います。

当該推進委員会に係りまして、さらにそれらの指導の部分で出役をちょうだいしてございますが、現在交通指導員の出役にかかわりましては、これまで専従という形で登下校の指導をいただいている方につきまして、月額の賃金体系を組んでございましたが、実質の出役をいただく時間帯というものがあ程度明確でございますので、これらにつきましては、時間給に切りかえさせていただいて御出役をちょうだいすることでございます。

あわせまして、御承知のように交通安全にかかわりましては、テーマを交通安全は家庭からということにつきましては、これをもとにして展開させていただいてございます。これらの定着については、御家庭の中に交通安全というものを定着させていきたいという大きな願いがございまして、そういう意味で登下校にかかわります内容等含めまして、新たなその指導体制を組みたいと考えてございます。したがって、現在毎日の指導をちょうだいしておりますが、各御家庭にいろいろな啓発をしながら、隔日の御指導をちょうだいしていく方向で現在考えているところであります。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 内容はわかるのですが、ヨーロッパあたりでは、子供の通学には親がついてということをやっているところもあるのですよ。ただし、我が町はそうでなくて、今まで現行でやってきたと。ところがこういう財政状況だからということで削減をしたけれども、ではその交通安全の方の手当て、お金の手当てでなくて現場の実際の手当て、かわりのものを考えてやったのか、これからやるのか、これは大きな違いがあると思うのですよね。

一言いいたいのですけれども、財政難だということはわかりますから、その方向に行くと思うのですよ。もっと善意の方々が動ける、その役場の考え方をそういうぐあいにしなければならぬと思うのです。そういう方向になっていかなければやっつけません。NPOであるとかボランティアであるとか、そういう方が、ああそうですか、それは私も思っているから言っているのですよ。ボランティアというのは官が入るのではないのだよと、私は言うたびに言われているからこれ出るのである。だけれども、もうそういう時代ではないのですね。バブルのころ、お金のあふれるころは、はいはいとお金配ってやっていたら偉い顔して職員はおれたのですから、だけれどもその時代は終わったのです。お客様という気持ちで皆さんもやらなければならないと思うの

ですけれども、そういうことで削減をしたのですから。

具体的に日数減ったのかどうか、今の月制でやっていたと。だけれども、それを減らして実日数ということでやったのですけれども、その実日数ということで今までよりも減ったのかどうか、その交通安全に出ていく日数が減っていくようになるのかならないのか、ここのところお聞きしましょう。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 実際に御指導をちょうだいする部分につきましては、実日数としては、先ほど申し上げましたように、隔日の御指導をちょうだいしたいということで基本的には考えてございます。したがって、日数としては若干減るとのことでございます。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 減るといことですね。減るといことは、交通安全に子供たちに指導ができないということにつながるといいます、はっきりと。という、そのところをどうするのだということを考えてやらねばならないのではないのでしょうか。何らかの手当てをしてやるという、そこを考えなかったら、手当は減りましたよ、多分お金出ないのだから出ませんよという人もいかなと思わなければならないと思うのですよ。ここを考えるのがあなたたちであり、考えなければならないと思うのですけれども、早急に何か考えなければ、これ私追跡調査みたいのしてみたいと思わなければならない、ここのところお聞きします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいまの御意見のとおりでありまして、私どもといたしましても、基本的には地域の中での御協力をちょうだいしていきたいという考え方、基本的には持っております。また各学校にはこの考え方については、お話を一たん申し上げました。各校長会の折にお話を申し上げました。

御承知のように、この指導員の御指導の場面というのは、現在まで3カ所のみでございました。すべての通学時に対応しているということではございませんので、必ずしも言い切れるところではございませんが、これらについては先ほど申し上げましたように、この後につきましては、PTAとかそういう方向を定めながら、御協力をちょうだいしながら進めたいのと、もう1点は、これまで国道中心にいろいろな安全啓発を行ってまいりましたが、これを一たん内に向けて、通学時でありますとか、そういう

方向に向けて展開をさせていただきながら、もちろん交通安全協会等の御協力をいただくわけでありませぬけれども、そういう中で、あくまで交通安全につきましても、登下校のみの問題ではございませんものですから、子供たちが日常生活の中で交通安全というものを意識をしていただける、家庭内の中にあってもそういう意識をしていただけるような方向をとらえながら進めていきたいというのが大きな願いでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 6番清水委員。

16番（清水茂雄君） 資料3の先ほどと同じく補助金の整理合理化についての下から4番目なのですが、酪農ヘルパー利用組合の助成が5万円減ということになっておりますが、たしかこの件につきましては、1年か2年前に私一般質問でお願いした経緯があると思うのですが、その後酪農関係者から非常に厳しい酪農経営の中で、このシステムを運営していくの大変だと、何とか補助金をふやしていただきたいというようなお声を何人かの方からいただいているのですが、5万円削減ということで、何かちょっと残念だなと。そして、備考欄に問題な1項が載ってます。廃止に向けて段階的に対応ということはどういうことなのか、その辺の内容を御説明お願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 2番中川委員。

2番（中川一男君） 今清水委員の出たのは、121ページの酪農のところの本題に入っているわけですから、これはあくまでも補助的なもので、このときに来たときに質問していただくという方法にしないと、もうこれ今入ってしまっているのですよ、第6款に。だから、今これはあくまでも補助的なんだと。今の清水委員の質問は、121ページのときにしていただくと、どうでしょうか。そうしなかったら、全部そうなのです。交通安全の方もそうなくなってしまっているのですね。科目あるところに質問してしまっているのです、これあくまでも補助的です、その場に来たときに質問していただくと。どうでしょうか、そうしなかったらこれ全部やるということになりますよ。

委員長（久保田英市君） ただいま資料についての質疑ということでございますので、清水委員、今中川委員の方からお話ございましたが、それでよろしいですか。

16番（清水茂雄君） そのようにします。

委員長（久保田英市君） そのようなことで進めたいと思います。

資料関係の質疑については、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、資料関係の質疑を終了いたします。

これより、議案の一般会計の1ページから10ページまでの質疑に入ります。

質疑の場合は、挙手の上、議席番号を告げ、委員長の許可を得た後に自席で起立し、ページ数を申し出て発言されるようお願いを申し上げます。

それでは、質疑を承ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 9ページの3表地方債に関連して、委員長にお願いしたいわけですが、今後の審議の資料として、平成10年度以降の年度別、会計別の起債発行額の一覧表をこの機会に出していただきたいと委員長にお願いしたいと思います。よろしくお祈りしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 少々お待ち下さい。

ただいま3番の福塚委員に対して、助役の方より答弁説明願います。

助役（植田耕一君） 今福塚委員の方から、資料の提示のお話ございました。実は改めてつくるといことになりまして時間がかかります。決算書の中に年度別の発行額、起債を起しているものについてわかるように決算書の資料の中で提示しているものもございまして、できればそれを参考にさせていただければというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 時間がかかるということ、それから決算書を見ればわかるということについて、極めて誠意がないと思います。確かにそうかもしれませんが、私がお願いしているのは、年度別、会計別をお願いしたいと言っているのですよ。一覧でわかるわけですから、ぜひ年度別、会計別の平成10年以降の発行額の一覧表を、基金調査一覧表出すわけですから、負の一覧表出しても何ら差し支えないのではないかと思うわけですよ。なぜ拒むのか、その辺が極めて誠意がない。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 今御質問のありました10年以降の会計別、年度別の発行額の一覧につきましては、私ども一括した資料を持ち合わせてございませんので、時間をかけてつくりますので、時間をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 今すぐ出せと自分は言っておりませぬし、考えておりませぬので、正確な慎重に一覧表を出していただければ、審議の参考としていいと思っていますので、可及的速やかにつくって

ただければありがたいと。

以上です。

委員長（久保田英市君） 少し時間がかかるという  
ようなお話でございますので、そのよう願いた  
します。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に進みた  
いと思います。

次に、事項別明細書歳入、第1款、18ページか  
ら19ページまでの質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 19ページ、入湯税、こ  
れ宿泊で3,900人マイナス、それから日帰り  
で5,500人、合わせて9,400人の減というふう  
な入湯税の減の予算でございますけれども、1カ所  
閉鎖するというようなことは聞いておりますけれど  
も、この近辺に温泉ができましたので、そういった  
影響はどのように受けとめておられるのか、分析、  
それ必要だと思いますけれども、どのようにこれ受  
けとめておられるのか、ちょっとお願いしたいと思  
います。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（越智章夫君） 入湯税の見込みにつ  
きましては、14年度、それから13年度の入湯者の  
数等を勘案いたしまして、15年度の見込みを立て  
たところでございます。御指摘のとおり、1カ所  
バーデンかみふらのにおいて閉鎖してございま  
す。この影響も多少この減の中にかかわってございま  
す。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 歳入についてお伺いした  
いのですが、今回の町税の収入に当たっても、大体  
98%という形に見込んでおります。今回の税制度  
改正に当たって、個人住民税等配偶者控除の見直し  
だとか、もろもろの見直しが出てきています。そ  
れの伴う影響というの、この歳入に当たっては、  
当然出てきているものかというふうに思いますが、  
ここで伺いたいのは、いわゆる配偶者特別控除  
の見直しにより、これのやはり控除が受けられない  
という形の中で、今暮らし向きが大変になっている  
ときに、なぜ廃止するのかということが今問われて  
いるかと思いますが、こういった問題について、今  
回の予算措置の上においても、大体どのような世帯  
がどのような影響を受けるのかお伺いしたいのと、  
あと単純に見てましても、たばこ税だとか土地特別  
保有税の廃止等によって増税分と減税分という形に

なっておりますが、こういったものに対する増減税  
に対する税の財源対策というの、国の方からいわ  
ゆる減税対策債という形の中で来ているかと思いま  
すが、その関係についてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（越智章夫君） 12番米沢委員の配偶  
者特別控除についてのまず質問にお答えしたいと思  
います。

配偶者特別控除の適用については、平成17年度  
からございまして、今回の歳入の見込みにつきま  
しては、この影響額、算定をしていないところでご  
ざいます。

配偶者特別控除の減額で、17年度において増税  
になる部分につきましては、今の算定見込みで2,  
100万円ほどなるかなという見込みは立ててござ  
います。

それからたばこ税、今回7月1日から税率の引き  
上げで増税になります。今回の予算におきまして、  
220万円の増を見ておりますが、たばこにおきま  
しても、一昨年度あたりから減収傾向にございま  
して、5%ほどの減収に陥ってございます。この増税  
分と税制改正によります増額分合わせまして220  
万円の増を見込んでおります。

また、もう1点の特別土地保有税の税制改正によ  
る新規の課税廃止でございますが、これについての  
国における税収の補てんというものは、今のところ  
示されておりません。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 12番米沢委員の財源  
補てんの関係について申し上げますが、減税補てん  
債の発行等につきましては、もう御承知かと思いま  
すが、平成10年以降に恒久的減税をされた部分に  
つきまして地方財源措置をされているところでござ  
います。

今回国が予定してございます税制改正につきま  
しては、大きく影響するものは考えられないという  
ようなことで受けとめてございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 次に、歳入、第2款、  
20ページから第9款、35ページまでの質疑に入  
ります。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 32ページの地方交付税  
の問題でお伺いいたしますが、今回、前年度対比2  
億7,300万円でしょうか、減額という形になっ  
ておりますが、これにかかわっていわゆる財政特例  
債という形の中で、この予算措置の中にも盛り込ま  
れておりますが、来るかと思いますが、この点もう

一度、歳入の確保という点でも大事な問題ですから、この点についてもう一度わかりやすく説明していただきたい、減額分がどういうふうに措置されるのか。

それと、平成11年、13年度という形の中で決算見てまして、13年度から交付税の減額分に対する臨時対策特例債という形の中で、上富良野町においても1億2,700万円の財源が歳入として入ってきております。それを足しますと、約前年度対比で言えば、1億円ぐらいが減収になっているのかなというふうな感じだというふうに受けとめております。この点について、前にも質問いたしましたが、事業等の変化だとかいろいろな要素が考えられて、若干ふえたり減るといった要素も加味されて、基本は財政的に市町村がいろいろな事業を行う場合の、その一定的な保障をするという形の中でこの財源交付という形でできておりますが、今この点の解釈で言えば、私申し上げたいのは、いわゆる交付税が減った減ったと。確かに減った部分、ふえた部分と、その実態によっても違いますが、極端な、1億円ぐらいとなればかなり大きな数字になるかと思えますけれども、世間一般に言われるような3億円や4億円減ったという感じのものでもないと思えますし、この点についてかなり、いわゆる国はどういう仕組みかという、こういうものが減ったからもう合併ありきだというような手法で来てますが、こういった現状見ますと、いろいろな事業の精査だとかありますから、さほど減ったというふうなものには入らない部分もあるのではないかなというふうに思うのですが、この点もう一度、解釈の違いもあると思えますから、多いか少ないかという論議ではなくて、その点についてもう一度お伺いしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げたいと思えますが、前回のときにもお話し申し上げたのですが、総体的には1億円ぐらいの差し引き減っている状況でございます。この1億円の価値の問題でとらえますと、いわゆる一般財源として、この1億円があることによって、相当な補助金制度だとかそういうものに活用してやる場合について、相当な大きな額だというふうに私たちは思っております。当然事業を展開する中におきまして、このいわゆる一般財源ベースというのは大体うちの町においてはどれぐらいかといいますと、約3億円から4億円ぐらいしかそこに、事業には投入してございません。そのほかの財源については補助金だとか起債だとかという形の中で展開しておりまして、その1億円減ることについては極めて大きな額だとい

うふうに私たち押さえております。

従来は、右肩上がりの段階におきましては、逆に1億円ぐらいふえてきた経緯がございます。そうしますと、従来の方式の中におきまして考えますと、倍づけの額が影響あるような形で考えられるわけでございます。

それともう1点は、こういう形の中で、臨時財政対策債という中で交付税措置されてまいりますけれども、これにつきましてはいわゆる借金でございます。そういう中で借金ということで、これはもう返さなければいけないということになりまして、交付税の中でそういう借金する部分がふえてくるということは、自由に使える部分が少なくなっている。いわゆる総額主義でなってますから、そういう面非常に構造的には厳しい状況になっているということで私も受けとめております。したがって単位費用だとか、交付税の算定の中におきまして、単位費用だとか補正係数だとかという点で計算式ございまして、そういう面で単価が下がってきているという面がございます。

具体的に言いますと、道路費今まで例えば1メートル7万円ぐらい来ていたやつが6万円に減るとか、そういうような状況になってきてございますので、その辺のところを十分我々は見きわめていかなければいけないというようなことで考えているところでございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） どういう形の中で、言えるならば地方いじめですよ、これははっきり助役おっしゃるように。やはり今国がこういった一定の水準を維持するための交付税措置をきちっとすることが約束されているのだけれども、特例という形の中で、財源のやりくりの中でこういう形をとった。最終的には、いろいろなところにしわ寄せ来ている。これは結局借金で返すということですから、こういうところをやはりもっと自治体としてもやっぱり国に対する要望事項として正していくと、声上げていくと。それでないと、やっぱり財政的にも困難になると、住民の要望にこたえられないということだと思うのです。そういう矛盾を、本当にきちっと解決することなく地方に負担を求めてくるというところが、今の答弁でも明らかになったと思うのですよね。そういった意味で、歳出に当たっても、当然むだな経費を省くということにもなると思えますので、こういった点も含めて、今後自治体として道や国に対してどういう要望を上げていくのか、改善要望上げていくのか、この方針を持っておられるかどうか、この点をもう一度お伺いしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど御説明申し上げましたが、臨時財政対策債、この辺の関係につきまして、今の状況におきましては景気が悪いため、都市が非常に税収が上がらないために、都市の方にいわゆる財源不足で交付税が回っていく仕組みになっているような状況にございます。当然規模の小さい町村につきましては、その影響を受けているという背景の一つでございます。そういう中で、この辺の関係については、当然町村会単位でこの辺のことは毎年この辺の矛盾につきまして要望を申し上げて、全国町村大会等におきましては、重点項目に上げながら要望を続けているのですが、なかなかその要請に応じていただけないというのが現状でございます。引き続き町長が出まして、その辺のところは強く訴えていくということで引き続き考えているところでございます。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 26ページ、国有提供施設、これは何ですか。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 11番梨澤委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

これにつきましては、基地が存在しているところに固定資産税の代替性格というようなことで交付されるものです。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 今企画課長基地と言っただろう。基地と言ったのかい。基地だけではないだろう、国のものすべてだよということ言わないと勘違いしますので。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 申しわけございません。もう少し詳しく言いますと、演習場また弾薬庫等といいますが、そのようなものに対しての交付金であります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） いわんとするところわかって聞いてますよ。わかって聞いているからわからないのですよ、これ。今米沢委員言ったように、合併も来ていて、そういう方向で押されてきている。議員今度選挙ありますよ。そうしたら新しい議員見たってわからない。いざやり合うときは議員がやるのですからね、こういうものがあってこれだけ8,800万円という金が出てくるのかというのは、だれが来たってやれるようにしてやらなければならないのですよ。そういうことから、丁寧に説明と書いてありますから、説明欄があるので、

こういうことで駐屯地何平米だとかぐらいまで書いてあってもいいのではないかと、まあなるほどという、そういう意味で言っておりますので、これはこのままいきますからね。平成16年になると、平成17年には変わったりしたら、わからないで新しい議員入っていくことにもなりかねませんから、この辺のところどうお考えになりますかね。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） これの積算の根拠があると思います。弾薬庫一つに対して何ぼという形になるのか、例えば20つくっても30つくっても一つだということになって算定がされているのか、この点が非常に不透明で、今弾薬庫かなりふえているはずなのですよね。ふえていけば、その分に見合っただけ、これも増額にならないといけないのだけれども、一向に現状維持もしくは今回みたいにマイナス要因と。地方にとっては、こういった歳入については大変貴重な財源でありますから、やはりそういったところについてどういう算定基礎になって、この金額が算出されているのか、あわせてそこら辺の考え方と現状について伺いたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の御質問にお答え申し上げます。

この国有提供施設等につきましては、うちの町で言えば大きくは演習場だとか駐屯地の敷地、いわゆる固定資産にかわるものとして交付される状況にございます。

過去の状況を見ておきますと、なかなか総額が上がってきておりません。現状維持の中で推移しているのが現状です、国の予算として。そういう中に、この関係につきましては、固定資産にかわるものですから、3年に1回に見直しがされます。当然そういう中で評価が出てまいりまして、その辺の算定が変動する要素がございます。

今の日本の経済の状況から言いますと、そういう土地の関係については、値下がりの傾向に推移してございます。その辺のところの評価が影響しているのでないかということで私ども受けております。

詳しい交付内容については、私どもの方に示されてございません。この中で、総体の中で交付される100あるとしましたら、25%はいわゆる国の方の自由裁量の中で交付するような仕組みになってございます。この辺のところ、なかなか町村に対して示してくれない面があります。いわゆる特別交付税と同じように、その自由裁量の中で、状況変化に応じた中で国が配分するという仕組みとってございますので、そういう面もありまして、その資産価値

の部分については、数値は上げてございます。調査が参りますから。そういう中で資産の数量はございますが、これを何ぼで算定しましたよという通知は受けてない状況なものですから、こういうような形で、款だけの名称をもちまして予算計上させていただいております。

過去にこういう御質問をいただいておりますが、そういうようなことで何度か御質問も受けております。私どもそういうことでなかなかお示しできないものですから、説明欄にも載せないでこのような形になっているということで御理解いただきたいと思っております。

算定方法がわかれば、こちら辺に大まかな数字は載せられるのかと思いますが、その辺のところ変動要素あってなかなか載せれないということで御理解賜っておきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 横須賀、あの辺に行くところ海上自衛隊、陸上自衛隊、それから海上保安庁と、そういうようなことで、そして合併に入っているいろいろあるのですよ、やはり。国有提供施設、上富良野だけではないと思うのですよ。富良野市だってあるのですよ。

そういうような状況の中で、議員がですよ、職員は知ってますよね。こうこうですよということわかるでしょう、担当職員は。議員、これではやっぱりわからないですね。だから積算、今同僚委員が言った積算はちょっと出せませんが、わかりませんがということですから、こうこうこういうものですよという範囲ぐらいは議員にわかるようにしていただきたいなと思っておりますけれども、どんなものですよ。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番梨澤委員の御質問にお答えしますが、ただいまいろいろ種々意見いただきましたので、私どもも予算調整の中で説明欄にどのようなことが書けるのか、書くための情報がどの程度知り得るのかにつきまして、引き続きその辺精査して、対応できることについては対応を今後考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 2番中川委員。

2番（中川一男君） 今の26ページなのですが、企画課長のやつ誤解を受けるんだ。基地だとかそういうこと言っているけれども、学校もあるし道立もある。道もある。営林署もある。そういうものを全部書いていかなければ、ただ自衛隊だけがこれだけくれるというわけではないわけだから、その点きちっと出ているわけですよ。それで税務課の方で

積算しているわけですから、北海道から何ぼ大体入ってくる。してない、これは予想で出ているというのはどういうことなんですか。

それからもう一つちょっと聞いたかったのは、郵便局はこれ入っているのか入っていないのか、あれ郵政省なのだけれども、それこの所在地に入っているのか。ただ、国有林だとか、それから北海道のその建物やなんかはこれに入ってますね、積算されると。郵便局はどちらなのでしょうか、それちょっとお聞かせ願えればと思います。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（越智章夫君） 2番中川委員の質問ですけれども、固定資産の中に、国有資産所在市町村交付金というのがございます。それとの勘違いではないかと今思って質問聞いていたところでございますが、国有資産提供所在地市町村交付金には北海道、防衛施設局、それから営林署の国有林野の部分の資産相当の交付金がございます。

委員長（久保田英市君） 2番中川委員。

2番（中川一男君） 2番目、国有提供施設等所在市町村助成交付金と国有資産所在市町村交付金とどう違う。ここに出ているじゃない。総務関係に持ってきたのこれ違うのか、では。例えば、北海道は26万7,000円、防衛施設局は何ぼになりますか、これ1,000円だから862万9,000円ですか、これ防衛施設局のこの内訳。現年課税分が何ぼ何ぼと書いてありますね。これは何なの、これは別なのですか。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（越智章夫君） 2番中川委員のただいまの件でございますけれども、国有資産所在市町村交付金につきましては、国有資産所在市町村交付金法という法律がございまして、この中に国、それから地方公共団体の所有する固定資産、貸し付けしている部分、つまり宿舍やなんかでお金をとって貸している部分についての資産についての交付金でございます。ですから、そのほかにあと国有林野における部分のものというふうに法律で明記されてございますから、今論議されている部分と、中川委員の質問されている国有資産提供所在地市町村交付金とは別なものでございます。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 26ページにあります国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては、自衛隊関連の演習場、また射撃場、それから駐屯地、多田分屯地等にかかわる交付金ということでありますので、御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） なければ、次に進みます。

いと思います。

次に歳入、第10款、36ページから第12款、47ページまでの質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 39ページ、住宅使用料のところ、滞納繰り越し分、これ64万5,000円となっておりますけれども、ここ二、三年大変経済状況が厳しくなってきました、一般企業も賃金カット、ボーナスカットなんかありまして、一般のマンションというのでしょうか、そういうところに4万5,000円、5万円、6万円、そういうような家賃で現在の状態に入ることはなかなか難しいと。それでやっぱり町営住宅に入りたいと、こういう人が非常に多いのですけれども、三十何件くらいの方、三十何人くらいの方が待機しているようでございますけれども、上富良野町の条例、町営住宅の入居者の条件に、収入がふえると出ていくと、それから新しく家を建てたら、その公住から出ていくと、こういうふうなことに規定がなっているのですけれども、これは何年ごろこれ規定できたのでしょうか。こういう今は昔と違いましてさま変わりしております、なかなか新しい家を建てるとか、収入が今の現在の年収よりもどんとふえるとかということになかなかないいきませんので、それでやっぱりこの規定というのをちょっと見直し、これ滞納繰り越しになっている方、いろいろ事情があって滞納になっているかと思うのですけれども、ちゃんと規定には3カ月家賃を払わないと出ていくと、こういうような規定もあるわけなのですけれども、これはどうなのでしょうかね、規定のやっぱり見直しというのでも必要ではないかと思うのですけれども、そこら辺ちょっと担当の課長さん、意見聞きたいのですけれども、説明をお願いします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 15番村上委員の御質問にお答えいたします。

今年度の予算に計上しました滞納額の内訳でございますけれども、今現在整理担当、または当課で徴収に努めているところでございますが、予定としましては、32戸の入居者の滞納額が450万円程度予想されるところでございます。それに対します徴収率につきまして、15%の目標を掲げたところでございますけれども、さらなる徴収の徹底に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、今待機者がこういった状況の中でふえてまいっております。それで供給する住宅の部分につきまして、なかなか固定化されておまして、以前のような春になると転勤とか異動とかによって

空くケースが少のうなっております。それで長い方については、1年以上のお待ちを願っているといった実態でございます。その滞納されている方につきましても、全く誠意がないかと申しますと、わずかですけれども、お金は入れてくれているといった状態にございまして、1年も3カ月以上も何の連絡もないといった方は、今のところおられませんけれども、やはりこれだけの額が出てくるということは、ほかの入れない方に対しても公平を欠くということから、さらに徹底して収納に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、入居の基準の金額の設定でございますけれども、ちょっとこれについては今資料取り寄せしましてお答えをさせていただきますが、いわゆる扶養の家族構成、例えば夫婦2人では幾ら幾ら、それに例えば子供さんがおられるとか、障害者の方がおられるといったことによつての収入の制限が変わってまいります。この点につきましては、後ほど説明をいたしたいというふうに思っております。

それから、入居の規定の基準の見直しにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、こういった厳しい情勢にございますので、規定についての見直しについても検討を進めてまいらなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 42ページの国庫支出金の中の民生費の負担の問題で、保育所のいわゆる保育単価についてお伺いしたいと思います。いわゆる保育単価の基礎となっている、年齢が上がると同時に、保育単価もその分国の方で見ていただいているのかどうか、そういった実態としては、かなり実情の運用と合わないという状況の中で、どこの自治体でもこの保育単価のいわゆる加算の引き上げを要求しているという状況ですが、上富良野町の場合は、今回この保育単価というのは、そういうものもどのように認識されているのかお伺いしたいというふうに思います。そこをとりあえず伺います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢委員の御質問でございますが、保育単価でございます。国の措置費にかかります保育単価の御質問でございますが、この14年度におきまして、この措置費のそれぞれの施設基準ごとの単価が現実に引き下げとなりました。その中で、15年度のこの国庫の負担金、それから道の負担金についても、それらの措置費の基準に基づいた算定をしているところでございまして、実態的には、町の財政的な部分では、やは

りちょっとその辺は影響が出ているのかなということで認識してございます。

そのようなことで、基準に合った予算の計上をさせていただきますところでございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 減額ということで、かなりな財政的、どのぐらいなつかお伺いしたいと思うのですが、一番やはりこういった問題については、どこの自治体でも共通だと思うのですが、やはりこういう問題に対して、なかなか引き上げようとならないと、国の方で。地方自治体が全部持ち出すような感じ、あるいは道が持ち出すと。道もそれに連動しながら、地方自治体に押しつけるという形になってますので、こういう実態もやっぱりもっと地方自治体からやはり明らかにして、もうされていると思いますが、やはり一大運動という形の中でやっぱりやっていかないと、本当に財政が窮屈なところに追い込まれるという状況はあると思うのです。そういう意味では、やはり改善を要する部分として、国の問題だけれども、それは地方自治体において住民にもかかわる大切な問題ですから、この点についての考え方をお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま12番米沢委員の御質問であります。先ほどの地方財政の問題と同じように、町村会の中で、この保育あるいは福祉関係の担当の部署がございまして、そういう中にありまして北海道町村会並びに全国町村会の中でこれらの一つ一つの国に対する要望を実施いたしているところでありますが、なかなか国の方の国家財政も厳しいというようなことから、我々の要望どおりの対応をさせていただいておりませんが、毎年これらにつきましては、全国町村会の大会におきまして、それぞれの分野における国に対する要望運動を展開しているということで、今後も努力していきたいと。そういう上富良野町だけでなく、全道町村会並びに全国町村会とともに国に対する働きかけを進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 39ページ、総務使用料の地下食堂の関係。今回庁舎使用料ということで、24万円計上がされております。13年度の決算を見ますと36万4,299円、それから14年度の予算では36万円ということで計上されています。そうすると、一気に3分の1引き下げなのですね。先ほど補助金の整理合理化の中で、身体障害者福祉協会が7万円から2万円も引き下げということで、現実に確かに合理化のために下げるところはあるけれ

ども、取るところは取らなければならないのだけれども、現実に地下食堂の性格等も含めて、何で一気に3分の1、12万円引き下げといいますが、営業の問題あるし、それから職員の福利厚生との関係というような問題、いろいろな絡みがあると思いますけれども、一応従来36万円ということから、3分の1減額の理由をまず1点お聞かせをいただきたい。

それから2点目は、41ページの関係です。教育使用料の関係で、社会教育使用料、それから保健体育使用料、清涼飲料水等の販売機との関係です。13年度決算を見ますと、社会教育使用料の公民館の関係、5万2,163円、それから14年度は5万2,000円の予算をもっています。それから、社教センターの関係では、13年度決算では15万6,957円、それから14年度は15万円ということですけれども、それぞれ4万6,000円、13万円ということで、前年実績より非常に下がっているということは、私は前決算特別委員会で申し上げた電気料の単価の関係でこうなったのか、その点ちょっと確認したいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 1番中村委員の1点目の御質問にお答えします。

地下食堂の使用料の問題であります。これにつきましては、場所の関係につきましては、条例に基づきまして徴収をすることとなっております。

それと、あわせまして営業上使用してございますガスの料金につきましては、実費の徴収ということでありますが、御案内のとおり14年度におきまして、ガスの単価につきましては、一般市況単価を考慮の中で見直しをいたしました。その結果、現行の単価につきましては、従来の単価から非常に廉価になってございますので、それをもとに、この年間のことを想定してございます。

ただ、ここ最近の新聞報道によりますと、イラク情勢からLPガスにつきましても非常に高騰傾向が予想されてございますので、これらにつきましては、またこの15年度の4月から適用する単価につきましてはの業者とのやりとりもございまして、その辺はまた非常に上がる傾向が背景としてあるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、この計上につきましては、現行のガスの町が契約している単価をもとに予定をさせていただきますので、このような前年との対比で大きな額の格差がございまして、そのようなことで御承知をおきをお願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 1番中村委員の御質問でありますけれども、公民館並びに社教センターの使用料についてでございます。この使用料につきましては、平成14年の4月に使用料の改定をいたしましたところでございます。それで13年度との比較はちょっとなりませんけれども、14年度におきましては、ことしまだ最終数字が出ておりません。それで見込みということで、15年度につきましては計上をさせていただいたところでございます。

それから、清涼飲料水が12、13の実績から見たら2万円ほど減ってございます。これは、ことしの実績の推計を見た中で、2万円ほど減ということで見ているところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） まず1点は、地下食堂の関係なのですが、ガスは実費ということであれば、実勢に合わせてそのメーターによってとればいいのであって、庁舎使用料は使用料ということではっきり分けた方が僕は適切でないかなという気がするのです。ですから、恐らくその12万円もガス代が安くなったわけではないわけでしょう。ですから、その点を僕はやっぱり庁舎の使用料の面積とあれとで含めて何ぼというのは決まっているわけですから、それに基づいての使用料と、それからガスはガスでということで、メーターに基づいて実費をいただくのがいいのではないかなという気がいたします。

それから、清涼飲料水の関係なのですが、役場の庁舎の中とそれから公民館、それから社教センターの電気の単価が違っていたのですよ。決算委員会の中で僕は明らかにしたのだけれども、ですからこれを安くしたのでないかなという気がするのだけれども、単なる推計でということでは、根拠が薄いような気がするのです。ですから、その算出で僕は高かった電気料を安くしたのかということで申し上げたところです。この点ちょっと明らかに。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 中村委員の御質問にお答えします。

行政財産の目的外使用に関する条例に基づきまして、その施設使用とあわせて、実費が伴うものについては実費徴収をするということが根拠になってございますことから、使用料に合わせまして算定をし、使用料の中で歳入の見込みを立ててございます。そのようなことで、繰り返しますが、場所の使用料と、あわせてガスの実費使用料につきましても、ここで予定を立ててございます。したがって

して、単価につきまして見直しを大きくされたことから、その相当分が前年対比で下がっているということで御理解を賜りたいなと思ってございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 中村委員の御質問でございますけれども、清涼飲料水につきましては、先ほど大変失礼しました。前回決算委員会の折からも御指摘されておまして、役場の総務課に合わせまして目的外使用の電気料の見直しを図っておりまして、それらにつきまして減、精査したところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） ちょっと関連になると思うのですが、ガス代安くなったということなのですが、前のガスの燃料の代金と、現在は何のぐらいの差額で安くなったのかなと思うのです。そこら辺ちょっと明らかにしていただきたいと思うのです。

それで44ページの特定防衛施設整備ということで、東1条、公共等サイン設置とか道路設置とかと書いてあるのですが、これ内訳ちょっともう少し詳しく知らせていただきたいと思うのですが。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 8番仲島委員の1点目の御質問にお答えします。

ガスの見直しについてであります。単価につきましては明示することできませんが、率的に申し上げますと、従前の単価から4割程度引き下がった単価で今契約をしているところであります。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 8番仲島委員の御質問にお答えさせていただきます。

東1条通り整備事業につきましては、昨年14年度からやっております。ことしにつきましては歩道工といたしまして632メートル、場所につきましては駅前のところから北3丁目のところまで。

それから、このほかに附帯工といたしまして照明灯を26基設置予定でございます。

それから、公共施設等サインでございますけれども、これにつきましては安全標識といたしまして42基を予定しております。

それから、歩行者用案内標識といたしまして5基を予定しております。

この場所につきましては、案内標識の42基につきましては、道道の方を主に停車場線、それから吹上線、留辺蘂線、旭中線のこの路線の道道に案内標識42基という設置を予定しておりますけれども、この中に町道にも約10基程度42基の中にも含まれ

ております。

それから、歩行者案内につきましては、駅の跨線橋から東の方に向かひまして、本町4丁目の方を出まして、それから役場通りのその東2丁目の方向に進みますと、道道を越えて、その交差点のところから本町4丁目、そのところから宮町官舎の方に今度進んでいきまして、それから宮町官舎の前のところから真っすぐに今度東1線町道の方に向かひます。その間に、歩行者案内用といたしまして、4基の標識を設置計画でございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 金額がガスの方は言えないということなのですが、なぜこういうふうに急に安くなったのかという理由があると思うのですよ。

それと、ここまでガス代が安くなったということは、ほかの灯油だとかガソリンというのも当然話し合いにならなければならないと思うのですね。その点はどうなっているのかなと思うのですよ。なぜこんなに急激に安くなったのかと。それはこちらから申し入れしたのか、業者から来たのかわかりませんが、その辺ちょっと明らかにしていただきたい。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 先ほどのガスの関係につきましましては、先ほども申し上げましたように一般市況単価、私ども余り情報、市場調査してございませんので、幅広い情報は持ってございませんが、ある程度の個人の方の契約状況というか、購入状況も知り得る中で、どの程度がいいのかについて判断を加えるところであります。そのような経過の中で、一般市況単価が廉価で行われている実態をもとに、業者との話し合いの中で、先ほど申し上げましたように、率にしますと4割程度の水準で契約に至っているところでございます。

それと石油系の燃料等につきましても、私どもも以前から町の設定単価について非常に高いというように形で御意見を賜ってございます。これらについても、どの水準が適正かについては、非常に判断が難しいところでありますが、町内の中でも、町の契約単価より何円か安く買われている実態も耳にすることもございますので、私ども町としましても、できるだけ安価なものを入れることを念頭に、この灯油、ガソリン等につきましても業者との話し合いの中で、町ができるだけ安価な水準のものを受け入れたいという希望を伝え、御理解をいただき、この4月以降に、一つの方法として、町内で業としている方に指名をしまして入札方式に切りかえていきたいというふうに考えているところであります。

そのようなことで、灯油、重油等につきましましては、現段階では事務的にそのような構想も持ちあわせているところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 努力しているところはわかるのですが、ガスの方がこれだけすばんといきなり来てですよ、灯油、ガソリン関係は全く手つかずということとは一体どういうことなのかなと思うのですね。それが問題でないのかなと思うのですよ。

総務課長、大分苦しい答弁していると思うのですが、内容は私実は知っているのですよ、中身は。知っていて聞いているのですが、それならば当然ガソリンにしても、灯油にして安くなってしかるべきでないのかな、努力をしなければならぬと思うのですよ。今現在の単価、私間違ひなく安く買っているのですよ、同じ上富良野の業者から。年間これだけ使うから、これだけの金前もって払いますから、幾らにしてくれるかと、交渉して安くしてもらっているのですよ。方法的にはいろいろな方法があると思うのですね。

このガソリン、灯油の問題というのは毎回、私町議になってからずっとあったのです、この問題は。何回言っても努力しないから、最近では出なくなったのですね、この問題は余り。だから出なくなったらそのままいいのだということなのか。ガスがこうなったのであるならば、実はこういうわけだから、あんたたちもう少し努力してくれないのかというような方法もあるだろうと思うのですよ。それでなかったら。半分はよそから仕入れするよと、入れてもいいという人いるわけだから、上富に。そこまでの折衝をしていかないとだめなのでないのかなと。使う量が全然膨大に違うわけだから、私の家で使うのとは。だから少しぐらい努力しないと、そこを努力すれば給料下げなくてもいいかもしれないんだわ、早い話が。そこら辺もう少し努力してほしいということで、総務課長もう1回答弁をお願いしたいと思うのですが。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 今の燃料の問題につきましましては、若干この機会でございますので、私の方の考え方も申し上げたいと思いますが、ガスにつきましましては、私ども若干不勉強でございますが、納入業者と納入を受ける町の施設の状況を考えたときに、どの業者の方にも、今の施設状況でありますと供給を受けることができません。その受け口がそれぞれ特殊なものを使われているということから、そういう性格でガスにつきましましては、今現在施設ごとを受けている業者との間の中で、そういう特殊性を

加味しながら、随意契約でとり行うということが一番ベターであるというふうに判断をしてございます。

そのような観点から、14年度中にガスの業者さんとは話し合いの中で、もう既にそういう価格水準になっているということは御理解をいただきたいなと思います。

あと重油、それから灯油、ガソリン等につきましては、ある意味ではどこの業者からも受け入れられるような施設というが設備状況になってございますので、この辺につきましては、町内の業者の実態からすると、一部の方除いて残りの方との受給契約をしているという実態でございますので、町内の中で広く業としている方について、そういう参入の機会を与える、そういうことをもってまた競争性が発揮され、それが安価なものの仕入れにつながるという観点から、今後において取り進める予定としてございます。

これについては、たまたま検討したのが秋から冬に向けてでございますので、業者の方につきましても、この冬に向けましての需要期、それと業者さんにしてみれば、元売りからの供給を受けるそういういろいろな背景がありまして、需要期のさなかに入札なりの制度をもって対応することについては、非常に問題が多いということも町の方でも判断しまして、この4月以降もう少し業者さんとの話し合いの中でいい方向に切りかえていきたいというふうに思います。努力については、引き続きたゆまぬ努力を重ねてまいらなければならないというふうに認識をしております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 今ガス代の関係が4割も安くなった。私は単純に考えてですよ、1年間に4割も安くなるわけではないと思うのですよ。ですから、一応資料要求として、厳密な庁舎使用料とガス代と13年度の決算、14年度の予算の内訳、それから今度15年の内訳、これを出していただきたいと思います。何か一気に36万円のものが24万円、12万円安くなる。ガス代が4割安くなったって、一編に安くなるわけではないのですよ。というのは、私の考えるところでは、何年か、13年ごろから今まで全然ガス代をそのまま徴収していたわ、しかし実際は安かったわ、それで一挙に今度は4割減ということで持ってきたのではないかという推測は立つのですけれども、いずれにしても13、14、15と予算の算出根拠、それから13年度の決算の内訳、これを厳密に庁舎使用料とガス代と分けて資料提出をお願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） それでは、ここで休憩をとります。

午前10時56分 休憩

午前11時15分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど1番中村委員の質疑に、総務課長より答弁させます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 1番中村委員の御質問、資料の関係につきましてお答え申し上げます。

求められた資料につきましては、13年の決算額、それと14年につきましては、今現在の額、それと15年につきましては、予算見積り額の額を施設の場所の使用料、それとガスの実費の額とに分けて資料を調整したいと思っておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 45ページ、4節の住宅費国庫補助金、私は本当に知らないのを知りたいので伺いをしたいと思います。

この事案に対しては、従前からあったと思えますが、低所得者を対象にした公営住宅家賃対策補助、国庫補助金2分の1というふうに理解したいわけですけれども、その説明で家賃収入補助271万6,000円、家賃対策補助1,534万3,000円、この違いを簡単にでいいですから御説明していただければありがたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の家賃収入補助でございます。金額271万6,000円でございますが、これは昭和44年の法改正を受けまして、従来公営住宅の建設に当たりましての土地の取得につきましては、補助の中に算定されていたわけでございますけれども、それが起債という方になりまして、その分の補てんをするといった意味から、この制度が設けられておりまして、現在戸数が138戸ということで補助の対象となっているところでございます。

それから、次の家賃対策補助でございますが、これも法改正によりまして、従来住宅建設費から補助金を除いた分の、要するに町の負担部分をもって公営住宅の使用料の算定をしていたわけでございますが、これによりまして相当額が上がってまいるとい

うことで、それを入る方の所得等に応じた額にする。いわゆる応能、応益費に改められたところがございます。それをすることによって、本来町が収入いただける額との差異が、近傍のいわゆる民間の貸家との差額が出るということの部分の調整額としてこの制度が設けられておまして、本年15年におきましては1,534万3,000円の部分で収入を予定しているところがございます。対象となる戸数が60戸ということでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 先ほど15番村上委員の質疑に対しまして、商工観光まちづくり課長より答弁いたさせます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 先ほど15番村上委員からの、公営住宅の入居基準の金額はどうなっているということでございますけれども、これは国の方で政令で定められておまして、今の基準は平成10年の4月1日に定められた額をもって運用いたしているところでございます。

ちなみに、この部分で申しますと、公営住宅の入居者の所得につきましては、その世帯の月額が20万円未満ということになってございます。あと、これにそこにおられる扶養者の人数だとか、高齢者だとか、障害者だとかいろいろな家庭の実態がありまして、これに応じました収入額の変化はあるところでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 次に歳入、第13款、48ページから第14款、55ページまでの質疑に入ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 51ページの4項の3節、耕地費補助金の国営造成施設管理体制整備促進、富良野土地改良区319万9,000円、しろがね土地改良区113万9,000円、この違いについてお教えいただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚委員の御質問にお答えをいたします。

国営造成施設管理体制促進費でありますけれども、いずれも国費、道費が入りまして、道の方から支出されるわけでありまして、内容的には国営、道営事業で造成されました施設に対し、これは土地改良区で維持管理するわけでありまして、これに対する国、道に対して支援をするという内容でございます。それに町費も含まれてまして支出するものでございます。

内容的には補助基準額となるものの違いがござい

ます。まず一つは、富良野土地改良区の部分319万9,000円でありまして、国、道の審査におきまして対象となる額、富良野土地改良区にかかわる部分につきましては、約9,010万円ぐらいの維持管理費が対象となるところでございます。その37.5%が交付されることとなります。そのうち富良野土地改良区におきましては、本町に置きかえますと、本町の部分が430万円ぐらいになります。あと富良野市、それから中富良野町が対象になりますけれども、そのうち75%が補助金の対象額であります。そうすると、319万9,000円。

それと、しろがね土地改良区の関係でありますけれども、対象となる額が約1,990万円、これが対象となるところでございます。これの37.5%、そのうち上富良野町にかかわる部分が30.6%ぐらいありますので、そうすると計算いたしますと228万円であります。そのうち、113万円が補助金となるものでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 課長の説明で理解しなければならぬと思っておりますけれども、端的に金額面でそのようなことがはっきりしているのであれば、もう少し簡単に説明してくれることが可能であったのではないかと申すのですよ。

国営事業の施設管理となれば、基幹的なものとして何が違いがあるのだと、二つの改良区で。例えば富良野土地改良区といったら中富良野にある土地改良区ですね。しろがね土地改良区というのは新生、この間立ち上がった土地改良区ですね。ボリューム的に、受益面積的に、このような違いあるからしてこのように金額も違うのだと、その辺のところ受益面積は全然自分は違っていると思っているわけですよ、富良野土地改良区としろがね土地改良区では。そこで当然基幹施設も違っていると思うのですよ。金額どうしてこのように違うのですかということだし、説明をしていただくに当たって、いまいしわかりやすくその辺の違いを説明してもらわなければ飲み込めないのですよ。再度質問したいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 富良野土地改良区にかかわる部分でありますけれども、これについては用水路あるいは、本町にかかわる部分としては日新ダムあるいは草分の頭首工、それから日新の幹線用水路等が対象になります。それから、しろがね地区で申し上げますと、用水路の関係もございまして、頭首工、それから幹線用水路、こういったものが、ダムももちろん入ります。含めまして対象になるところでございます。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） 50ページの農林業費、道の補助金の関係で1点お尋ねさせていただきます。

歳出の方でもこれを受けての説明がなされておりますけれども、歳入のところでお聞かせいただきたいと思いますが、林業費の補助金のところに、森林整備地域活動支援推進ということで750万円と25万円が歳入見込みで掲載されておりますが、非常に近年農林業、特に農業でございますけれども、林業においても非常に厳しい経営を強いられているという実態にございまして、個々で本年度から森林整備地域活動支援交付事業ということでなされるようでございますが、どういう中身で本事業が行われるのか御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 向山委員の御質問にお答えをいたします。

この事業につきましては、水土の保全、あるいは大気の循環、それから地球の温暖化防止などということで、国におきましてこれらの防止も含めまして、森林の広域的な機能を図ろうというようなことがねらいでありまして、これに対しまして民有林を対象にいたしまして、民有林の施業計画が終わっているところ、されているところというようなことで、これらを対象にしまして、30ヘクタールの団地を組んでいただいて、これを地続きというようなことで理解してもらえばいいかと思っておりますけれども、それらに対しましてヘクタール当たり1万円を交付する内容でございます。これにつきましては、所有者として、森林組合に委託される部分もあるかと思っておりますけれども、内容的には森林の状況の調査、あるいは森林歩道の整備、こういったものが受益者というか、林業者として行うことによって交付されるものでございます。

本町においては、民有林の施業が今行われている面積としましては、約5,000ヘクタールございます。そのうち1,000ヘクタールぐらい対象になっているわけでありまして、これにつきましては、30ヘクタールという一つの団地の構成要件がありますので、約2割程度が対象になるところでございます。それに対して、対象戸数といたしまして300戸というぐあいなところでございます。これに対して1,000ヘクタールですから、1,000万円の交付となるところでございます。

内容的には、あと75%、国において50%、それから北海道において25%、1,000万円のうち750万円については、国、道の支援を受けるも

のでございます。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） 事業の大枠については理解できました。それで、おおむね5,000ヘクタールあるであろうという、その民有林の中の1,000ヘクタールが見込みを立てておられるようでございますけれども、これはそれが最終的には60%になるのか、80%網羅できるのかわかりませんが、単年度ということではなくて、ある程度国、道は、これ何年間の継続性を持って取り込まれる事業なのかどうか、もう1点お聞かせ願いたい。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） これにつきまして、平成18年度までの5年間、本町におきましては15年度取り組みですので、4年間ということでございます。

委員長（久保田英市君） 16番清水委員。

16番（清水茂雄君） 2点ほどお聞きしますけれども、民生費負担金の中の社会福祉費負担金、49ページの社会福祉負担金中の障害者支援費2,587万8,000円ですが、これ前年度この項目がなかったのですが、この内容について御説明をお願いいたします。

それから、51ページの林業費補助金の中の北の森づくり緊急対策というのと、それから21世紀北の森づくり推進ということで、2項目設けてありますが、この内容についても御説明をお願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 16番清水委員の御質問にお答えします。

障害者支援費ということでございます。これ道の負担金でございますが、これは国の国庫の方にも、この支援費ということで計上されてございます。この障害者支援費というのは、本年度から法の改正に基づきまして、従来障害者の福祉につきましては、措置費ということで制度的になってございましたが、これが支援費制度に移行されたことによりまして、この項目としてここに上がってきてございます。国庫支出金の方にもこのような計上で、負担率につきましては、この道の負担金は4分の1の計上でございます。この2,587万8,000円につきましては、4分の1の計上でございます。それから、国庫につきましては4分の2でございます。

事業の中身につきましては、身体障害者の施設入所者の支援費、それから知的障害者施設入所者の入所費の支援費、それから在宅におきます訪問介護とか、あるいはデイサービス等のそのような支援費が、その中に必要経費が計上されたものが支援費

でございます、それを受けた国庫負担あるいは道の負担の財政的な計上という形で、本年度の予算には計上させていただいているところであります。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 清水委員の御質問にお答えをいたします。

北の森づくり緊急対策でありますけれども、これにつきましては、民有林の間伐事業でございます。中身につきましては、50ヘクタールぐらい予定してございます。それに対しまして、道の補助ヘクタール当たり7,000円を見込んでいるものでございます。

それから、21世紀北の森づくり推進事業、これは民有林におきますところの造林でございます。対象といたしましては、10ヘクタール町内の造林を予定しているところでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 55ページの、一番上のその他町有地貸付料という、その他というのはどういふところかお聞きします。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） その他の町有地の関係につきましては、ちょっと内容につきましては、お時間いただいて調べさせていただきたいと思えます。

特に主たる目的、ここに掲げてございますような目的以外の個々のものについて精査してありますので、内容についてはちょっと精査をさせていただくために時間をちょうだいしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） これ私聞くのは、何十億というものを建てておいて、それが町有地であるから1,000万円ぐらいで町に買ってもらったとかという話今にぎわっていて、町民の方も関心持っていると思うのです。そういうようなところはないのかなということ聞いていますから。オートキャンプ場の建物とか、そのほか何かあるのかなということで、そういうこと聞いておりますから。これはいいです。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 申しわけございません。非常に遊休地の町有地をいろいろな目的で使用許可をさせていただきます。それらを束ねまして計上してございます。ちょっとここで申し上げますと、非常に数多くございますので、なかなか申し上げにくいわけですけれども、公共用地の隣接する遊休地につきまして、工事にかかわりまして、施業者が事務所を構えるために必要だというようなケー

スにつきましても、土地の管理上、それから使用上問題ない場合には、使用許可をするケースもございまして、そういうたぐいのものが相当多くございます。

そのようなことと、あとは通信設備がございまして、そういう通信設備やなんかにかかわりまして、町有地を貸しているケースも相当ございまして、それらが主に合わさりまして70万円の予算の計上をしているところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 次に、歳入、第15款、56ページから第19款、67ページまでの質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、歳入に対する質疑を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ち願います。

事項別明細書歳出第1款70ページから第2款91ページまでの質疑に入ります。

17番小野委員。

17番（小野忠君） 総務費の81ページ、魚の棲む環境づくり事業補助、これは全く補助金の減額がない。27万円、去年と同じ金額で出ています。これはどうして皆さん3%引かれているんですけどね、なぜこれについてこのように出ているのか御説明ください。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 17番小野委員の御質問にお答えさせていただきます。この件につきましては、既に平成12年度に1回見直しをいたしまして、30万円のところを1割相当ということで3万円を削減して27万円としたところであります。またこの問題につきましては、継続して会の方とも話をさせていただきます。そして今後、そこら辺のことにつきまして会と協議を重ねた中でまた見直しを図っていきたいというふうに考えているところでございます。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 企画課長、その説明は去年も聞いているしよ。27万円というのは、30万円のときも質問したことあるんですね。この魚の棲む会については、ベベルイ川においても清富小学校の子供さんたちが魚の実態を研修されているということは、私たちも見てきている。ですから魚代は出しても、あとの問題はボランティアでできないかと、これ去年も言っている。ところが他のものは減額措置をとって、これはなぜとれないのかと。そういう説明でいくならば他の方も問題があると思えます

よ。もう一辺その辺答弁ください。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 今、委員から御質問がありましたように、放流をいたしております。放流の稚魚代といたしましては、町から27万円を助成いたしますが、50数万円の費用をかけて放流をいたしています。というようなことで、全額実際町から補助しているものが放流の稚魚代にあっているということで御理解願いたいと思います。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） この魚をどこに流しているのかということなのですよ。いいですか、日新ダムに放している。そして日新ダムが放して、それでその日新ダムの水を抜くときには、網をかけて魚をすくってしまっている。何にもその効果は出てない。だから今どこへ魚を放しているか、この点もう一遍聞かせてください。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 17番小野委員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成14年度におきましては、放流箇所、3カ所に放流をいたしました。1カ所につきましてはピリカ富良野川で、清富小学校の前に放流をいたします。また、そのほかにつきましてはベベルイ川、倍長橋というのですか、その付近に放流をします。また、もう1点は神谷川、東12線橋の近くに放流をいたしたところであります。

なお、放流いたしました数につきましては、3,000匹を放流いたしました。その中でピリカ富良野川につきましては、清富小の前ですが、1,200、ベベルイ川につきましては1,000匹、それから神谷川につきましては、800匹のニジマスの4年生から6年生の稚魚を放流したところであります。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） ここでまた余りくどく聞くの嫌ですけども、それは今は日新ダムには放流していないということなのですね。わかりました。よろしいです。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 89ページ、2款総務費の統計調査費のところでございます。報酬のところですけども、46万8,000円と、7万8,000円ふえているわけでございますけれども、この工業統計調査、これはどういった項目の調査なのでしょう。下の住宅・土地統計調査というのわかるのでございますけれども、こういった調査の中に、石油ですとか商業の就業調査ですとか、そういう項目なんかは入っているのでしょうか、項目について

お伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長、答弁。

企画調整課長（中澤良隆君） 村上委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

工業統計にかかわる御質問であります。まず報酬額やなんかの変化につきましては、これは要するに国が調査すべきものを指定統計というようなことで町に委託をされて、それを実施しています。したがって、報酬額につきましては、国が定めた金額をもって報酬額やなんも算定しますので、すべてそういうような形になります。

また、もう1点の工業統計調査の調査項目であります。まずこれにつきましては、毎年12月31日現在で、上富良野町の工業に関することということで、まず工業と分類される事業所、それから従業員数、それから製造品出荷額、そういうような項目等を調査いたしているところであります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） そういった項目、恐れ入りますが、後ほど何か表ございましたらいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） 今の3点目の御質問であります。項目等につきましては、毎年調査結果表がおくれて1年後ぐらいに参ります。その項目といいますが、今委員が御質問した項目に基づいた調査結果が出ておりますので、そこら辺については、ごらんいただくよう配慮いたしたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 85ページ、負担金の問題なのですが、納税貯蓄組合の補助金の問題なのですが、財政が非常に厳しいということなので、これは廃止するべきでないのかなと私思うのですが、実は、段階的に下げていくという考えでいるようなのですが、ここまで財政の厳しいというのは、今住民の方よく理解しているのだらうと思うのです。タイミング的に言ったら怒られるかもしれないけれども、やっぱり削減する必要があるのではないかなと。

私のうち本町なんです。補助金もあって何に使うのだということで頭悩ますのです。実は。温泉でも行くかと言ったら、行く人も行かない人もいると、不公平ができるぞと、では仕方ないから米でも配れやということ配っているのですよ。だからこれ納税するというのは国民の義務なわけですから、これをいつまでもこのままやっぱり続けていく理由にならないような気がするのです。僕は。

ある町内に行くと、300万円も400万円もたまってしまったということもあるのですよ、実際

に。だから、こういうところの見直しも必要でないのかなという気がするのですね。

商工会の補助金3,000万円も4,000万円もすくとんと削るのでなくして、こういうところも少し考えてもらわなければならないのではないかなという気がするのですが、その辺はいかがでしょう。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 8番仲島委員の御質問にお答えさせていただきます。

この納税貯蓄奨励金でありますけれども、これとして計画が終わり、15年度で終わります、最終年度を迎えるわけですが、それに減額をしてきたと。最終的に私としては、この制度は今委員がおっしゃるように、納税はそれぞれの義務で対応していただくということが基本でありますので、こういう財政状況でありますから、廃止に向けていきたいというようなことで、住民会長会議で、このスタートをするに当たって御提案し、説明をしてきたところであります。住民会長さん方々の中では、うんそうだなという御理解をいただいている、当時はいただいているつもりであります。ただ、問題は、今現在農家の皆さん方、農協で一括して納期で全部組助で、不足する人は貸し付けて、そして納税していただいているという部分がございますので、これを廃止すれば、それらの対応はできなくなるぞというのが農家の方の住民会長さん方々の御意見がございました。これらについては、今後十分検討していかねばいけない、対策を講じなければいけないというふうに思っておりますが、農家の皆さん方と市街地の住民の皆さん方との差別するわけにいきませんが、聞くところによると、JAさんも近々組助制度というのを廃止するとか何とかというようなお話も耳にしておりますので、そういうことに相なりますれば、これらを含めてもう一度検討を見直しをしたいという、15年以降についての対応を見直しをしていきたいというふうに思っております。

ただ、その中で一つの方法としては、今の納税奨励制度でなくて、例えば自動振替措置をしていただくとか、そういうような対応に対する支援だとか、そういうようなことも含めて今後検討したいというふうに思っておりますので、ひとつ御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 今町長の話を見ると、農家の人は税金納めたくないのだからだめだということなのかなと思うのですが、そういうふうなことではなくして、やはり前に僕も1回それ質問したことあるのですが、農家の方の問題もあるぞということ

現在まで来ているのだろうなというふうには思っているのですが、いつまでも放置するというにはならないと私は思うのです。これは税務課が出向いて行って、1軒ずつ回ってひとつ集金をしていただくというぐらいの努力をしていただかないとだめだと思うのですよ。だから農家の関係があるから、なかなかこれ削れないのだということであるならば、そんな理屈にはならないと私は思うのです。だからいつから廃止にするという明確な考えを持たないと町長だめだと思うのですよ。そこら辺をもう来年からきちっとやめると、もう一切やらないぞというぐらいの考えを持っていただきたいと、こういうふうに思いますので、町長の御決意をひとつ聞かせていただきたいと思うのですが。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 8番仲島委員の御質問にお答えさせていただきますが、今計画どおり、15年度はこの計画で減額措置をしながら進めていくと、16年度以降につきましては、御案内のとおり、これから16年に向かって新たな行財政大綱をつくりながら、行財政改革を実施していかねばいけないということも含めております。考えておりますので、それらの中でこういった部分についての大局的な見直しを図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 4点ばかりお尋ねしておきたいと思えます。

73ページの総務費の一般管理費の14節使用料及び賃借料、ここにあっては268万6,000円となっておりますが、トータルで見えた場合、一般会計で約8,000万円近い14節の計上がされております。特に総務費、土木費については数千万円になっていると。これらについては理解したいので、目的別内訳調書を審議の資料として提出していただきたいとお願いするところであります。

2点目、75ページ、これも同じく財政管理費のいわゆる14節ですけれども、バランスシート発行システム等借り上げ25万1,000円、これももう数年前から借り上げて今日まで経過していると思えますが、これらに対しては全然町長からの言及がない。どういう考え方でこの予算措置をされたのか、その点お伺いしたいと思います。

3点目は83ページ、11項のバス運行費、13節委託料634万7,000円、これにつきましては、一般質問いたしたところですが、極めて答弁の内容があいまいであるので、この際お伺いしておきたいと思えます。

であるならば、積算した数字をもって説明をして

いただきたいと思います。634万7,000円になった、こういう積み上げでこの数字になったという説明を賜りたいと思います。

それで、これは仄聞したところで、大変失礼なことを尋ねることになる向きにあるかもしれませんが、この際につきまして町の職員が代替で運転した経過があるかないか、私はないと思っていますけれども。このような状態で、結論めいたことを先んじてお話をさせていただくことは大変恐縮ですけれども、料金収入350万円あるわけですから、役場が直接臨時雇いを雇ってやった方が経済効果があるのでないかと思っています。

85ページ、防災対策費、18節備品購入費8,103万9,000円、この事業概要について説明賜りたいと思います。

以上であります。よろしく願います。

委員長（久保田英市君） 12時になりましたので、ここで昼食休憩をとりたいと思います。

ただいまの3番福塚委員の質疑は、昼食後答弁をいただきます。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（久保田英市君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長よりお願いがございます。

委員各位をお願いを申し上げます。予算特別委員会における資料の要求につきましては、審査、調査上の保管するもので最小限にとどめていただきたいと思っておりますので、御配慮の方をお願いを申し上げます。

それでは、3番福塚委員の午前の質疑に対する答弁をお願いします。

総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚委員の4点の質問のうち、3点について私の方から御説明申し上げます。

まず、1点目の73ページの14節に関連しましての全体の目的別の資料につきましては、少し時間かかるかと思いますが、調整しまして前段の資料とあわせまして委員長の方に提出をしたいというふうに考えているところであります。

それと75ページのバランスシートの借上料の関係であります。これにつきましては、13年からこのシステムを導入しまして、内部でいろいろ種々検討をしたところであります。13年12月になりますけれども、所管の委員会におきまして、11年、12年度のその年度のいわゆる貸借対照表につ

きまして資料を提供しまして、種々意見をいただいたところでございます。今現在、他町村との比較を容易にする、もしくは使い方をどうするかにつきましては、まだ内部でも十分なものとなってございませので、これらにつきましては、引き続き内部で使い方についての検討を加えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、町としましては民間で行っている貸借対照表の、その視点での財政分析が必要であるということで導入を図ったところであります。そのようなことから、いましばらくお時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。

それと、最後の85ページになりますが、防災無線の受信機を本年度8,000万円余りの金額を導入を予定してございます。御案内のとおり、この13年度から、3カ年計画で今全体の設備の更新をしているところであります。今回につきましては、台数で申し上げますが、2,297台を予定してございます。これをもちまして、戸別受信機全体の更新を終えることで予算の措置をしたところでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 福塚委員の町営バスの運行の関係につきましての御質問でございますが、まず第1点目の十勝岳線に係ります委託に関しましてでございますが、これにつきましては、まず基本的に考え中心にしてございますのは、当該バスの運行につきましては、旅客の運送という一つの大前提を置きまして委託を進めているということでございます。

次に、この積算に当たりましては、基本的に日の業務の時間帯を基本といたしまして、すべて時間単位で所要の単価を求めながら計算をさせていただいているものでございます。それに加えまして、当然にして手当でありますとか、法定福利費ですとか、そういうものを加えまして、その算定をいたしているところでございます。364日の運行でございまして、往復回数にいたしまして1,460ぐらの往復回数を運行する形でございます。これらによって算定をさせていただいているものでございます。

次に、第2点目として、町の職員が代替した経過はあるかということでございますが、代替という形では一度もございません。ただ、平成13年度に十勝岳温泉地区で高齢者に対する無料の開放いたしましたときに、かなりの量の方々がいらっしやいましたので、これについては、あくまで増便を発したものであるについては、町の職員によって対応したというこ

とでございます。

次に、臨時雇用で行ってはどうかということでございますが、これにつきましても比較させていただいてございました。御承知のように臨時雇用にかかわりましては、10カ月雇用という一つの制限条項がございます、これらに対応した考え方の中でいきますと、最低お二人でやったとしても、実は2カ月間2カ月間の間がございました。これらについてはさらに新たな人材を求めて設定をしていかなければならないというような状況から、計算いたしますと、私どもの試算によりますと、おおむね900万円ぐらいの判断になるのかなというふうに思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 後先になって恐縮ですがけれども、十勝岳へ運行しているバスの件ですけれども、ただいまの答弁では、さきの自分の一般質問に対する答弁と何ら変わらないのです。バスの運行目的は、説明されなくても及ばずながら理解しているつもりです。私が聞いているのは、要するに634万7,000円になった積算根拠を数字的に聞いているのであって、なぜそこに入っていけないのか。こういう積み上げでこの数字になりましたという答弁を求めます。

それから、総務課長答弁してくださった中で了解するものの、どこの住民会を、どこの地域を本年もって終わるのか、その対象地域、住民会名でお知らせいただきたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 先ほど申し上げましたが、日当たりの勤務時間にしましては、8時間56分ということで積算をさせていただいてございました。日当たりの単価につきましては、町が予算設定の中でしてございます内容で、時間単価1,270円というのが基本になってございます。これらのほかに、あと手当等設定いたしまして、そのほか法定福利を加えているということでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 防災係長。

防災係長（深山悟君） 更新の対象地区についてお答えいたします。

住所表示で言いますと、富町、錦町、中町、栄町、大町、宮町、本町、新町の一部、旭町の一部となっております。住民会の名称で言いますと、西富住民会、あと中町住民会、栄町住民会、大町住民会、宮町住民会、本町住民会、新町住民会の一部、旭町住民会の一部でございます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 大変失礼しました。項目に分けて若干説明を申し上げますと、年間の運転に要する直接の部分につきましては412万円程度、それから手当にかかわりましては91万円程度、それから法定福利費にかかわりましては99万円程度ということでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 十勝岳線のバスの件ですけれども、確認する立場にないので、軽々にお話をさせてもらうことは控えていなければならないということで、控えていたつもりですけれども、極めてあいまいなのですね。何も難しいことないと思うのですよ。予算計上した根拠は、こういう根拠に基づいてこうなりましたという説明がなぜできないのか、全く理解できません。

聞くと、634万7,000円と極めてきめ細やかな4万7,000円という数字、端数ついているのですから、説明できると思うのですけれども、聞くと、運転手には300万円も払っていないと、あとは全部役場公費であると、こういう民間委託はないだろうと、毎年何で同じ相手なんだと、契約の、どういうことでそうなるんだと、こういう町民の不信があるわけですよ。これは、少なくとも解消しなければならない。したがって、積み上げた根拠はこのことに対しては幾ら、このことに対して幾ら、そういう説明がなぜしてもらえないのか、極めて残念に思うところであります。したがって、これらにつきましても、できることであれば積算根拠を明らかにしていただくために、いわゆるできることであれば、資料として提出していただきたい。根拠についてお願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚委員の方から、十勝岳線のバスの積算の根拠を示せということでございますが、この路線につきましては、当然入札執行という形になってございます。当然積算内容については、私どもの方におきましては予定価格設定するために、その積算根拠を明らかにしてございます。最終的には、入札段階で町長が最終の予定価格調書を作成しまして入札に当たるという形になってございます。

そういう中で、担当課長の方から非常に歯切れが悪く、その内容をなかなかお示しできないという点がございまして、概略の中でそういう形を申し上げているところでございますので、その点御理解いただきたいと思えます。

なお、そういう点につきましては、十分今後の中で、内容等につきましては趣旨を踏まえまして

今後課題として受けとめていただきまして、検討させていただきますということで御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 極めて予算審議において、明らかにしておいて説明できないというようなことは、責任ある立場の者のコメントではないと思うのですよ。少なくとも説明責任があると思うのですよ。では明らかにできないという部分は、何をもちょう明らかにできないのか、端的にその点をお伺いできれば幸いです。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚委員の質問にお答え申し上げます。

当然入札に付するという観点から、私どもはその積算過程においては、私ども責任持って積算をしていることとさせていただきます。その多寡については、御批判があるという点につきましては、私ども謙虚に受けとめまして、その内容の検討を今後していきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 少なくとも責任行政ですからね、自信持って行政に対処していただく姿勢を持っていただかなければ、少なくとも入札執行して決めているということであれば、結果終わっているわけですから、それを公開できない、その辺が極めて町民との信頼関係が希薄になっていると思うのですよ。聞かれたら答弁できない。それは何とかが、どういう根拠に基づくかわかりませんが、人権にかかわる問題なのか、営業上の問題なのか、その辺のところ全然暗示与えてもらわないで、ただ説明できない、したがって検討する。検討する値ないのでないですか、自分の質問に対して助役が検討すると言うけれども。検討するのであったら、こういう点に対しては、こう考えることによって検討する。でも説明できない、説明責任があるものが説明できないということで控え目になっているわけですから、検討する余地ないのでないですか。一貫性の答弁では困ると思うのですよ。少なくとも今日の緊急課題は財政問題にあるわけですから、少ない経費で最大の効果を上げるというのが尾岸町長のモットーでしょう。少なくとも町民は、630万円で300万円以内の人件費だけで、そして何時間で何だからこうなんだと、だけれどもあとは全部公費であると。パスは役場、燃料も役場、保険も役場、修繕も役場、事故起こしても役場、こういうことは極めて公正、公平の感覚からいっても、評価できないと思いますよ。

まあ、これ以上答弁を求めても無理だと思います

ので、自分の勝手な意見を述べて大変恐縮ですけれども、私は理解することはできませんので、私の方から御理解いただきたいと。

以上です。

委員長（久保田英市君） 答弁よろしいですね。

9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 85ページ、税務総務費の中の負担金補助及び交付金のところですけれども、資産評価システム研究センター負担とありますけれども、これはどういう指数、4万5,000円ですか、どういう会議内容なのかを知りたいと思います。

それから、歳入のところで聞けばよかったのかもかもしれませんが、関連ですでお伺いいたしませんけれども、ここ何年間に上りまして、昨年税の適正化ということでコンバインとか田植機の是正を図られたというふうに聞いておりますけれども、このコンバインとか田植機が、固定資産だったのが今度軽自動車税ということで変わるわけですが、これらについては道路をふだん走らないわけなのですけれども、田んぼなり畑で作業をする作業機であるのですけれども、それでこれらについての申告義務が我々にはあると思うわけなのですけれども、この辺の取り扱いについてどのようにお考えか、御質問をしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（越智章夫君） 岩崎委員の御質問にお答えいたします。

1点目の評価システムセンターへの負担金についての御質問でしたが、これにつきましては評価システムセンター、固定資産の評価についての研究している機関でございます。ここに対しまして、町で4万5,000円の負担をしているものでございますが、そこから課税に対する評価の資料、また研修会の会議の資料等配付をいただきまして、評価に役立てているところでございます。これに対して、負担金支出するものでございます。

2点目のコンバインと田植機の課税についてでございますが、これにつきましては、さきに課税誤りということで、償却資産で課税させていただいておりました。これに対して是正すべき、軽自動車税の課税に申告がえいたしまして、9月に償却資産の分については還付、それから軽自動車税の分については納付していただくという手続で終わったところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 過去については了解いたしましたけれども、このコンバイン並びに田植機につ

いては、道路を普通は走らないと。特殊な場合、移動をするときは使う場合もありますけれども、主にトレーラー輸送が農家の現場の実態としては、そういうのが主であるわけですが、この新規購入した場合の申告義務と申しますか、申告する手続についてどのようにお考えか、もう一度伺いたします。

委員長（久保田英市君） 税務課長。

税務課長（越智章夫君） コンバイン、それから田植機については、現状では確かに道路を走る機会が少ないと思います。しかし国の軽自動車の定めによりますと、形状もそうですが、乗用することによりそれは軽自動車ということで、道路交通車両法の規則で定められるということでございます。それをもって軽自動車税の課税となるとところでございます。

申告につきましては、当然新規に購入していただきましたものにつきまして、申告をもって課税させていただくことになると考えております。

今年度におきましても、何件かの方におきまして新規に登録していただいたところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） ちょっと報償費のところ、81ページ、報償費の叙勲受賞の報償金、これ3万円ついているのですね。この間11日のとき質問したとき、叙勲の問題で御説明したら、ことしは一切ありませんなんてものすごいあんな乱暴な御答弁いただいたのですね。それなのに、ここに3万円とっているのですね。それ叙勲ないと、一切ありませんなんてあんな、言ったでしょう、あのとき。だれ書いたか知らないけれども、町長そのまま読んでしまったのだけれども。だけれどもここに3万円とっているのです。これ叙勲者いるではないですか、何でそういうものこと言うのですか。

これひどかったのですよ、本当に、議会で。暴言な言葉あったのですよ、ありませんと、こう言ったでしょう。これみんな聞いてますよ。これちょっと聞かせてくださいよ。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

そのように聞かれたことにつきましては、申しわけないなと思います。実際申請しているものはございません。ただ、この叙勲制度の中におきまして、道段階におきまして、潜在候補者ということで調査依頼がございます。それは一定要件のもとに、潜在候補者上げなさいというものがございまして、そういう形の中では届け出をしているものはござい

す。そういう中から、最終的には国あるいは道の中で、枠配分ということで調整されてまいります。それは叙勲の申請の直前に、そういう枠配分の各町村に割り当てが来ます。これはどの時点でなるかは、これは全く私どもは承知しておりませんが、そういう中で、この叙勲の手続がされる仕組みになってございますので、そういう面で、現実に申請ということになりますと、直前でしかございませんので、それで現段階では申請はございませんということでお答えさせていただいたわけでございますので、その点御理解いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） それであるならば、なぜそのようにあのとき言わないのですか。全然それ言わずにして、ただ趣旨だけべらべらべらと言って、まずこの春、秋にはないのだという、それだったらそういう状態もありますよなぜ言えない。だから私はどういう方がおりますかと聞いているのですよ。もしそういう方がおられましたら、とかく健康なうちに叙勲を上げてやっていただきたいというのが私の意味なのです。そんな趣旨のこと私は言っているのではない。だからその趣旨を言って、ありませんと、それでありませんここに3万円とっているのだよね。そんな、そこら辺少し町長あんな優しい言葉で私たちに答弁してくださいよ。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野委員の御質問にお答えさせていただきますが、私が一般質問でお答え申し上げましたのは、行政が、町が申請する部分についてはありませんということで、今申請した部分はありますということでお答えさせていただきました。しかし、この部分につきましては、御案内のように消防機関だとか、自衛隊機関だとか、警察機関だとか、郵便局機関だとかいろいろところで申請をするわけです。それで議員の皆さん方からもいろいろな御意見がございまして、地元で叙勲を受けた方々には報償金を、祝い金を上げるようにしなさいよというようなこともございまして、上富良野町民が受賞を受けた方には、1万円のお祝い金を支給しているということで、例えば自衛隊だとか消防だとかで出てきたときの対応として、今予算計上させていただいている。

また、町の方もこれから、今のところは申請した人はおりませんけれども、これからまた、今助役からお答えさせたように、いろいろな対応の中で、これからまた申請する方が出てくるかもしれない。そのような部分も含めてだということでも予算措置をさせていただいているということで御理解をいただきたいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 反論をちょっとしてみたいと思うのだよね。だけれども町長ね、それならそれなように、私そんな具体性を質問の中には書いてないのですよ。だからこういうこともありますよと言って、そのときに言ってくればそれでいいではないですか。それあんたとんでもなく表現使われたから、そしてこういうふうになっているから、これはどういうことなのですかと聞いた。そうしたら、今言っている。その今言っていることをあのときに言ってくればよかった。こういうこともありますよと、こういう方法もあるのですよと言ってくればいい。全然それなしにして、もう春秋にはごさいませんと、ぼつとやってしまったでしょう。だから私はちょっと疑問な言葉でないかなと思って、もう少し優しく丁寧な答弁をいただきたいと思った。

今後こういう御答弁は気をつけたいと思います。もう後は何も言いません。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員どうぞ。

1番（中村有秀君） 81ページ、2款、1項、8目の関係で、1点まず行きます。

15節の工事請負費、交通安全対策施設設置ということでございます。この設置内容と、それから設置場所等についてお伺いをいたしたいと思います。

それから2点目は、9目、1節の特別職報酬審議会でございます。これは、この条例の中では、町長は議会の議員の報酬の額並びに町長、助役及び収入役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬額の額について審議会に意見を聞くものとするということになっているのですが、一応予算計上したということで、どの特別職を対象として一応諮問をするのかということでお伺いをいたしたいと思います。

それから3点目は、9目の関係の19節、行政推進事務交付金590万円の関係です。一応13年度決算では、648万2,000円ということで、一応住民会対象の関係で下げていくということで、14年度の予算では581万円、今回590万円ということでしたのですが、下げる段階で私申し上げたのは、特に住民会長手当が、私の調べたところでは最低は8万円、それから最高は24万3,000円と。当然それぞれの住民会の戸数等もあります。ただ、基本的にこういう差が、例えば8万円のところが118戸のところと。それから、148戸のところは24万3,000円でございます。同じ交付金としてやるのであれば、できるだけ行政効果を発揮するためには、できれば一つは住民会長さんとも協議をしながら、一つの目安をつけてはどうかということでございます。それで、当然今の行財政改革

からいきますと、これらについても今後どう取り組んでいくかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから4点目は、先ほど同僚議員からお話のありました85ページ、2目、19節の納税貯蓄組合の補助でございます。348万3,000円ということで、これはなくすべきだということで、私も従来言っております。そして、段階的にあれして、ことしはその段階的な最終年度になります。それで、この市町村行財政の概要という上川支庁管内の町村会で出した平成12年のデータを見ますと、上富良野町は542万6,000円納税奨励金を出しています。その次に多いのが富良野で467万1,000円。旭川、土別、名寄は一切出しておりません。それから、鷹栖、東神楽、当麻も出しておりません。東川、美瑛、中富良野も出しておりません。

そういう関係で、これはできるだけ早急に関係団体とも話し合いをしながら、行財改革の一貫ということでなくしていくべきだと。納税組合に対しては事務的な関係ということで、どこの町村も大体持っております。それはわずかな金額でございますので、そういう方向で検討していただきたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 81ページの上段、15節の工事請負費にかかります交通安全対策施設の関係でございますが、これにつきましては、とまれ表示がそれぞれ交差点ではげてまいたりする場合がございます。これらの対応を10力所程度予定しておりますものと、それから東中地域の方に小学校の近くに子供飛び出し注意の看板を設置を予定してございますのと、基線の北24号におきまして、交差点の警告表示をいずれも看板の形で整理をしたいということでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村委員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

特別職の報酬等審議会の件であります。これは大体3年に一度ぐらいずつ報酬審議会を結成して、特別職の報酬について審議をいただいているところでありますが、13年に特別職の報酬の改正を一部させていただいたというようなことでありますので、2年目を迎えるということから、特別職の報酬につきまして、現在の財政状況を見きわめた中で、常勤、非常勤すべての委員等々の全般的な見直しをしていただこうと、検討をしていただこうというこ

とで審議会の費用を計上させていただきました。

それからもう1点、納税奨励金の件につきましては、委員も御発言にありましたように、さきの委員にもお答えさせていただきましたようなことで、今後の行財政改革の中で、これらの課題は当然にして見きわめていかなければならない課題、当然廃止に向かったの対処を考えていかなければいけないというふうに認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 最後の行政事務推進交付金の関係についてお答えします。

2カ年で全体の見直し削減をしまして、今現在に至っているところでございますが、委員おっしゃるように、各住民会ごとに手当についての金額が非常に大きな差異があることについては、私どもも承知しているところであります。

過去振り返りますと、たしか60年から現住民会制度に移行したわけでありましたが、従前の行政区長制度時の区長に対します町から支給してございます手当が、そのまま現在に残っている地域もあるやに聞いてございます。そんなことで、非常に大きな差であるということは、私どもも耳に入ってきてございます。しかしながら、性格的には、私が言うまでもなくそれぞれの地域で自主的に手当を決定しているという経緯からすると、余り行政主導でどうあるべきということについては、当然慎むべきということでございます。

しかしながら、行政がどういう形にかかわることがいいのかにつきましては、住民会と連絡協議会とも、今までも若干話しもしてまして、これからも解決すべき課題というふうには認識してございます。そんな観点で、これらについては少し時間をかけてそういう団体とのかかわりを持っていくことを大事にしたいというふうにご考えてございます。

委員長（久保田英市君） 13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） 73ページの総務費なのですが、73ページの委託料、町例規等電子化、これは道の緊急地域特別対策費を使ってやるのですが、これが本当に町の緊急雇用対策になるのかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが。

委員長（久保田英市君） 総務課長補佐。

総務課長補佐（北向一博君） 御質問の町の例規、現在冊子で2分冊になってまして、皆さんもお使いの形のを電子化して、最終的に、今回同じ場所に載ってますイントラネットの整備事業に伴いまして整備しますIT環境の上で、LANの上で運用しようという考え方を持っています。この際に、

利用する制度が、先ほど御説明のとおり、緊急雇用対策特別事業を使って、道の補助金100%で実施する事業になっております。この際に、現在紙の上に載っかっている文字を電子化するというので、パソコンを使って文字を変換する作業が、これは人出による作業になります。これを緊急雇用の趣旨で臨時職員の職を発生させるという意味合いでこの事業が認められているわけです。

それで、結果的には、言葉はちょっと悪いですが、業者に丸投げの形になりますけれども、この際に条件づけとして、できることなら技術者がいれば、上富良野町内からその雇用の職を得てもらいたいという条件づけで委託する予定になっております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） そういう技術者がいないときは、この事業はしないということなのか。

委員長（久保田英市君） 総務課長補佐、答弁。

総務課長補佐（北向一博君） 技術者というより、ある程度のパソコンの操作できれば、十分な作業できるかと思えますけれども、結果的に応募がない場合、ハローワークを通じて募集していただくという予定になっておりますけれども、応募がない場合については、会社の方が調達できる、委託する会社が調達できる範囲から作業していただける方を募集するということになるかと思えます。

委員長（久保田英市君） 13番長谷川委員。

13番（長谷川徳行君） 貴重な国の財源、道の財源を使って、この町をよくするための緊急雇用対策だと思ふのですよ。もっともっと自治体としては、こういう緊急雇用対策費を使えるような事業を考えるべきだと思ふのですけれども、その辺はどうですか。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま補佐の方から申し上げましたように、今回のケースにつきましては、短期的な雇用の機会を与えるという観点で制度を活用するところでありますし、他の委員からも意見いただいているように、地域に定着するような形での雇用の機会を与えるということも、これは地域の課題であるというふうには思っております。ただ、なかなかこの制度の制限もありまして、過去には若干違う方面での事業の組み立てもしてございまして、今現在しっかり定着するような雇用の機会を与えることについては、なかなか行政側から考えるに、これがいいということについては、なかなかそのメニューに至ってないのが実態でございますの

で、多くは、大変申しわけございませんが、短期的にその雇用の場の機会を与えるというところにとどまっているのが実態でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） まず、緊急雇用の問題で、選択は道が選択したわけでないと思うのですよね。町がこういうメニューやりますからこれつけてくださいということなのだから、そこの手法を変えてほしいということを行っているわけなのです。そうでしょう。こういう財源は、言うなればないからこういうものにつけてやった方が簡単でいいのではないかということだと思うのですよ。そうでなくて、実際にやっぱり雇用できるような環境づくりをやってほしいということを行っているのだから、そのことを真正面にとらえるということが、今行政に求められていると思うのだけれども、もう一度この点伺いたいと思うのです。

それで、パソコンだとかやれる人というのは、恐らくたくさんいると思います。どの程度の力量か、ちょっとそこら辺僕もわかりませんが、一般公募するなりしてきっちりやったり、そうであればですよ、町が本当にやるのだということであれば、その前提はあくまでも地元雇用ということを最大限努力するということなくして、ただ業者にそういう人がいないから渡すということでは、これはだめなわけですから、ここをもっと改善すべきだと思いますが、この点をお伺いしたいと思います。

次にお伺いしたいのは、臨時的労働条件の問題ですが、今各地で国からの指導もありまして、パート労働者あるいは臨時における退職金制度や雇用制度の充実ということがうたわれています。これは前にも言いましたが、長く勤めていながら、臨時雇用という形の中で、退職金制度の恩恵にもあずかれないと。一般労働者の賃金の8分の1だとか10分の1だとかという形の中で、ひどい状況になっています。これは現業労働と事務労働を見た場合は、またそれが格差があります。私はこういう問題を放置していいのかと、行政はここをきっちりやったり改善できるような対策をとるべきだと思いますが、今年度はそういう趣旨の問題あるいは予算を組まれたのかどうか、その点をまず伺いたいと思います。

次に、73ページに合わせて、町長車の廃止の問題についてお伺いいたします。前はあらゆるものは聖域でないと、見直すものは見直すということで町長はおっしゃっています。これとあわせて、ページは違うわけなのですが、いわゆる名誉町民の年金についても、私は廃止すべきだというふうに考えおります。この点についてもどのような見解をお持ちなの

か、この点についてまず伺っておきたいと思いません。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、臨時職員の賃金、待遇の問題でありますけれども、私といたしまして考えることは、町職員、臨時職員におきましても、基本的に上富良野町の民間企業で働く労働者の皆さん方との比較がどうかということについては私是最も大切にしていかなければならないなど。その中で、町の臨時職員が上富良野町の民間企業に勤めている方々と比較していかかという点から考えますと、今米沢委員の言っているように、劣悪な対応というようなことにはなっていないのではないかなというように思っております。ただ、そういったことを念頭に置きながら、その対応を改善していきたいというように思っております。

それから、町長車の廃止であります。町長車の廃止につきましては、私就任した当初にも御質問いただいて、廃止すべきだという御質問をいただいた経緯がございます。ただ、今の状況から見きわめまして、廃止してしまっ、本当に私の行動がどうかということを考えますと、私としては廃止ではなく、その運用について経費の節減を図るための対応は、改善是正を、改革をしなければならぬというふうな思っておることでありまして、これらにつきましても今後の行政執行上のいろいろな課題を背負いながら、その対応につきましては、今後の行財政改革実施計画の中で十分検討していきたいというふうな思っているところであります。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の緊急雇用の関係につきまして、お答えさせていただきます。

先ほど総務課長が申し上げましたとおり、この制度におきましては、短期雇用を主に国の補助制度になってございます。そういう中での運用という形の中で、この事業を取り扱いさせていただいているところでございますが、基本的に先ほど補佐の方から申し上げましたとおり、町内での雇用を一つの条件に設定いたしまして、雇用を図ってきたいというふうな思っております。

御主旨の点につきましては、幅広いその雇用の場の創出につきましては、またいろいろな御意見も賜った中で、町としてできる面につきましては、今後また御意見等伺った中で返答申し上げていきたいというふうな思っております。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 名誉町民の関係につきましては、もう御案内のとおり条例事項となっておりますので、町長におきましても、議員初め広く町民の方からの御意見をいただきながら、あるべき姿について検討を加えるものだなというふうに思っております。

そんなことで、今現在は、現状からすると、ある意味では町長において、これをどうするこうするということについては、時期尚早というふうに思うところであります。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 名誉町民については、もう既に年金の評価どうかという問題ではなくて、そこに町長として立派に在籍されて、町民の暮らしや、そういう立場から十分手腕を発揮されて、そういういわゆる敬愛の気持ちとか、尊敬の念をそこで十分やはり住民はわかってますし、なられた方も熱く心で受けとめているのだらうというふうに思います。そういう意味から、もう既にそこで評価なっていると。お金で評価するのではなくて、そういう意味ではないかもしれないけれども、長年の功労があるからということなのだろうと思うのだけれども、そういうのではなくて、今そういうことからすれば、まさにこういう制度というのは、時代の流れから逆行しているのだということをよく理解していただきたいというふうに思いますが、この点をもう一度お伺いしたいというふうに思いますが、町長にお伺いいたしますが、こういうことを聞くのは大変酷ですが、町長がもしも任期満了、勇退という形の中で退任されるという形になった場合に、こういう問題についてはみずから何らかの判断を下しても私はしかるべきだというふうに思いますが、これは先の話ではありますが、この点について町長の見解を十分、その先の話でもありませんが、もう既に検討する必要もあるのではないかとこのように思いますが、この点を確認しておきたいというふうに思います。

町長車については、これを軽にかえるだとか、町内を動く場合はそれでみずから運転するだとか、そういうことも手法としてあるわけですから、いろいろな手法を考えた中で、それを改善すべきだというふうに思いますが、この点。

パート労働に至っては、確かにまだ悪いというところも確かにあると思います。しかし、やはり町がこういった問題について、もしも役場だけでできないのであれば、全町的にこういう共済制度をつくるだとか、そういう制度の中で地元にいるパートの人含めて、やはり何らかの形で、やはりその労

苦に報いるような制度という点でも、私は生きる制度をつくる価値があるというふうに思いますし、この点もう一度確認いたします。

次にお伺いしたいのは、入札の執行に当たってちょっとお伺いしたいというふうに思います。

昨年から、公共事業の入札にかかわる適正化法というのができました。これに基づいて自治体は、今町も事前公表やいわゆる透明性を図るという形の中で数々の改善がなされていると思いますが、去年から比べて、ことさらにこの適正化法に基づいて町として改善すべき点が、この点はことしは改善したいということがありましたら、お伺いしたいというふうに思います。

さらに、次にお伺いしたいのは、いわゆる公共事業の丸投げ等の問題で、これは全面的に禁止されているということは言うまでもありません。町に至っても、こういう問題がとかくうわさに上ったりという形の中で、こういう問題が声として飛び交うということも当然起きてきています。そういう意味では、新年度に当たり、やはりこういう趣旨にのっとり、きちんと管理・監督できる体制づくりをもう一度すべきだというふうに思いますが、この点。

さらにお伺いしたいのは、いわゆる入札手続等において、第三者機関をつくってチェック機能を働かすということも言われておりますが、こういう制度も上富良野町においては必要ではないかというふうに思いますが、この点。

さらに、発注者に至っては、施工されている側のいわゆる発注台帳、工事現状の進捗等の随時点検というのもその中で盛り込まれています。これは当然当たり前のことです。二次請、下請もこれに該当するという形の中で、きちっと透明性を確保するというところでうたわれておりますが、こういう体制をやはりきちっと整えた中で、新年度に当たってのやはりあり方というものを業者の方にも示すべきですし、また町民全体に対しても、こういうことを行いますということの改善、また方向性も示すべきだと思いますが、この点について、今年度はどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢委員の御質問3点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の名誉町民の件でありますけれども、この件につきましては、他の自治体の状況と比較しますと、我が町の部分については、ある程度額的にも見劣りしない金額ということではありますが、この設置につきましては設置条例の目的は、委員が御発言のとおり、我が町に貢献のあった方に対する荣誉をたたえてのものでございます。その金額等々につ

きましては、今後の課題ということにも相なるうかと思いますが、現在支給を受けている対象者がいるということ念頭に置きながら考えていかなければならないというふうに思っているところでありますし、また私の分については、仮定でありますので、お答えは差し控えさせていただきたいと思えます。

それから、町長車の件であります。先ほどもお答えさせていただきましたように、今後の中で見直すべきものは見直していかなければならないと。経費の節減等々も含めながら、今後対処していかなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと。

それから、臨時職員等々につきましては、さきにお答えさせていただきましたように、町の臨時職員だから、我が町の一般企業の皆さん方よりも特別な部分があるわというようなことは、私としては大きな差というものは考えなければならぬというふうに思っているところであります。そういった観点の中で、今後においても十分町内状況と町の中の状況等々も見きわめながら対処していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の入札の制度につきましての御質問にお答え申し上げたいと思えます。

既に適正化法の中で取り扱いということで、14年度から公募制だとか、そういうもの取り入れた中で新たな展開ということになってございます。そういう中におきましては、制度としては新しく今年度からこういうふうにしますよというような取り組みはございませんが、変わった適化法の中での取り扱いを適正にやっていくということで考えております。

それと、たびたびこの議会でも御質問いただいて、いわゆる丸投げの問題等、風聞されるお話を承るところでございます。私どもといたしましては、その辺のところを担当する所管課長、あるいは指名委員会の中におきまして、そういう話題の提起があることで受けとめておりますので、そういう面、行政としてやはりその辺を十分監視していくという点につきましては、意を用いて今後進めていきたいというふうに思っております。

それから、入札制度におきます第三者機関の設置等のお話もでございます。私どもの方でもそういう情報を受けておりますが、具体的な内容については承知しておりませんが、昨年も委員の方からこの辺のお話しございました。内容的には、まだ検討はしてございませんけれども、今後そういう動向を見た中

で、より公明、透明性が高い中で、これらの機関を設けてやるのが、より住民のためのいいものであるかどうか、その辺のところを見きわめていきたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 適正化方に基づいては、それなりに進められているということで、いわゆる工事の進捗状況等についても随時点検しているということでもあります。たまに聞きましたら、これ見ておられない現場の担当がおられるのかもしれないが、たまに工事現場ちょっと見ましたら、役場の方からちょっと来られなかったようだとか、そういう話聞いているものですから、たまたまいた人に聞いたときに、そのいた人が役場の関係者が来たときにいなかったということもありますから一概に言えませんが、そういったものも含めて、お互いにきちっと身を締めるとい立場から、指導点検含めて、透明性の確保という点での私は強調いたしましたので、ここをもう一度きちっと進めていただきたいというふうに思っておりますので、答弁は要りません。

退職金等の問題については、恐らくこれパート労働者、これについては特別な問題ではないわけですね。働くに当たって、やはりそういう制度があればいいということは、労働基準法等にも書かれているわけで、特別ということではなくて、町長が特別ということに思うのであれば、いかに今の実態がひどいかということ踏まえた中で、そういうことの特例ということも判断されているのだろと思えますが、その点を十分考えていただいて、今後十分対処していただきたいというふうに思っているところで。その点について、もう一度確認しておきたいというふうに考えております。

それと、80ページにかかわって、先ほどから行政推進事務交付金とあわせて、19節の各町内会に配付するいわゆる広報等の謝礼金等が町内会等に出ているかというふうに思えます。これについても、もう既にこういう状況ですから、配付するのは当たり前という形の中から、そういう制度等についても、いま一度見直す必要があるのではないかと。いうふうに考えておりますので、この点について、もう一度確認しておきたいというふうに思っているところであります。

それと、83ページの13節、地域防災計画策定ということで、連絡等の取り方、全般に見直すということでもありますから、今年度で大体こういうものがすべてなるというふうには思いませんが、改善すべき視点、点検される点というのが、こういうとこ

るを、大まかでもよろしいのですが、直していきいたいということがあれば、お伺いしたいというふうに思っています。

それと、ここの77ページにわたって、いわゆる委託料の全体的にことしの場合、歳出予算集計別表を見ましたら、ふえているという傾向にあります。それぞれの所管を見ましたら、総務だとか、多いところでは商工だとか教育だとかありますが、どの部分が前年度から比べて約1億円ぐらいでしょうか、ふえている部分があるかなというふうに思うのですが、ちょっとその点についてお伺いしたいと。

それと、この委託料の中に、義務的にここだけは点検しなければならない、いわゆる法的にもしなければならない、あるいは義務的にというか、任意に点検しなければならないという部分もあるかというふうに思いますが、どれもそれぞれ必要な部分だとは思いますが、経費削減ということでは、やはりこの委託料に当たっても、必要でないものもあれば、例えば5回やっているところを3回にするだとか、それが致命的になるという問題に至っては、きちっと予算を措置しなければなりません。それ以外については、見直せるものがあると思えば見直して、こういった部分からも財源を捻出するという方向も一つあるのではないかと考えておりますが、この点についてもまだまだ私わからない点もありますので、お聞かせ願いたいというふうに思っています。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 12番米沢委員の何点かの質問にお答えします。

まず、パートなど職種の退職金制度の問題につきましては、おっしゃる意味はよく理解はできる部分もあります。しかしながら町におきましても、要綱を定めまして、雇用の体系を何通りか設けてございます。その中で全部そういう形がいいのかどうかにつきましては、まだ十分調査研究も必要だなというふうに思いますし、地域全体的にはやはりこの辺、行政指導が望まれるのかどうかわかりませんが、その労働者のそういう身分の安定も含めまして、これらについてはもっと幅広く調査をする課題であるというふうに受けとめているところでございます。

それと、防災計画の関係につきましては、御案内のとおり14年、15年と2カ年の計画を持ってございます。特に本計画そのものについては、大きく見直す要素は余りないのかなと。ただ被害想定を何パターンか設けまして、より現実的な想定のもとに対策をどうあるべきかについては、専門の職種の方に御助言をいただきながら、より精度の高いものに

したいなというふうに考えてございますし、あわせて、有事のときの組織内部の各対策部のその任務のあり方について、具体的にいつどこでどういうふうに行動をとるかについての災害時の初動マニュアルを具体的に作りたいというふうに考えてございますので、新たにそういうことが大きな要素というふうに認識をしているところであります。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の文書配付謝礼の関係、それから委託料等の関係につきまして、私の方から一括お答え申し上げたいと思います。

実はこういう中で、今財政的にも非常にことしから、実施計画でもお示ししているとおり、財源不足というような形の中で、この実施計画を組まなければいけないというような状況に至ってございます。そういう中で、15年度で今の健全化計画、それから行財政改革等の終期を迎えます。16年度から、町長も冒頭申し上げておりますとおり、16年度から新たな行政改革大綱というものを作りまして、その中で、従来とはまた変わった中で、この厳しい状況を切り抜けていくための方針を定めていきいたいというふうに思っております。

こういう中で、いろいろと住民の皆さんに御協力をいただいた中で、こういう文書配付謝礼だとか、そういうものについても、やはり御協力いただくような中で改革を進めなければならないというそういう状況に来ておりますので、この点につきましてはそういう御意見等も伺った中で、また従来そういう中で配付を受けておられる相手がございますから、そういう中で意見の調整を見ながら進めていきいたいというふうに思っております。

また、委託料の関係につきましては、この物件費の中で相当額のウエート量を占めてございます。この委託の中におきましては、維持管理だとか、それから警備だとかいろいろな中の種類がございまして、最近特に委託への方向ということで、この金額が高まっている状況にございます。その中におきましても、その積算の過程におきましても、内容を点検していくべきだというふうに私考えてございまして、今後行政改革の中でも、これらの点に踏み込んで、もう少しむだがないのかどうか、その辺の点検をして、この改革の中での取り進めをしていきいたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） ただいまの助役の文書配付の関係で、見直すということですから、余計な発言はすべきでないと思っておりますけれども、皆無にする

いうことはならないと思います。なぜかと言ったら、北海道広報の配付手数料が北海道から来ているわけですから、それをもってやっぱり町内会長に配慮していかなければならない。その分十分配慮されることをこの際お願い申し上げたいと思います。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 73ページ、2款総務費、1項の一般管理費のところの13節委託料、これ私今回、従来前とした縦割り行政を解消に向けてはということで質問させていただいたのですけれども、再質問で、こういう大がかりな5,000万円以上かけてインフラネット整備とか、それから総合行政ネットワーク、これも接続するということで、これらに伴って行政機構の改革が進むのではないかと、またそして課の人員配置なんかも変えるとか、こういうのを生かしてはどうかということをお質問申し上げたのですけれども、終始スタッフ制がどうもうまく機能していないと、そういう話に終始したのですけれども、この効果、国からお金が来るとは言いますが、緊急雇用の対策の一環ではありませんけれども、これに伴ってやっぱり今までと違う機構変革、行政改革にもこれは効果的に進めたいと思うのですけれども、いかがでしょうか、そこら辺のお話聞きたいと思います。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 15番村上委員の御質問にお答えします。

御案内のとおり、多額な行政費用をかけて今条件を整える予定となっておりますが、実際の運用定着させるためには、若干の年限かかるかと思えます。御案内のとおり、こういう条件を整えることによりまして、ある意味ではその効果、効率性を発揮するということが行政に、組織に与えられた課題でございますので、即その機構改革にどう結びつけられるかについては十分慎重に検討しながら、十分な将来にわたっての効果を発揮するような判断は、町長においてもされるものと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） これは最後だと思いますが、先ほど同僚議員が一生懸命お聞きしていたこの委託、83番の十勝岳路線バスの問題について、先ほど御答弁が一生懸命されてましたけれども、私も聞いていて、何か余りぱっとしてない、納得のできない御答弁みたいに聞こえたのです。私わからなかったのですが、これら考えてみたとき、私ずばり言いますと、まずこれ637万円、これは人件費が恐らく二百六、七十万円お払いしていると思うのです。わかるでしょう。そうしたら、まず300万

円かかって、いろいろ臨時バスを適用しても、少々の金これ残るのですよね。あとはもう燃料費から車検、保険すべてが町費でしょう。そうしたら、ここで金額が、まず最低でも百七、八十万円残るわけなのです。これ残る金は、この委託されたところにみんなお上げしてしまうのだと、こういうことなのですか。ちょっとこの金額にしてみると、ちょっと私も疑問があるのですよね。どうですか、そこちょっと聞きたいということなのですが。

一銭も金、何回も言われてから、これ金というのは、人件費だけ。それから臨時バス、何年間で出したか知りませんよ。臨時にバスを出すということ。そういう金額に立ったとき、これ六百三十何万円というのがそれだけ本当に必要であるのかないのか。これ委託ですからね、その点をはっきりとちょっと答えてみて。そして、もしそれが現実であるならば、ある程度見直しもお考えいただきたいなと、こういうことです。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の御質問にお答え申し上げます。

この643万7000円の内訳でございますけれども、基本的には人件費相当分と消費税という形になってございます。基本的に給与、先ほど福塚委員の方に課長からお答えいたしましたように、給与、手当、それから福利厚生費といまして、事業主負担というものがここにございます。そういうものがかかってございますから、単に六百何万があって、その会社の従業員に給料がそのうち300万円払われたとしても、そこに事業主負担というものが存在しておりますから、単にその辺のところ受けとめられたら困るのですが、そういう中身の内容になってございます。当然運転業務の委託として、人件費を対象としてこの委託費を組んでございます。そういうことでございますので、当然会社側としましては、委託受けるに当たりましては、それなりの利益を受けるというのが一般的でございますので、そういう面、非常に私もいろいろお話を聞いております。非常に払われている賃金と、事業主が受け持つ賃金との中に、相当事業主として利益を受けている面があるのでないかと、そんなお話も伺うところでございますが、私どもといたしましては、当然従来は町の職員がここに1,000万円ほどの費用をかけて運転業務をやってございました。そういう中で、委託することによって、こういう民間にやっていただくことによって、その費用が大幅に安くなるという中から、この十勝岳線バスについては、委託を申し上げてきております。そういう中で、大体これぐらいの賃金の人でということで一定のところを

見まして、その積算をして予定価格を設定いたしましたとして入札にかけているということで御理解をいただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。（発言する者あり）

17番（小野忠君） だめだよ、そんな不規則発言したら。私質問しているのですよ。そこで何でね、ちょっと委員長、私質問でしょう、これ。何でそういう、何ですかこれ、私しゃべるのやめればいいのかい。

委員長（久保田英市君） 冒頭私の方からお願い申し上げておりました、質疑区分の中で一括してというお願いをしておいたので、その点をひとつ御協力をいただきたいと思います。

17番（小野忠君） 予算委員会でしょう。予算委員会というのはね、私これ8年目だ。予算委員会というのは、一つの議案を皆さんと審議する場所でしょう。どうしてですか、一括で何でもものしゃべれというのですか。

委員長（久保田英市君） 私の冒頭申し上げたのは、一括して区分ごとにお願いをいたしますということをお願いした。

17番（小野忠君） だから今区分ごとに、83番をもう一度今、助役さんが御答弁がありましたから、再度ちょっとお聞きしようということなのですよ。

委員長（久保田英市君） 休憩します。

午後 2時18分 休憩

午後 2時23分 再開

委員長（久保田英市君） 会議を再開いたします。

17番小野委員。

17番（小野忠君） 今委員長に申し上げたいのは、私は細かいことを聞いたら、これは確かに15年度の執行分になってくると思いますからね、ただ金額についてどうでなくて、こういうぐあいがあるから、ある程度は見直しもお考えしていただけないかという審議でないかと思うのですよ、予算委員会ですからね。ですからそういう点、もし私の発言悪かったら、委員長とめてくださいよ。議員同士の話し合いというのは、これ絶対によくないのですよ。皆さん聞いていてわかるでしょう。私はそんな暴言なこと吐いているわけでないのです。この路線の問題について、前回同僚議員が発言したけれども、ちょっとわからない部分があるからお聞きしているのだから、だからこれをこうせ、ああせでないのですよ、これ。そういう点で、私はただこういう金額

が行くけれども、さっき助役さんが言われました。だから確かにそうだろうと思います。それで今後これ入札もあるでしょう。だから余り余計なこととも言えないこと承知してものしゃべっているのですから、幾らか知ってますから、そういうことですから。

委員長（久保田英市君） 質問を続けてください。

17番（小野忠君） そういうことで今文句言いましたけれども、一つの今後のこういう路線問題の、さっき説明しましたけれども、見直しがあるかないか知りませんが、そういう点もお含みをいただいて、今後の入札の執行にしていきたいと思います。答弁要りません。

委員長（久保田英市君） この款の質疑、これにて終わりたいと思います。

次に進みたいと思います。

ここで、説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ち願います。

次に、歳出、第3款、92ページから105ページまでの質疑に入ります。

質疑に当たっては、一括して質疑をお願いをしたいと思います。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 97ページ、3款民生費、4項障害福祉費の中で8節報償費と13節委託料の関係でございますけれども、障害者計画策定委員謝礼とこうなっているわけなのですが、どういう方が携われるのか、1点目、まずお尋ねしたいと思います。

その方に、6万円の謝礼を払いまして、なおかつ今度は219万5,000円かけまして、障害者計画策定を委託費として委託をするわけでございますけれども、なぜ、今はなかなか財政的にも大変でございますまして、225万5,000円をかけてこの障害者計画策定に当たりまして委託をしなければならないのかなと私は思うのですけれども、と申しますのは、今年度は障害者支援に力を入れていこうということで、道の方からも補助が出るわけでございますけれども、何か今国の方からも内容的なものが流れてきているでしょうし、また障害者の方たちに進んだ取り組みをしている行政なんかもあると思うのですけれども、それらの研修ですとか、またこの障害関係の専門書の本等なんかもあると思うのですけれども、なぜ職員の方が作成できると思うのですけれども、なぜ委託をされるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上委員の

2点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の障害者の障害者福祉計画の策定委員の御質問でございますが、策定委員につきましては、12人を予定してございます。この12人のどのような構成の方が、これにかかわるかということにつきましては、障害者の各団体の代表者の方あるいは民生委員、それから社会福祉協議会等の福祉関係の団体の方が、代表の方がこの構成のメンバーに入って、計画の策定に向けた部分でのいろいろと御意見をいただくという趣旨でこの委員会を設けることでございます。

13節の委託料の御質問でございますが、これにつきましては、この障害者福祉計画、今後の福祉計画の方向性を定めるために、障害者の関係のアンケート調査等も行うことになってございまして、それらを踏まえて、これらのアンケート結果の分析とか評価という部分で、かなりこの専門的な、あるいは高度な部分での分析評価の部分がこの委託料の中に、約8割ほどが、この219万5,000円ですが、この委託費の中には、そういう要素の経費が8割ほど含んでございますので、これにつきましては、そういう専門的な高度な部分でそういう経費に計上されているということでございますので、発注に当たりましては、より安い金額でもって発注できるような形では努めてまいりたいとは思いますが、その辺で委託料の部分での計上の根拠につきましては、そういう理由でございます。御理解賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） ただいま課長の答弁で、障害者計画策定委員の方が12名いらっしゃると、各障害者団体の方でいらっしゃるといって、そういう方々の御意見をお聞きになって、職員の方も専門的にいろいろと勉強されているわけでございますので、やっぱりこういう計画に携わっていただきますと、大変思い入れが深くなりまして、私は何でもこういうものも委託してしまうのかなというふうに思っておりますけれども、かねがねその所管でいらしていろいろと勉強されていらっしゃると思いますので、職員の方でということにはならないのでしょうか。そういうふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） この障害者福祉計画の策定に当たりましては、国、道やなんかの一つの障害者福祉の方向性、指針やなんかも踏まえまして策定していくわけでございますけれども、この住民の方の策定委員の構成の中に、我々保健福祉課も含め、関係する課の職員も加わりまして、上富良野

町らしい福祉計画をつくっていくような形で、業者に委託という形になりますけれども、これらについては、私どもの考え方を相当この計画の中に入れていくということでございますので、本町の今後の福祉の方向性を探っていく形の計画としてしていきたいという考えでございますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 2点ほどお伺いをします。お伺いですよ。

93ページ、末尾、老人福祉費の報償費、8節324万円、これ敬老祝でいいのに、なぜ記念品と書かれるのか。いいですよ、書いても。だけれども条例の精神では、記念品の記もないはずですよ。条例では、現金うん万円とするとあると思うのですよ。この辺から、なぜその記念品と書くのか、この辺の考え方をお尋ねしたいと思います。条例の精神に基づいて、行政の執行をしていただきたいと思っております。

それから95ページ、15節7億804万7,000円に関連して質問させていただきます。

けさ登庁しましたら、保健福祉総合センター部屋別利用計画表、保健福祉総合センター運営体制案、この計画につきましては、建設と同時に、利用に当たっては大きな期待をする1人ではありますが、ここでまた大変苦言を呈すようで恐縮ですが、このように考えるのであれば、理論と実際という熟語がありますけれども、健全財政の維持方針というものを持っていながら、立てていながら、議会に対する配慮が欠けている。言わせてもらえば、議会軽視でないかと思うのです。それは何かというと、いわゆるこれを建てることに対して、このような計画表、運営計画表を立てたと同時に、助役から、少なくともこれにかかわる経費、費用、これも同時に議会に提出する行政責任があると思うのですよ。大変言葉悪くて恐縮ですが、問題意識が欠如して能天気であると言わなければなりません。今後これだけの立派にできるであろう保健福祉センターの利用計画、運営体制に対しての維持管理費、費用が今後この程度かかりますというような資料を今までに、もう提出されていなければならないのですよ。それが言われなければ出さないとするのは、どうしたことなのですか。少なくともこれだけの計画立てるに当たって、これだけの経費がかかると、費用は年間かかると、当然持っていなければならないと思うのですよ。それが健全財政維持方針の精神にのっているということになるのでないですか。

この機会をお願いいたします。

保健福祉センターにかかわる償還期限据え置き何

年か、お聞きはしておりますけれども、償還計画表を出していただきたいと思ひます。

それと、今お尋ねした完成の暁における、少なくとも初年度にあつては、このぐらゐの維持管理費用がかかるという説明責任があると思ひますので、その辺についてのお伺ひをしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 3番福塚委員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、93ページの報償費の記載内容でございますが、これは本当に条例と予算、報償費の趣旨からして適切な記載でなかつたということで本当に申しわけなく、今後十分気をつけさせていただきますと思ひます。大変申しわけありませんでした。

次、2点目の保健福祉総合センターの完成したときの運営、維持管理費等の御質問でございますが、これにつきましては、以前、平成13年の7月19日でございますが、特別委員会の開会のおり、この維持管理費の御質問等がございます、これら資料を提示させてもらつて、平成13年当時でございますが、この資料を説明をさせていただいてるということをおまづ御承知いただきたいと思ひます。

今後、13年度での概算で見積もつてございませぬので、これからの部分での維持管理費というのは、さらに具体的に検証して、その辺の維持費等については見積もつていきたいという考へてございませぬ。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 敬老会の記念品と書いたことはなじまないと思つて尋ねているのであつて、運用段階でそうしたいという町長の考へ方ならそれでもいいのですよ。僕は間違いだと思つていないのですよ。ですけれども、条例では記念品と書いてないのに、現金でうち消しになっているのだから、なぜここで記念品とあえて書くのかと、そこをお尋ねして、間違いだと、いつの時点も僕は思つてませぬので、誤解のないようにお願ひしたいと思います。

それから、保健福祉センターの関係につきましてもさきに説明したという、検討の段階で承りましたよ。一つだけ言わせてもらえば、ここに書いてある健康入浴プール監視員を含むと書いてある、括弧書きで。そのときはこの経費は全然入つてないのですよ。少なくともこれだつて150万円、最初で100万円ぐらゐのお金がかかるわけでしょう。そういうものカウツされてないから、この運営体制と、この部屋割利用計画表が出たのであれば、これに関連して当然費用関係も出てこなければならぬ。これは行政として常だと思ふのですよ。それが助役も

全然無神経に出すから、植田助役にしてちょっと最近狂つておりませぬか。行政のエキスパートとして、信頼されて助役になったら力量発揮してもらわなかつたら困るのでないですか。いや、困ることはないと思ひますけれども、説明責任があるのでないですか、ここを強調したいです。

以上です。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚委員の御質問にお答え申し上げたいと思ひます。

実施段階に入つて、その運営の状況、また維持管理の状況等について、子細報告できない中でありませぬけれども、予算的には概算額を掲げまして、実施計画の中では、見込みを立てながらやつてございませぬ。

なお、まだ開設するに当たりまして、その時間的な面もございまして、所管の方におきまして、今年度実施計画ができた中で維持管理費用だとか、そういうものがその実施設計の中で今後詰まってくるというようなことから、その辺のものは明らかになってくるというふうにおもつております。

現段階におきましては、おおよその金額という中で、実施計画の中にこの収支の中で見させていただいております。

また、運営面におきましては、利用形態等の中で一つの考へ方を持っております。そういう中で、例えばプールの関係等におきましても、指導面の陣容配置だとかという点がございませぬ。これらについても、やはり直営でやらない中で、委託というか、陣容を派遣する中で体制をとつていきたいということをおまづ基本に置いているところでございませぬ。これにつきましては、当初の計画段階におきましても、その考へ方を申し上げながらきているところでございませぬ。そういう中で、まだ具体的に詰まつてないということでは申しわけないとは思ひますが、現段階におきましては、概算額を掲げた中で予定はしてございませぬので、その中でお示しをできないことについては、大変申しわけございませぬが、今後鋭意スピードを上げましてその辺のところの御提示を申し上げていきたいというふうにおもつておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 自分の体験からお話をさせてもらつて大変恐縮ですけれども、今日の上富良野、ここに至るまで社教センターにしても白銀荘にしても、やはり運営、維持管理が一番議会としては焦点になつて、起伏の激しい状態で今日ようようと町民に社教については多くの町民に還元され利用されているし、白銀荘についても本当に御案内のと

り、2,000万円から一般会計へ繰り入れしていると。いつの場合も、かかる費用で議会とは意見の交換してきたのですよ。このたび、このような立派な計画が出てきておられるにもかかわらず、お金も考えないでこの計画で来たわけではないと思うのですよ。少なくとも議会中に、今までの持っているいわゆる費用の関係について、この運営体制、それから部屋割の利用計画に基づいての、今持っている考え方で資料がまとめられることと思いますので、この議決までに、新年度予算議決までに、少なくともその数字については承知したいものと思っておりますので、かかる資料の提出を委員長にお願いしたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 休憩します。

午後 2時48分 休憩

午後 3時00分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番福塚委員の資料の件につきまして、助役より答弁をいただきます。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚委員の資料の提示の関係でございますが、いわゆる運営体制の関係等につきまして、非常に現時点でわかりにくい面とかなかなかございますので、そういう面、現時点で現事業の中で取り組む事業だとか、そういうことを早急に検討しまして、この予算委員会の中で、その辺のところのわかるような資料を提示させていただきま

す。また、償還計画表につきましても、同じように提出させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 93ページ、19節、町遺族会補助と町社会福祉協議会補助、これについてお尋ねします。

雪が解けてくると、忠魂碑のところもまた草生えてくるのですよ。私はボランティアやっているから、自分の健康も兼ねて草取りやるのですけれども、やりながら考えるのですけれども、戦没者をどうしてこうみんな嫌がるような形にするのかなと、ずっと考えながらやっています。前は町に事務局がありまして、町長になってから社会福祉協議会移ったと。社会福祉協議会は、慰霊祭の時期になりますと、暑い中福祉協議会長以下、事務所勤務職員でもって来て、それで公民館の準備終わってから向

こうに行って、忠魂碑前に入ってあそこの清掃をやると。そのほかにきれいに頼んでやってはおりますけれども、それを見ていて思うのですけれども、これ戦没者に失礼になるのではないかなと思えますよ。町と社会福祉協議会と、それと神社と遺族会でもってよく話し合って納得のいくように、要するに町民、私も含めまして町民が、うん、ああそうか、そういうことでやるのかという、そのわかるように、納得のいくように話し合って、そして戦没者慰霊祭をやってはいかがかなと。

よそを見ますと、やっぱりきちっと美瑛にしても役場が、町がやっております。中富良野にしても、町がやっております。それから、富良野は忠魂碑というのは神社の中にありますけれども、それはそれとして、きちっと山の神の方で平和祭ということでやっているのですよ。あれは戦功没者ということでやっているのですけれども。そのようにきちっと納得した形でやってあげないと、ああもう過去の話ですよということには絶対にならないと思うのですね。どのように考えているのか、この町と福祉協議会と、それから神社と遺族会、それからあと体協なんかもこれに合わさっているのです。文連なんかも入ってはいるのですよね。だからそういう方もあわせて、みんなでもってどうあらねばならないかというのをやってあげないと、私いつも合併のこと言っていますけれども、その合併のときにどういうぐあいになるのかなと、そら恐ろしい感じがするのですよ。

生きている人間はもの言いますからいいですけれども、戦没者はもの言いませんから、だれかが考えてあげなければならない。これはやっぱり町長が考えてあげなければならないのではないかなと思うのですけれども、どのようなお考えかお聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきます。

招魂祭のこの件につきましては、今おっしゃるように遺族会だとか社会福祉協議会、いろいろな組織の皆さん方が委員会をつくっていただいて検討し、そしていろいろな形で検討した結果、今ような形で対応をしていこう。今後行政が携わるにしても、将来的に戦没者に対する恒久的な永久に忘れられないような対応を図るための方法として、これがいいということで御提言をいただいて、町は今公民館で対応するようにいたしているところでありますので、その点は皆さん町がしたのではなくて、町がお聞きして皆さんでまとめたいいただいた対応で進めているということで、ひとつ御理解を賜りたいなど。

それから、忠魂碑の問題でありますけれども、あれは忠魂碑というのは町の施設ではないものですから、行政がいかに関与するかということにつきましては、なかなか難しい問題があるということをおひとつ御理解をいただきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 町から社会福祉協議会に事務局が移った、この辺から不透明になってきているものがあるのですよ。

それから、今言われました忠魂碑を、これは町のものでない、その辺からおかしくなっていくのですよ。戦没者をどこにやるのだと、その辺からおかしいのではないですかといくのですよ。何でそうなるのと、戦没者の、あの忠魂碑というのが戦没者ということの形になっている。あれは、あそこは神社に建っているから町は関係はないということには、その辺から話が見えなくなって。

あとは、町から福祉協議会にこの事務局が移る、その辺の不透明さが見えてくるのですね。喜んで社会福祉協議会もらったわけではないと思うのですよ、事務局は。仕事はふえる、福祉なんていうのは、大体生きている人のやることであって、それが何で戦没者の死んだ人の面倒見なければならないのという、私なんか率直にそういう疑問がある。

それから、他の市町村を見ても、戦没者というのはきちっと市町村で面倒を見ているという状況なのです。そのところと、私がまた言うと、またあいつ吠えているわいと言うかもしれませんけれども、合併というのが来たとき、社会福祉協議会も広域のものに入ってしまう。自治労のあれ読むと、一つになりますよと、こういうぐあいに書いてあるのですよ。したら、これはうちの方は福祉協議会のものではないよと外されるというようなことにもつながっていく。仮定の話には答えられないというような国会で盛んにやっていますけれども、そんなことではないと思います。そういうこともお考えになった上で、いま一度、余りくどく言ってもなんですから、いま一度こういう大転換期であるから、いま一度、先ほどの機関の方々等とお話し合いをしていただきたいと思います。そして、私が草取りして腹立たしいなんて言う気持ちにならないようにしていただきたいと思います。進んでやっていますから、別にどうということはないのですけれども、ということでございます。もう一度。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 先ほどお答え申し上げましたように、委員の皆さん方が集まって長い期間いろいろと検討していただいて、今のシステムを構築し

ていただいたということでございますので、また社会福祉協議会の方から何らかのお話があれば、またそういった部分も検討していただくような手法も考えていかなければならないなというふうに思っております。

それともう一つ、忠魂碑の件については、何度も委員から御質問受けておりますが、あれは町の資産でなく、期成会と申しますか、有志の皆さん方が浄財を集めて、そして忠魂碑ということであそこに設立したものでありまして、町の資産だとか町の管理する部門でない、よその財産であるということからして、忠魂碑そのものの管理につきましては、行政が携わるについては、いささか今の状況では問題があるというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） これはたしかほかの方も聞いていて、うんと思ったはずですよ。そうするとどこなのかということになります。期成会というのは、今生きているのですかと。立派な方おりますけれども、もう高齢になっているのですよ。期成会あつてないような状況であると、どこがやるのかということなのです。あれを神社、これ見ていきますと遺族会というのが出てくるのですよ。浮かび上がってくるのですよ。しかし遺族会にしても、なかなか大変でないかと思うのですよ。この辺のところきちっと面倒見てやらなければならないのではないかと。町というのは、そういう私は責任があると思います。はっきり言えば、戦時中、はい、だれだれ戦争に行きなさいと、それこそ赤札か赤紙か出したのが役場から出しているのですから、選んで。そして、その方たちが行って亡くなられたと。だったらずっと面倒見てあげなければならないのですよ。

立場上やったのですよね、それは当然、その当時の立場としてやったのです。だから今の立場として、人の面倒見てやれということではないのですね。あの忠魂碑どうなるのか、では壊してしまってもいいのですかということになる。こんな話になったら、この町の恥だと思うのですよ。そこまで町長には考えていただきたいと思っております。みんながみんながということではなくて、町長が考えていただきたいと。

これは職員にしたらつらい思いしているのです、それぞれ。これ、私は町長がそれこそあと、今年中に合併は決めなければなりませんから、そのときにこういうことがあるからということでもって、福祉協議会なんかともよく話し、先ほど言ったところと話を今段階ではないのかなと思っております。

町長のああだこうだという詭弁といいますか、右

願左晒というか、そういうことではないのですよ。任せておきなさいと、こういうのが聞きたいのですね。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） あくまでも町の資産ではないと、町が寄附採納だとかいろいろな形で対応する場合におきましては、行政として責任を負わなければいけないというふうに思いますが、あくまでもこれは個人というか、別の人の財産であります。ですから、それに対して町が対応するという考え方は、私は持っていないということで御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 95ページ、3款、1項、3目、19節の関係の地区敬老会の交付金の関係です。一応本年から社教センターで全部集めるということでなくて、それぞれ地区で敬老会を開催するという方針を伺っております。したがって、それぞれ住民会から町内会から福祉関係団体等いろいろな形で進められるだろうと思えますけれども、とりあえずこの交付金の181万7,000円の言うなれば算出の関係、それからもう1点は、恐らくこれ住民会単位だろうとは思いますが、そういう合同でやるケースの関係等含めて、一応各住民会等に指示する段階で、基本的な考え方をまず1点お聞きをしたいと思います。

それから、2点目は地域福祉推進事業の補助ということで125万3,000円、これは13年度の決算を見ると107万円、14年度の予算で見ると114万円ということで、一応15年度の説明資料では、諸地域ネットワークの推進、社会福祉大会の開催、それからふれあいサロンモデルの事業実施ということで、いずれもこれらの事業を社会福祉協議会に補助をして、そこでやっていただくということになっているようでございます。そして、そのなかで、この三つの面の言うなれば費用がそれぞれどういう予算になっているかというのが、まず1点お聞きをいたしたいと思えます。

それから2点目は、ふれあいサロンモデル事業実施ということで、それらの前年度の実施状況、それから今年度の見込み、それからもう1点は、実施のしていない地区が僕はあるように聞いております。そういう点で、これらの指導を社会福祉協議会がやるのか、役場がやるのかという点を含めて、まずお聞きをしたいと思います。よろしく願います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 1番中村委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、敬老会の地域開催につきましての御質問で

ございますが、先般住民会長会議がございまして、その折に地域開催についての考え方を申し上げまして、御協力いただくことでサインいただきましたところでございますが、まずこの地域開催の考え方でございます。まず対象年齢を満75歳以上を基準に地域で御案内していただくということで、そういう考え方でございます。

それから、名称につきましても、何々地域敬老会とか、あるいは何々地域敬老を祝う会などというこういう敬老というような趣旨の名称を使っていたきたいというのが、そういう考え方で申し上げました。

それから、あえて今現在各地域の中には、既にその敬老を祝うというような行事も単独でやっているところもございまして、そういう既存の行事やっているところについては、それをさらに内容を工夫していただいて実施されても結構ですというような考え方でございます。

それから、小規模といいますか、対象者が少ない地域におきましては、そういう他の地区との合同開催も、それぞれの住民会同士で調整いただいた中で、合同開催については結構だということで、そんなような考え方で思っております。

それから、経費の面でございますが、75歳以上の方のお一人、1,500円を基準に、その地域の対象者の人数でもって開催経費ということで、交付金という形で町から支援をさせていただくというような考えでございます。

それから、町内の中で例えば転居でございますね。そういう場合については、一たんある程度住民会から申請をいただいたときに、その中で異動のあった場合については、それぞれの異動あった住民会同士で調整をいただきたいというようなことで、そんなようなことも考えてございます。

それから、その住民会長会議の折にいろいろ御意見いただいたのですが、その75歳以上という年齢のことももう少し幅を持ったことを考えていただけないかという御意見もございまして、これにつきましては、町の基本は75歳ということでございまして、その中で人数分の交付金を支出させていただきますが、その住民会によっては、既にそういう敬老の行事をやっているような住民会においては、70歳というところもおられるようでございます。それについては、町からの交付金の範囲内でやっていただくことも、その辺は運用面で結構ではないかなというようなふうに考えてございます。以上でございます。

それで、一応予算の根拠でございますが、対象者は1,211名の予算で計上させていただいてござ

います。

次、2点目でございますが、地域福祉推進事業の費用の内訳の御質問でございますが、これにつきましては、まず各地域におられる推進員さん等のネットワークの推進経費でございますが、これが今推進の育成費ということで、52万8,000円ということの内訳でございますが、それにさらに毎年1回地域福祉大会というものを開催してまいります。この経費もこの中に含んでまいります。

さらに、もう一つ、地域ふれあいサロンモデル事業、最後に御質問がございましたが、これにもこの地域福祉推進事業補助の中に入ってございまして、これにつきましては、32万5,000円を計上させていただいております。

地区数でございますけれども、14年度現在で10地区から実施の申請がございまして、今現在実施してございまして、15年度の予算計上に当たっては、さらに3地区を予定をさせていただいた中で、13地区の事業展開を想定した予算とさせていただいております。

さらに、一応モデル事業という形の考え方でスタートしてございますので、ただこの地域ふれあいサロンというのは、これからの地域福祉という面で、地域社会でこういう閉じこもりの方とか、そういう方を地域で支え合うという一つの、そういう意味合いで、この地域ふれあいサロンモデル事業というのを展開してございます。一応まだやっておられない地域についても、いろいろな場面でその辺の奨励をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 地区敬老会の関係ですが、大体大綱がわかりましたけれども、例えば芸能をやるだとか、それからもしくは郡部の場合なら人を集めてあれするとかというような交通費等も、あくまで1,500円の範囲でそれぞれの地区でやっていただくということで理解をしていいのかということが1点。

それから、2点目の地域福祉推進事業の関係なのですが、52万8,000円と32万5,000円なら、その125万3,000円にならないのですね。諸地域ネットワーク社会福祉大会で52万8,000円ということであったのですが、それにふれあいモデルは32万5,000円ということになると、85万3,000円にしかならないものだから、それらがはっきりさせていただきたいということ、それから14年は10地区をやったと。15年は13地区で3地区ふやしたと。ただ私が言いたいのは、これからまだどンドンどンドンそうやって地

域ふれあいサロンを伸ばしていくのに、まだ未実施のところに対して、どうその社会福祉協議会がやるのか、それとも町がやるのか、その点をきちっと指導をする、それから推進をするということで、できれば僕は、我々の住民会もやっていますので、その恩恵を上富良野町のそれぞれの地域の中でやっぱり恩恵を受け、そういう触れ合いの場があって、やっぱり老人の方が生き生きとやっぱりこれを楽しみにというケースがあります。そういうことで、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） まず、敬老会開催の内容について、経費の関連の御質問でございますが、開催の敬老会の催しの内容については、地域の自主性というのが主体的に創意工夫でもって開催していただきたいということで、この1,500円の範囲の中で開催をお願いしたいということでございます。

それから、次に2点目の地域福祉推進事業費のちょっと私説明漏れございまして申しわけありません。先ほど社会福祉大会の開催経費の額を言ってございません。40万円を計上してございます。合わせますと125万3,000円でございます。

それから、その中の地域ふれあいサロンモデル事業の未実施地区についての御質問でございますけれども、今これについては所管は今社会福祉協議会が窓口になってやってございますが、町も当然連携しながらこの各地域との申請、希望するところの地域については、町もかかわっているいろいろな立ち上げのお手伝いもさせていただいておりますので、これからの未実施地区につきましても、それぞれの地域の自主性、いろいろな地域事情もございましてけれども、それらについては効果的に実施していただけるように、社会福祉協議会とも連携しながら働きかけをしていきたいと考えてございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 地区敬老会の関係なのですが、従来の敬老会を見ますと、町の担当者はもとより、福祉関係団体が非常に忙しい思いをしてやられて、それはそれなりの成果を上げておられると思うのですよね。ただ、今回そういうことで地区に1人当たり1,500円ということで、極端に言えば、丸投げみたくて、あとは皆さん方お願いしますという形にとられかねないので、当然住民会長、それから町内会長、それから福祉推進員、それぞれ民生委員等も含めて、そういうネットワークを十分活用した形で、地区の老人の皆さん方が、ああ参加してよかった、やっぱり近くでやるのが本当にいいなと

というような条件整備をびしっと、初めてのケースでございますので、何とかそれを成功させる形で、その連携を十分とって進めていただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 答弁よろしいですか。  
5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 95ページ、下段の19節の中断あたりの託老所運営事業補助というのがありますがけれども、これは新規なのであえて質問させていただきますが、老人と、どういう人たちを対象にして、どのような事業を行って、何人ぐらいの老人がそこで対応できるのかということをお伺いします。

それから、99ページの上段の扶助費のところですが、下の方に中段あたりから身体障害者、それから知的障害者指定施設の支援とありますけれども、これも新しいのであれですが、場所はどこのかというのがちょっと私もわかりませんので、お伺いしたいと思います。

それから、下の方にデイサービス事業と児童デイサービス事業というのがありますが、これも新しい事業のようですが、児童デイサービス事業というのは、幼児を含むのか含まないのか、児童としたら年齢層としてどの範囲の人たちが、子供が適用されるのかちょっと、その点をお伺いします。

以上です。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 5番吉武委員の託老所運営事業補助の御質問、それからもう1点、障害者の支援費等の関係の御質問でございますが、まず託老所の運営事業補助、新規の事業でございますが、これは町内の福祉ボランティア団体がみずから託老所を開設するという趣旨でございますが、これにつきましては、在宅におられる高齢者なんかの閉じこもり、町内のそういう高齢者等の閉じこもり防止というのと、それから家族の方が、その日にどこか出かけることで、お年寄りを預かるという部分で、そういうような家族の介護負担という部分での軽減という意味合いで、この福祉ボランティア団体がそういう事業を目的に開設するという趣旨でございます。

この運営の考え方でございますけれども、まだ試行的なものですから、週1回、日曜日に予定をしているようでございます。定員も15人の定員の範囲内で、そういう対象されるお年寄りをお預かりするというようなことの事業展開をこのボランティア団体が考えてございまして、それらに対する開設運営に当たった支援という面での補助であります。

それから、次に2点目の99ページですか、障害

者の御質問でございますが、これも先ほど歳入のところでもこの辺の御質問ございましたが、障害者福祉の関係につきましては、本年度から支援費という言葉が使われるようになりました。その中で、この身体障害者指定施設、それから知的障害者指定施設というふうに記載されてございますこの事業でございますが、これについては、町内の施設でございまして、道内の中でこういう施設の入所者の方の支援費の計上であります。

ちなみに、この身体障害者の指定施設につきましては、7施設で8人の方が入所されてございます。

それから、その次の知的障害者の関係の支援費でございますが、これにつきましては、16施設の中で26人町内の方が入所されているというようなことで、これらの費用をこの支援費制度の中で計上されているところでございますが、その下以下の居宅介護等事業、短期入所、デイサービス、児童デイサービス、知的障害者、これらにつきましても、この障害者支援費制度のもとにこういう名称ができたわけでございますが、これは主として在宅における事業の内容であります。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 福祉係長。

福祉係長（田中利幸君） ただいまの御質問の中の児童デイサービスに幼児が入るのかという御質問でしたが、児童福祉法に基づく対象年齢は18歳未満になっておりまして、したがって乳幼児も含まれております。

委員長（久保田英市君） 16番清水委員。

16番（清水茂雄君） 勉強不足で申しわけないのですが、二、三点ちょっとお聞きしたいと思います。

町民生児童委員協議会補助ですが、これ昨年度は826万1,000円ということで、今年度は528万8,000円ということで、約300万円の減となっているのですが、大変大切な機関ととらえているのですが、93ページです。この削減の理由はどうか、御説明をお願いしたいと思います。

それから、旭川地方更生保護婦人連盟大会補助となっておりますが、この大会はどこで開催されるのか、内容的にどのような大会なのか、御説明をお願いしたいと思います。

それから、国民年金事務費の中で、昨年度国民年金推進員の報酬ということで131万円計上されておりましたが、今年はゼロということで載ってませんが、この推進員の仕事がもう既に終わったということなのかどうか、その辺ちょっと御説明をお願いしたいと思います。

それから、97ページの19節、町身体障害者福

社協会補助についてですが、この問題について協会から過日要望書なども出ておりまして、そうした中でいろいろ私もお話を聞いたのですが、何かこう話の内容からしますと、一方的に協会の方に削減ということで通達があったというようなことで、何かこういう協会等の補助については、それなりに関係者と話し合いの上決定いただきたいと思うのですが、そういう話し合いがどうも行われていなかったように私は感じております。

それから、削減の額なのですが、28.58%ということで、7万円の助成が、今年は5万円というかなり大幅な削減ということで、ちょっと削減幅についても疑問を感じるのですが、その辺こうした協会に対して行政としてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 16番清水委員の御質問でございますが、民生児童員協議会の補助金の昨年度との減額の内容ということの御質問でございますが、これにつきましては、3年の任期中に1回道外視察ということで、先進事例やなんかを学んで民生委員の活動に資としていただくということで、3年に一度道外視察を組んでいた部分が減になってございます。

さらに、事業の若干会議費等の内容とか、そういう事務費的な精査をさせていただいた中で減となっておりますが、特にそういう視察旅費の計上が減額の要素でございます。

次に、2点目でございますが、旭川地方更生保護婦人連盟大会補助金の御質問でございますが、これにつきましては、本年度本町が当番となって、この道北地域の更生保護婦人団体が組織してございますが、それが旭川地方というふうな名称になってございますが、この稚内地区とか留萌地区、上川地区のこの3地区を当番で順番に回ってきて、本町が本年度開催地ということでございますので、開催地の応分というのか、開催地としての経費を支援をさせていただくということの計上であります。

それから、次に4点目でございますが、身体障害者協会の補助金の削減の関係でございますが、これにつきましては、通告もなしに一方的に削減したのではないかと御指摘でございますけれども、決してそんなことはなく、私どももその身障協会ともいろいろこの辺の部分、いろいろ創意工夫できますよねとか、いろいろなことはこれまでも話しはさせていただいてきてございます。決して一方的に削減したというわけでもございません。

その大幅に削減になっているのではないかと御

質問でございますけれども、これにつきましては、先ほど午前中もちょっと御説明をさせていただきましたが、運営費の賄っている財源といいますか、それが町と社会福祉協議会の補助金でもって約5割を占めているということでございます。さらにその運営費の内容につきましても、総会費用が多くを占めているというような事情から、それと繰越金も多少ございます。そういうことから、その運営経費全般の中で内容を充分精査させていただきまして、上川地区のそういう協会の上部組織もございまして、そのことのいろいろな情報を提供したり、いろいろな連携した中で協会の活動がされているのですけれども、それらの負担金というのがございまして、そういう負担金等の経費について、町は今後対応させていただきたいというような考え方で2万円を削減させていただいた次第であります。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 清水委員の国民年金にかかわります御質問でございますが、平成14年の4月から、国民年金の収納事務につきましては社会保険庁に切りかわりまして、昨年につきましては、11月までの間町民の皆様方の混乱を避けるために、そのまま展開をさせていただいてございましたけれども、以降収納ができないということで、それらの推進が不可能になったということで、本年度は計上いたしてございません。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 16番清水委員。

16番（清水茂雄君） 婦人連盟大会補助について、あわせてお聞きしたのですが、大会の開催地の答えがなかったかなと思います。（発言する者あり）わかりました。失礼しました。

この際ちょっと申し上げておきたいと思うのですが、先ほど課長の方から、協会の上部団体の負担金云々の話が出ましたので、ちょっと御報告しておきますけれども、上富良野町は4万5,000円です。それから、中富良野町が4万7,000円、近いところで言いますと。あといろいろ上川管内あるのですけれども、そういうような状況下です。その中で5万円のことは補助ということなのですが、この問題ばかりでなく、先ほどからいろいろと他の委員さんから、私がお聞きしたいと思ったことをいろいろお聞きいただいたので、非常にありがたいなと思っているのですが、この際申し上げておきたいことは、現在町財政は大変な状況下にあり、いろいろな面で財政改革ということで削減はやむを得ないのかなとは思いますが、俗に言う弱者関係については削減するのではなくて、やはり現状維持も

しくはこれからどんどんそういう団体なり、またそういう機関に活躍または利用していただくためにも、ふやしていかなければならないのではないかな。その他のところで削減可能なところが数多く見受けられるように思うのですが、その辺よく精査の上、予算編成に当たってはお考えいただきたいと思いません。

以上です。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 97ページ、今教民の委員長さんが、この町身体障害者補助金のことで言ったのですけれども、私ちょっとこれ何か今しゃべっているのは、みんな教民の方が言っているのですよね。それで、私ちょっと勉強不足かどうかわかりませんが、予算案のときに、全くこれは表示されてないのですよ。ほかは全部これ表示されているのですけれども、この町身体障害者福祉協議会補助、これら全然ないのですよ。だからこのときの審議は全くわからなかったということなのです。私たちがわからないのですよ。ここにきたら、これに載っているのですよ。だからどの部分にこの補助が入るのかというのは、何ぼ目を通してわからないというのが現状であります。

それで、この補助金について、これは何か要望書も出てました、協会から。その協会から要望書が出た、その解答書が身体障害者協会の方に届けられたのを見ました。これは町長あてに、町長の証印で解答書が出ております。その町長が出ていますのですけれども、5万円しか出しませんよという解答書をこの予算委員会の前に、この2日目か3日前に出ているのですよ。だからちょっと不手際でないかなという感じするのですよね。そして私たちはこの委員会において、全くこちら辺に何と見てもないのですよ。そしてこれが出るから、今になってこう出る、おかしいなど。

そしていろいろ身体障害者協会の方々に聞くと、もう解答書は来てますよと。これは町長からの町長名で解答書が行っています。ですから、そういう不手際なことが、何か出ているのかなと。

課長、この点についてもうちょっと御説明をしてください。わからないのですから。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 17番小野委員の先ほどの身体障害者福祉協会の補助金の関係の御質問でございますが、所管委員会で説明を、資料等に載ってないという部分でのそういう面でおっしゃられたのだと思いますが、所管委員会では、その年度の主要事業の部分で、全部説明資料として提示したような御説明はさせてもらってない状況の中で、あ

の折にそういう要望があって、質疑の中ではお答えさせてもらったところでございますが、そんなことで決して意図的な部分でなくて、所管委員会に新年度の予算の御協議をさせていただくに当たっては、主要事業、主要施策の部分について重点的に御説明をさせていただいておりますので、その辺御理解を賜りたいと思います。

それと、この予算委員会の前に解答書を、金額を付した解答書をというような御質問ございましたが、これにつきましては、町としてそういう要望書をいただいた中で、やはり町の考え方をお伝えをさせていただくということでございますので、決して予算委員会前にそういう解答をしたというのは、議会軽視とかそんな意味もございませんので、決してそういう意図はございませんし、相手方にはやはり要望書をいただいた中で、直接書面でもって口頭で御理解をいただく上での御説明しなければならないということでお伺いしたわけでございますので、そんなことで御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 課長、御理解くださいと言うけれども、何でも言えば御理解くださいと言っているのだよね。だから所管委員会のときに、ほかのものは全部これ載っているのですよ。そして、この分だけは載ってないのです、これ見てください。予算案出したでしょう、これ。これ私は全部勉強している、字がわからないから。だからこれ載ってないから、今ここに載っているから、まずちょっと、そして先走り先走りものが行ってしまっているのですよ。だからそれも私たち聞かえてくるわけなのです。だからそれはだめなのでなくて、やっぱりこれらはお考えいただかないと、課長のところには余り来ないかもしれないけれども、私たちの方には、これはどうなっているのだという御意見が入ってくるわけなのです。だけれども私たちこれ知らないということもありました、全くわからないから。ですから、これただご理解くださいばかりでもの言っていたのでは、私たち所管なんです、これ。所管の議員何言っているのだと、こう言われると思いますよ。だからもう少しわかる部分はわかるようにして、そしてきちっとしてもらって、余り先に、いかに要望書があったからといったって、その先走りな解答書を出す必要ないのではないかなと思うのですよ。この委員会終わってから解答書出せばいいでしょう、委員会はこうしましたと言って出せばいいのに、まだ委員会審議しているというのに、もう行っている、向こうへ。だめだって、そういうのはやっぱり考えてもらわなかったら。疑問視するのですよ、言葉が。それは課長考えたっておかしいでしょ

う、考え方が。だから今後こういうことがあってはいけないのではないかなと思います。何も責めてませんよ。わかるでしょう。だけれどもこれらも、何かもうこれは早々から先走りしていた。これはもう相ならない問題なんだ。どうですか、それちょっと答弁してください。私たちこれ所管なんだよ。所管が盛んにこれ高いところからもの言っている。恥ずかしい思いなのです、これ。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 小野委員の身体障害者協会に対する補助金の関係でございますけれども、実は所管委員会でもたまたまその当時、要望書が委員会の中に、議会として受けて所管委員会に回ったというふうに思っております。所管委員会の中におきましては、この関係につきまして御質問賜りました。私の方から、その辺の関係につきましてお答え申し上げたというふうに思っておりますので、決して項目には出てございませんが、行政改革の中の一つの中で、所管の方で十分その団体等の中でお話しも申し上げながら、こういう場面について今後も出てくるなというように、財政厳しい中、なかなか御理解と言っても、相手としてはなかなか納得いかない面はあるかと思っておりますけれども、こちらの方で一方的になったかもしれないけれども、そういう面で御協力いただくことで、その辺の誠意は尽くしながら対応させていただいたということで、所管委員会の中で、そのようなことで申し上げてきたというふうに私自身がお答え申し上げたわけでございます。その中で、当然繰越金等についても、町の補助以上に出ているような場合、それから会の中で、いわゆる懇談の費用で食糧費等がかかっている場合については、それらについては今後補助の対象にしないような中で対応していこうというような行政改革の補助金の方針に沿った中で所管が対応していることで御説明申し上げ、そういう御理解を賜るということでお願い申し上げた経緯にあるということで、御理解賜っておきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） わかります。だから私は補助金が足りないとか少ないとか言ってませんよ。やっぱり行政って余りにも先走りしてしまうと、結局いろいろな疑問が私たちにぶつかってくるのですよ。そういう点も御理解いただきたいのですよね。ですから、やっぱり先走りというのは、やっぱり決定しないうちに金額をはばましたり、それから聞いたり聞かなかったり、これはこれから議論するのだという立場にいていただきたいと思うのですよ。その先走りはみんな私たちに来るのですよ。もし助役さん今後議会議員になったら、同じことなのです

よ。私らのところにどんどん来るのだから。そうしたら、これどうなんだと言う、こうやって言わなければならないでしょう、ここで。何も言いたくないですよ。これは補助というものは当然減額されてきているのだから、ここで言ったら何だ、あそこの補助金ここへ持ってくればいいではないかと言いたくなるけれども、それはもうそれでいいと思いますよ。今後そういうことだけ気をつけてもらいたいということなのです。わかりますか、課長。答弁は要らないですよ。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員どうぞ。

12番（米沢義英君） 95ページ、工事請負費の福祉総合センター建設についてお伺いいたします。

町の財政計画では、15、16、17年という形の中で、例年支出の方が増大するという形になっています。それに物件費等、その他の経費等も当然はいつてくるという状況の中で、この間町の行ってきたのは、各種手数料の引き上げや、あるいは後にも出てくる保育所の民間委託という形の中で、財政を何とかやりくりして切り抜けようという形であります。このことをよく頭に置けば、この総合福祉センターの重要性という点ではわかりますが、みずから火の中に飛び込むという内容のものであるというふうに思います。

私はこういうことを考えたときに、こういう施設も確かに優位性や健康管理という点では、そういった点では大いにその中で健康管理できるという点ではいいと思いますが、やはり財政的な面から見た場合に、本当に今の時期にこの建設がいいのかどうかというところをよく見る必要があるのだろうというふうに私は思います。この点について、町長や部内においても十分論議された結果こういうことになったとは思いますが、他のものもどんどん削って、そしてこういったところに財源を充てる。それでもまだ足りないということで、また住民のいろいろな負担にも軽減策をとる、削るという形になっています。それは住民ですから、町の方でお金がないと言えば、それなりにこたえるということは当然あると思います。だけれども、その胸の内というのは、本当に大変だということを知ってこういう時期にこの建設を行おうとしているのか、この点をまず伺っておきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

委員から何度もこの件につきましては御質疑いただいているわけでありまして、常に申し上げており

ますように、私といたしましては、この保健福祉総合センターが、今建設することによって財政的に非常に厳しいということは、委員御指摘のとおり十分認識いたしておるところであります。この施設を今建設するということが、将来21世紀の我が町における福祉の推進に大いに寄与していただけるものと、そういうことから優先順位をつけて対処させていただいているということで御理解を賜りたいなというふうに思います。

それともう一つは、御案内のように国の方は、今補助金助成金的なものについては削減から廃止に向かってきている中で、今回これは何とか地総債の対象を受けて、55%の交付税算入認めていただいた最後の事業でございます。これを先送りしますと、今後はこういった有利な対応ができ得るものがないということも含めながら英断したわけでありますので、ひとつこういう財政的に厳しい中でありますけれども、この施設が今後の福祉行政に大いに寄与するような活用展開をしていくことが、今の町、上富良野町の福祉のまちづくりに重要であるというふうに判断させていただいておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 福祉に寄与するということがありますが、例えば何らかの寄与ということはあるのかもしれませんが、私言っているのは、今の財政事情の中で、一番望んでいるものまで、どんどん保育所だとか削ってきているわけですよ。こういうことを、私保健施設建てるのだったら、まず先にやっぱり保育所の充実という形の中で、民間委託をやめて、やはりこういう財源もこちらの方に充当するという対策というのも必要だと思います。

この町の中長期の計画でも、これでもまだわからない部分もありますが、これからは積み戻しがなかなかできないということを説明しているわけですから、そういうときに新たな負担を求めて、さらにここに維持管理費がどんと4,000万円か5,000万円載ってくるということになれば、また大変になると。それをまたどこかで捻出するために、今始まってないことではないというかもしれませんが、またどこかを削らなければならないという形になるということは、目に見えて明らかなわけで、この点を考えたときに、やはり今の時期もしくは将来建たないかもしれませんが、そういう判断した場合、それでもいいのでないか、今のある施設を有効的に利用して、それで健康管理をするということもやれるのではないかというふうに考えますけれども、町長はこの時期に、そういう状況にあるにもかかわらず、まだ建てようというふうにお思いなの

か。

それともう一つは、これとは関連でお伺いいたしますが、西保育所の民間委託の問題をお伺いいたします。

保護者の皆さんに聞いたら、財政難ということというのは、前からいろいろ話聞いていると、それなりに心も痛めていると。だけれども本来はやはり公設でやっていただきたいと。どうしてもだめならということもあるのかもしれないが、やはりそこをわかかってほしいということを言っているわけです。そういう意味では、民間委託を来年どうしてもするのだということではありますが、昨年度の失敗というのは、それを一方的にやったものだから、住民から反発が保護者から出てきて、結局それを実施できなかったということだというふうに思います。それについての反省と、この保育所の民間委託は、やはりこの保健センターと対置して、やはり民間委託をやめると、そして保健センターを中止するという方向での解決策もあるのではないかというふうに思いますが、この点についてもう一度伺います。

委員長（久保田英市君） 町長。

町長（尾岸孝雄君） 今御提案申し上げておりますように、これを引き下げる気持ちは持っておりません。保健福祉総合センターの建設は、私はこれは優先順位として高いものと、今後の福祉行政の中で大いに必要な施設ということで認識いたしておるので御理解をいただきたいと。

それともう一つは、西保育所ばかりでなくて、行政が今掲げております部分について、民間活力を導入することについての民間委託につきましては、この今保健福祉総合センターを建設する財源を確保するために西保育所の民間委託をするわけではありません。私は将来的には西保育所も中央保育所も、またラベンダーハイツも、今の運転業務であります重機、それらの部分についてもすべて民間にやっていただいて、民間活力を助長していくということが私は大切だと。民間の活性化ということを考えながら、ただし十分に行政として考えなければならないのは、町が直営でやっているよりも、民間に委託したことによって、その事業に大きなサービス面あるいはいろいろな面でマイナス面が生ずるというならば、これらにつきましては是正策を考えなければならないと。行政が直営でやるから優であって、民間委託するから負であるという認識は私は持っておりません。場合によっては行政が直でやるよりも、民間の知恵と民間の力でやった方が優になる部分もあるというふうに私は認識しておりますので、そういった部分も含めながら民間活力の導入、そして今我々町行政の組織の肥大化している部分を少しでも

簡素で効率的な組織機構にしていくということが、今後の行政運営で重要であるというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） それと、もう1点さらにお伺いしたいのは、95ページの介護保険の低所得者の利用者負担、いわゆる社会福祉協議会との減免措置等における7%から4%の負担軽減率の変更という形になってあらわれております。従来、本人が3割負担でよかったのが、今度6割になるということですから、この部分の軽減措置という点で、本人負担がふえるということで解釈してよろしいのでしょうか、この点お伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、介護のいわゆる支援制度のもとで、97ページから99ページにかけてですが、現行の99ページのいわゆる介護支援者制度における現況の利用者の負担というのは、制度が導入されることによって、今施設入所26人と8人という形で表現されたわけですが、この負担というのは、旧と新しく制度が変わることによってどのようになるのか、お伺いしたいというふうに思います。

さらに、97ページでは療育指導員の処遇の改善ということによって、この点については、正職員を1人配置するという形になったのかなというふうに思いますが、あわせて臨時等で行っている職員についても、このいわゆる趣旨に沿えば、充実した指導というのが求められるわけですから、この点についてのせめて常勤の嘱託職員等の待遇改善という形での措置がなされるのかどうか、お伺いいたします。

もう1点は、ちょっとダブりますが、今この支援制度ができることによって、当町にはこれにかわるような施設がないという状況になっています。短期入所に至っても、ないという形になるかと思えます。デイサービスに至っても、それにふさわしいような施設があるのかという点で、現状の置かれている上富良野の現状についてお伺いいたします。

さらに、101ページの保育所の問題で、一時保育の預かりの問題であります。町ではやっているという話ではありますが、病気になった場合、あるいは母親、両親がどこか一時的に出向かなければならないという場合に、これを子供さんを保育所で見てくれるという制度があるかというふうに思いますが、上富良野町の場合は、この制度についての広報、周知やっているとするれば、やっているのかやってないのか、まずこの点についてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。  
保健福祉課長（佐藤憲治君） 何点かございませ

たけれども、順番狂うかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

12番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険の低所得者の利用負担の軽減の部分でございますが、これにつきましては、この制度は国の制度で介護保険がスタートしたときに、従来既に措置の時代に受け取ったサービスを利用していた方を対象にしたこの利用者負担の軽減の制度でございます。これが国の制度で7%でございますが、これが4%に変わるということで、軽減の部分が、それで利用者の負担は確かにふえることとなります。

それから、次に障害者の施設の入所の関係で、利用者負担の基準等については、担当係長の方からお答えをさせていただきます。

次に、母子通園センターの職員の関係でございますが、これにつきましては、昨日条例を議決いただきまして、職員を置くという部分につきましては、この事業所の指定ということで、従来の嘱託職員という部分での職員の配置については、かなりいろいろな事業所の運営計画とかいろいろな要素も加わってまいりますし、そういう面でそういう専門職的なものを、正職員を配置するというような形でございます。新たに加えるということでございます。

今現在いる嘱託の療育指導員、これにつきましては従来どおりこの母子通園センター、児童デイサービスということで仕事に当たってもらうということでございまして、この嘱託職員につきましては、正職員に準じた給与等の身分的な部分での保障は十分準じた対応がされておりますので、これについては嘱託の身分のまま仕事についていただくというようなことで考えてございます。

それから、臨時職員につきましては、これにつきましても、今までそういう部分で1人正職員を配置することによって、これらの通年雇用での療育指導ということで、臨時職員確かに今現在おられます。そういう方につきましては、今正職員を配置することによって、通年雇用という形態ではないことで考えてございます。そういうことであります。

それから、一時保育の町の現状どうなのかという御質問であります。これにつきましては、一時保育につきましては、町内に住所を有した方で、急遽一時的に保育に欠けるということで、急遽その期間だけお願いしますというような方につきましては、従来から対応させていただいております。

この広報、住民周知につきましては、今の件につきましては、担当係長から答えさせます。

委員長（久保田英市君） 福祉係長、答弁。  
福祉係長（田中利幸君） 米沢委員の2点の質問

についてお答え申し上げたいと思います。

まず1点目、支援費に移行したことで施設入所者の利用者負担額が現行と比べてどうなのかという御質問であります。この支援費制度につきましては、介護保険制度と違いまして、介護保険制度はサービスを受ける方が等しく1割を負担しようという制度であります。支援費制度は、前年度の所得に応じて応益の考え方から利用者負担額が決定されております。実は、現行もそういう形で所得に応じて利用者負担額が決定されているという状況でありまして、若干の利用者負担額の今回見直しはありますが、おおむね現行の制度上での利用者負担額とさほど変わっておりません。

2点目のサービス基盤の御質問であります。上富良野町で支援費制度に移行することで事業所指定を今予定をしている、あるいはもう申請を上げておりますが、社会福祉協議会のいわゆるホームヘルプサービスの事業所指定として身体障害者のホームヘルプサービス、知的障害者のホームヘルプサービス、あと障害児童のホームヘルプサービスの3事業所の指定を社会福祉協議会で今現在提出中であります。

あわせて、上富良野町では、町として母子通園センターの児童デイサービス事業所の申請を今行っているところでありまして、あと制度上ラベンダーハイツで身体障害者のデイサービスとショートステイがこの支援費として受けれることとなりますので、支援費すべてのサービスが上富良野町にはございませんが、残るサービス基盤については、今まで同様この圏域の施設、あるいは旭川の方の施設の利用を含めてサービスが徐々に整っていくものだと考えております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 社会係長。

社会係長（真鍋浩二君） 米沢委員の一時保育の保育所入所の広報周知についてという御質問でございますけれども、保育所の入所につきましては、町の方で12月の広報紙を活用して広く住民の方に周知をさせていただいております。一時保育という補助事業の名称等の記載はございませんが、保育に欠ける、また緊急に保育を有する、また保育を探している休職中という場合においても保育所の入所について可能ですということでの募集について広報させていただきます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 支援費制度にのっとり、不十分でもあるけれども、ある程度おおむねこういった人たちの対応はできるという話かというふ

うにと思いますが、現行例えば老人ホーム等におけるデイサービスの利用されると予想される、こういう方というのは実際何名ぐらいおられるのか。

それと福祉協議会におけるホームヘルプサービスにおける、いわゆる従来の介護保険制度にのっとりサービスと、今回新しく加わるわけですから、そのきちとした割り振りというか、利用ができるのかどうなのか、その点が一番また心配な点でありまして、あと財政的に、この本人負担が重くなるのではないかという心配もありますので、この点についてお伺いしたいのと、現状においては申請者数というのは何人おられるのか、この点お伺いしたいというふうに思います。

さらに、一時保育については、もう一度具体的に詳しくこういうケースの場合は預けられますよということを周知できるような内容の広報というのが一番いいのではないかと。あの説明の範囲であれば、なかなか理解できる方もいるかもしれませんが、多くはなかなか理解できない部分等があるかというふうに読んでまして感じられますので、その点を今後の中にぜひ生かしていただきたいというふうに思っておりますが、この点についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 福祉係長。

福祉係長（田中利幸君） 米沢委員の御質問、3点について御説明申し上げます。

今ラベンダーハイツで、先ほど御答弁申し上げましたが、ラベンダーハイツ、いわゆる老人施設において、身体障害者のみですが共同の利用が認められております。したがって、身体障害者が老人福祉施設であるラベンダーハイツでデイサービスもしくはショートステイを受けることが可能になります。過去に、お一人だけ老人の身体障害者の方がラベンダーハイツとショートを受けた事例がありますが、今現在支援費制度の申請を受けている段階においては、対象者はございません。

あとホームヘルプサービスですが、現行今既にホームヘルプサービスを措置の段階で行っておりますが、知的障害者3名、身体障害者2名、計5名の障害者に今現在もホームヘルプサービスを提供しているところですが、支援費制度移行後も、この5名の方には継続して申請を促しているところであります。

2点目の、今現在の申請の状況でございますが、先ほど課長からの答弁の中で、身障、知的の施設入所者、あとグループホームの入所者、あと母子通園センターの児童デイサービスの申請者合わせまして、今現在80名程度の申請を受け付けている最中でありまして、今月中にそれらの方には受給者証を

発行する準備を進めているところであります。

以上です。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 2点目の一時保育に関しまして、広報の掲載の内容について、今後につきましましてはわかりやすい内容で掲載したいと思います。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） この款の最後ちょっと質問したいのですが、介護保険の低所得者利用の負担軽減の措置の問題で本人負担がふえると、44万円でしょうか、削減という形になりました。こういう部分の国から補助金がなくなったという形の中で、すぐ削ってしまうということではなくして、これを持続させるというところで、もっと財源の見直しというのがあってしかるべきではないかと。

私は常日ごろ感じているのですが、こういう大切な部分を削って、そしてこういう大きいものと言ったら語弊あるかもしれないけれども、建てると。こういうわずかな金額すら削ってしまうというところに、今の町の町政のあり方そのものが、どうも問われているようなそんな気がするのですけれども、せめて当初介護保険が導入された人がずっといる限りは、こういう制度をやはり充実して活用するということが自治体として今必要なことではないかというふうに思います。こういう問題があるからこそ、町長車の見直しだとかやれば、こういう財源も何ほども出てくるのです。こういうとこを思い切ってやって、こういったところに財源を振り向けるという手法をとるということが、財政難の中でのやはり求められている町の手法だと思いたいますが、この点について、町長もう1回答弁をお願いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の問題でありますけれども、委員のお考えはよく理解できるわけでありましたが、私といたしましては、近隣市町村の介護保険料と比較しながら、我が町の状況というものも見きわめて、それらの対応を考えなければならないというふうに思っておりますし、それともう一つは、保険料の軽減策につきましましては、低所得者対策につきましましては、規定の中で対応しているわけでありまして、そのための保険料の軽減策を町が独自の対応を図ることよりも、サービスの利用の促進と、サービスに対する支援というものを重点的に対応したいというのが、当介護保険制度における私の当初からの考え方でありまして、御理解を賜りたいと思いたす。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員、どうぞ。

11番（梨澤節三君） 私は総務ですから、こんなときでないとなかなか発言できなくて。

福祉施設の問題です。これは現在進行形中です。副委員長にとうとうと言われたら、福祉施設大丈夫かなというような感じ持ちましたのですけれども。保健福祉総合センター、私期待して、早くできないかなと思っている1人なのですが、その中のボランティア室というのがあるのです。いいですか、これの資料、けさ置いておいたやつ。

それで話進めます。この町長が言うところの民間活性化、これ私もそうであるべきだろうと思いたす。それに続いて、もっと大事なことがあるのですよ。それは何かと言いますと、ここに来るのです。というのは、けさほどちょっと質問したのですけれども、交通安全について、お話を聞きますと、どこかの団体をお願いをして、そのところに御協力をと、ボランティアで御協力をということなのです。これ交通安全そういうことですね。

それから、福祉ボランティアというのは、今こうやってやっておりますね、今やっているのですよ。それからスポーツボランティア、それから観光ボランティアというそういうものがあるわけなのです。このボランティアルーム、部屋があるのですから、そこでこういうものを統合してきちっと、ちょっと話が福祉からちょっと外れるかとは思いますが、これをやらないと一つ一つやってもだめなのです。この部屋をこのボランティアの総合の場として使えるようにする、もしくはそういうボランティアをNPOでもって事業を一つ与えて、福祉系統の何でもいいですから事業を一つ与えて、あれは事業がないとだめですからね。事業を与えて、そしてそういう活動ができると。これは民間活性化よりもさらに、これはお金かかりませんからね。そういう考え方が欲しい。

先ほど交通安全とこっちということで話がまたがりましたのですけれども、ここ幸いにこの部屋ができますから、そういうところを考えていただきたいなど。

これはこれがいけますと、どこの市町村ですか、600人ぐらいの職員が300人でやれると、そういうところにまで入っていくようにもなりかねないところ、話なのです、これ。ですけれども、いきなりそうはなりませんから。それで持ってこういう今この財政難ですから、それでこどうするかということについて、助役がいいですよ。助役も考えあるでしょう、ちょっとお聞かせいただきたいと思いたす。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 梨澤委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

非常に社会の流れが大きく変わってきてございます。そういう面で梨澤委員おっしゃるとおり、今NPOだとかそういう中で、いわゆる自主自立の中で地域活動を進め、自分たちの町を活性化させる、そういう面で広く出てきております。行政といたしましても、そういう面は、そういう人たちの支援というものは、また考えていかなければならない問題だというふうに思っております。特にそういう活動状況が活発になるような中で、行政としてもその役割を果たしていくべきというふうに私自身思っております。そういう中で、今後幅広い御意見いただいた中で対応していきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） それでは、次に進んでよろしいですか。

説明員が交代いたしますので、少々お待ちください。

再開いたします。

本日の審議は、5時まで御審議いただきまして、5時で終わりますが、残りますが、明日にいたすようにして、5時まで審議いたしたいと思っております。

次に、歳出、第4款、106ページから113ページまでの質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 111ページ、4款衛生費、4目環境衛生費、19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、そこで公衆浴場確保補助ということで160万円補助が出ているわけですが、おふるののない方のために、こういう手だてで補助を出していると思うのですが、私の記憶では1件ぐらいあるのかという感じがしているのですが、今現在利用者はどのようになっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 村上委員の御質問でございますが、お尋ねのとおり町民の方々に御提供いただいているのでございますが、1件だけでございます。1日の利用というのが大体平均いたしまして、3.5人ぐらいかなということ、そんなような状況であります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 3.5人ってどういうことでございますか。3.5人は3.5人ですが、3人半、平均したらということ。3人が4人ということでございますか。そんなものですか。

委員長（久保田英市君） よろしいですね。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 1点お尋ねしたいと思います。

109ページ、環境衛生費の8節の報償費、旧ごみ埋立地管理等謝礼24万円、これは東中のことかと思っておりますけれども、所管で説明なかったと思っております、これについては、いいのですよなくても、ここでお尋ねしますから。

この東中のごみ捨て場だとするならば、これの24万円は変動することもあるかもしれませんが、この考え方はいつまで行政で行政配慮していく考え方なのか、その辺お尋ねしたい。

以上。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 福塚委員の御質問でございますが、御発言のとおり東中のごみ埋立地の場所でございますが、ゲート等の管理と不法投棄の管理をいただいております。御承知のように、現在当該跡地につきましては、道の事業で土を投入していただいております。整備を進めているわけでございます。まだまだかなりの時間を要するというところでございまして、これら全部の整備を終わりますまで、どうしてもこのゲートの関連というのが必要になってくようと思っておりますので、今の段階、終期をまだ定められないという状況であります。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 極めて粗野でわからないのですけれども、抽象的で。道の事業とは何ぞや、今までどういう道の事業あてにして、予定して埋め立てしてきたのか。ポリウム的にはどのぐらいのポリウムが今後あるのか、いつ一応これを終わりとして考えているのか、その辺まで言及してください。

以上。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） ただいまの御質問でございますが、道の事業、舌足らずで大変申しわけございません。

現在は、道の河川の事業によって投入をしていたいただいているものでございます。計画の投入量といたしましては、30万立米ということでございまして、それが最終整理ができるまでということでございます。河川工事の残土でございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 30万立米、相当の量ですよ。これがやはり条件としてはよくわからないのですけれども、支庁の指導を受けることなくして、

そこを現状回復にはならないですよ。そこきれいにするということは、ではきれいになるまでこの24万円、お金の額の問題でないのですけれども、こういったいわゆる東中のあの地域の方に対して謝礼を払っていくという考え方になるのですか。めど的には、全然考えていないのです。火山灰を買うとか、あるいは別途、河川改良なくして別途、町がお金ないから買えないかもしれませんけれども、買って埋め立てするとか、そういう大胆な発想というものは案としては持っているのですか、持っていないのですか。継続して全部30万立米終わるまで、さっきお伺いしましたけれども、24万円という今日の額で払い続けるのですか。覆う、被覆するまで続けていくのですか、その点ちゃんと説明してください。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 御質問の件でございますが、当該地の閉鎖に当たりましては、緑化計画に基づいて進めてございまして、これらに単費での覆土投入は非常に厳しい状況でありまして、土現との調整の中で投入をいただけるということでございまして、おっしゃるとおり緑化計画が進むまで、今の段階としては当該管理の部分については謝礼を払う考え方でございます。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 107ページから109ページにかけて、予防費に関してですけれども、審議のところでエキノコックス症の検査、臨時看護師、それから109ページにエキノコックス症の検査ということで、後段の方は金額が載っておりませんが、いかにどの金額を予算として計上しているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、113ページに委託料の中で倍本地区の飲料水の供給施設ありますけれども、この診断に当たりまして、かなり高齢化して、地元の住民としては給水のときに懸念される部分があるということで、早急な対策を講じていただきたいと思うわけですが、これは何月ごろに診断をする予定になっておられるのか、それからどういう内容の飲料水の診断をするのかについてもお尋ねをします。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番岩崎委員のエキノコックスの検査の関係の御質問にお答えさせていただきます。

7節の賃金については計上しているけれども、13節の関係、金額について、検査の関係の委託費につきましては、33万2,000ということで、内容は検査の、今年度地域を予定していますのは、ローリングでやってございますが、市街地の3地域

ということで予定してございまして、あと自衛隊の管内者、今まで受けてない方の管内者の方も対象にした中で、管内者につきましては、5年のサイクルでやってございます。そんなことで、対象人員につきましては、大体400名くらい、住民と管内者も含めて400名の血液検査等を実施させてもらうという経費でございまして。

委員長（久保田英市君） 上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） 9番岩崎委員の倍本地区の飲料水の老朽化診断の関係についてお答えさせていただきます。

この地区の水道施設につきましては、整備後30年経過しておりまして、老朽化という形で水圧不足、例えば管の中に水あかたまっているですとか、そういう関係から水圧不足という現象が起きております。その関係で、今防衛施設庁の障害防止の採択を受けるべく診断しまして、診断時期につきましては、4月早々ということで、5月の概算要求に間に合わせたいということで考えております。

事業の計画につきましては、その採択受けましたら16年度に実施設計、また17年度に本工事ということを考えてございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 11ページの関係で、19節資源回収団体補助の関係でございまして。一応64万円ということで、前年同様の予算計上をされておりますが、平成14年の2月の段階でも結構でございますけれども、どのくらいの団体があるのかということと、それから今分別収集等で、例えば新聞等はそのまま出されているのかなという気がいたしますけれども、今後これらに対する指導等はどのような形で進めるかということで、まずお聞きをしたいと思います。

それからもう1点、焼却炉を町であっせんをして、一応法律改正になりまして焼却ができなくなったということで、それらの町で言われれば回収して処理をします。言うなれば、販売された、あっせんした数と、それから焼却炉の回収した数と、どういう状況になっているかお尋ねをしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 中村委員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、第1点目の14年度におきます資源回収団体、現在30団体でございまして。金額にいたしまして、51万9,000円ほどの支出でございまして。

今後の指導はということでございまして、これらにつきましては、あくまでも地域のそれぞれの皆さん方のお取り組みでございまして、将来ともども資

源の方に回収をしていただくことについて、啓発を含めての意味合いがございますので、現段階ではそのまま進めさせていただきたいというふうには考えてございます。

なお、3点目の焼却炉のあっせん数と回収数につきましては、少し時間をちょうだいしたいというふうに思います。後ほど御説明申し上げたいと思います。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 今回ペットボトル等の分別等が入ってきまして、それにかかわる経費等なんかも載っています。あとは一般廃棄物とのかかわりの中で、富良野衛生組合負担という形の中で、それぞれの組合もありますが、今の今後町の持ち出し等、あるいは償還はどういうふうになっていくのか、この点を確認しておきたいというふうに思っているところです。

さらに、今回新しく107ページのかかわりの中で、新寝たきり作戦という形でずっとやってきておりました。今回は21世紀の健康づくりプランという形の中で、さらにこれを前に進めるという形の健康づくりかなというふうに思いますが、そのねらいがどこにあるのかという点をお伺いしたいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 健康日本21上富良野計画を今年度作成しまして、自覚症状のないうちから、症状が出てからではなくて、早いうちから予防を図りたいということで、そのことが元気で長生きをして、自分のしたいことができる人生につながるだろうということで、若いうちからの健康づくりを進めるという活動を取り組みたいと思っています。

それで、今いろいろ分析をしまして、やはり25年間に亡くなった方を全部分析をしました結果、64%の方が生活習慣病で亡くなっています。昨年64歳以下で亡くなった方が11名おりまして、ここ2年ぐらい自殺で亡くなる方はすべて男性の、若い方で亡くなる方は男性ということで、やはり厳しい経済の中で、いろいろなそういうふうなところにも行っているし、それ以外の多くのことが悪性新生物、がんと心臓疾患と脳血管疾患で64歳以下の方が亡くなっている。この部分をぜひ防ぎたいというふうに思っています。

それで、具体的な活動としましては、住民検診を受けられた方だけではなくて、職域で検診、若い方がいる場所は職域にかなり限定されてきますので、職域の検診結果なんかも連携をしながら、若い方の

学習活動なにかにも入っていきたいと思っていますし、あと北海道の場合は明らかに冬の間に体重増加をするとかという課題が町の分析の中でも出てきましたので、冬の間の、男の方の大体31%が肥満というデータが出ましたので、その部分の冬の体重増加を防ぐというような活動にも取り組む中で、自覚症状のないうちから、医療にかからない早い時期から健康づくりに取り組むという形で進めていきたいと思っています。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、環境衛生組合にかかわります償還費でございますが、これにつきましては、おおよそ最終的には6億円ぐらいになろうかなというふうに思っています。

それから、いずれにしても実際の運営に関しましては、まだ実績が出てございませんので、これについては変動がまだあるかというふうに思っています。

それから、プラスチックの部分、中富良野町が分担をするところで、これにつきましては、現段階まだ動いてございませんが、将来、新年度の予測としては550万円程度を予測してございまして、これらの中で変化していかざるを得ないかなというふうに思っています。そういう面で、実績等がまだ整理されてないということもございまして、起債分等に関しましても、これからまだ最終整理ができてないところがございますので、出次第また御報告を申し上げていきたいと思っています。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 健康づくりで、もう一度お伺いしたいのは、町立病院とのかかわりの件なのですが、また別格なのかもしれませんけれども、基幹病院としてあって、こういうかかわりを何とか持って、単純なものではないと思うのですが、生かすという方法というのが何とかとれないのかなというふうに思いますが、そこら辺は実際難しい問題等があるというふうに思いますけれども、そういう点も含めてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長補佐。

保健福祉課長補佐（岡崎智子君） 町立病院とのかかわりなのですけれども、昨年も医師も含めまして何度かお話し合いをさせていただいてます。それでお願いしているのは、やはり外来の中できっちりとした栄養相談をしていただきたいとか、栄養指導が徹底されますと、生活指導管理料といいまして、かなり病院の収益にもつながるような制度が新たにでき上がってきてますので、町を挙げてやはり本当の食べ方、野菜不足と高脂肪食と高カロリー食とい

うところが町の課題として出ていますので、そのところをみんなが気づいていけるような、そして生活を変えれるような形で進めたいというふうに思っていますし、あと町立病院の理学療法士と柔道整復士の方と今、月1回運動セミナーなども夜実施して、毎回30人ぐらいの方が参加してくれるのですけれども、やはり本当に体の動かし方もきっちりとストレッチをして動かすとかというふうな形で、学習していくことでより効果が上がると思っていますので、具体的な連携を進めていきたいと思っています。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 先ほどの1番中村委員の御質問にございました、町があっせんしました家庭用焼却炉でございますけれども、あっせんをした数につきましては149で、処分が1月、2月に対応させていただいてございますが、41件今のところございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 焼却炉のあっせんは149、回収は41ということですか。そうすると、まだ100以上はどこかの家庭にあるのか、もしくは使わないでもう処理をされているのかという、その残りのどこの家庭にあるかというのは把握はされているのですか、まず1点。

それから、とりあえずあればまた焼くということが基本的にだめだとは言っても、我が家のことぐらいならいいだろうというようなケースが出てくると思うのですけれども、それらに対する対処というのはどうするのかということで確認をいたしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長補佐。

町民生活課長補佐（前田満君） 中村委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、焼却炉の補助の関係でございますけれども、この149件については、あくまで平成8年度と平成9年度の補助事業によって、町が交付した149基ということで御理解をいただきたいと思えます。

あと、その後に個人的に購入される方等々がございまして、正確に上富良野町には個人焼却炉どのぐらいあるのだと言われると、ちょっと今のところ調査のしようがないというのが、まず1点でございます。

それから、処分本年に今41件回収、3月がまだこれから回収するのですけれども、どれだけの数字が出てくるかわからない中で、今のところまだ二、三十件出てくるのを期待しながら、とりあえず募集

をしております。

とりあえず個人所有物という観点の中で、町が燃やさない限り、あるだけでは基本的に回収することがまずできないのですよね。あくまで本人が粗大ごみとして排出したいという申し出の中で回収せざるを得ない。

当然個人で廃棄物を焼却すること自体は、廃棄物処理法の中で違反ということがもう明記されてございますので、そういう中で、町は対応としましては、当然周辺住民あるいは通行人等々の電話による報告事項がございます。その都度行って、本人には町が注意をたんにいたします。それから、直接上川支庁あるいは富良野警察署の方に通報が行く場合がございます。それについても我々の方には連絡が来る場合と来ない場合があるものですから、ちょっと正確な件数はつかめないのでございますけれども、そういう形の中で最終的には処理法違反で検挙されてしまうという形になるということを通知しながら指導をしているという状態でございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 149件のうちの41件ということで、補助をしたのであれば、購入者の補助された方のお名前がわかりますね。そうすると、言うなれば粗大ごみで回収した分もわかる。そうすると、僕はできればそれは個人の財産とはいえども、一応確認の作業を、補助した立場、それから法律の規制になってこうだということであれば、言うなればあと108件、何とかそういうことをやって、ああこれはちょっとななか格好はいいから家で置いておくわという人もいるかもしれないし、とりあえず108件について、やはりあっせん、補助したという立場と、法律が改正になったということで、やはりきちっとそれは整理をすべきだと思うのですが、その作業をするかどうかということ。

委員長（久保田英市君） 若干時間を延長いたしますので、お願いいたします。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 御発言のとおり、これらにつきましては調整をしながら、また出てくる部分等含めまして、調整をしながら調査を進めて、また処分の方について御協力をいただくように進めたいと思えます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 4款、これで終わらせてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度とし、延会といたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

明日の予定につき、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 明日3月14日は、本特別委員会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集願います。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたので、3月14日も引き続き議案第1号上富良野町一般会計事項別明細書の歳出第5款、114ページから御審議いただくこととなりますので、各会計の予算書及び資料等を御持参願いたいと思います。

以上です。

午後 5時02分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年3月13日

予算特別委員長           久保田 英 市

平成15年上富良野町予算特別委員会会議録(第2号)

平成15年3月14日(金曜日) 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成15年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成15年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員(19名)

委員 長	久保田 英 市 君	副委員 長	中 川 一 男 君
委員	中 村 有 秀 君	委員	福 塚 賢 一 君
委員	笹 木 光 広 君	委員	吉 武 敏 彦 君
委員	西 村 昭 教 君	委員	石 川 洋 次 君
委員	仲 島 康 行 君	委員	岩 崎 治 男 君
委員	佐 藤 政 幸 君	委員	梨 澤 節 三 君
委員	米 沢 義 英 君	委員	長谷川 徳 行 君
委員	徳 島 稔 君	委員	村 上 和 子 君
委員	清 水 茂 雄 君	委員	小 野 忠 君
委員	向 山 富 夫 君	(議長 平田喜臣君 (オブザーバー))	

欠席委員(0名)

早退委員(1名)

委員 長谷川 徳 行 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企画調整課長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	越 智 章 夫 君	町民生活課長	米 田 末 範 君
保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君	農業振興課長	小 澤 誠 一 君
道路河川課長	田 中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	高 木 香 代 子 君	農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	上 村 延 君	社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君
特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君	上下水道課長	早 川 俊 博 君
町立病院事務長	三 好 稔 君	関係する課長補佐、係長等	

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 19名)

委員長(久保田英市君) おはようございます。  
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は19名であり、定足数に達してありますので、これより予算特別委員会、第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長より説明させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、昨日3月13日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、昨日に引き続き議案第1号上富良野町一般会計予算の事項別明細書の歳出、第5款、114ページから御審議いただき、以下さきにお配りいたしました日程で進めてまいります。

なお、昨日委員会において資料要求があり、本日3種類の資料をお配りしております。

以上でございます。

委員長(久保田英市君) 審議に入る前、資料の訂正の申し出がありますので、発言を許します。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) おはようございます。

きのう冒頭、私どもから説明申し上げました予算特別委員会事前配付資料の資料の1につきまして、一部訂正がございますので、申しわけございません。お詫び申し上げ、訂正をさせていただきたいと思っております。

箇所につきましては、資料1の一番最後のページでございます。町立病院に対します普通交付税及び特別交付税の交付一覧表の表の欄外の文中に、16年度という表示がございますが、15年度の誤りでございますので、お詫びして訂正をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

委員長(久保田英市君) 1日目に引き続き、議案第1号上富良野町一般会計の事項別明細書の歳出、第5款、114ページから第6款、125ページまでの質疑に入ります。

11番梨澤委員。

11番(梨澤節三君) 115ページの労働諸費のところですが、町内労働者団体育成補助というのがあります。これと同じところに富良野地方自衛隊退職者雇用協議会というのと上富良野町自衛隊退職者というのがあります。これ決して一緒になるものではないと思うのです。私この前、写真撮ってきましたけれども、町内労働者団体というのは、こ

れ内容は何かといったら自治労だと思っておりますよ。それはそれでいいのですけれども、ここでこうやってデモでこうして来ているのですよ。自治労上富良野町職員組合青年部という、こういうようなものも撮ってきていますけれども、これと自衛隊退職者は、前商工振興に入っていたのですよ。それがこちらになぜか移ってきていると。

退職者の自治労の合併研究の報告書読みますと、組織防衛のために囑託の方にも入っていただいてやっていかなければならないだろうか、それはそれでいいのですよ。だけれども絶対自衛隊反対と言っている人に、入っていきません。絶対そういうことになりませんからね、おのずからこれは一緒にならないと思うのですよ。でありますから、これはもとの商工振興というところに入れてはいただけないだろうかということですよ。

委員長(久保田英市君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 11番梨澤委員の御質問にお答えします。

ただいまの御意見にありました自衛隊の退職者の関係の部分につきましては、就労対策の一環ということで、ここの科目に設定をしてきた経緯がございますが、委員がおっしゃるように、本町の地域の特性の色合いが非常に濃い性格もございますので、どこの科目に設定することが、よりなじむのかにつきまして、十分内部での協議を重ね、判断を加えてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

委員長(久保田英市君) 他にございませんか。

15番村上委員。

15番(村上和子君) 121ページ、6款農業費の1項、19節北海道造林協会上川支部負担、それと上川地区林業構造改善推進協議会負担、これらが昨年と比べて少ないのですけれども、普通なかなか負担金って下がらないものでないかと思うのですけれども、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長(久保田英市君) 農業振興課長、答弁。

農業振興課長(小澤誠一君) 村上委員の御質問にお答えいたします。

造林協会の上川支部の負担でありますけれども、これにつきましては、造林の実施状況というか、それによって負担が毎年増減するということがございます。これにつきましては、森林整備のための国に対しての建議などが、それから陳情要請、こういったものに使用されているものでございまして、増減するということですのでちょっと御理解をいただきたいと思います。

それから、林業構造改善事業の関係でありますけれども、これにつきましては、やはりそういったこ

とで、この情勢ですから減額というか、改革をしようというようなことで少し下げてください。これは管内的に統一して下げてください。内容的には、林業構造改善事業の関係の普及啓発、こういったことの通信費というようなことで押さえていただきます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員どうぞ。

1番（中村有秀君） 特に項、目の関係ではないのですが、一応一般会計予算の説明資料の中に労働行政ということで説明資料に入っていて、その中で高校生の企業体験など通じ、地元企業の理解をより深め、就職率の向上に努めてまいりますということになっているのです。しかし、実態として予算措置等がこの項目の中に見えてこないのですね。それでただ単なる文書的なものなのかという感じをしないまでもないのです。特に、さきに一般質問で同僚委員が言っていた求人情報等も含めてどうかという問いがありましたけれども、現実には美瑛町役場のロビーには、美瑛町に関するいろいろな求人情報を全部もうすぐ見れるような形になっているのですね。ですから、僕は本当にやる気があるのであれば、上富良野町の役場にこういうものがありますよと、ハローワークの富良野まで行かなくてもというようなことも含めて、なお詳しくはハローワークへということになるかと思えますけれども、そういう地元の役場でこういうものがあるよということを、本来的にはすべきでないかと思うのですね。ですから、本当に就職率の向上に努めますよといったら、予算的なものも何もなくて、いや何かでやれるのであれば結構なのでございますけれども、そういうことでどう考えられているかということでお尋ねを申し上げたいと思います。これが第1点。

それから第2点は、上富良野高校の振興対策業務員との協議等が具体的にこなされていると思えますけれども、例えば平成14年度では何回ぐらいそれらの関係の協議をされているか、それとも今後15年度についてはどう具体的に進めるか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 1番中村委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の雇用関係の部分でございますけれども、さきに一般質問でありました緊急雇用対策において、ことしは2事業に取り組むということで取り組みをいたすということで、その分の事業を確保いたしております。

それから、2点目の求人等の掲示がないというふ

うな御質問だったかと思えますけれども、町におきましては毎月ハローワークからの求人冊子というか、一月分の公募の内容の部分を送付いただいております。場合によっては部数が足りないこともございまして、役場で増刷してロビーの方に置いてありますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

済みません、答弁漏れがございました。

それから、上富良野高校におきまして就職に関する嘱託職員を配置しての就職活動でございます。これにつきましても、そういった活動が実を結びまして、ことしは1名を除いて、希望する方々がそれぞれの就職になったということで、他の高校に比して、そういったことでの成績が上がったということでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 18名のうち17名になったというのではなくて、私はやはり商工観光として、労働行政を携わる、なお一層就職率の向上を図ることであれば、一応地元のいろいろな情報等も含めて、上富良野高校の振興対策業務員との打ち合わせ等を当然やるべきだと思うのですね。ですから、それが14年度どのぐらいやられて、また今後どう進めるかということをお聞きしたかったのです。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 1番中村委員の御質問にお答えします。

上富良野高校の指導員との連絡調整はどうなっているかといったような御質問かと思えます。我々の方からも情報交換ということで、実際に高校の先生の方に、指導員の方にお会いして情報交換、あるいは向こうからこちらの方のこういう状況だということで、いわゆる年末年始にかけてのその就職シーズンの部分におきましては、そういったことの連絡調整をとっているということで御理解願います。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） いや、何回定期的に、就職の関係は時期があるから、僕はやっぱりそういうものをきっちり、せつかく教育委員会に上富良野高校の振興等考えているのであれば、やはり地元の、特に役場のこの庁内の中で、やはりそういう連携がきちっととられていくべきでないかという気がするのですから、だから単なるやっていたような、やってないような何となくというような答弁でなくて、具体的に平成14年度は、定期的にこの時期この時期で何回やっておりましたと、その内容はこうでし

たということぐらいが僕は出てきてほしいなという気がするのです。せっかくここに労働行政ということで項目がうたわれて、そして地元企業の理解をより一層深め、就職率の向上に努めてまいりますという単なる文書だけで、具体的に予算的なあれがもう何もなされていないから、なお私は不安に思って、前年度がどうなのか、15年度はどうするかということを開きたかったので、それらを含めてお願い申し上げます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 1番中村委員の御質問にお答え申し上げます。

ちょっと回数のことにつきましては、そういった電話等の連絡ございまして、明確に何回というお答えはできませんけれども、その指導員の方とお会いしまして、その高校におけます今の就職の実態、それから町が持っています求人の情報等の交換等を行っております。

また、昨年、その中で町の臨時職員につきましても、そんなこともありまして1名就職の定まっていな方を、昨年10カ月ほど雇用しているようなことも、その折に紹介されまして雇用した実績もございます。そういったことで、御質問にありますように、ただ情報とか何もしてないということではなくて、町のそういった企業の状況だとか、そういった情報の交換をいたしていると。

また、高校の方からも、町に対してそういった公共施設におきますそういった募集があれば、なるべく早い時期に知らせてほしいなといったようなことも、現実的にこの調査の中で話し合っておるところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番中村委員からの地元の子供たちの雇用対策、本当に今聞いておまして、うちの上富良野高校だけでなく、毎年百二、三十名の子供たちは、進学、就職、いろいろな分野で社会人としての選択ありますので、そういう面では、うちの方では高校のみならず自衛隊の雇用対策協議会、それから今担当課長が言っておりました行政の分野ということの連携をより密にしていくことの必要性を強く感じました。

うちの対策委員も、ハローワークから来た情報については、役場の方から資料を持って学校に行っていくという取り組みをやっておりますので、ただ、今もう一歩子供たちの目線に立って、より積極的な活動をするのであれば、今委員から御指摘のあるような子供たちの周知、それから選択肢を選べる

ような情報の提供ということの努力は、さらなる努力が必要だと思っておりますので、縦割行政と言われないように、そのことを十分意味踏まえて、今後努力していきたいと思っておりますので、そういうことで御理解いただければと思っております。

実績については、資料もありませんし、何回ということを開けば、日誌の中で全部わかりますけれども、今後そういうことの意も含めて努力したいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村委員の今後のことについての話でございますけれども、平成15年度におきましては、今パートナーシップというふうな会議を持ち上げておまして、今の計画では、年2回開くことになっております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 16番清水委員。

16番（清水茂雄君） 121ページの負担金補助及び交付金の中の19節の酪農ヘルパー利用組合補助についてちょっとお伺いしたいと思います。

いただいた資料3の中でちょっと説明いたしますが、この件について、12.5%減の5万円減ということで、今年度は35万円、そして備考欄に、廃止に向けて段階的に対応ということになっておりますが、その経緯について詳細に御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 清水委員の酪農ヘルパーについての御質問にお答えをいたします。この酪農ヘルパー事業につきましては、平成8年から開始をされてございます。7年経過したわけでありまして、この事業の開始に当たりまして、酪農ヘルパー組合、あるいは酪農家の皆さん方と協議をいたしまして、軌道に乗った時点では、ひとつ見直しをさせていただくということも事前に話し合いをさせていただいております。その中で、今回さらに減額5万円させていただいたわけでありまして、これらにつきましてもヘルパー組合と協議をしながら、当然納得はいかないとは思いますが、ひとつ協力をいただいたというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 123ページのしろがねの問題をちょっとお伺いしたいと思います。私は58年、今月の3日に議決しておりますから、聞く必要はないのだろうとは思いますが、このしろがねのお金と、福祉センターの金がかかなり重いのではないか

と、こう考えているわけでございます。そこで、このしるがね問題につきましては、議決もされて前へ進んでおりますが、この借金するのに土地改良区というものを立ち上げていただいて、一步解決したように見えますが、いずれにしても借金は借金で、これ頭に入れていかなければいけないと思うのですよ。そこで、これは聞きたいのは、受益者が払えない、もし100戸の受益者がですよ。そこで一編に100戸が払えないということになれば、また別ですけれども、ことしは3件、ことしは10件、ことしは15件ということになってきたら、これを返済、債務保証している限りは、これは議決が要るのが要らないのか、その辺1点をお願いしたいと思います、これからね。

それで、受益者の問題でございますが、借金するまではいいのですけれども、した後、改良区ができたら担保権が一番につくのだと、こう言われておりますが、今の時代は、上向きするときなら、それでああそうですかと言えますが、今はだんだんだんだん下がっていく時代ですから、農地もお金を出さなかったらつくってもらえない時代が私は来るのではないかと思うのですよ。そういうときに、1番になるのが2番になるのが、つけた権利があるというだけで、喜んでいるだけで、私は最後は大変なことが起きるのでないかと、私はこう考えているわけですよ。

私もいろいろ経験しておりますが、裁判で勝った人も、ない者からももらえないわけなのです。裁判では勝った、裁判で勝ったと言うけれども、ない者からももらえないんです。そういうところで、これを私は心配しているのは、毎年毎年これ議決をしなければいけないのかどうか、その辺本当にしっかり頭に入れて、私は執行者はやっていただかなければいけないと、こう思っているのです、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 徳島委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

いわゆる農家の皆さんの償還の最後の滞りの観点からの御質問というふうに思いますが、私ども今回のこの軽減対策、町としまして軽減対策とりましたのは、やはりそういう農家の皆さんの窮状の中で、最終的には土地の流動化が円滑に進められることが一番重要だというような観点持ちまして、今回の軽減対策として、町として受益者のこと考えまして、そういう対策をとったということでございます。

その背景には、今御質問ございましたとおり、払えない人が出てくるというような、そういう厳しい状況でございますので、そういう観点から、この辺

のところスムーズに土地が流動できるような中で軽減対策をとったということで御理解賜っておきたいと思っております。

当然この新しい土地改良区ができて、いわゆる賦課金として新しい土地改良区が徴収されるわけでございます。そういう中では、当然受益者で構成される新しい土地改良区の中において、この辺のところを十分踏まえて、町が今回とりました軽減対策の趣旨を十分踏まえて対応していただきたいということをお願い申し上げます。

当然最終的には、先のことになりますけれども、そういう払えない人というような点が出てまいります。そういう点で、そういう払えない人の土地が次に展開できるようなという点を含めまして、この軽減対策があるわけでございます。万が一そういうことが出てきた場合については、最終的には町が損失補償するというところで議決を賜ったところでございます。

そういう中で、損失補償が生じた場合につきましては、96条の議決を得ることになってございますので、そういう面につきましては、そういう事象が出てきた場合については、議会に提案し、お諮りをしていくという形になるかと思っております。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 今助役の話聞いたら、そのときそのとき議決は要らないということだね、要るということかい。その辺1点と、私は改良区にしても、今現在この富良野原野に6改良区があって、今合併はされたけれども、その単に7,000円か8,000円の賦課金も滞っているような状態でありませぬ。そこで、払うのは1年でない、15年で払うわけでございますが、今現在は、そういうことでひとつ土地の流動化という考えは頭にあると思うのですよ。だけれどもこれ、まず先の話したら鬼笑うと言いますが、これ5年なり7年たつて、農地をお金を出さなければつくってくれないようになった場合に、そういうことになった場合、私もここで結論はつけられませんけれども、なった場合、これ100戸のうち、今の状態だったら10戸か15戸かというような話もありますが、そういうことになったら70戸、80戸とこうなってくるわけなのです。そうなったときには、借りるときこうだったと、58年の議決したときの話を今したらですよ、そんなばかなこと議決してと、こう思うわけです、今現在考えたら。そのときにはいいと思って議決したわけですよ。そうしたら、私はまたこの3月3日の議決は、議決はしましたが、また何年かたったら、そんなばかなこと議決したのかということになったら私はいけないのではないかと、私はこう思っているわ

けですよ。それで、その辺の受益者とのやっぱり問題を生じないように、最小限に抑えていくように努力していかなければいけないと私は思っているわけなのです。だけれども先々のことはわかりませんが、その辺のことは改良区ができて立ち上げて、お金も借りたからこれでもう安心だというようなことではないと思うのです。これ毎年毎年この話は15年間私は出てくるのでないかと、私はこう考えておりますので、その辺の考え方、思い方、これから先の話、一応考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 徳島委員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

当然町としても、損失補償したからそれでいいというものではないというふうに思っております。当然損失が発生しないことは望まなければいけないわけでございます。当然最初の御質問の点でございますが、損失が発生した事象が生じたときに、これは議決を得るということになります。まとめてするかということではなくて、例えば1軒の農家がそういう損失が確定した状況の中において、御提案をするという形になろうかと思えます。

それから、そういうことの生じないための対策として、やはり改良区が賦課金としての徴収権者として、相当な責任持ってその対応を図っていただくということが一番重要な流れでございます。その背景におきましては、従来は町が償還ルートという形で進めてまいりました。そして、昭和58年にその議決を得た中で、町の分、そして受益者の分という中で、町が最終的にその責任を負いますよという中でこれを進めてきた経緯がございます。

今回新しい土地改良区になりまして、町から新しい土地改良区の中で、責任がどちらかということ、新しい土地改良区で受けなければいけないというような形になろうかと思えますけれども、それは新しい土地改良区ができて、維持管理だとかそういう面、総体的に考えたときに、新しい土地改良区でやることが望ましいという中で進めてきたところでございます。そういう中で、事業償還金というのは、あくまでも新しい土地改良区がその辺の土地の流動化の見きわめをした中で、最後新しい土地改良区としてこれができないと、このものについては、あるいは例えば破産宣告をせざるを得ないというような状況に陥ったときに損失が発生してくるというふうに思っております。その事前においては、やはり改良区としてもその土地の流動化して、そこにいわゆる事業賦課金が徴収できるような中で指導体制をとっていかなければいけないというふうに思っております。

す。そういう面では、今後行政としても、その辺の新しい土地改良区の中におきまして、その辺を十分見きわめ、また協議もしていかなければならない時期が来るのでないだろうかということで、町としてもその辺を十分考えていきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） 119ページ、余り今回予算あれなのですけれども、ちょっと二、三お聞きしたいと思うのですけれども、19節、このまず農業センターの運営負担ということですのでけれども、農協合併して、今あそこの施設が集約的に効率的活用しようという考え方も農協としてもあるのかと思うのですが、当然町として支援する以上は、町民の税金を使うわけで、その部分でどういう考え方でその負担にに応じているのか、上富の農業者だけが活用するという状況には今のところ、これからならないと思うのですね。沿線全員の農家が活用することになりますと、どういう考え方が出てくるのかなという部分で1点お聞きしたいのと、それから地力増進対策ということで、これ多分堆肥盤やなんかの設置の補助だと思うのですが、これ何年も続けておられると思うのです。もうそろそろこの有機物の投入というものについて、やはり考え方を少し変えないと、今の現状に合ったものではないのかなという気がするものですから、今後このまま続けるということには、私自身ならないと思うわけですね。やはり今稲わらもですが、もう燃やしたらだめだということで、法的にも規制もされてきてますし、また非常にそういうもの、では集めて堆肥化をして使いなさいというような機運も盛り上がりつつある中で、やはりこの有機物の増産という部分で少し考え方を変えていくべきかなという気がするのですけれども、今農業振興計画、15年度で切れるということもあるので、今後どう考えておられるのか、ことしこれが最後の取り組みの補助なのか、そこから1点お聞きしたいと思います。

それからもう一つ、117ページの総務費で農業振興審議会の委員報酬組んでいるのですが、今新聞やなんかでも言われるのですが、いわゆる振興審議会と関連あるのかどうかちょっとわかりませんですけれども、いわゆる今の米の大綱が非常に変わってきまして、当然今の休んでいる休耕の部分の取り組み方も、2007年度には、いわゆる農業者の自主生産調整と、それに伴って今の制度も変わりますし、当然国からのいわゆる指示であった休むということも自主的にやりなさいと。面積カウントでなくて、収量で制限していきますよというような状況にある中で、当然それに向かった農業振興対策という

のを組んでいかなければならないのですけれども、そういう取り組みを、やはり早急に対応してやってくべきだと思うのですよ。そういう面で、今回の予算の中にはちょっとないのですけれども、そういう取り組みをやはりその次年度へ向けて真剣に今やらないと、従来のものを延長して踏襲していきながら、どうしようかどうしようかとやっていったのでは、もう手遅れだと。やはり農業の取り組み方そのものの根本的に変えていくというぐらいのいわゆる気持ち、農業の構造改革、そういう気持ちで臨んでいくためにも、やはりそういう取り組みを検討し、いろいろと具体的な計画を取り組めるような検討会といたしますか、機関といたしますか、そういったものをやはり立ち上げて、やっぱりゆっくり時間をかけてでもいいですから、来年度からそれに向けて進むぞというようなぐらいの意気込みをやっぱりこの15年度の予算の中で私はとるべきだったのではないかなという気がするのですけれども、今のこの振興審議会がそういう機関であるのかどうか、ちょっとわかりませんが、その部分でそういうお考えがあるならば、お聞かせを願いたいと思います。

以上、3点。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村委員の3点の質問にお答えをいたしたいと思います。

農業センターの運営負担の関係でありますけれども、これにつきましては御指摘のように苗の生産業務、これが一つ大きな柱になってございます。先ほどお話しありましたように、町としても農業者の苗の労働力、こういったものの軽減を図るというようなことで負担をしてきたところでありますけれども、近年野菜等の下落から、苗生産も落ち込んでいるというような現状であります。これにつきましては、決算委員会、特別委員会等で御意見、御指摘いただいておりますように、苗生産を行う機能としては十分あるわけですから、これについて積極的な活用をひとつしていかなければならないと。

ことし農協におきまして、こういった野菜の生産を確保するというようなことから、農協独自におきまして苗の補助を幾らかしたいという、キャベツでしたら1本当たり10円というようなことで聞いていますけれども、それを幾らか下げる形で奨励したいというようなことも聞いておりますし、そうすることによって、苗の生産もふえてくるという考えであります。そうすることによって、町の負担も減ってくるものだなということで私も理解をしております。そんなことで、ことしは広域の中で取り組みたいというひとつ農協としては考えを持っているようにございます。

それから、2点目の地力増進対策の考え方でありまして、これにつきましては、かみふらの牧場から搬出されるそういう堆肥を町内の農業者にお配りをして活用していただいていると、これが現状でありますけれども、内容的には15年度で農業振興計画も一つ終わるわけですから、牧場としてはひとつ今後の対応、体制、こういったものをどうするかということもみずからも考えているようでありますので、この辺ひとつ協議をしながら、今後町の農業者の利用がある場合については、ひとつこれを継続しなければならないという部分もありますけれども、牧場としての考え方も十分聞きながら、ひとつ対応しなければならないというふうに考えてございます。

それから、農業振興審議会の関係でありますけれども、今御指摘のように、2008年から生産者団体みずからが生産調整に携わらなければならないというようなことも出てきます。そんなことから、自主的な判断でやっていかなければならないというようなことがありますけれども、農業振興審議会におきまして、こういった今御指摘のようなことも議論を当然していただかなければならないというふうに考えております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） 堆肥についてはちょっと私の勘違いだったかなと思うのですけれども、わかりました。

それで、今振興審議会の話なのですが、実はこれは法的に設置している機関ですよ、振興審議会は、そうですね。それで、多分私の勘違いかもしれませんが、農業振興計画も15年度で終わると、16年度から新たに策定すると思うのですね。当然合併した農協も、そういう農協の振興計画つくると思うのですけれども、そういう中で私心配しているのは、いわゆる今までいろいろと振興計画つくっているのですけれども、どうもいわゆる世の中の農政がどんどんどんどん変化が激しいものですから、振興計画も組んでやっているのは結構なのですけれども、どうもだんだんかみ合わなくなっているなというような感じがするのですよね。そういう部分で、どうも計画そのものが今の農政の変化、国際的なものを見て、やはりそういうものを十分読み切れるだけ読んでも、100%は読み切れないにしても、そういうものを十分想定した中で、ではうちの町の農業はどうあるべきだと、どういう形で進んでいくことが一番いいのかということのやはり具体的な目標が僕はなかったらできないと思うのですね。計画の中に当然目標はつくるのはわかりま

すけれども、最低こういう構造にしなればだめだと、農業のあり方、経営も農村の構造も含めて、そういったものをある程度見きわめながら計画というのは僕がつくっていくべきだなという気がするのですけれども、どうも今までの振興計画見ていると、進めてきているのを見ていると、なかなか十分かみ合わないという一面があるものですから、その計画の立ち上げ方自体に、僕はちょっと不備な点があるのかなというところをえ方しているのですよね。ですから、そういう部分でもっと生産者の声も、地域全体の声も酌み上げるような方式の中で、僕は十分そういうものに時間をかけて、そして計画を組んでいくべきかなという考え方するものですから、そういう考え方で取り組んでいく必要性が、また僕はあると思うのですね。

それともう1点は、いわゆる今しろがねが何十億も債務保証してやっているのですけれども、問題はこれからなのですよね。特に畑なんていうのは水を使うと。水田は常時水使いますから、そういう部分で発想していきますけれども、畑の場合は適度に雨が降れば要らないわけですよ。ところが設備はもう完備されているということになると、これからそういう水を使ってどういう畑作農業を展開するかということが大きな課題ですから、当然それを頭に置いて、どういう畑作農業を展開するかということが当然具体的に出てこなければならぬわけで、ところが、今まではまだ完成してなかつたけれども、これからは本当に大転換の農業振興計画が僕ら出てきても何も不思議でないと思うのですよ。ところが、今水を使うということに関して、これから僕はスタートの年だと思うので、やはりそういう部分でもっと突っ込んだ振興計画というか、考え方持って大胆に僕はやるべきだなという考え方しているのですけれども、そういう面で、そういう計画の立ち上げというのですか、取り組みというのを1年間時間かけてでもいいですから、中身の濃い取り組み方を考えるかどうかが、ちょっとその点お聞きしたいと思うのです。

振興審議会の委員のものは、これ答申する場所だと思うのであれなのですから、その前の部分でそういう考え方あるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村委員の2点の御質問にお答えをいたします。

第4次の農業振興計画も、15年度をもって終了するわけがありますけれども、農協合併になったということも一つあります。このことによって、いわゆる大ぐくりになるのではないかなというふうな一つ

は気がします。計画自体が、金太郎あめではありませんけれども、一緒くたになって、上富良野地域もほかの地域も同じようなことになるような、ややもすればそういうような感じもします。しかし、上富良野町とやはりほかの地域は違うわけでありますから、本町においては、例えばの話でありますけれども、農地の流動化をどのようにでは図っていくのだというような問題も一つ大きな課題としてあります。そういうようなものも計画の中にどうやって入れていけばいいのかというようなことも含めて、策定に当たらなければならないというふうに考えてございます。

それから、今しろがねの話が出ましたけれども、当然にして水利用、しろがね事業が完成することによって、畑作地帯においては水利用が当然なされるわけであります。これによって、やはり作物形態も変わっていくでしょうし、これから水をいかに利用して高収益の作物、所得を上げるかというようなことになりますので、そういったところも農業者の創意工夫はもちろんですけれども、行政においてもそういったものに取り組まなければならないという考えはあります。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） そういう方向で、大いに積極的に私は向かってほしいと思うのですよ。

それともう1点、申しわけありません。実はここに演習場周辺農業施設設置助成ということで579万9,000円、119ページです。これ多分麦の乾燥調整施設の実施設予算だと思うのですよ。非常に施設も老朽化して、これは早急にやっていただきたいなと思うのですが、実は私心配するのは、前回うちの町で補助をいただいて色彩選別機を入れたと、5割補助で入れていただいたのですけれども、そのときに課長覚えておられると思うのですが、上富良野町の農業者のために出すのであるから、当然その恩恵は上富良野町の農業者が受けなければならないということで、この色彩の利用料というのですか、これは補助分だけは減額するという約束されていたと思うのですよ。これが1年だけあって、あと2年目以後はないのですね。もとへ戻って高くなっているのですよ。補助なしですよ。中富と同じような状態で利用者に請求されたということで、払ってはいらぬのですよ。そういう約束があって、されてないというのは、やっぱりこれちょっと黙っている必要ない、やっぱり言うべきだと思うし、当然そういうしてなければきちとした約束を果たしてもらわなければならないと。当然町が窓口になって農協主体で事業をやるわけですが、この乾燥施設も。そうなりますと、当然上富良野町の農業者にとっても、

ある面では利便性があり、またメリットもあるよと。当然沿線の農業者にとっても、当然利益があるわけですが、そういう面、上富の農業者にやっぱり若干の格差をつけた利益がなければ、これうちの町が窓口になって一生懸命やるというのはいかなものかなという気がするので、そこら辺やっぱり地元の農業者のためにどうするか、どうしていくことがメリットあるのだと、欲張って言えば、沿線の農業者のためでもあるわけですが、そういう部分少し念頭に置いた私は対応をしていくべきだと思うのですね。

今から実施設計やって、何年で完成するのかわかりませんが、そういう部分少し考えていただきたいという気がするわけですが、あわせて今言ったように、約束が1年だけで、5年のやつが1年でほごにされるというような部分もありますので、そこら辺十分注意していただきたいのと、そういうことが守られていないのならば、守ってくれるように僕は要望していくべきだという考え方でいるものですから、そこら辺ちょっとお考え聞かせていただきたい。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 西村委員の御質問にお答えいたします。

演習場周辺にかかわる事業につきましては、これ防衛施設局の所管の事業、補助を受けまして、平成15年においては、麦乾燥調整施設の実施設計を一つ組みたい。それから、16年から18年にかけて、乾燥調整施設を一つ建設したいというふうに考えてございます。

いずれもこれ事業主体農協でございます。3年間に要する費用約10億円でございます。これについても、これにかかわって、先ほどお話しありましたように、色彩選別機を平成12年度で導入しているわけでありまして、当初本町の農業者にメリットというか、恩恵があるようにということで、確かにそういうことで農協も受けていただいたということは、私も十分承知してございます。

その後、隣町においても何か同じような機械が入れられて、値段を本町に合わせたようなことも聞いてますけれども、これが今の話で約束が、その使用料その他の経費が下がってないというか、下げられてないと、もとの戻ったというようなことであれば、町として農協の方に、これは約束が違うのではないかというようなことで申し入れをしたいというふうに考えてございます。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 119ページで、ちょっとダブルと思うのですが、農業センターの運営という

ことなのですが、これ今まではうちの町を対象にしてたしかつくってあるのだと思うのですね。今農協合併になって広域だということになると、今後の運営はどういうふうになっていくのかなと思うのですね。上富以外の農家の人にもとにかくそういう苗も配分するのだと思うのですけれども、それに対する補助となってくると、ちょっと数字が違ってくるような気がするのですよね、これからの場合ですよ。その辺はどういうふうなことを考えていらっしゃるのかと。

それと奨励作物振興事業というのがこれちょっとあるのですが、あそこの育苗センターでも、トマトだとか花の苗とかというようなことでいろいろ今までやってきたと思うのですが、どうも一本に絞り切ったというものがほとんどないのではないかなと思うのですね。毎回毎回種苗が違ってくると。それはそこにいるときに、ではうちの町の特産というようなものは一体何なのだとということになってくるのではないかなと思うのですね、僕は。だから今キャベツとか何とかと一生懸命やってはいらっしゃるのでしょうか、では本当にキャベツとなったら、上富良野のキャベツというのはそれだけ有名になっているのかといたら、何にもなっておらんとと思うのです。今、和寒あたりでは冬キャベツで一生懸命出しているというようなものが見えてこなければならぬのではないかなと思うのですよ。もう何十年もなるわけですからね。その点をどのように考えているのかなと思うのと、農地流動化促進対策事業補助というのがあるのです。これはしろがねダムの関連にもなるのかなと思うのだけれども、どうなのでしょう、それ。その2点、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 8番仲島委員の最初の農業センターの件について、私の方からひとつお答えさせていただきますと思いますが、先ほど西村委員からの御質問にもありましたように、今JAさんは上富良野町と2分の1、2分の1の負担をして、農業センターを運営して、町の農業者のための育苗等々の対応を図ってきていたところでありまして、これから15年度におきましては、JAさんは富良野圏域の全農家の対応を図りたいということで申し出が来たというようなお話でありましたので、私の方としては、上富良野町の農業者のために、苗代が1本5円や10円安くするぞというぐらゐのことで、これから例えば運営負担につきましても、そういうことであれば、町の負担は施設の貸与というふうなことで、あとは農協さんで対応していただくよ

うな、そういったことも含めながら、広域で対応する場合の地域、上富良野町の農業者対策ということも含めて話し合いを進めていこうということで、担当の方に指示をいたしておりますので、まだ結論は出ておりませんが、町としての考え方は地域農業の推進ということを、農家のための軽減策ということがいかにＪＡさんが対応してくれるか、それを十分見きわめていきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 仲島委員の御質問にお答えをいたします。

奨励作物の関係でありますけれども、確かに御指摘のように、今現在１２品種、キャベツほかトマト、アスパラ、こういったものを含めまして野菜関係１２品種をひとつ定めまして奨励しているわけがありますけれども、御指摘のように数も多いなという気はします。しかし、これ１６年度より新たにまた振興計画を策定しまして、計画を推進する必要がありますので、今年さらに検討させていただいて、本当に上富良野町でこれがいいのかというようなことも含めまして計画を策定したいというふうに考えてございます。

それから、農地流動化の関係でありますけれども、これにつきましては、いわゆる利用権の設定、賃貸であります。賃貸をすることによって、本町に１６、各地域に１６の農地利用改善組合ございまして、これらの中で賃貸の調整をしていただいております。その賃貸、どこでどう受け持っていたいいのかというようなことも含めて、利用調整をして各地で賃貸が行われると。それに対しまして、国と町で、ここに書いてございます２，０００万円でありますけれども、改善組合を通して交付するというところでございます。

ちなみに、昨年、まだ１４年出てませんけれども、１３年の内容を少し申し上げますと、出し手が６２戸ございました。受け手が６５戸であります。総体で２５５ヘクタールの賃貸がなされているところでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） ８番仲島委員。

８番（仲島康行君） 農業センターの運営なんだけれども、これは町長、全市町村で、合併農協になったわけですから負担をしていきますよということになるの。うちの町だけでなくして、うちの町でこれを負担していくということになると、ほかの農家の人が使う苗に対して、何のためにそんな金を使わなければならないのだという理屈になってくると思うのですよ。その辺はどうなっているのかと思うのですよ。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 仲島委員の御質問にお答えさせていただきます。

私、先ほど説明が十分でなかったのかな、お答えが十分でなかったのかなと思いますが、今現在農協さん７２０万円、上富良野町が７２０万円と、２分の１、２分の１の負担をして、上富良野町の資産であるセンターを無償で貸与して運営をしておるわけです。それで、それは何のためかという、上富良野町農家のために対応しているわけでありまして、今度農協さんは合併いたしましたので、５市町村すべての農家のための育苗施設として利用したいということでもあります。今それで他の自治体が、これに対する助成をするかという、自治体は助成はしておりません。ですから、私としては、上富良野町とＪＡさんとの五分五分の負担は、富良野圏域の農業者のためにやるのであれば、負担については見直さなければいけませんよと、上富良野町の農家の皆さん方に、他の農家の皆さん方よりも苗代を１本５円や１０円安くしたから、軽減したからいいということにはならないよということでお話し合いを進めております。ですから、これから７２０万円の負担をこれからどうするのか、それからこの施設の無償貸与というものをどうするのか、そしてそのことによって上富良野の農家の皆さん方の今までの育苗支援というものについて、他の事業の推進について、農業振興策についてどうなるのかというあたりは、今後農協さんと十分詰めて、１５年の実施に当たって詰めていかなければいけないというふうに思っております。

我が町がなぜ７２０万円、農協さんと折半で費用負担して、中富さんや言うなれば富良野さん、南富良野町さん、占冠さんの農家の育苗をしなければならぬかという部分も調整しなければいけないというふうに認識しております。

委員長（久保田英市君） １２番米沢委員。

１２番（米沢義英君） １１７ページの農産物の加工施設についてお伺いいたしますが、あわせてお伺いしたいと思います。現状ではかなり施設等が一部修繕、改善もされた部分があると思いますが、将来的にかなり需要もふえてきているという状況の中で、狭隘になってきている部分もあるかと思いますが、今後の対策についてお伺いいたします。

次に、１１９ページにかかわってお伺いしたいと思いますが、若干重複しますが、特産品の奨励作物の推奨ということで予算ついておりまして、今の説明でしたら、対象品目の見直し等を行うということの話もありました。今回、上富良野町では執行方針等については、主力作物である麦あるいは芋

等、大豆等、そういったものも今後主力の作物として育てていきたいというような表現もされております。そういうときに、まさに今それぞれの議員の方がおっしゃったように、時流に合った農業振興計画というところと一体となって出てくるのだらうというふうに思っております。

あわせて、そこに技術指導と商品、製品、いわゆる推奨作物ということになれば、改良普及所などが、そういったところとも連携しながら、地元のやはり野菜を上富良野町に合った中で、いかに育てるかということのきちとしたものをもって取り組む必要があるというふうに思っていますが、この点についても伺いたいと思います。

さらに各地では価格補償制度という形の中で、当町においてもやられておりますが、奨励作物の中にも、やはりそういう制度をまぜながら、これをやれば農家の人にとってはこれだけの恩恵ありますと、消費者にもこれだけの恩恵がありますと、地元にもこれだけの恩恵がありますという形の中で、そういうものもきっちり見える形の中で奨励作物というのでも推奨する必要が、もっと改善する必要があるのではないかと思います。

それと、農業後継者の問題で伺いたしますが、かなり上富良野町にもUターンという形の中で農業後継者が根づいてきております。

また、脱サラという形の中でも来ておりますが、とりわけ地元のいわゆる跡を継がれてやっている後継者においての、やはりもっと意見を聴取して、どういう後継者の育成がいいのかということも、もっと見直す必要、時期に今かかっているのではないかと。

かなり聞いてましたら、技術指導もいろいろされているようですが、まだまだ別な次元での技術も学びたい、あるいは教えてほしいというような話も聞かれます。財政的な問題も含めて、そういう改善点というものがもっと必要だというふうに思いますが、この点について伺いたします。

さらに、121ページの19節の負担金等について伺いたしますが、酪農ヘルパーの利用組合補助がなくなるということで、不満はあるけれども仕方ないというような担当課長の表現であります。こういったところに対する補助は継続すべきだというふうに思いますが、この点について、さらにお伺いたします。

次に、いわゆる農協の肉牛組合から出てきている優良繁殖牛の導入の問題についてであります。かなりBSEにおいて被害が出るという形になってきています。よく実態を聞きましたら、本来こういう

形に出てきたのは、酪農、廃用牛等なのだけれども、それにかかわって、私たちの方にも大きな被害が出てきていると。ただ、助成金もいろいろという話もあったけれども、複合経営という形の中で、何とかみずから耐えている部分もあるのだということでもあります。そういう意味では、将来この肉牛における優良種の繁殖という点では、もっと力を入れたいのだという話であります。そういう意味では、もっとこの部分に対する補助等あるいは何らかの対策をとってほしいということで、ふらの農協にもこの旨伝えて、地元要請にも、何とかこの部分に対する手だて等対策をとってほしいのだという話が出てきております。そういう意味で、今後こういうものに対する支援策等はどのように考えておられるのか、お伺いたします。

次に、同じページの中の林業振興費の19節、この中で民有林の育成指導強化補助というところ、お金がついておりますが、事業内容、ちょっと先ほど聞き漏らしましたが、森林整備地域活動の交付金の事業内容と実態等については、どのようになっておられるのか、お伺いたしたいというふうに思っております。

あと、123ページの耕地総務費の中で、前回の一般質問で答弁町長しておりましたが、美瑛との関係の水力発電の問題ということで出ておりましたが、この点については、当然その美瑛に対する応分の負担、この施設を利用するということでもありますから、この点のやはりきっちりとした取り決めというものも、きっちりと交わす必要があると思っております。もう一度この点について利用形態、負担の問題等伺っておきたいというふうに思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 米沢委員の今8点ばかり御質問いただいたと思っておりますけれども、まず農産物加工施設の関係であります。これにつきましては、年間約2,000人以上の利用がなされてございます。1日平均しますと、10人から12人というようなことで理解しておりますけれども、ほとんどが今利用がパンをつくるというようなものが主であります。先ほど狭隘ではないかというようなことを御指摘も受けましたけれども、私が見ている限り、大体十四、五人入ってちょうどいいのかなというような気はします。それで、多少あの施設については、元集会施設を改築した部分もございまして、多少は老朽化というか、そういう感じはありますけれども、手直しをしながら、これはひとつ進めたいというふうに考えてございます。

それから、奨励作物の関係でありますけれども、当然私も行政、それから農協、それから農業改良

普及センターをお互いに連携をとりまして、作物の栽培技術含めて、これら連携をとりながら、ひとつやっているというのが現状でございます。これにおきましては、今後も同様に農業団体力を合わせてこういった指導に当たりたいというふうに考えてございます。

それから、奨励作物においても価格保証制度を導入してはどうだという話だと思えますけれども、現在キャベツと大根の2品種に限り、町、農協、生産者入りまして基金をそれぞれ積み立てて、価格の下落時に発動するというようなことをとってますけれども、国においても現在これらを本町の除く分について、そういった価格対策とられている部分もございまして、町、農協がやっている部分とダブらないようなことで、ひとつ今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、農業後継者の関係であります。近年本町においてもですが、就農、農業を希望する方が来られています。しかし、いずれにしても大きな壁がございます。農業には相当な投資、それから営農技術を含めた経験が必要でありますので、これらについては町と農協で今やりながら営農技術の指導なんかをやってますけれども、あと資金の関係、こういったものがやっぱり大きな壁となって、かかわる資金の部分が非常に大きな壁となります。そんなことから、町と農協におきまして、やはり就農していただいたからには、やはりきちっと農業として生計が立てられるような、そういうようなこともケアも必要だというようなことから、資金の対応を含めて、今どうあるべきかということも含めて、要綱、要領の見直し、こういったものもお互いに今やっているということでございます。

それから、酪農ヘルパーの関係でありますけれども、先ほど私お答えさせていただきましたけれども、やはり酪農においては、搾乳労働含めて休む暇がないというような結構過重な労働強いられていることは、これはもう事実でございます。そういう面におきまして、15年度で一応計画終了というようなことは考えてますけれども、今後これは酪農ヘルパー組合、あるいは酪農家からの内容によっては、検討しなければならない部分かなということは考えてございます。

それから、肉牛組合による優良素牛の導入でありますけれども、これにつきましては、私も聞いております。公社事業でひとつ手がけたいなというようなことで聞いてます。事業主体農協でありますけれども、これに対する町の支援、それから農協の支援というようなことも聞いてございます。今後これらについてどのような形で支援できるのか、検討をさ

せていただきたいというふうに考えてございます。

それから、林業の関係の民有林育成指導強化事業補助117万円であります。これにつきましては、沿線市町村、森林組合におきますところの共同事業をひとつ、間伐、造林含めて事業してございます。民有林の振興として、年間間伐、造林、これら含めまして、約4,600万円ぐらい毎年事業として実施されてございます。本町分としては、約1,200万円程度でございますけれども、これらの施業計画にかかわる部分、これを施業計画をしなければ、補助も受けられないというようなこともございまして。これに対して、約10%ずつ本町含めて沿線市町村がそれぞれ負担をして、民有林振興のためにひとつやろうというふうなことで経費を計上したところでございます。

それから、水力発電の関係、先ほど最後でありますけれども、応分の負担ということであります。これ以前に一般質問でもお答えしてましたように、これについては、美瑛町があくまで独自で行いますということであります。当然費用負担も美瑛町が行うと。しかし、あとのダムを含めた基幹水利事業の関係がありますので、これらは3町で取り決めしております負担率に基づきまして、きちっとそれぞれ明確になるようにして維持管理をしていきたいというふうに考えてございます。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員どうぞ。

18番（向山富夫君） 2点お尋ねさせていただきますと思います。

1点目ですが、同僚委員の質問と若干重複する部分もあろうかと思えますけれども、先ほど町長が農業センターの件で御答弁なさっておりますけれども、非常に当を得たお考えに立っておられるなということで、それらにリンクいたしましてお尋ねいたしますが、119ページの19節にございます周辺整備事業の件でございますが、先般一般質問でも私お尋ねさせていただいた経緯もございまして、まず第1に、麦の乾燥調整施設設置につきましては、今でも町が事業主体になっていただきたいという思いは捨てておりません。その中で、先ほど農業センターの中でお答えされておりましたけれども、せっかく高率の補助をいただいて施設が設置されるわけでございます。それが上富良野の生産者のために、目に見える形で高率の補助が見えてこないとなれば、これは本当に先ほど農業センターと同じでございます。ぜひ農協と粘り強く協議重ねていただいて、目に見える形で上富良野の利用者の方々が、あなるほど、利用料金の低減につながったということで意を用いていただきたいと、改めて質問とお願

いをする次第でございます。

それからもう1点ですが、農業振興課の方々はこちらになってわかりだと思えますけれども、リモートセンシングのたんばくマップをごらんになったと思いますが、あれを見ていただくとわかりでしょうけれども、一目上富良野の水田が、いかにまとまりがないといいますが、団地化がされてないかということは、もう一目わかります。経営確立助成を受ける上においての団地化は、連反化は机上の上ではなされておりますけれども、実際その効率的な耕作がなされるという面においては、まだまだ不十分なものがあります。

それで、平成16年度以降策定されます新しい農業振興計画の中において、大ぐくりで言えば、田寄せ、畑寄せをこれから大目標として掲げていく必要があるのではないかなど。それにあわせて、従来米作の適地として5地区というようなことがずっとここ数十年続いてきておりますが、もうそういう大ぐくりではなくて、さらに一歩踏み込んで、その中でもさらに地域を特定するような、そういうこれからは計画の立て方が私は望ましいのではないかと思います。先ほどの乾燥調整施設と本件と2件お尋ねしたい。

前段については、ぜひ町長にお答えいただければありがたいのですが。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山委員の御質問に、2点の分についてお答えさせていただきます。

さきにもお答えさせていただきましたが、農業センターにつきましては、先ほどお答えしたように、我が町の施設を我が町とJAさんが経費負担をして運営をしていると。それで、他の町村の農業者のための対応をどうすべきかということにつきましては、これからの負担の問題、そういった部分を含めながら対処しなければならないと思っておりますが、ただ基本的には上富良野町の農家のために、この農業センターを町施設として貸与しているわけがありますから、農業者のために有効に対応していただかなければならないというふうに思っております。そういう観点で、JAさんとも話し合いを進めたいと思います。

また、懸案の麦の乾燥施設であります。これもJAさん合併以前から大きな課題として、上富良野地域の大きな課題として、もとの上富良野農業組合さんと上富良野町とが一体になって防衛庁に陳情を重ねて対応を図っていただいて、今この事業が推進されるように相なったわけであり。しかし、途中でJAさんの合併ということに相なってこういう形になりましたけれども、基本的には上富良野町の麦

作付農家のために、この乾燥施設が防衛予算で対応されるこの施設が有効に利用されるべきであるということをお私基本的には考えておるところでありますし、そういったことから、上富良野町の麦利用者の皆さん方が、利用料等々の軽減策を講じていただるように、JAさんとも十分調整を図るとともに、加えて行政として、町としてもそれらの対応につきましては十分農協さんとの話し合いの中で、地元麦作付農家の皆さん方の負担軽減に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 向山議員の御質問にお答えをいたします。

リモートセンシング初め、私も絵で一目でわかるものだとということで認識させていただきました。いかに御指摘のように、本町の米主産地において、いかにたんばくにおいて差があるなというのがもう一目でわかりました。色で出てくるわけですから、こういったものをやはり統一的に低たんばくに仕上げるような、やっぱりそういう米づくりが必要ではないかというふうに考えます。

当然それぞれ農業者みずからやることによって、当然違いは出てくるかもしれませんが、やはり米の主産地として生き残るために、これはぜひやらなければならないことだとは十分認識しておりますので、今後農協さんあるいは改良普及センター、これらを含めまして取り組みたいというふうに考えてございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 123ページ、耕地総務費でお伺いをいたしたいと思っております。

最初に、国営畑総についてですけれども、先ほど同僚議員からも質問あったところですが、本町でとった行政配慮については、関係町村も同じ考え方で取り組んできているという考え方で受けとめてよろしいかどうか、まずその1点お尋ねしたい。

それから、これも同僚委員から発言あったところなんですけれども、いわゆるダムをもって発電すると、については美瑛町単独でやる、その費用は8億円かかる。この8億円について美瑛町が単独でやるにしても、国からの、開発からの手当は一銭もないのか。多分自分はあると思っているのですけれども、その点をちょっとお伺いしておきたいと思っておりますし、問題は美瑛町単独でやるからといっても、ダムはやはり関係町村で税金で負担してきているわけですから、少なくとも単独でやるにしても、関係町村でダムにかかわる費用のものの負担割合については、応分の割り増しは美瑛町にしてもらわなければ

ば、ダムがなければ発電できないわけですから、そもそもできるダムの水は関係町村でつくったわけですから、美瑛町単独でやるからよろしいということにならないと思う。であれば、単独でやるのであれば、しつこいようですけれども、では関係町村のダムをつくった費用の負担の軽減はしてもらわなければならない、こういう発想に立つと思いますが、まずまとめます。

8億円単独で美瑛町やるということですがけれども、国費の導入があるのかないのか、単独でやることにに対してダムにかかっている費用は関係町村で負担している、その関係についての発電に関係ない町村についての負担の関係については、何ら発展するところが、今後変化するところがあるのかないのか、以上お尋ねしたいと思います。

それから、きのうもお尋ねしたのですけれども、同じく19節ですけれども、国営造成云々で639万1,000円という金額になっているのですけれども、きのうの受けの方では400万円なのです。出の方は、歳出の方は630万円で、200万円ぐらいふえている。富良野土地改良区に300万円、歳入の方で。しろがねの方で100万円。

子細わからないのでお尋ねするというところで御理解いただきたいのですけれども、富良野土地改良区は水田かんがいであって、ここで言う国営造成施設というものは、富良野土地改良区としてはどのような事案があることにに対して、歳入では300万円、しろがねは畑かんであって100万円、畑総の方が国営造成施設についてはボリューム的に多いと思うのですよ。この639万1,000円が、すなわち受けの方の歳入の方の富良野土地改良区300万円、しろがね100万円、その割合で200万円ふえているのですけれども、それぞれの改良区が歳入の方の割合で200万円の額に対してはふえていくのか、その辺のところ御説明いただきたいと思えますし、ではその一般財源としてね耕地総務費の中で2,600万円手当しているわけですがけれども、この2,600万円のうちの200万円をここで手当するのだということであれば、その根拠についてお伺いしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） ここで休憩をとりたいと思います。

3番福塚委員の質疑は、答弁休憩後にいたしたいと思います。休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番福塚委員の質疑に答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚委員の御質問のしろがね関係についての部分について、私の方からお答えさせていただきたいと思えます。

まず、受益農家の皆さん方の軽減対策、これは各町村が美瑛、中富、上富良野とあるわけでありましてけれども、これは上富良野の農業振興施策として軽減対策を上富良野町独自で対応したということで御理解をいただきたいと思えます。

また、美瑛町が対応しております発電関係の問題であります。これにつきましては、先ほども担当課長からお答えさせていただきましたように、基本的には美瑛町が国費をもって対応したとしても、美瑛町の負担で発電施設の対応を図っていると。我々中富良野町並びに上富良野町の設備に対する負担はないということで理解をいたしておるところであります。

今後におきましては、ここで委員おっしゃるように、ダムを利用して発電で収入を上げるわけでありまして、基幹水利、ダム管理費等につきましては、現在私が町26.0何ぼの負担をしておるわけでありまして、これらについても水利用量によって、委員も御理解いただいておりますように負担率を決めていると。水利用も含めた面積等々も含めた中での負担率を決めているわけでありまして、今後ダムを利用することによって、水利用量がふえると、その部分については応分の美瑛町の負担の対応を図っていただくように、今後において中富良野町並びに美瑛町、上富良野町と、3町が調整をしなければならぬ課題であるというふうにご担当の方に指示をいたしているところでありまして。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚委員の御質問にお答えをいたします。

国営造成施設管理体制整備促進事業の関係でありますけれども、このことにつきましては、歳入でも御説明したとおりでありますけれども、当然国営、道営事業によりまして造成されました施設の維持管理に對しまして、国、道、市町村で支援する内容であります。

この639万1,000円の中には、富良野土地改良区にかかわる支援額と、それからしろがね土地改良区にかかわる部分が入っております。

まず、富良野土地改良区にかかわる部分でありますけれども、これ歳入でも申し上げましたけれども、約その維持管理をする中身でありますけれども

も、本町に限って言えば日新ダムあるいは日新の草分頭首工、それから日新の用水路、それから富良野、中富について言えば、中富については山手幹線だとかいろいろあります。それから、富良野については、東郷ダムやら何やら含まれます。その中で総体的に9,010万円ぐらい、これが富良野土地改良区が維持管理にかかる部分ということでございます。その国で定める率37.5%、そうしますと約3,380万円ぐらいがその費用となります。そこで、それに上富良野町にかかわる部分が示されておりますのは、約12.6%の部分ということでございます。そうすると、427万9,000円という負担になります。そのうち75%が国、道の補助で319万9,000円となるところであります。

それから、しろがね土地改良区にかかわる部分でありますけれども、総体として1,980万円ぐらいが管理費用にかかわる部分ということで算定されてございます。本町にかかわる部分としては、配水幹線、それからダムの関係、送水幹線、いわゆる基幹水利にかかわる部分でございます。それを1,980万円に37.5%を掛けていただきますと、745万円が総体の補助額であります。本町にかかわる部分が30.6%というようなことで示されてございます。そうすると、227万9,000円が本町の受け持つ部分、そのうち113万9,000円が補助金として受けるものでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 了解します。

その受けで400万円、支出で600万円になっていますよね。その200万円の支出で多くなった根拠はどこにあるのですか、その答弁ないですよ。

それと、町長にお尋ねしますけれども、この国営土地改良事業の受益者の負担については、5%金利は高いということで、一連の行動は期成会ともども関係官庁あるいは農林水産省、関係代議士に陳情してきた経過にあると思います。今、町長の話聞きましたら、一連の動きの中で、上富良野町長として裁量権をもって行政配慮したと。美瑛町のことでですから、美瑛町の考え方がわかれば、うちと違うということですから、美瑛町は、では一連の行動をアクション起こしてきた流れの中で、うちは町民農家のために、町長の特段の鋭意をもって裁量権を発動したと。美瑛町は、わかればですよ、この5%の金利に対して、どのような美瑛町長の行政配慮がされているのか、わかれば教えていただきたい。

それと、今回このような一連の英断を町長持ったわけですが、現行条例の中では、国営土地改

良事業負担金徴収条例があるわけですね。その中で、この受益者負担分のかかる事業費の5%という文字が入っていると思うのですよ。これらに対しては、やはり今の条例のまま置いていいものか悪いものか、私見としては条例の意味が希薄であるがゆえに、改正する、整備する必要があるのではないかと、かように思うわけですが、お伺いをしたいと。

それから、美瑛町が単独で発電やりますよと、4月から、聞くところによりますと日本の大方の発電所ストップするというので、北電も本州の方に売電するというようなことで、これは非常に電気関係者は、電気事業者は関心持って、売れるでしょう。そういう考え方で非常に関心持っているわけですが、8億円、さっきちょっと町長から説明あったのかもしれませんが、8億円というのは、美瑛町が単独で資金手当するとは思われたいのですよ。少なくとも、半分ぐらいの、4億円ぐらいの国費の手当があるのではないかと思うわけですよ。やはり共同参加してつくった農業ダムですから、その辺のところは、やはり承知しておられると思っておりますので、その点一般質問でも、きょうもこうやって聞いているわけですが、大変長くなって恐縮ですが、美瑛町は、自分もこの仕事にかかわらせて御飯食べさせてもらったわけですが、ダムつくるということで、美瑛町に水源地があったわけですね、美瑛町の。その補償工事で計装からまるっきり美瑛町の市街上水道化したわけですよ、補償工事で。そして、一度しろがねにかかわった経過というのは、御案内のとおり里仁地区、江幌地区の南部ということで始まったのですよね。それが大きくなってしろがねになったのですけれども、非常にこのダムがあることに対して、美瑛町は極めて有益的に歩んできていると。うちは、なぜかしら富良野や美瑛の返上面積が申請で返上された。それによって上富良野が関係した、美瑛町にないフラヌイやめた。そして水が余ったからということで売電するわ、しろがねダムから日新ダムに水落して、そして草分の一部の水田は保水するわ。美瑛町は、いわゆる三沢地区の水分の保水を返上したわ。何かしら上富良野町は後から後からついて行っているようなそんな感じするわけですよ。だから少なくとも、先ほど心強い町長のコメントありましたけれども、ダムができたから発電できるわけですから、そこで発電できる事業費8億円が、全額美瑛町で持つとは考えられない。そこでまた国費で多くのお金もらおうと思うのですよ。その関係は、少なくとも共同で歩んできた今日ですから、その動きに対しては、関係町村長わかっていると思うのですよ。だか

らその辺のところわかれば、町長もう1回話を聞かせていただければありがたい。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚委員の御質問にお答えさせていただきますが、まず受益農家の皆さん方の対応につきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、上富良野町としての離農者を出さないように対応するための負担軽減策を上富良野町独自で対応したということではありますが、美瑛町、中富良野町につきましては、通常の対応で対処していると。このことにつきましては、中富良野町にも美瑛町にも波及をする課題でありましたので、両町との調整をしながら、また私どもとしては、町のしろがね関係の農業者との調整を並行して対応しつつ、この対処をさせていただいたと。農業振興施策として、上富良野町独自の対応をしたと。美瑛町、中富良野町については、上富良野町のような軽減対策は講じていないということで御理解を賜りたいと思います。

それからもう1点、発電の問題であります。先ほどもお答えさせていただきましたように、国費を使い、あるいは道費を使い、その発電施設を美瑛町負担で対応していると。中富良野町、上富良野町に、その施設の負担はしていないというふうに私は認識いたしておりますし、それが当然であるというふうに思っているところであります。

これらにつきましては、私といたしましては、発電をすることによって、美瑛町がその言うならば応分の利益をこうむるわけでありますから、我々としたしましては、中富良野町、上富良野町、美瑛町といたしましても、現在の基幹水利、ダム管理等々につきましては、それぞれの基準を持って、そういうような別な利用をしないで、畑総対応の中の基準をもって美瑛町、中富良野町、上富良野町の負担率を決めておるわけでありますが、特別にこういったものができてダムを利用するというのであれば、その部分については、先ほどもお答えさせていただいたように、応分の美瑛町の負担をしていただかなければならないということで、今3町の調整をすべく、担当に指示をいたしておるところでありますし、中富良野町とも、そういった調整をしながら進めていきたいというふうに思っております。

また、このダムの建設につきましては、私ども3町の連合の中で、話し合う中で美瑛町がダムの建設を取り進めていくというようなことで要望展開をしておることにつきましては、中富良野町も上富良野町も承知をしていたということでもあります。

また、これは別な予測になるわけではありますが、

これからしろがねダムというものができ上がることによって、美瑛町がそのダムを利用した観光施設だとかいろいろな部分で対応するものが出てくるとするならば、また委員御発言のように、そのダムをつくったことによって、いろいろな美瑛町だけが特別な対応ができるとするならば、またダムの管理あるいは基幹水利の管理等々についても、応分の負担をしていただかなければならないぞということ、私も常に担当を通じ、また美瑛町長にもお話しを申し上げているところでありますので、その点につきましては、御理解を賜りたいなというふうに思います。

また、フラヌイダムの建設が中止されたら、その一連の課題につきましては、これも関係する町村、フラヌイは中富良野町が一番大きな負担率になる大きな事業も抱えているわけでありますが、中富良野町並びに上富良野町、美瑛町との3町の調整も図りつつ、また国の状況等見きわめながら、しろがねダムからフラヌイに給水するというように対処していると。このことにつきましては、3町との調整の中で国との調整を図って対応しているということで御理解を賜りたいと。

他のことにつきましては、助役の方からお答えさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 福塚委員の御質問にお答えをいたします。

先ほど国営造成施設の関係で、歳入歳出に200万円程度の差があるのでないかというような御意見であります。私、この辺率の関係申し上げませんでしたので、これについては国が50、道が25、それから本町が25%の負担ということになりました。その差があるということでもありますけれども、いずれにしても、これは受益農家にかかわってくることでありますので、やはり当然負担率という問題もありますけれども、支出、維持管理に当たっては、今福塚委員から御意見のとおり、十分意見を踏まえて努力をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚委員の現在の町の条例の関係でございますけれども、この関係につきましては、今回のしろがねの関係につきましては、徴収ルートが変わったということで、この条例の適用がございません。ただ、現行条例の中におきまして借入期間、いわゆる工種によって借入期間等明示してございます。それから利率も明示してございます。この中において、5%という金利の明記がございま

して、これらについては国の国営土地改良法に基づいた中で、それに基づいた中で、この条例を根拠を置いて制定してございます。

今回このしろがねの関係につきましても、非常に5%という今の金利情勢からいって、非常に高い情勢にあります。そういう面につきましても、従来からこの国の方に何とかならないのかというそういう要請行動もとりながら来ておりましたが、上富良野町、このしろがね地区だけが5%を下げるというようなことにもならないと。国全体でそういうようなことを決めている中で、この5%はなかなか下がらない結果でございました。

そういう中で、現状は、この58年に制定したこの条例の中で、国営土地改良法に基づいた中で制定してきてございます。こういう中で、今回のしろがねの関係につきましても、新しい土地改良区を設立した中に対応してきているということで、大きく変化を生じてきてございます。こういう点を一つには課題を解消していく点で、今日取り上げてきたというふうに理解しておりますので、そういう点で、今後その辺の動向を踏まえた中で、いわゆる国営の新しい事業展開がそこに出てくるとしたら、そういうような措置がとれるかどうか、今後また見きわめていかなければならないのでないかなというふうに思っているところでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 町長、しつこいと思われるかもしれませんがけれども、この国営土地改良の関係については、関係町村で首長さん初め期成会の面々の方が、受益者負担の軽減ということで、5%何とかならないかという運動をしてきた。その中にあっての町長にお尋ねしているわけですがけれども、うちの町にあっては、町長の裁量権でもって行政配慮したと、そして意欲的にも今後の農業経営に携わっていただきたいというような考え方であるわけですがけれども、美瑛町は、では何ら行政配慮してないと、こういう受けとめ方でよろしいですか、その1点お尋ねして終わります。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） そのとおりであります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 119ページの19節農業生産振興補助、私は農村再生特区ということで取り組んでいて、しかし焦点がなかなか絞れなかったのです。日本人は農耕民族でして、農業というものを大切にすることがあります。あと二、三十年もすれば、食糧危機が来るのかなというようなところで、この前町民農園開設というのをしまして、どのようなことになるのかなと思うけれども、ああいいこと

やっているなというように思いまして、これは育てる心というのが養われるのですね。

それで、けさの新聞に農業の方に、脱公共事業、建設業者異業種参入ということでもって、北見で土木造園業の会社がハーブを始めました。これでもって再雇用の場を確保したり、これで2,000万円の売り上げを上げていると。

上富良野ちょっと考えてみますと、ハーブでもって全国大会というのをやりまして、私はあれでもって、いやこれは伸びていくなと思っていたら、何か全然だめになってしまったのですよ。恐らくあのときやっていたら、この北見以上だったと思うのですけれども、チャンスが逃げていっていますね、これで見ますと。

それともう一つは、遠別町の建設業者がカボチャをつくって、味も札幌のデパートから1級品と評価されているということなのです。それで、ここにあります農業振興ということに絡んで、地元の建設業者も去ることですけれども、大手もいいのではないかと思うのですが、これが進めていくための、幸いに北海道は農村再生特区を申請しているのですよ、道としては、地域としては、まだ検討しているところだと思えるのですけれども、ぜひこの辺は農業でしかやっていけないと思いますから、それでもって農家だけでなく個人、それから株式会社、こういうようなものが一体となって農業を栄えさせていくということでもって、そしてやっていくに当たって問題点あるのかなと、多分あると思います。この富良野圏といいいますか、上富良野においての今言った問題点、それから展望、そのことについてお聞きしたいと思います。

そして、これは私きょう出たばかりですから、これは6月の一般質問でここへ研修に行ってきて、しっかりと勉強してお聞きしたいと思います、今さらとてよろしいですから、先ほど言ったところのあたり、お聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 今、梨澤委員の御質問にお答えいたします。

予算の中にはあらわれておりませんが、町で今農協とタイアップしながら、町民農園の開設を今行おうとしております。内容的には、ひとつ地場農産物に対する理解、それから農業への理解、それから収穫等の喜び、こういったものをひとつ町民の皆さんに親しんでいただきたいなというようなねらいでありますけれども、大きくこれはできない一つの制約、農地法による1,000平米という一つの壁がありますから、なかなかそれ以上することには

いきませんけれども、そういうことでやりたいと。ひいては、委員のお話のように、やはりハーブの今例を出されてお話しされておりましたけれども、何かやはりそういうもので町内において、そういう企業化されるようなものが出てくれば、私も一つの方向性だなということは感じます。そういう意味で、今回まず町民の方にそういったことを農業への理解を示していただくというようなことでテスト、試験ということで開設しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） この町民への件につきましては、これは非常に育てる心というか、教育、子供の教育にこれつながるのです。今、中学生ぐらいから携帯持ってちゃらちゃらちゃらと、もうそんな時代は終わらせなければなりません。土と親しんで、そして育てる心、生き物なんだよ、生き物は大事にしなければならぬだよというような、そういうものにも通じるかと思っておりますので、これが成功することになるように頑張っていたきたい。

それから、先ほどのこの農業への異業種参入の、それに当たっての、要するに障害となるようなことあるかと思うのですけれども、これ私も6月までにはしっかり勉強しますし、気がつくところありましたらちょっとお答えいただきたいなと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 梨澤委員の2点の御質問にお答えします。

まず、町民農園にかかわっての話でありますけれども、これらを通じて、やはり私は農産物の付加価値をやはり高めていくこと、これがやっぱり重要だなというふうには考えます。その中で、先ほど申しましたように、そういう企業化されるなり、何かそういうものが出てくれば、これはひとつ成功する一つのものになるのかなというふうには考えます。

それから、異業種参入というか、新規就農、これらの方については、いろいろなケースがございます。教員であったり、あるいは建設業に従事した方、そういった方が本町に問い合わせがあります。しかし、やはり農業とは何かということも十分理解できてない部分がございます。そういった方については面談をさせていただいて、本当に農業としてこれから研修も積まなければなりませんけれども、考え方を十分お聞きして、ああやっぱりそういう意識があるのだなということであれば、指導農士だとかおられますので、そういうところにひとつ入って

いただいて、営農技術その他を身につけていただくというようなこともやってございます。

あと、課題となるところは、本当にいよいよ土地を所有して、農業を始めるといことになりましてけれども、先ほど申し上げましたように、農業においては、いずれにしても初期投資が莫大にかかるというのが一つあります。土地を求めます。施設もつくらなければなりません。こういうようなことから、いずれにしても最終的には資金面で大きな壁になると。これらについても、できる範囲が限られてきますので、この辺をどのようにしてクリアするか、いつも頭を悩ませているところでありましてけれども、何とかやる気があって就農されたいという方については、やはり受け入れすべきだなということで考えてございます。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） 私は、広域農協と農業振興課のかかわり方について、若干町長に御質問をいたします。

これは防衛庁補助にかかわる諸施設設備あるいは機械等についてであります。これが100%補助ならばよろしいのですけれども、これをできた段階において、広域農協にすべて任せてしまうと、それで向こうの運用に任せるというのではなく、これはあくまでも上富良野町の財産であり、備品であるというふうに私は思うのですけれども、これは維持管理は町でしっかりして、そして農業振興課は上富良野の農家のための振興課でありますので、上富の農家が利用する場合は、こういう条件で利用してくださいと、また広域農協にも門戸を閉ざすものではありませんと、こういう条件のもとでどうぞ御利用くださいと、逆に農協にそのように申し込んでやる方が私はベターではないかと思うのですけれども、町長、その辺はいかがお考えでしょうか。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番吉武委員の御質問にお答えさせていただきますが、今防衛施設庁の防衛予算をもって農業振興施策、周辺の整備を図っているところでありまして、今つくります麦の乾燥施設の件だと思っておりますが、今まで防衛施設庁から防衛庁の予算でコンバインだとか脱穀機だとかいろいろなものを購入しておりますが、これは事業主体は上富良野町でなくて、事業主体はJA、農協さんがやると、上富良野町は補助金の通過するだけということでありまして、資産だとか財産形成は、事業主体のところには相なるということでありまして、御理解を賜りたいなと思っております。

基本的に防衛予算でそういった施設ができ上がるということにつきましては、地域の農家の皆さん方

のためになる対応をJAさんに図っていただかなければならない。そのようなことにつきましては、今後もJAさんに申し入れしながら、その対応をしていただくようにお話を進めていきたいというふうに思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 5番吉武委員。

5番（吉武敏彦君） おおむね了解しますけれども、施設が建ったあと、その土地については賃借料とか、そういうものがいただけるかどうかお伺いします。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） お答えさせていただきます。

今建設するところは、土地は町の土地でありません。ただ、建設すれば、今後固定資産税をいただくと。これは当然にして固定資産税を町がいただくわけであります。今後の地域農業の振興策として考えるならば、この固定資産税をいただくということも含めた中で、麦作付農家に対する町としての行政支援をまた考えるべきものが生じてくるのかなど。これらについては、課題として検討したいなと思っています。

委員長（久保田英市君） 5款、6款のまだ質疑があろうかと思いますが、一般会計予算の最後に、一般会計全般にわたっての質疑の時間を持っていますので、これで5款、6款終わりたいと思います。

委員長（久保田英市君） 説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ちいただきたいと思います。

次に、歳出、第7款、126ページから131ページまでの質疑に入ります。

14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 私は、5点ほどお伺いしたいと思います。

127ページの19節、その最後、商業振興事業補助1,300万円組んでありますが、これはどのような考えで、ことしの方針を教えてくださいたいと思います。

次、131ページ、13節の委託料のところ登山コースの整備、これはどこを指しているのかお伺いしたいと思います。

次は14節の使用料及び賃借料のところですが、遊歩道敷地使用料、これもどこを指しているのかお伺いします。

次、同じ14節の中の旧白銀荘敷地使用料。

次、15節の翁公園内の園路補修、この5点をお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課

長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 14番徳島委員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の19節1,300万円、商業振興補助でございますけれども、これに関しましては時限立法の5年ということで、本年度15年には3年目を迎えるわけでございます。

内容としましては、今商工会の方で取りまとめを鋭意進めております。その件数が、今のところ9件というふうにお伺いしております。それで、それらに見合う金額ということで1,300万円ということで予算を計上いたしたところでございます。

それから、遊歩道と白銀荘の敷地使用料の件でございます。これは御存じのとおり国立公園内でございます。国から土地をお借りして使用をいたしているところでございます。今全部合わせますと約2万4,986平米ほどございます。これらの使用料をお支払いするものでございます。

それから、翁公園の園路整備でございますが、一昨年、国の緊急雇用対策の事業を受けまして、翁公園内の下刈り、笹、雑草の整備を進めてまいりました。そのときに、相当経過してますることから、園内にあります木橋の橋だとか、散策路においては湧き水が出て散策路が荒れているとかいったようなことがありまして、本年はそれらの園路整備としまして園路300メートル、それから路盤工を398メートル分、それから木橋の取りかえ、それから湧き水等の排水溝の部分の工事ということで、それにかかわる諸費用を計上いたしたところでございます。

それからもう1点、コース整備の部分でございますが、これにつきましては旧噴火口、凌雲閣の前から旧噴までの部分のコース整備ということで費用を上げております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 15節の翁公園のちょっと説明がないのだけれども。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 徳島委員の御質問にお答えします。

翁公園の園路補修の内容でございますが、先ほどもちらっと申し上げましたが、昨年行いました下草、それから笹刈りの跡を受けまして、園内にあります施設が傷んでおりますことから、それらの散策道の整備、それと木橋の取りかえ、それから湧き水等の措置といったことの事業費を68万7,000円を計上いたしたところでございます。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番(徳島稔君) この127ページの商業振興事業補助のところ、昨年はどのようになっておられるのか、これ私も勘違いかどうか知らないけれども、1戸最高500万円までという趣旨でないかと思うのですけれども、1,300万円ですと9戸ということになったら、大した金でないのだが、これ500万円までの行く人がいないのかどうか。昨年は1,800万円組んでありますが、これはどのようになっておられるのか、昨年のことをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

次、登山コースの整備、この辺はわかりますが、私は言いたいのは、旧白銀荘の使用料のことはよろしいのですけれども、この旧白銀荘は平成8年、9年にやったとき、この旧白銀荘は壊すということによってスタートしているわけでございます。それで新しい白銀荘は年間7万ということで、まあスタートしたわけでございます。私は7万の人口といったら、なかなか入らないのでないかと思ったわけでございますが、おかげさまでもちまして、6年弱たったときに100万人というようなことで、非常に成功したのでないかと私は考えておるわけでございます。

それで、できた時点で、この旧白銀荘は壊すということによってスタートしたわけでございますが、そのうちに道が記念に残したらいいとか、いろいろな話がありますが、お金もくれないで、ただ残せ残せと言っても私は残せないと、こういうふうに言っていたのですが、いまだに壊してないわけです。そうすると、7年前に壊せば何ほかまだ安く壊せたとおもうのですが、いまだに壊れてないわけです。それはずっと毎年毎年これを伸ばして、自分の代終わるまで壊さないでいってずっと行くのか、それともこれ壊すのか、これやっぱり自分で判断しなければ、これ相手いないことです。この辺はやっぱり今の町長が、今の白銀荘の新築にテープ切ったわけでございますから、この後始末を私は打ち出してもらいたい、私はこう思っておるので、壊すのなら壊す、壊さないなら壊さない。

費用をかけてそれを置いて、あの広場も何か壊した方がさっぱりするように思うのですけれども、また何かに使いたい道があるのか、また道から金が来るのか、その辺を私はお伺いしたいと思います。

次、この翁公園内の整備でございますが、20年前には、ひとつバーデンの温泉もできておるし、公園ということで20年前に議会全員で歩いたことあるのですよ。カミホ口荘からバーデンのところまで。そうすると、あの傾斜面は、まずあそこ2キロくらいあるかなと私判断しているのですけれども、その辺の1キロくらいは傾斜面です。そして、あと

1キロくらいが公園みたいになっているわけです。

それで私は言いたいのは、あのころ金かけたのだけれども、今はどれだけの1年に人が利用されておられるのか、そして今現在はバーデンが閉鎖されておられる。そうすると、私はそれをただ生かしているというだけで、まず動物に例えたら、生きていうだけで、私は前へ進んでおらないような気がするわけです。それでお金をかけるのならばがちりかけるとか、やめるのならやめるとかしなかったら、私はこんな60万円や80万円あそこにかけてもですよ、ただ気休め程度のものしかできない。

正直言って、あの傾斜面だったら、ひとつ1人や2人で歩いておられてこれませんわ。手入れもしなかったら、笹が深くて。下のちょっと広っばへ来て公園らしくなっておりますが、かけるのなら、私はこんな68万円くらいなら私はかけない方がいいと思うのですよ。かけるのならばがちりかけるとか、バーデンも今閉鎖しておりますわ、今現在。これは個人ですから、私はどうのこうのと言えませんが、私は見るのには、やっぱりバーデンやっていただいて、本当によかったなという時代もあったのですけれども、やっぱり私は町がやっぱりこれ、このバーデンを押さえたような気もするのですよ。カミホ口荘はよくなる、こっちに白銀荘はつくる、真ん中に挟まれて浮いてしまったような気もするのですよ。だからその辺の考え方、これからのあそこの公園からバーデンの辺から全部考え方をひとつきちっと精査をしてスタートしてもらいたい、私はこう思っておるのですが、その辺の考え方は、町長お聞かせ願いたいと思います。

委員長(久保田英市君) 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 徳島委員の3点の質問だと思いますが、お答えさせていただきます。

まず1点目の白銀荘の経過でございます。確かに今委員おっしゃったとおり、白銀荘ができたときにいろいろな利用の仕方ということで、道、それから環境庁等の方にも、その利用についてをお願いしてきた経過がございます。その後、いずれにしてもそういった関係庁の協議がまとまらなく、今までの質問に対しましては取り壊すという方針で議会でも答弁をしましてまいりました。

これにつきまして、本年も非常に財政が厳しいわけございまして、本年ちょっと予算計上ができませんでしたのですけれども、16年度におきましては、これらの予算を確保して取り壊しをしていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

次、2点目の翁公園の整備に関する御質問でございます。先ほども申し述べましたけれども、平成14年度におきまして、緊急雇用対策事業におきまして、広場と、それから先ほど議員おっしゃいました散策路、コース、パーデンからカミホ口荘、カミホ口荘から凌雲閣までのコースが2コースあるわけでございますが、これらの整備をしまいいりました。

今の観光といいますか、方々は体験型といいますか、健康志向、ウォーキングといったものが最近主流となっております、パーデンの横から見る景色、またはそのコースが非常に素晴らしいということで、早くあそこも元通りに整備して、そういった人たちに利用をさせるべきだということもありまして昨年実施し、また、ことしそれらに伴いまして、施設の傷んでいるところを最少の経費をもって直していくといったことで考えてございますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、利用は何人ぐらいあったというふうな御質問がありました。確かに今までのあの状態では、ちょっと利用ができないようなそんな状態の感じでございます、利用につきましてははないというふうに認識しております。

また、パーデンが今現在閉鎖、休業いたしておりますけれども、これにつきましてもことしの6月ごろには、経営を再開したいといったようなことで申し出を受けておりますので、そうなれば、その公園と一体となった利用がまた促進されるものと思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 商工係長。

商工係長（野崎孝信君） 1点目、14番徳島委員の御質問の商業振興補助の関係でございますが、14年度確かに1,800万円の予算ということで、現在のところ約1,600万円の予算の支出を見てまして、個性化支援、いわゆる個店の補助等に5件、共同化に1件という、合計6件であります。これに対しましてことしの1,300万円の予算措置でありますけれども、課長先ほど9件ということで御説明したわけですが、町の方としては、商工会と連携をとりながら、希望者の意向等を常に把握をしております、それらについてことし15年、16年、17年、残された3カ年の中で、これらの事業の希望件数が約9件ということで、これら約4,000万円ほどの事業費を聞いております。こんなようなことから、なるだけ確実性の高いものを年度当初の方の予算措置ということで、1,300万円措置させていただいたということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） これ1,300万円で、去年のやつが200万円残っているということだと思っておりますが、これ利用者がもう少しあれば、補正でも4,000万円まで出すということですか、その辺をひとつお聞かせ願いたいと思っております。これで1,300万円で終わりのものかどうか、補助出して、またそういう方がおられればふやしていくという考えか、その辺の考えをひとつお聞かせ願いたいと思っております。

次、この白銀荘は来年、16年度で壊すということだと思っております。この辺は私も了解をしましたが、この公園は私はどうも、今1人もいないというようなことで、これを10人なり15人なり利用する方が出たということになるならば、これくらいの金では私ならないのではないと思うのですよ。正直言って、60万円、80万円で本当に歩く幅、10センチか20センチの幅をきれいにしてあげておくと。公園内だって、ただ水が出ている、何ぼかぬくい水が出ているというだけで、人がわあつというようなことになかなか私はなり得ないと思うのですよ。

それで私は思うのは、もう少しこれを規模を小さくしてしっかりして、下の方なら下の方だけきちっとしてやったらどうかと私は考えておるわけです。その点をひとつ、ただやったやつ、火を消すわけにいかないからといって、まあまあ少しでも少しでも、少しくらいのお金を注ぎ込んでやっています。私はどうも先行きが不安だと私は思うのですよ。しないのならしない、するのならすると、どうにかこうにか生かしている程度だと私は思うのですよ。それでももう少し規模を小さくして、しっかりした公園なら公園と言えるように私はしていただきたいと思うわけです。

パーデンも、今お話を聞くと、6月からまた再開して、またやっていただくと。あの山を少しでも栄えるように、皆さん民間の努力もいただきながらしていきたいと、私はこう思っているのです、その辺の考え方をひとつお聞かせ願いたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 14番徳島委員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の商業振興条例についてでございます。今、1,300万円の枠を超えて利用者がやりたいと言っていた場合どうするのだというふうなことかと思っております。

まず、その利用者の方につきまして、年次をずら

してもできるかできないかということの調整も図りまして、どうしても今年度に着手したいということであって、なおかつうちの今ある現行予算に不足を来す場合におきましては、補正対応をして実施したいというふうに考えております。

それから、2点目の翁公園におきます利用の件でございます。確かに今まで、先ほど申しましたとおり、相当手入れがされてませんで、利用する方にとっての利用条件としては、悪かったわけでございますが、ことしの事業におきまして相当きれいに整理されました。今計上してます修理費をもって整備をすれば、当面利用者にとって大した不都合もなくあの辺の公園の利用、あるいはバーデンないし凌雲閣までのコースの部分についての散策が可能ということでございますので、バーデンの再開も含めまして、多くの方に利用してもらおうようPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 129ページ、1点お伺いしたいと思えます。

19節、大雪十勝広域観光開発推進協議会負担金7万円、これについてですけれども、御案内のとおりリゾート法が制定されて、地域指定を受けて国民保養地として、大いにその観光地としての整備を図ろうという趣旨で、この協議会ができたと思うのですけれども、その後パブルがはじけて、なかなか思うようにこの協議会の仕事も進まなかったという経過にあると思うのですよ。平成12年、この関係について質問いたしました。当時担当課長、小澤課長でありましたけれども、小澤課長の答弁では、この会については、来年発展的な解散をするのだということで経過して、13年出てきました。黙認してました。14年出てきました。黙認してました。本年また出てきました。

このことについて、最近の町財政を考えてみるときに、町長はいつもお金がないと言っているわけですから、だとするならば7万円といえども、やはり粗末にできないと思うのですよ。ついては、このような会計全体眺めて、有名無実の団体については、勇気を持って、庁内には政策調整会議だとかシンクタンク的な会議があるわけですから、この際加入、脱退を含めて検討される必要があるのではないかと思いますが、町長の見解を賜りたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚委員の御質問にお答え申し上げます。

委員御質問の大雪十勝広域観光につきましては、

これは趣旨が大雪山国立公園を取り巻く上川の圏域、それから十勝圏域の市町村が合同でそういった十勝岳の国立公園を利用した観光振興をしていこうといった集まりでございます。上川支庁管内、十勝市町村管内の3市22町村で運営をいたしております。観光パンフレットだとか旅行会社の記者の招聘だとか、インターネットの情報発信といったところの業務を行っているものでございます。

それから、次にお聞きになっておられましたリゾート関係でございます。これは名前がややこしいのでございますが、北海道富良野大雪リゾート整備推進協議会ということで、委員おっしゃられたとおり、過去にこういった協議会ございまして、負担金も払っておりましたが、これにつきましては、平成13年だと思いますけれども、廃止はしないものの、負担金等の徴収はしないと。いわゆる休止をするということで、事務局持っております道の方の意見もございまして、13年以降はこの活動はいたしておりませんし、負担金も計上しておらないというところでございますので、御理解をいただきたいと存じます。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 7款商工費、19節、129ページのところで、負担金補助及び交付金のところでございますけれども、ここなかみふらの十勝岳観光協会運営費補助1,849万9,000円でございますけれども、何力月か前に上富良野の十勝岳観光協会の方と私どもと話し合いがありまして、ほかの議員さん方も12名、大勢出ておられましたけれども、多分お聞きかと思えますが、その現在の状況等をお聞きしたのですけれども、その中で公園トイレの清掃等につきまして、何かこれは観光協会の本来の仕事ではないと。それで、しかし人件費の都合で仕方なくやっているのだと、こういうような話をちょっとお聞きしたかと思うのですけれども、そういうことでやっていただいているのですしたら、やっぱりトイレの清掃が十分でないような話もちらほら聞いたことがあるのですけれども、果たしてそういう方の話というのは、どういうふうになったのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 村上委員の御質問にお答え申し上げます。

御質問のありますかみふらの十勝岳観光協会におきましては、公園等々のトイレの清掃管理委託を受託しているところでございます。御承知のとおり、昨年伊藤会長にかわれまして、いろいろ組織的な

整備をして組織の立て直しを図ってまいりたいということで、いろいろな事業の見直しが行われているということでございます。その中におきまして、そういった話題も上がってきたものでございますけれども、一応15年度につきましては、そういった受委託についてもこれまでどおりということでございますけれども、目的としましては、今村上委員がおっしゃったとおり、観光協会本来の活動に持っていきたいということでございますので、それらの意を含めまして、委託につきましてはそういった方向に改めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 関連になりますが、129ページのこの補助、観光協会の。観光協会というのを考えてみますと、協会が設立されました。そして、ハーブの全国大会というのに、これ非常に発展していく上においてよかったのか、私なんかも佐賀の人と一緒に話したりしましたですけれども、そういうことで伸びるのかなということでは思っておりましたけれども、その後役員の総入れかえがあって、これ人脈が切れたわけですよ、すっかり。そのときせっかく全国の役員が上富良野に集まって、上富良野の役員と交流できた。議員とも交流ができた。それが全部終わってしまったのですね。これで切れてしまった。

そしてもう一つ、日の出公園にすばらしいハーブのいろいろな種類を、あれにずっと植わって、これどういうぐあいになるかなと楽しみながら私は散歩道にして見ていたら、次の年、町長も私と並んでラベンダー祭りのとき一緒に見たと思うのですけれども、もうすっかり荒地地になって、何でこんなだと町長みずから言うぐらいな状況になっていたわけですよ。それで、要するにそれでハーブ全滅です。役員全滅、ハーブも全滅。それでその後、今同僚議員が言いました懇談会昨年ありまして、議会と観光協会と懇談をしたいという申し入れを受けまして、今言われたような話でもって、私はそのとき言ったのです、自信を持ってやっていただきたいと、堂々とやっていただきたい。

そして、その役員が何言ったのか知らないけれども、総入れかえになるような、そういうような規則はだめなんだと、かえなさいと、私はあれでもって観光協会の会員だったのを、ばかばかしくてやめたのだ、そういうぐあいに言いました。観光協会というのを設立して、ここは十勝岳からずっと占冠まで、大雪山も含めて観光に、北海道の最高のところだと思います。

それで、観光は育てていかなければならないのです。これ町長がかわろうが何しようがですよ、それから行政の方も、執行する職員の皆さんもその気持ちは持たなければならないと思うのですよ。

あそこの日の出公園がばっとなくなったというのは、それはもう職員の皆さんがやったと思うのですよ、計画でもって、すっかりなくなって。そういうことでは絶対に育たない。これ観光協会の総会ときには、富良野から始まって、富良野、中富良野、それから美瑛、東川、全部研修に来てます。全部研修に来て、そしてその後富良野は観光協会ができていますよ。上富良野を模範にしてつくられているのですね。そして、今はもう富良野の方がかかって盛んになってきつつあるのではないかと思います。

そういうことでもって、これは町長以下町民、議会も当たり前です。みんなでこれはもり立てていかなければならないと思うのですけれども、こうやって役員総入れかえになるわ、実際にさっき言ったハーブですけれども、北見の方ではそれが生きていて今雇用にもつながっているし、農業関係の活性化にもつなげていって行く、そういう切り口にもなっているわけなのです。それが、もうばっとお釈迦になっているわけです。

これは町長、観光協会相当な痛手を受けたと思いますよ。あれですっかりだめになったのですから。これは町長どのようにお考えになっているか、観光協会これからどうしてやろうかという、その辺はやっぱり町長がしっかり方針を持って面倒を見ていかなければならないと思うのですよ。協会が設立された、その辺から始まっていると思うのです。せっかくつくったものをつぶすようなことであるのであれば要らない。要らないということに絶対ならないのです。ということでもって、この十勝岳観光協会というものについて、町長どのようにお考えになっていかれるか、お聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤委員の御質問にお答えさせていただきますが、委員おっしゃるように、上富良野町の観光協会が法人格を持ったと、これは富良野沿線でトップを切って法人格をとったわけでありまして、当時、私も観光協会から法人になるときの担当をさせていただいた経緯から思い起こしまして、当時法人格を持つということで、一つの法人として、観光協会が地域の観光に大いに寄与していただけるものと、大いに期待をいたしておりましたし、今も期待をいたしているところでありますが、ただ今委員がおっしゃるように、いろいろな内部のいろいろな課題を抱えているということであり

ます。そういう状況でありますけれども、行政としては、観光協会の対応に、地域の観光に支援をするというのは当然でありますけれども、法人格を持った一つの組織でございますから、行政が関与するという事は、行政指導をするということは避けていきたいと。しかし、観光協会としての本来の活動を展開していただきながら、地域の観光に貢献していただけるような組織になっていただきたいというふうに願って支援策をも講じているところであります。

ただ、先ほど村上委員からも御質問ありましたけれども、役員がかわることによって方向が変わってくると。さも行政がトイレの清掃をしてくれと言っているかのように受けとめられると、これは心外でありまして、他の組織がしなければならぬものを観光協会がなぜこの委託事業をやるのだという御指摘を受けながらも、観光協会として収入を上げるためにやらせてくれということがあって、実施をさせていることをごさいますして、決して観光協会さんに無理強いさせているわけではないということで、その当時の役員さんはさせてくれて、今の役員さんはこれは何で行政こんなものさせるのという、こんなことまでさせてという、その考え方の違いというものがあるわけありますから、今先ほど担当課長が言ったように、今観光協会として、今新たなまた改革のときだなど。ですから、ひとつ今の役員さんの中でこの観光協会がいかにあるべきか、従前やってきた事業というものも全面的に見直しながら、これからの観光協会としての方向性をみずからが改革して、みずからが対応していただくと。そして、それに対して行政が支援していくということを今後も続けていかなければならないというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 7款の質疑、これにて終わりたいと思います。

午後から、8款、9款に入りたいと思いますので、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） それでは、昼食休憩といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長（久保田英市君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長よりお願いがございます。答弁される担当の職員の方、専門職の方が答弁されてもよろしいと思いますので、進行上お願いをいたしたいと思いま

す。

それでは、次に歳出、第8款、132ページから第9款145ページまでの質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 139ページ、第8款土木費の8節の報償費、景観条例制定アドバイザー謝礼金の30万円でございますけれども、これにつきましてちょっとお伺いしたいと思います。

このことにつきましては、何人かの議員の方が質問され、景観条例の策定の運びになったということは、大変よかったと思っているところなのですが、この謝礼金でアドバイザー、町長が執行方針で述べられてますのは、昨年度実施した町民の景観に対する意識などの調査結果をもとに、平成16年度の施行を目指し、単に規制や賞罰を規定するものではなくて、協議とか誘導、協働を柱に据え、かかわりの深い産業関係者の方々を初め、町民の参加を得ながら制定の作業を進めてまいりますと、こういうふうに述べられているのでございますけれども、どうも昨年は110万円ぐらい予算かけまして、町民の意識調査というのでしょうか、そういうのもいろいろやられましたし、またいろいろな方を呼ばれて、アドバイスなんかもいただいたのではないかなと思うのですが、では、ことしは16年度策定に向けて、その運びにと思っておりましたら、このアドバイザーの方に謝礼として30万円、これそのほかとなっておりますので、条例をにつくるに当たって、この予算の中に町民の参加していただく会議費ですとか、かかわりを持つ産業関係の方たちの会議の費用なんかも、もちろん含まれていないと思うのですが、どうしてもそのイメージ的には、またこういう人と呼んで、この人のアドバイスでもって決まっていくのではないかなというようなイメージがわいてしまうのですけれども、そこら辺は町長が述べられている町民の参加を得ながらということとどのようになるのかなと思うので、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町並み推進係長。

町並み推進係長（辻剛君） ただいまの村上委員の御質問にお答えしたいと思います。この景観条例アドバイザーの報酬といいますが、平成15年度におきまして、町民の方も集まっていた中で、策定委員会をつくった中で条例をつくっていく。その過程の中で景観というのが、やはりかなり専門的な地域を要するものというふうに認識しておりまして、その策定委員会の中で、町民の方が集まって話し合うことのコーディネイトですとか、そういう部分についての役割を担っていただきたいということで、予算、報酬という形でつけさせていき

ました。

昨年も一応調査費と、あと講師の派遣ということで、14年度におきましては、町民の皆さんを対象にした景観条例に関する講演会等の講師に対する謝礼というようなことで予算づけしておりましたが、平成15年度におきましては、またちょっと違った形で、そういう町民の方が集まる会議の中に来てコーディネートをしていただく役割と、あとあわせて条例の中に、やはり公共事業の中で、いかに景観に貢献することができるかという観点から、職員を対象としたそういう公共事業によって景観に貢献する、そういうような知識の習得の場といいますが、そういう研修の場にアドバイザーの方来ていただいてお話をさせていただこう、このような大きく二つの趣旨で、この30万円という報酬費を組ませさせていただきました。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） この中にそういった関係の費用も入っているということで今わかったのですけれども、これ謝礼として30万円払うのかなと、こう思ったのですよ。それで、今そういったところに呼んでということで、わかりましたけれども、昨年も110万円ぐらいかけてますのでね、こういったもろもろの調査関係にいろいろとお金かかってますので、ぜひ上富良野町に即した景観条例をつくっていただきたいと思いますので、よろしく願います。

委員長（久保田英市君） 答弁はよろしいですか。

14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 私は141ページ、1節の報酬の町営住宅の管理人9人、18万4,000円とこう出ておりますが、この9人の管理人はどういう人で、どういう管理をしているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 14番徳島委員の御質問にお答えを申し上げます。

公営住宅の管理人についての御質問でございます。この公営住宅の管理人につきましては、町の条例の中に定めがございまして、各公営住宅の団地に管理人を配置するというので、現在9団地、9人の方を選んで、その任に当たっていただいております。

任期につきましては、3年ということになっております。

それから、これらの方の活動につきましては、その団地といいますが、公営住宅内の環境の整備と

か、その中で団地生活が円滑に進めるようなことでね、その任に当たっていただくということが主な任務となっております。

その報酬でございますけれども、定額と戸数割りというふうな二本立てで考えておまして、定額につきましては年6,000円、あと戸数に応じまして、5区分ございまして、5,000円から2万5,000円というふうな区分の中でお支払いをいたしております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 今課長の説明でわかりましたが、この9人各団地に1人ずつおられると、こういうようなことだと思いますが、私が聞きたいのは、緑町団地、これ建てかえをするのだからしないのだから、四十何戸の戸数あるところに、今現在入っているの10人ほどなわけでございます。そうしたら、あとずっとこれ空いているから、この緑町に対しまして、これ建てかえをいつするのか、どういふふうになっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 14番徳島委員の御質問にお答え申し上げます。

緑町団地につきましては、町で一番早く公営住宅が建てられておまして、古いものは昭和36年、新しいものでも昭和42年ということで、もう住宅の耐用年数が参っておりまして、建てかえにつきましては、数年前から地元に入りまして、建てかえについての御理解をいただくということで進めてまいっております。

御承知のとおり、その中で何名の方がどうしても町の建てかえには応じかねるといったような実態がございまして、これまで建てかえが進まないということでございます。

ここには42戸の戸数がありまして、町のそういった建てかえの理解をしていただいて、新しいところに移っていただいた方が30名ほどおられまして、今現在12戸の方が、まだそこで生活をなさっております。町としましても、これらの立ち退きをさせないと公営住宅の建てかえが進んでいかない、いわゆる公営住宅に入ろうとしている方が、それだけの戸数がないことによって、また希望に添えないという形になっておりますので、一刻も早くこれらの方々を説得して建てかえをしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。以上です。

答弁漏れがございました。建てかえ年度につきましては、町としては合意が得られ次第、早急に取りかかりたいということで、1年も早くということで考えております。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 今課長の説明で大体的ことはわかりましたが、これはもう私は相前から建てかえするというようなことで、町側としては決めておられるのではないかとするわけですが、この中で3年や5年前に入って、そして了解を得られたらということは、町としても四十何戸もあるところを、5戸や10戸の人が入っておられるからとして建てかえできないできないと、得られたら得られたらということは理解しますが、これどこら辺まで理解得られるものか。町としての考え方、また10年も理解得られなかったら10年もいくのか、ここ二、三年で16年、17年までにやろうというのか。

その理解を得られるというのは、役員さんも今お伺いしたらありますので、その役員さんとよく話合せて、そして私は1日も早く建てかえするのならば、しないならしないでこれ全部入れておくとか、私はそういうことをしていただきたいと思うのですよ。何だかこれだけの空き地あると、何だか物騒でどうもならないと思うのですよ。

それで、42戸もあるところ、5人や10人入っているの、それで理解得られない得られない、どこら辺までその理解得られないのか、今までこれ何年建てかえすると、町で判断してから何年たっているのか。私は、もう5年も先からたっていると思うのです。それで5年前から建てかえしなければならぬ、人は入れない、出したのだ、そう言っているかと思ったら、まただれか1人入れたとか。私はそれに入った人はいいけれども、保証人もおられるし、役員さんもおられるのだから、やっぱり理解してもらって、きちっと町としても目標を立てて私やってもらいたいと思うのです。1軒か2軒でも得られなかったらまた延ばしていくのか、その点の考えをしっかりと聞かせたいと思います。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 徳島委員の御質問にお答え申し上げます。

この建てかえ計画につきましては、平成12年ということで目標を定めて進めて参ったところですが、委員御承知のとおり、なかなか説得に応じてもらえないということでございまして、法的には強制執行もできるわけでございますけれども、町としても、そこまでしてまで建てかえを進めるこ

とはどうかということで、一番いいのは納得を得て建てかえをいたすことがベターだということで、今日まで至っていることは事実でございます。

また、委員おっしゃるとおり、除雪とか防犯上とかいろいろな面で空き家が点在するということは、環境的にも好ましくなく、今誠意持って、また早急に建てかえに同意してもらおうべく努力を重ねてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） よくわかりましたが、これを理解を得られたら得られたら言うけれども、この辺、私はどうも理解、今まで13年間も4年間も理解得られないものが、そんな簡単に理解得られないと思うのです、ことしや来年では。その辺のやっぱり担当者として、2年間とか3年間とか、そのうちにはこういうふうにするとか、5年ぐらいかかるのだとか、そこら辺を私はきっちりつかんでもらわなかったら、ただ理解得られないから得られないからと、毎年言わなければいけないようなことでも私はいけないのではないかなと、こういうふう思うので、ひとつ担当者も努力されて、1日も早く理解をしていただけるように努力してもらって、私はこの緑町の公住を新しくしていただきたい、こう私は思っているものでございます。その辺はよろしくお願いします。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 思いは委員と同じでございます。

また、住んでいる方については、民法上の権利というものもございまして。ありますが、今前から述べてますとおり、もう相当古く、施設的な部分の下水もまだ接続もなく、そういったライフラインの整備もおくれております。一刻も早くそういった問題をクリアして、建てかえに向かって進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと存じます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員どうぞ。

3番（福塚賢一君） 都市計画関連と消防関連で2点お伺いをしたいと思います。答弁は、理事者にぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

都市計画関連では、さきの私の質問の答弁で、私は6年という時間が経過し、少なくない経費を費やして今日来ているわけですが、答弁に対して、15年度が出発点だと、こう答弁してくださいました。その中で事業の手法の検討、家屋等の権利関係の調査を15年度から行うという答弁をしてく

ださいましたけれども、関連予算については、どこにもあらわれていないとお見受けするのであります。エンゼルプラン等々、街灯、市街の案内板、ガイド版等々については委託、外注しているわけですが、町長のお考えになっているこれらの作業については、有能な職員をもって取り組み、外注をしないという考え方に立っておられるのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

それから消防関係でありますけれども、関連でお尋ねします。

国有財産の管理の観点から、町内には御案内のとおり5階建ての宿舎が存在しているわけですが、そこに居住している隊員の生命、財産を守ることは、国としては十分考えておられることと思いますが、この際防衛施設庁に対して、駐屯地の消防隊にはしご車の配置をお願いすることに対して、町長の所見を賜りたく存じておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、都市計画についての御質問であります。これは駅周辺と中心市街地の整備事業の関係だと思っておりますが、議員御質問のとおり、今年度予算措置はしてありませんが、担当職員をもって調査対応を進めて、下準備をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、消防の充実の問題であります。これにつきましては、今まで上川南部消防事務組合北消防署としての消防機器の充実等々も進めてきていますところでもありますけれども、今委員の御意見にありました駐屯地ポンプ班の充実整備ということにつきましての発想で、お考えであります。このことにつきましては、駐屯地に対しても調整をしながら、防衛施設庁あるいは陸幕等々に要望していくということも一つの方法というふうに認識いたしましたので、駐屯地とまず調整をさせていただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 16番清水委員どうぞ。

16番（清水茂雄君） 141ページの委託料について、ちょっとお伺ひしたいのですが、この土木費以外でも委託料については、複数の案件については細部にわたっての計上がなされていないわけですが、何か委託料については細部にわたって計上できない何かの理由があるのか、その辺お伺ひしたいとともに、日の出公園オートキャンプ場管理運営についての委託料は幾らなのか、説明書の方にも

島津公園、日の出公園、オートキャンプ場管理運営を上富良野振興公社に委託となって、2,972万2,000円となっているだけで、細部にわたって載っていないのですが、ちょっと判断するのに難しい。どの委託に何ぼかかっているのか、ちょっとわからないので、非常に何かこういう計上の仕方では不親切なような気がするのですが、その点お伺ひしたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 16番清水委員の御質問にお答えしますが、委託料と工事請負費につきましては、それぞれ外部に委託をするという性格、請負をしていただくという性格から、入札に付す関係で、以前から予算額の計上はしてございませんので、その点ひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 2点目の日の出公園オートキャンプ場につきましては、ことは例年とほとんど同じでございますけれども、パーベキュー棟の腐食が進んできている状況から、昭和58年に建てたままになっておりますので、ことはそのパーベキュー2棟ありますが、1棟に腐食防止のための塗装をかけるといったことで、その分の費用が上がっているところでございます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 139ページにかかわって、景観条例、あわせてまちづくりについて若干お伺ひしたいというふうに思っております。

この間、いろいろな形で町の人たちの意見を取り入れながらまちづくりを進めるということでのいろいろな作業が進められてきました。この間、そういう作業の声を、今後この景観条例も含めてなのですが、生かしていくというような方策もここに入っていると思うのですが、その生かし方、つまりいろいろ意見は言ったけれども、財政的なものあるからそう単純にはいかないけれども、やっぱりもっと何らかの形で反映してほしいというような声がたくさん一部に見受けられております。この点は、景観条例も含めてどういうふうに生きるのか。

それと、この景観条例と言っても、幅広い概念が伴うというふうに思っています。例えば、ただ町並みをそろえるというだけではなくて、この間問題になりましたいわゆる産業廃棄物ですか、家を壊したときのコンクリートの破砕施設の問題ありますね。ああいうものに対しても、紛争条例をつくって、やはり問題が起こったときに、町独自でもその防衛策を

二重、三重に入ると。道の条例があるから、それでいいというのではなくて、そういう形の幅広い景観条例というの、この中に入っているのだらうというふうに思いますが、そういうものも含めて、この景観条例のとらえ方というのをまずお伺いしたいというふうに思っております。

次に、これ商工関係もすべてそうなのですが、町づくりをどう今もう一度上富良野町の中で進めるのか、活気のある町づくりをどう進めるのかということをもっと積み上げていく必要があるのではないかと。今までいろいろな作業してきましたから、それなりの蓄積されたものがたくさんあると思うのです。それをやっぱり最大限にもう一度作業工程の中で見直していただいて、この上富良野を生き生きさせるためにはどうしたらいいのかということをもっとちょっとはっきりさせる必要あるのではないかと。

町長は就任当時にも、もっと活気のある町づくりということで、それぞれの町内会のこういうところを改善して生き生きプランとか何かいろいろな形で選挙公約にも載せたというふうな記憶もあります。そういうことを含めた場合に、やはり上富良野にはいろいろな業種や職種の方たくさんおられて、自衛隊員の方も住まわれて、その方はいろいろな地方から入ってきて、固定されている方もおります。そこで所得もありますから、やっぱりこの所得を町内にどういうふうに配分するかということの着眼点をもっとはっきり整理して、町づくりに生かしていくということが、今上富良野町に与えられた新しい町づくりの展開に来ているのではないかとこのように思います。この点を町長、町づくりの概念としても、町長自身合併の問題でもいろいろ最終的には議会が議決することだということで、法的にはそうなのですが、やはりそういうことではなくて、この町をそれでは合併しなくても、現状をどういうふうに変えていくのかという、やっぱり展望を示すということが今求められていると思うのです。そういう意味では、この景観条例も含めて、これから始まるとうするいわゆる町並み整備、こういうものも含めて、きちっとした展望を示すべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、141ページの工事請負費の問題ですが、日の出公園の新設ということで、ことしもまた花を何か植えるということで、整備するということで予算がつけられております。この問題についても、もう一度この整備のあり方というのをちょっと見直していただきたいというふうに考えています。

あそこに整備するという形で、恐らく先がちょっと行きどまり状態だという形になっているのだらうと思います。そういう中で、花を植栽するだとかと

いう形の中で、整備の予算もあるかと思いますが、しかしこういう予算ではなくて、そういう予算をつくるのであれば、もっと別なところに予算配分すべきではないかと。確かにきれいになるのはいいのだけれども、今の状況では生きてない。全く全部が生きてないというわけではないけれども、新しく投資してというところを、ちょっと見直す必要あるのではないかと。この点、もう一度今回予算が計上されておりますので、この点どういう考えでそういう経緯に至ったのか、もっとそれならば生きる方にお金を使うべきではないかなというふうに思っておりますので、この点。

それと143ページの工事請負費で、西町団地の水洗化という形で、公営住宅ずっとこれから進めるだらうと思うのですが、今後の、ことしは20戸ということで、明年その後どう計画なのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 市街地構成、町並みづくり、このことを都市計画の中にある、このことかなというふうに認識いたしておりますが、今私は当初から考えておりますのは、都市計画マスタープランをつくらせていただいたときにもお話し申し上げているところでありますけれども、町並みづくり、市街地づくり、これにつきましては、当然にして短期間で対応できる事業ではございません。長期にわたった事業展開をしなければならぬというふうに思っております。そういう中にありまして、言うならば総合計画は10カ年という一つの枠の中で対応するわけではありますが、この市街地町並みづくりににつきましては、当然にして長い計画をもって対処していくべきものというふうに思っております。そういう中で、我が町における都市計画のマスタープランをつくらせていただきまして、市街地構成をどのようにしていくのかというような方向づけをさせていただきまして、それをもとにいたしまして、今現在駅前周辺と中心市街地の整備の構想をつくっていただき、その方向に向かって今取り進めて事業を着手していきたいなというふうに思っております。

それぞれの委員になられて、いろいろと検討していただいた方々との懇談の中でも、今議員からお話しのありましたように、本当に我々こうやって苦労して一生懸命になって考えをつくり上げていくことを、町は本当に実現してくれるのかというような御質問もじかに受けているところでありまして、これらにつきましては、当初から申し上げておりますように、財政的に非常に厳しい状況に相なっている昨今でありますから、そうたやすく対応はできないというふうに思っておりますが、今の我が町に

おきますJR富良野線から西側地域、言うなれば駅前周辺等を中心とした西側地区の衰退というのが非常に大きな状況にあります。これらをいかに活性化させていくか、ここに集客力をどうやって持っていかかということが、これからの市街地づくり、町並みづくりの中で大変重要な課題であるなというふうに思っております。そういう観点から、今駅周辺と中心市街地の整備事業を今取り進めていきたいというふうに思っておりますが、これらにつきましても、先ほども申し上げましたように、総合計画の期間内に対応するというのではなくて、都市計画マスタープランで掲げることにつきましては、20年、30年という長い年月をもって対処していかなければならないというふうに思っております。

その中であっては、当然にして我が町におきましては、活火山十勝岳というのを抱えているという観点からして、防災に強い町並みづくり、これらも含めた中で市街地づくりを考えていかなければならないというふうに思ってお応答させていただいているということであります。

景観条例等々につきましては、担当の方から、また細部につきましては御説明させていただきたいと思っております。

それからもう一つ、日の出公園の件でありますけれども、これも細部は担当から説明させていただきますが、今都市公園としての整備につきましては、今年度をもって中止したいと。今まで長い年月、日の出公園の整備には相当の財政投資をして今日に至ってきているわけですが、この日の出公園の新設整備につきましては、今年度をもって終了し、あとは維持管理等々の中で整備対応を図ってきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 町並み推進係長。

町並み推進係長（辻剛君） 私の方から、米沢委員の御質問にお答えしたいと思っておりますが、景観条例についてであります。委員おっしゃるよりも、今つくろうとしております景観条例については、少し狭義なものになるのかなというふうに思っております。

環境関係の問題を例として挙げられておりましたが、その辺については、今回の景観条例の中では、盛り込む予定ということにはなっておりません。それで、今回つくろうとしております景観条例につきましては、やはりこの十勝岳などのすばらしい自然景観、こういうような魅力を引き出して、いかに地元の経済でありますとか、そういう部分に波及させるかということが大きな目的の一つになるかということで、15年度においては作業を進めていき

いなというふうに思っております。

また、住民の皆さんの意見の反映についてであります。これについては策定委員会を立ち上げる中で、観光関係の方が主になるかと思っておりますが、そういう関係の方を初め、あと一般の町民の方にも呼びかけをいたしまして、策定委員会の中に入っていた中で、その中でいろいろ意見を出していただいで条例をつくっていききたい。

特に、その条例の中で要するに景観をつくっていくためにどういうことを行政に求めるのか、そういう部分も的確にお話を聞く中から判断して条例の中に盛り込んでいきたいというふうに思います。

ただ、策定委員会と言いましても、10名程度の委員構成になるかと思っておりますので、それらについては、条例の策定作業の途中の段階で、広報等を活用しまして広く住民の皆さんに、その進捗状況等お知らせする中で、そういう機会をもって多くの町民の方からまた意見をちょうだいするような、そういう機会を設けながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢委員の御質問にお答えいたします。

日の出公園の新設事業についてでございます。先ほど町長からもありましたとおり、本事業につきましては、昭和58年から続けられておまして、町の都市公園としての機能を整えてまいったわけでございますが、今年をもちまして、15年度をもちまして、一応国費でもっての整備を終えるということでございます。

内容につきましては、平成11年に購入しました2.1ヘクタール部分の去年の残りの部分、1.3ヘクタールの部分につきまして、ラベンダーの植栽並びに休憩所、それから種子吹きつけによる花の部分、それから幼児の遊具がないということの御要望が多数参っておりますので、それらの遊具の部分も入れております。それから、山頂部分の舗装を考えております。そのほか、森林部におきましては、町民の皆さんの参加によります広葉樹の植栽もこの事業の中に取り入れて、この日の出公園の事業について終わりということで、本年進める計画でございます。

続きまして、公営住宅におきます水洗化でございます。本年、西町の部分について取り組みをいたします。それ以降の計画ということの御質問でございます。

町におきましては、今公営住宅の改善計画を立て

まして、建てかえに向けての計画を進めておりますが、こういった財政状況でございますけれども、もう相当建てかえの時期が10年以内に参るといった公営住宅もありますので、この西町以降の部分につきましては、公営住宅の建てかえをもって水洗化に切り変えていくといったことで定めておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 日の出公園の西側の斜面の、去年もそうなのですけれども、そういう財政投資をやめなさいということなのですよ。確かに用地購入したということでは、そこに何らかのことをしなければならぬというのはあるかもしれないけれども、あそこに本当に生きたお金の投資するのであったら、遊具の方にもっと回すだとか、こういうことをやっぱりすべきだというふうに考えているわけで、こういう去年も一千五、六百万円の予算をつけてやっているわけですから、やはりこういう見直しをやるべきだと思いますが、町長もう1回その施設の中でも、もっと重点配分すべき、公園充実するのだったらところがあると思いますが、ここはどうなのですか。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 日の出公園の都市公園としての整備充実につきましては、どのような整備がいいのかというのは、いろいろな考え方もあるかと思いますが、今日の出公園として用地を買収させていただいた、あの周辺の整備につきましては、やはりあの日の出公園は、ラベンダーを中心とした花の公園という対応しておりますので、あのところにつきましても、花の植栽等々の対応をしていきたいというように思っております。

また、遊具等々につきましても、必要な場所に必要な対応を図りながら整備をしていくというふうに考えておりますので、御理解賜っておきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 139ページの13節、15節、17節と、ポロピナイ川の改修についての項目があるわけでございますけれども、このポロピナイ川の改修の実施設計の中に、きのうも出てきたのですけれども、魚のすめる清い川といったようなことでありますけれども、この川の改修に当たっては、やはり魚の遡上できるような設計になっているのかどうか質問いたします。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 9番岩崎委員の御質問にお答え申し上げます。

ポロピナイの改修工事の、魚が遡上できるかということでございますけれども、これにつきましてはことし15年の予算でもって調査をする計画であります。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） それで、ことし完成するとされている神谷川もそうなのですけれども、やり魚の遡上できる川といったような、そういう施設になっているようなことで、これらは全部ベベルイ川と関連しておりまして、ベベルイ川は道の管轄だというふうに思うわけですけれども、これらの川に、そういった放流する会でも魚を放しているというようなことですけれども、最近になりまして、観光の面でもクローズアップされまして、富良野のある企業は、ベベルイ川の一部に魚を放流して、それを観光客に短い時間ですけれども釣っていただいて、その魚を釣る体験をすると、また別の観光地に移動するといったようなことがあるわけですけれども、これにかんがみまして、このベベルイ川の管理は道ということで、直接ではないですけれども、間接的に町も介在している、管理に携わっている部分があるかと思うので申し上げますけれども、この民間業者が魚を放流して体験学習といいますが、体験観光をやっている部分において、ここは草地でありまして、全然トイレとかそういったものがないのですね。それで非常に困惑しているというか、そこに来るのはバス2台も3台も観光地に来て、固まって来るわけですから、トイレがないということは非常に困難を来しているの、そこら辺の農家の住宅のトイレを借りて、バスガイドさんなんかは女性の方です。どうしようもならないということで、飛び込んで来て、済みませんが貸してくださいといったことで、貸すのには地元としてもいいわけですけれども、やっぱり通年、夏の間ですけれども、そういったことで、こういうところにトイレの設置が可能にならないものかどうか、今後検討材料として考えていただきたいなというふうに思うわけでございます。

もうちょっといいですか。これ河川敷地が道ということで、その民間業者が勝手にトイレをつくるというようなわけにもいかないものですから、そこらあたりの精査をやっていたいただきたいということでございます。

委員長（久保田英市君） 企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） ただいまの岩崎委員の御質問であります。今おっしゃいますように、ベベルイ川につきましては、道河川というように状況にあります。そのようなことから、今初めてちょっと実態をお伺いいたしました。

また、道に必要ながあれば、今みたい実態をお話するなり、改善策を講ずるなり、関係課ともども土現の方と協議をしてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） 1点お尋ねいたします。

135ページの土木費の15節の中に掲げられております北24号道路のことでお尋ねさせていただきます。

戦車の車両が九〇式にかかわることによりまして、現在富原橋の架換工事がなされておりますが、それに伴うことだと思ひますが、24号道路がことし改良舗装工事に着手するという計画のようでございますが、橋が架け換わるということは、当然重量に対する対応ですから、これはもう見たとおり理解できますが、24号道路が改良舗装がなされるということ、重さに対する備えということでしたら、現道を改良すればいいのかなというような素人ながら考えるのですが、もしそれ以外に、北24号道路が既にありますから、何を指してこの北24号道路を改修、どういう具体的なプランニングがあるのか、お聞かせいただければと思ひます。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 18番向山委員の御質問にお答え申し上げます。

ここで北24号道路改良舗装とありまして、事業で申し上げますと、先ほどの旭中線の方から、丘町1丁目1番通りのところまでの区間の歩道整備予定しております。

それから、今回道路認定のところでお提案をさせていただいております東3線から北の方に、今の現道の北24号を50間ほど上がったところの位置から真っすぐ東に向かいまして、演習場の進入路に接続する道路、その区間の中に東4線の広域道路がございます。そこを跨線橋のような形で横断をしまして接続をさせよう。それに対しましての、今回調査設計の一部の中にも環境整備ということで、騒音、振動その他防じん、粉じんとかそういうものなどの調査もこの中に入っております。そういうような調査を一連を入れまして、今回ここに北24号道路改良舗装ということで計上させていただいております。

歩道につきましては、そのところに現在歩道ありませんし、丘町の方から北24号の方に通勤などで利用されているということから、危険回避のために歩道を今回設置しようとするものでございます。

それから、もう一つにつきましても、中道路ということで今回提案させていただいておりますけれど

も、これにつきましても九〇式対応ということで、道路を調査をして今後検討していく、その調査として計上させているところでございます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 向山委員の御質問の趣旨の点で、私の方から若干補足させていただきます。

いわゆる現在の24号道路があるのに、なぜ新たに設けるかという御主旨だと思ひます。これにつきましては、従前から24号道路沿いに家畜を飼っている方がおります。そういう中で、騒音被害だとか振動被害だとかという点で、因果関係がなかなか結びつかないところではあります、大変苦慮しているというような状況でございます。そういう面、現在の道路に九〇式に対応するところの道路整備をやりまして、御存じのとおり非常に戦車通ること、道路の傷みが相当一般道と比べて相当激しいということになります。そういう点避けまして、新たに24号を通して、できればそこを戦車の専用道路的なことで利用していただくという中で、防衛庁との中で、そういう協議の中でこの道路を整備していくという考え方でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） はい、わかりました。ぜひそういう環境整備という意味もあるということでございますので、推進していただきたいと思ひますが、ただ私ちょっと腑に落ちないのは、むしろ今助役が御説明いただきましたように、東3線を越えて東側に向かつては、居住、人家はむしろなくなってしまふのですよね。むしろ東3線道路までの間に人家も点在してます。ですから、そういう環境整備ということ念頭に置くのでしたら、どうも私は発想がちょっと違うのではないかなと。歩道は整備されるということでございますが、そういう環境整備とはちょっと、関連づけはありますでしょうけれども、3線から東側に新たな専用道路的なものを設けるということで環境の部分を整理したい。でしたら、その手前が、ロケーションは確かによくないですけども、その近くに生活しておられる方にしてみれば、同等に扱われるべきものではないかなと思ひますけれども、その点の見解を承りたいと思ひます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 向山委員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど課長の方から申し上げましたが、この点いわゆる住民の皆さんにそういう被害が最小限にしようという考え方持っております。先ほど騒音だとか振動だとか、その辺の調査もひっくるめまして今回の予算に組んでございます。その辺のところ

最小限になるような形でそういうことを考えていきたいということで、今現在のところは3線からの予定にしておりますが、そういう調査やった中で、若干一番いい方法をとっていききたいといふような考え方でございます。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） わかました。それでは、ぜひそういうふうをお願いしたいと思います。

ということですと、今回予算が措置されております歩道の200メートルについても、それらが結果が出てから着手するという理解でよろしいでしょうか。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 向山委員の御質問にお答え申し上げます。

歩道につきましては、そこは別に、同じ名称でございますけれども、歩道につきましてはことし着手の予定でございます。

歩道の施工の場所につきましては、先ほど申し上げました丘町1丁目1番通りまででございます。200メートルです。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員どうぞ。

1番（中村有秀君） まず第1点は、133ページ、8款、1項、1目、19節の北海道治水砂防海岸事業促進同盟負担ということで30万円計上されております。これは、平成13年度の決算特別委員会でもこのことを指摘をしたところなのです。13年、14年、15年ということで、30万円ずつ計上されていると。言うなれば、単なる負担金でなくて、促進同盟の負担ということでございます。

決算特別委員会の段階で、課長からのお話しでは、工事料を事業費の中で算定したり、1市町村何ぼと割り当てをして、その中で最終的に30万円なのだ。既に13年度の決算特別委員会の段階では、15年度のもう払い込み、請求書的なのが来ているということなので、今回の議会で補助金等の合理化ということで、1万、2万のものまで削られてきている状況から考えると、これらの促進同盟の負担金が30万円という高額なものですから、やむにやまれないのか、いずれにしましてもこの促進同盟の議案書、言うなれば決算報告書、事業、それから全道の市町村の割り当て費用等を含めたものを資料の提出をお願いしたいと思っております。

それから、次にJR上富良野駅の跨線橋の関係なのですけれども、非常に塗装がはげて見苦しい。

それからもう一つは階段等が、上がる横のところももう穴のあいているところがあるのです。言うなれば外から見えるのです。非常に危険な状態がある。

それからもう一つは、階段の端が鉄のあれがよじれているところが2カ所か3カ所かあるのです。そのことは商工観光まちづくり課長には言ったのですけれども、現実にはこういう危険な状態があるから、できれば早急にやらないとだめでないかという問題。

それからもう一つは、あそこ観光シーズンになると非常に徒歩で行かれる方が多いです。したがって、跨線橋が非常に塗装がはがれてさびがだんだんだんだ激しくなっています。そんな関係で、例えば今回B&Gのプールのところの自転車置き場の塗装というのが、今回教育委員会の方で出てますけれども、あれ以上に早急にやらなければならない箇所でないかなという気がいたします。その点で、どうお考えかということでお尋ねをしたい。

それから、2点目は景観条例のことで出ましたけれども、同僚委員が、もう一つは生活環境の関係も十分やらなければならないだろうということと言っていましたけれども、たまたま僕、美瑛の環境を守る皆さん方と何回かお話し合いをやり、美瑛も今環境条例を見直しをかけています。そうすると美瑛の場合、何の丘か知りませんが、すばらしい丘の下に車の廃棄したあれが山に積まれているのですね。それから、片や景観がつくっても、片やそういう生活環境の関係が十分でなければ、表裏一体の形で、これは本当は進めるべきだという考え方を持っています。ですから、もし景観条例があれば、景観条例に準じた形で生活環境もしくは町づくり条例等も含めて、今後どう進めるかということでお聞きをいたしたいと思っております。

それから、141ページの公園等の関係でございますけれども、上富良野には都市公園、街区公園、児童公園等、全部数えれば五十何ほあります。現実にこれを町ですべてやっていくということは、至難のわざでございます。そういうことで、やはり快適な町づくり、それから協働の町づくりということであれば、地域の皆さん方も協力をしながらしていく、やはりこれからなお財政が苦しくなれば、十分行き届いた形のものがないということになります。であるから、今のうちからそういう町内会、住民会単位でそういうもののみずからの環境はみずから守りましょうというような体制をつくっていくべきだと思いますが、この点どう進めるかお聞きをしたいと思っております。

それから、公営住宅の家賃滞納なのですが、家賃滞納少額訴訟ということで掲げられてます。現実に、平成14年でこの訴訟関係のことについてやられているものがあるかどうか。

それから、平成15年度以降、家賃滞納者のこの

少額訴訟を、一応金額的にどこからどうという形で具体的に進められている考え方があるから掲げられているのだらうと思いますので、これらについてお尋ねをいたしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 中村委員、最初の資料の提出を願いたいというようなお話でしたが、協議させていただいて出しますけれども、これは中村委員、全体に出してくれということですか。協議はさせてもらいます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 1番中村委員の御質問にお答え申し上げます。

19節の負担金のところの北海道治水砂防海岸事業促進同盟の負担金でございます。これにつきましては、30万円ということで、うちの負担金等に対しましても突出しているということで、そういうふうなことから、過日この事務局の方にもお願いをいたしまして、これについては、今後もそういうふうなことで継続されて、うちの方にそういう負担金の請求があるのかということをお聞きしましたところ、総会でそういうふうなことで決議されているので、当分はこの金額の考え方は変わりはありませんという解答をいただきまして、その中で国、道開発局の治水海岸の方では、約8億6,000万円、それから2号事業費といたしまして道開発局、これらにつきましては砂防でございます、14億6,931万1,000円という金額の事業をやっている。これに対しまして1号、先ほど申しあげました約8億6,000万円に対しまして1,000分の0.10の負担率、それから2号につきましても1,000分の0.18という率でもって負担をしていただく。

それから、定額といたしまして、一般会費として5,000円ということで、うちの場合計算してみますと、36万3,629円、この会の取り決めからいきますと、30万円を超える場合は30万円を限度とするということで、うちの場合36万円ですけれども、30万円。

それから、隣町に聞きましたら、事業費についてもうちよりはるかに、隣町は中富良野町のことですけれども、うちの半額以下ということで、8万円ぐらいの負担金納められているということでございます。

それから、資料につきましては、事務局の方に問い合わせをしまして、いただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。全道については、事務局の方でわかりますので。（発言する者あり）決算の1冊の方につきましては、うちの方に

保管してありますので。

委員長（久保田英市君） 精査して出すそうでございます。

商工観光まちづくり課長補佐。

商工観光まちづくり課長補佐（水島栄二君） 中村委員さんの御質問にお答えいたします。

人道跨線橋ですが、建設されてから相当年数がたつてございます。階段部につきましては、平成たしか9年だと思いますけれども、防衛庁の調整交付金をいただきまして、防雪ドームということで建設いたしました。平面部についても、一応18年以降に、また防雪ドームで屋根を張る計画はしているのですけれども、何せけた自体も相当さびもきていますし、過重的にドームかけたときにけたがもつのかもたないのか、その辺も十分調査した上で建設していきたいと思っています。

それから、舗装については、至急現地調査いたしまして、なるべく経費のかからないような舗装で手当てをしてまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 町並み推進係長。

町並み推進係長（辻剛君） 私の方からは、中村委員からの景観条例に関しまして、環境改善という問題も含めた中での条例のあり方という点についてお答えさせていただきたいというふうに思います。

環境という部分でいきますと、かなり広い範囲のものが含まれてきておりますので、今回私どもの方で言っています景観条例というのは、環境改善の中の一部というふうに端的にはとらえていただいてもいいのかなというふうに思いますが、先ほど例で挙げられましていたように、廃車ですとか、あと廃屋ですとか、この辺については、やはり個人の努力でなかなか整理しようと思ってもできない問題というのが景観的な見地から見てもあります。

それで、逆にこういう俗人といいますが、そういう個人が達成できない景観づくり、それを補うのが今回行政の役割ではないかということで、そういう部分を景観条例の中に入れていきたいというふうに思います。

いずれにしても、そういう環境という部分とは、その景観というのは大変密接に結びつく点もございまして、景観という観点から、環境の向上なり改善なりというものを入れられる分については、町民の皆さんのお話を聞きながらできるだけ入れてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 中村委員の公営住宅の滞納の間でございます。現在、2月

末でございますけれども、滞納者が30名ほどおられまして、その対応として弁護士費用ということで30万円の予算を計上しております。

この考え方といたしまして、いわゆる1年、12カ月以上も家賃の部分を内金なり納入されてないといったものを悪質とみなして、それらのものに対応するために弁護士費用を計上いたしておりますが、今現在この30万円の計上以来、そういったもので訴訟にまで至っているケースはありませんし、また1年以上も町に対して何らの誠意を見せてないといった入居者もおられない状態でございます。

この訴訟につきましては、少額訴訟を目的といたしております。債権が30万円未満というものについて、即日結審ができるというか、和解ができるといったことで聞いております。これができれば、納めていただくか退居していただくかが法的になるといったことでございますけれども、今現在そこに至っているケースはございません。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長補佐。

商工観光まちづくり課長補佐（水島栄二君） 中村議員さんの御質問にお答えいたします。

現在町で保有している公園というのが、地区公園が1カ所、島津公園、それから総合公園が日の出公園、それと街区公園といたしまして、児童公園が7カ所、それから開発行為等によって寄附採納された緑地、広場等が17カ所ございます。それで、児童公園、それから緑地、広場につきましては、一応1週間で事業団の方に委託しております。月曜日から金曜日まで、5日でこのすべて17カ所と、それから7カ所の児童公園の維持管理をやっていたいております。

それで、今後は緑地、広場についてはそれほど面積が多くございませんので、住民会等にお話をし、徐々にその自治会をお願いして維持管理していただく。

児童公園につきましては、従来どおり事業団に委託して草刈りだとかごみ拾いだとか、そういうことでやっていきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） 139ページの都市計画ということに関連するかと思うのですが、日ごろちょっと疑問に思っているところあるのですが、実は都市計画ということで線引きしていると思うのですが、そういう中に農業振興地としても入っているというのがあって、都市計画というねらいというか、部分と、その中に農業振興地域があると。片やまた、その振興地域でありながら農地でもないよう

な状態になって、残土置き場になってしまったり、そういう状態のところは何カ所かあるのですね。そこから辺どういう見解を持って今見ておられるのか。

今、先ほど質問の中にもありましたとおり、景観条例ということで、大きく言えばいわゆる畑かなんかの景観という部分をねらって考えておられるのか、やはり町全体考えたときに、今のそういう私の申し上げたようなものが放置されたといいますが、非常に景観から言えば見苦しい状態なのですけれども、そこから辺どういうぐあいに受けとめておられるのかお聞きしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町並み推進係長。

町並み推進係長（辻剛君） 西村委員の御質問にお答えいたします。

まず、都市計画のとらえ方ということかと思われませんが、一応基本的には都市計画、うちの町で言いますと白地地域と言われる部分と、あと用途区域というところがございます。用途区域というのは、しっかりとその土地利用が決められている場所ということで、住宅でありますとか工場でありますとか商店でありますとか、そういう地域をしっかりと区切って、そこに土地利用上配置していく。

それとはまた違って、白地の方については、基本的に無意味な市街化を避けていくという意味合いを持っているというふうに考えております。その白地地域には、農業振興地域もかなりあるわけですが、そこについては今ちょうど作業を進めているのですけれども、都市計画区域の白地地域にも建ぺい、容積、これを定められるように、国の都市計画法の改正によって定められるようになってきております。

うちの町につきましても、今までは白地地域というのは建ぺい率が70で容積率が400という形で、一律で緩い規制しかかかっていなかったのですけれども、地域に応じましては、それらさらにちょっときつい規制をかけてみたりというようなことで、その白地地域については、基本的には市街化を余り広げていかないというようなことで、今後も都市計画は進んでいくのかなというふうに思っております。

先ほど委員おっしゃられたように、そういうところにいろいろ廃材置き場だとか資材置き場とかあるという点、この辺につきましては、景観上大変大きな課題であるというふうに認識しておりますので、景観条例を策定していく作業の中でも、多分そのことが大きな課題としてとらえられて話をされていくのではないかと。景観条例をもって、何らかの解決が導き出せるような、そういうような方向で、そういう問題に対しても対応していきたいというふうに

思っております。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） そういう今言ったような考え方があるとするならば、今まで非常に用途地域ある場合は、これ当然目的がありますから、自由な開発行為というのですか、それは当然できなかったと思うのですけれども、今白地の部分で非常に緩やかだという部分が、今おっしゃられた部分で今問題になってくるのかなという気するのですけれども、これからそういう白地地域として結構あると思うですよ。そういう部分でも、あいまいな場所ですよ。現実に今極端なこと言えば、宅地にでもなるぞというような形になっている状態のところもあると。ところが今言ったように、都市計画の中で、ある面では緩やかな規制がかかっているということで、今宙ぶらりんの状態なのかなというような気がするのですよ。もし今景観条例の中で問題になるとするならば、都市計画そのもののいわゆるきちっとした見直しも含めていかなければならないですし、今の現状のものをどう扱っていくのかということの部分で、放置するのか、それともきちっと条例が設置されることによってなされていくのかどうかという検討も僕は必要だと思うし、全く手をつけていない、いわゆる白地要素のある都市計画区域の中のものについても僕は考えていかなければならないのかなという気がするのですけれども、そこら辺どうこれから考えていくのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

委員長（久保田英市君） 町並み推進係長。

町並み推進係長（辻剛君） 先ほども多少触れさせていただいたのですけれども、白地地域、今のところ事務局側の案といたしましては、七つぐらいの区域に分けて、一律今規制が緩い部分を建ぺい率、容積率とも多少下げる形で、そういう部分では、ある意味土地利用の制限を図っていくという考えのもとに作業を進めております。

既存の建物につきましては、一応今のところ不適格の建物が出ない中で作業を進めていこうというふうに思っておりますが、今後はそういう白地地域にとっても景観を脅かすような大きな建物が建ったりとか、そういうことがないような形の都市計画を引いていきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） 今言われた規制をかけていくという考え方と、それから緩やかにして都市計画の景観をつくり上げていくという考え方あると思うのですよ。ですから、規制をかけていくことによって困難な部分と、それから新たに町づくりということ考えたときに、そういう規制を少し緩やかにし

て、そして緩やかなまちづくりというか、余裕のある町、雰囲気を出せるような町づくりといいですか、そういう考え方も私あると思うのですよ。ですから、国は小さな自治体のこういう北海道の過疎地のあるような町も、それから人口がどんどんふえるような町も、同じようにルールで網かけしようとしてかかっていると思うのですけれども、ではそれに従っていった本当に格差のないものが出ると言ったら、これからやっぱり町長言われたように、自己決定、自己責任で特色のあるまちづくりをしていこうとするならば、今言われたような規制ではなくて、緩やかにすることによって新しい展開ができるという考え方が僕はできると思うのですけれども、そういう考え方はないのですか。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

非常に西村委員言っている点、理想としてはそういう形の中で、そうありたいというふうに思っておりますが、まだこの都市計画の観点につきましては、地方分権になりましても、なかなかその辺の規制的な面が強くて、思うようにならないというのが現状でございます。

今回も、今担当係長の方から申し上げておりますように、建ぺい率だとかそういう面で、やはり制約を受けるというような面がございます。特にこの都市計画と、それから農業振興地域というのは、相反する面がございます。そういう中で、都市計画の方は、やはり町を拡大していく中での一つの規制というものがございまして、それから農業振興地域というのは、やはり優良農地を守っていくという点があります。そういう中で、せめぎ合いがあるわけでございます。

特にこの中で、いわゆる都市計画の中にあります白地地域というのは、規制がかかってない中で、ある程度開発が緩やかに進んでいって、規制もない中で進んでいくというようなことで、どちらかというに残っているような状態にあります。

特に、今度用途の中で申し上げますと、本町の場合におきましては、本来は住居地域だとかそういう用途決まっておりますが、そここのところが初めて埋まって、白地地域に次町づくりが進んでいくというような、そういうような流れでこれが構成されているわけです。

今委員のおっしゃるとおり、そういう白地地域が点在していることで、その所有者において、自己所有地で自由に使っているようなことがあって、ポケット状態で景観を損なうような、そういうような状況も見受けられるという点がございます。そうい

う点につきましては、今後の今議論しておりますこの景観の中で、その辺のところどういうふうにしていくのかという点は、これ幅広く、また御意見いただいた中で、条例の中に盛り込めるのか、盛り込めないのか、その辺のところのやはり検討も進めなければいけないなというふうに思っております。

先ほど、この景観条例をつくる中におきまして、この辺の専門性を有することから、アドバイザーを要請しまして、この景観条例づくりに当たりましては、町の職員の手づくりでやっていこうということで考えております。そういう中で、専門性の人を呼んでアドバイスを受けながら、そういうところのいろいろな御意見も聞きながら対応していきたいなというふうに思っております。

なかなか答えとしては、きちっとした答えにはなりませんけれども、課題としては常日ごろ私たちもその辺のところには課題あるなということは押さえているところでございますので、その辺で、一つの課題ということで御理解を賜っておきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） 今助役も言われたし、理解はできるのですけれども、ただこれから考えますと、今宙ぶらりんな状態が、結果的にやっぱり世間が思うようなことになるかどうかかわからないですけれども、そういう状態の可能性もあるよと、要素としては、そうすると、ある意味では誤解を招くような部分も僕は出てくるのかなという気がするものですから。

それと、今説明の中でもあったとおり、1カ所や2カ所でないですね、そういう白地の部分というのは、当然これからそういうところが、何らかの形で変化の様相は多分にあるぞという部分で考えますと、やっぱり早いうちに今の景観条例だけで悩むのではなくて、都市計画も含めて、やはりきちっとした取り組みといたしますか、そういったものも僕は十分配慮して取り組んでいただきたいなということをお願いをしておきたいと思うし、今の部分では、少し思い切った取り組み方も僕はする必要性もあってしかるべきかなという気もするものですから、そこら辺よろしくをお願いをしたいと思います。

どうもありがとうございます。

委員長（久保田英市君） まだ質疑があるうかと思えますが、あとの一般会計全般についての折に質疑をお願いいたしたいと思います。

それで次に進みたいと思えますが、ここで休憩をいたします。

午後 2時25分 休憩

午後 2時40分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、歳出、第10款、146ページから169ページまでの質疑に入ります。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 157ページの家庭教育事業、それから女性教育事業につきまして、教育長に2点ばかりお尋ねしたいと思います。

これ7万円と10万円ということで予算づけなされているのですけれども、教育長には日ごろ何かと女性教育振興に関しましては、いろいろと御尽力を賜っているところでございますけれども、特に教育は家庭からということでございますので、ことしは家庭教育、この事業に力を入れていただきたいと思えます。

それからもう1点は、161ページ、郷土館管理業務員197万4,000円、それから次の8節の報償費のところ6万円ですが、郷土館事業参加記念品、こうあるわけなのですけれども、郷土館につきまして、郷土館というところは一体どういうところなのだろうということと私常々思うのですけれども、町の歴史のあるものとか、文化財とかを展示してあるのでございますけれども、前には1人50円ということだったのでしょうか、今無料になっておりますけれども、それで1回か2回見ましたら、展示物が同じものを置いてありますので、そんなに何回も町民が行くということにはならないかと思えますし、町外の方も見に来られる方がいらっしゃるかもしれませんけれども、何か子供さんの郷土の学習ですとか歴史、伝承文化なんかをお勉強するには、またちょっと場所も狭くて中途半端というのでしょうか、この郷土館という位置づけが、展示物を保存したり飾ったりしている場所なののでしょうか、それとも位置づけがはっきりしておりませんので、博物館なんかはきちっとした決まりがあるようですけれども、郷土館ということにつきましては、余り決まりがないような感じがするのですけれども、はっきりした位置づけをされてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上委員の、まず最初の女性学習と家庭教育、これは私の執行方針でも申し上げておりますように、天には男性と女性しかいないわけですから、女性に参画できる機会、それから男女平等法にも触れて書いてありますので、意を注いでまいりたいと思えますし、家庭教育については、本当に保育所の問題、いろいろな行政部門

での指摘も聞いておりました。そういう面では、やっぱり縦割りの弊害をなくして、上富の子供は同じ目線でというような形で、さらなる努力をしていかなければならないということの意を持っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

また、郷土館については、非常に位置づけが不明確だということで、位置づけは明確になっておりますけれども、ただ地元の方々がこの郷土館に愛着を持って町の文化、歴史をやっぱり少しでも興味を持って足を運ぶということについては、ここに執行方針にも書いてありますように、非常に狭隘ですし、展示物もいつも同じということで、ただ昨年からいろいろな展開を試みまして、切手展をやるだとか、例えば今までの映画館のポスターをやるとか、いろいろなことをやっております。そんなことで、2番目の6万円の記念品やなんかについても、そういうものについて参画していただいて、そして郷土館をより活用するということの費用を計上させていただいておりますので、また郷土館の今後の活用については、十分意を用いまして、設置目的に沿うように頑張りたいと思えます。当然子供たちが町の歴史を知る、知識を深めていただく、体験学習をしていただく、学習をしていただくというこの広い視野での活用についても、さらなる努力をしてまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） もう一度お願いしたいと思えます。

いろいろ展示物も陶器ですとか、刺しゅうですとか、いろいろな映画ポスターですとか、そういった方に公民館事業参加記念品を、そういうのをお渡ししてまでも、そういうふうな工夫して使っちゃるといことはわかったのですけれども、今上小も校舎改築しまして、利用しようとしているところなのですけれども、この郷土館も何かそういった子供さんの歴史のお勉強の場に使ったらどうか、もったいないなという、事務所なんか開放しましてサロン風に今、子どもさんが教育の場とするならばちょっと狭いわけですけれども、あその場所は郷土館としてあれだけのものだったらちょっともったいないかななんて気していますので、そういうふうなお考え、ひとつ持っていていただいて、事務所も開放してもうちょっと明るくしていただいて、夏なんかすごく冷やとして涼しくて、子供たちあそこ喜んで行ったりしているのですよね。そういうこともありますので、ひとつそういうのも視野に入れていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 村上委員の郷土館の関係

ですけれども、確かに今御提言ありますように、今まで何回か空き教室、空き店舗、市街地のということで活用できないか、展示物も相当まだあそこに展示できないもので埋蔵しているものはありますので、いろいろ検討しているのですけれども、夢と理想を実現するためには、その裏づけが必要なものですから、なかなか実現、思っているもできないというのが現状なのですけれども、ただ埋蔵して宝の持ち腐れにしないように、今後もさらなる努力をして、小学校やなんかにも絶対できないということの要素でなくて、三重県やなんか行ったら、安東小学校なんかもきちっとそういう学校の中に位置づけしている部分もありますので、さらなる検討をしたいということで御理解いただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 教育長にお伺いをしたいと思います。小学校関連ということでお伺いをいたします。

ゆとりある学校ということで、同僚議員の一般質問あったところですが、上富良野小学校の校下の保護者の方から、現3年生が3クラスあると、4年生になったら2クラスになるのだと、1学級の児童数が多くなると。仮に3クラス30人にしたら90人、それを2で割ったら45名となる。それ以上いるとすれば、なおさら1クラスが2クラスになることに対して多くなると。この辺非常に何というか、お母さんが心配しておられますので、4月入学期も来月に迫っておりますし、学校の方針もはっきりされていると思えますので、この辺についての教育委員会としての考え方教えていただきたい。

以上です。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 3番福塚委員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、ゆとりある授業、それから条件整備、佐藤委員からも御質問ありまして、今現状では8学級ぐらいございまして、新年度になりましたら若干また生徒数減ってまいりますので、少しは緩和されるのですけれども、今昨年道の方で少人数学級制ということで、新しい制度をやって1、2年生が対応できる。ただ、その3年生以降の子供たち、本当に学校現場にしてみますと、25人か、国は30人学級ということで指標を上げて今取り組んでおりますけれども、今道で対応しているのは35人以上であれば緩和するよということですので、委員から質問ありますのは、恐らく学校も先生も少人数制で個性を生かす教育をしたいと思っておりますし、またそれを保護者の方も子供たちがそういうゆとりの中で授業を受けたいというのが願いなんだろうな。それは私たちも佐藤議員に

お答えしましたように、今町の方で当面对応するという事は、特殊な事業体には対応考えていけるのですが、今総合的にやるといったらちょっと困難な課題だと思っておりますので、道に対して、これうちの問題だけではありませんので、24カ町村の教育委員会の私たちの教育長が力をあわせて、道に対して少しでも緩和するように、さらなる努力をしていきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） さらなる努力ということであるのかもしれませんが、では来月入学式迎えるわけです。今の3年生が3クラスで、仮に2学級になれば45名という、今の考え方だということを受けとめてよろしいのですか。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 国は今40人学級で、41人になったら二つの2学級になります。ただ、39人だったら1学級。本当に2人で1人の先生が配置されるかされないか瀬戸際の部分があるのです。ですから、そういうものについては、今恐らく福塚委員はわかっているのだからと思うのですが、現実には39というのはあります。ただ、41になりますともらえますので、そういうものは緩和されます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 今の問題でお伺いいたしますが、昨年導入したということなのですが、よくその趣旨が昨年ちょっと伝わってなかったということがあるかというふうに思いますが、教育委員さん内でも、これを導入することによって将来的な影響、町の将来はどういうふうに位置づけしていくのかということも論議された上で導入に至った経過があるかと思っておりますけれども、その論議の過程をちょっとお伺いしたいというふうに思っています。

そういうことが起きるといことは、その時点でわかっていることはずですから、その前後の対応を現場の先生なんかも含めて話し合ったかと思うのですが、そこら辺についてお伺いしたいと思います。

次に149ページのことばの教室の指導員ということで、再三申し上げますけれども、いろいろ努力もされて、専門の知識も身につけて、自費でいろいろとそういう努力をされています。そういう意味では、ことしから通級においても正職員が配置されるという状況になりまして、やはりこのことばの教室においても、正職員の配置というのは避けて通れない話だと思いますから、この点についてお伺いいたします。

さらに、153ページの心の相談員ということ、引き続きこういう方々の研修というのはどういうふうになっているのか、不登校対策という形の中で、この点についても現場の連携をとりながらということで、答弁でもありましたが、ことしそういうものも含めて、こういった不登校対策というふうな形で、どのような対応をとられようとしているのか、この点についてお伺いしたいというふうに思います。

それと、165ページの体育施設費の中で、ことしから委託料、13節、ここにかかわってパークゴルフ場の開設が始まります。これで時間帯についても、前からもうちょっと開始時間を早くというような話もありましたので、この点の改革という点ではどうなのか。

それとパークゴルフ場の設備にかかわってお伺いしたいのですが、これはうわさの域はちょっと出ないわけですが、パークゴルフ協会がいわゆるいすを寄贈するという話が出てきて、ベンチですね。こういう補助団体がベンチ等を寄附するのだったら、ちょっと筋違いでないかという話もあります。有志がそういう形の中で寄贈しますよという形であれば、筋が通る話かと思いますが、この点。

それともう1点は、これもうわさの域ですが、出てきているのですが、例えばパークゴルフ場における台、プレートの購入に当たって、町の公職者が介入しているのではないかというような話も出てきています。こういう事実がなければ、それでいいわけでありまして、もしもこういう事実があれば、大きな問題でありますので、施工した業者が購入する。購入した中で、このパークゴルフの台購入に当たって、そういう方がかかわっているのではないかというような話も聞こえてきておりますので、この点についても、そういうような点についていろいろと情報が入ってきているのかどうか、この点についてもお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 米沢委員の6点の御質問にお答えしたいと思いますけれども、1点目の少人数制モデル実施については、昨年3月27日に道の方で決定しまして、そして全道で25校のモデル校を指定しますよと。いち早くうちの上富良野小学校を挙げて対応していただいているということで、これは学校の現場と十分協議して対応しているということで御理解いただきたいと思っております。

それから、2点目の心の相談員、本当に今の心の相談員適任者だと思います。本当にこれは公職忘れて自分の自宅にお母さんと呼び、子供を呼び、そして心のケアをしているということについては、本当

に頭が下がっております。そういうことで、このあれについては不登校、今校内暴力だとかいじめだというより以上に不登校の問題が大きな悩みとして抱えていますので、そういう面では大きな効果を上げておりますので、引き続き継続してまいりたいと思っております。

それから、パークゴルフの時間だとか利用方法、これについては弾力的に運用しましょうということ、振興公社とも早朝ゴルフがやれる、また利用者の利便性で、また時間やなんかについてもいろいろ考えましょうということであれしてしますので、適宜その利用状況を見て対応してまいりたいと思っております。

それから、パークゴルフの設備も、これそういううわさが飛んでいるのかどうかわかりませんが、ただパークゴルフ協会だとか、それから業者の方々がああパークゴルフ施設ができ上がったことに、そういう思いをはせているということは聞いておりますけれども、具体的に私たちに何を上げるということは、一度も相談はございません。

それからもう1点の、最後は非常に私たち聞いてびっくりしているのですけれども、スタート台だとか、あそこの施設設備した身障者に優しい、例えば設備整備、これについては確かにパークゴルフ協会に意見をいただいております。ただ、設備に当たって、そういう委員から言うような誤解を招くようなことは一切ないと思って信じておりますので、そういうことも事実確認として、私たちは耳にも入っておりませんので、誤解を解いていただきたいと思っております。

それから、大事なこと一つ忘れた。ことばの教室も、本当に今先生方の配置をされて、特殊学級の先生たちもことばの教室にいろいろ情熱を傾けていただいておりますし、うちの嘱託職員が言語障害、言葉の教室で1人だけ配置しておりますけれども、これについても時間を忘れて、本当に親と子供、これ両方でやらなければなりませんので、そういう面では正職員の配置というのが私たちの大きな希望なのですけれども、ただ全体的な定数枠だとかいろいろなことからいったら、もうちょっと条件整備をする時間が必要なのかな。その私たちの心については、町理事者に理解いただくように毎年お願いしているのが現状であります。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） ことばの教室の正職員の配置については、ぜひ引き続き努力していただきたいというふうに考えています。

あと次は、いわゆる社会教育の生涯教育の問題でお伺いしたいと思うのですが、ことしから社会教育

主事という形の中でいろいろと配置されるということですが、そのねらい。

それともう一つは、社会教育の中で、例えば学校との連携、いきなり町の主催する行事が学校行事に急に割り込んで入ってくるというような、調整はしているのだらうと思いますが、そういう話が一部聞かれます。本来、やはりそういう調整もきちっとされて、事前にいわゆる年度当初の計画において、これとこれは学校教育の中で町としても進めたいということでの、調整だけだと思のですけれども、そういう割り振りをぜひやってほしいという話が聞かれますので、この点。

さらに、週休5日制に伴った子供たちのやはり対応という形の中で、充実するということの答弁がありますが、社会教育主事のねらいというのも、そういうものも含めて対応があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

次に、167ページの給食センターの問題で、今子供たちが食べるものに対するアレルギーという形であります。それぞれの子供たちに応じた食べ物という点では、必ずしも一概に個別対応という点ではいけない部分があるかもしれませんが、そういうものも含めて現況の対応、また将来にわたってそういうものの対応は改善すべきところもあるのではないかとこのように考えますので、現況と将来どういうふうにするのか、あわせてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 米沢委員の3点の質問なのですが、1点の社会教育主事の道の派遣、これもひょうたんからこまみたいに、私たち道に対して熱意を持って何とかということをお願いしました。このお願いする背景は、執行方針で申し上げましたように、生涯学習の充実、これをするためには、やっぱりそれを活動中の実践をしていかなければならないということを常日ごろ思っております、それとことし社会教育中期計画が第6次のやつを取り組みますので、そういう意味では、町の総合計画もそうなのですけれども、今までの総括、それからこれからの生涯学習における位置づけについて、きちっとしたものをつくっていきないうことで、そういうことのために社会教育主事の派遣をいただきました。

それから、学校と私たちの生涯学習社会教育とのあれについては、これは学社融合ということで、本当に視線を同じにして共通理解の中で取り組まなければならない課題だと思っております。

また、学校現場と私たちの中ではちょっと温度差のある課題もあることも事実でございますけれども

も、そういう壁を取り除いて学社融合という部分について意を注いでまいりたいと思っております。

それから、週5日制も、これもやっとな願がかないまして、要するに用語や言葉で、知識できれいな事を論議するよりは、100の論議より一つの実践というのが私の大きな願いでありまして、そのためには子供会、それからスポーツ少年団、それから学校現場、それから潜在的な地域の人たちをいかに子供たちと融合して実践活動に結びつけるかということで配慮しておりますので、4月からその実践をいよいよ活動いたしますので、期待を裏切らないように活動に情熱を傾けていきたいと思っております。

それから学校給食センター、本当に子供たちの食嗜好のあれについては、牛肉もだめ、リンゴもだめ、本当に何を食べさせたらいいのだろうというぐらいいろいろな課題が出ているのが現状であります。ただ、アレルギーを持った子供たち、食に対して非常に機敏な子供たちに対しては、その子供たちに合わせて給食センターができるものについては配慮しましょうということで、牛乳の飲めない子供についてはウーロン茶を飲ますとか、牛乳の入っているものについては、学校の先生たちと保護者との連携を十分とって、そしてどういう対応がいいのかということで対応しておりますので、直接そういうふうな課題が出てきたら都度対応していくように努力してまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） パークゴルフ場についてお尋ねいたします。町長に答えていただければ幸いですけれども。

現在新設されましたパークゴルフ場の計画を進める過程の中で、現在の島津公園の中におけるパークゴルフ場の今後どうするかということでお尋ねした経緯があるのですが、その中で閉鎖するという方向に進めるというふうにお聞きした経過があるわけですが、いよいよもう雪解けが間近で、新しいゴルフ場がオープンが間近になっておりますが、その間、島津公園の中のパークゴルフ場も一部存続していただきたいというような声もあるのだというようなことで、検討しているというように、その間町長が答弁されているような経過もございまして、あらおかしなという感じを持ったこともあります。いよいよ新しいパークゴルフ場がオープンいたしますが、そろそろその検討をした結果が、町長の腹の中では固まっておらなければならない時期だと思っておりますので、この際私としては閉鎖するという一方で、本来の公園機能に戻すということで固まっているものと思っておりますが、改めて確認させていただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山委員の御質問にお答えしますが、当初から閉鎖するというのは基本であります。今も変わっておりません。ただ、要望は、閉鎖しないでくれという要望もありますし、早く閉鎖して都市公園として子供たちを自由に遊ばせれる、安心できる都市公園に戻してくれという要望もありますから、今後のいろいろな課題もあろうかと思っておりますが、3億少しの財政投資をして立派な施設をつくったわけでありまして、当初からの計画どおり閉鎖するのが基本というふうに御理解をいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 6点ほど。

まず、157ページの8節と19節、8節が生涯学習教育ということにつきまして、将来を考えますと、今町は社会福祉施設ですか、これ当面の目標にしておりますけれども、生涯学習というのは、これ必ず浮かび上がってくる問題で、これに対する教育長はどのようにその生涯学習というものを受けていくか、やっていくかという、施設も含めて、簡単なものではないです。これはやっぱり生涯を通してですから。その辺のところの構想をお持ちでしたらお聞きをしたいと、それが1点ですね。

それから、19節がボーイスカウト、非常に一時大変盛んになっていたのが、何かこう低調に私は見ております。何でかなと、その辺、私のところと違うものをお持ちかもしれません。私が見たのは、ボーイスカウトの徽章ありますね。徽章の裏に誓いのあれが書いてあるのですよ。そこに神仏に誓ってという言葉があるのですよ。多分それからかなとも思ったりするのですが、違っているかもしれませんけれども。ただ、神仏というものは、人間必ず必要なものですから、これは否定することにはならないと思うのですよ。この辺のところもちょっと推測も入りましたけれども、これをお聞きします。

それから、161ページの15節、江花コミュニティー会館、これ私は前に一般質問で軽スポーツ、あそこは離れておりますから、軽スポーツをできるような講堂をつけてということで質問したこともありましたが、今回の設計見ますと入っておりません。それで、あれをあのままにしておきますと、今せっかくミニバレーにしても、いろいろな軽スポーツ盛んになってきております。理学療法士ですか、病院の先生が来ているいろいろやっているのです。そうすると、それが健康につながっております。農作業の健康にもつながります。そういうのが江花の方々はわざわざ社教に来なければならなくなります。これは考えてあげたらいいのではないのかな

ということでもって、これについて教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、13節の文化財、1節でいいですね。文化財は保護委員の方の例の除福、これのどのようになっているかという、これ何とかうまく東中の有志でも立ち上がってくればなというように思いますが、ひとつこれを。

それから次、167ページの1節、学校給食センター審議委員、これ家庭教育とこれ絡むのですよ、給食と。というのは、幼稚園は弁当持たせたり給食やったりしているのですが、混合かなと思うのですけれども、子供の弁当をつくるというのが家庭教育でもって非常に生きるのですよ。給食で一生懸命皆さんやって、先ほど言っているように、アレルギー関係だとか何とか苦労されておりますけれども、弁当というやつも中に入れてはいかがかなと。弁当をつくるということは、子供に対する愛着が出るはずなのです。まずおかずを買って、そしてつくって持たせてやると、その辺が家庭教育にもつながるのでないかと。家庭教育って集まりなさいとやると嫌ですけども、子供のためにあれですから、これは自然にいくのではないかなとも思いますが、この辺のところ。

それと、169ページは、これは旭川労働基準協会負担というのは何かな、わからないのです。これ教えていただきたいなど。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 11番梨澤委員の6点の質問がございました。6点目については、担当から説明させます。

生涯学習の理念をどう思っているのか、教育長の今後の指針どうなのだという事については、これは執行方針でも申し上げておりますように、生涯学習というのは子供からお年寄りまで、生涯を通して充実した人生を送れるような条件整備ということで、これを社会教育中期計画の中にきちっと位置づけて、スポーツ、文化、芸術すべての面について、幼児教育も含めて位置づけをして、きちっと指標をつくって、そしてその指標に向かって努力していくということで御理解いただきたいと思えます。

それから、ボーイスカウトにつきましても、私たちも小さいときはあこがれの団体でありました。今どちらかというと、表立っておりません。これは子供会のいろいろな組織があって、その中のボーイスカウトの位置づけになってきたのでないかな。ただ活動内容を見ますと、本当に子供たちを指導する大人、それからここに入団しているボーイスカウトの精

神にのっての活動ということで一生懸命頑張っておりますので、そういう一生懸命やっている子供たちの団体については、私たちの受け持つ分野で支援するものはしていきたいということで、活動もより充実するように、またそういうお話あったよ、頑張っただけという話はしてまいりたいと思っております。

それから、江花のコミュニティーについても、これ当初私たち地域から要望されていたのは、軽スポーツができるよということの要望がございました。ただ、町の財政的な事情もありまして、地域の人口、立地は非常にいいところなのですけれども、ただ町全体でのコミュニティー的な場ということになると、今そういう大きな財政投資をできるような状態でないということで、地域と十分話し合った結果が、今の施設機能ということで、所要の予算措置をしておりますので、そんなことで御理解いただければと思います。

それから、文化財の保護の除福の問題については、まず私たちの町の文化財としての位置づけ、そしてその位置づけの中で道の文化財の指定を受けるよということ、前にも質問受けておりますので、それは引き続き努力してまいりたいと思っております。

それから、学校給食については、確かに家庭教育からいけば親の責務、そうかといったら愛情弁当というのが本当にいいのだろうと思えますけれども、ただ学校の給食の中では、学校給食をということの一つの法律の位置づけの中での対応しておりますので、ただ、今子供に対する親の愛情という部分については、遠足、レクリエーション、いろいろな部分がありますので、そういう面で子供たちに家庭が愛情し向けていくよということ、また機会を通じてそういうことの努力の啓蒙もしてまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 給食センター施設長。

給食センター施設長（松井勇君） 11番梨澤委員の質問にお答えいたします。

旭川地方労働基準協会負担9,000円予算化しております。これにつきましては、給食センターの方でボイラーの施設を設置しているわけですけれども、これに伴うボイラーの機器の管内で協議会、部会をつくっております。これに伴う会費でございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 生涯学習についてですけれども、教育長の方針、あれはいいと思うのです。もっと大事なものであるのですよ。総合グラウンドも入れて施設きちっと、そういうものをきちっと考え

なければだめなのです。そこで初めて生きるのですよ。何ば言葉で言ってもあれです。これ、今またあいつ言うかと言いますけれども、合併に向かっていったときに真っ先にぶつけてやることなのです。真っ先にぶつける。

富良野のあそこにはできたからいいというものではないのですよ、山部の農業高校のあそこにはできたからいいというものではないのですよ。あそこは富良野の二万五、六千、こっちは中富と上富でもって2万、そういう施設がというのが要るのです。総合グラウンドもつけてもいいと思います。そして競技場といいますが、体育館もつけた、そういうようなものをきっちり考えて置いていただきたいなというように思いますけれども、いかがなものかなと。

それから次、江花のコミュニティーも、そういう観点からいきますと、そういうことからいくと非常に気の毒に思います。これは富良野あたりのコミュニティーと言いますと、やっぱり講堂がついてありますから、寝泊まりできるようにしているのですね。そういうところ、今後もやっぱり考えてあげて、私ミニバレー、在の方来られて一緒にやっていると、ああ大変だろうなと、この社教センターに来たら環境変わりますからね。高さとか何かがらっと変わりますから。そうするとふだんの力が出ないのですよ。それに加えて場所もなくているのを見ますと、やっぱり軽スポーツができるぐらいのもの、パトミントン、それからテニポン、それからミニバレー、そういうようなの考えてあげてはいかがかなというような、もう一度ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、給食についてなのですけども、法律で、私たち給食といたら、食べるものがなかったのですよ。それで学校で給食やっていただいたと。私らの年代そうですよ。そして、栄養を補給したのですけれども、今あり余っていて、あり余って何でもやってくれやってくれ、権利権利ですよ。こうではいけないと思うのですよ。やるべきこともやりなさいという、そういうものがお母さんやりなさい、そうするとお母さんありがとうという言葉が出てくるのですね。お母さんに弁当、みんな勤めている人そうだと思いますよ。弁当持ってきて、そうしたら奥さんは朝早くに起きてきちっとつくって出している。外食の人もおるでしょうけれども。そういうのからいくと、本当の教育ができると思うのですよ、お母さんありがとうというものにつながっていくのではないかと。こういう意見もあるということで、検討ですね。

日本は今そういうぐあいにしていかなければならないと思いますよ。何でも面倒見て、中学生が携帯

持ってですよ、それで日本には夢も希望もないなんていうようなことやっているのは、我々の責任です。というようなことで、お考えをお聞きしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 梨澤委員の3点の質問なのですけれども、生涯学習のソフトとハード両方ありまして、ソフトの整備についても力を注げよということの意図は十分理解しております。私たち抱えている図書館の問題あり、上小の問題あり、各小学校のグラウンドあり、給食センターの問題あり、私たちが所管する問題だけでもたくさん抱えております。委員は大まかな合併も含まれると、私コメントできませんけれども、ただそういうことの生涯学習のハードの部分の整備については必要性あるし、その意を注いでいかなければならないということについては十分理解しておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

それから、江花のコミュニティーも地域のコミュニティーとして整備するか、全町的な立場の中でのコミュニティーの位置づけで整備するかで違ってくると思うのですけれども、当初は非常に立地もいいですし、交通の利便もいいから、全町的なコミュニティー施設として何とか整備をできないか、地域住民の公民館に付加してということの検討していたのですけれども、それをやったら今の金額の倍はかかるということになると、今の財政的にはちょっと私たちが全町的なコミュニティーというのは、今の現状から無理かなということで、十分地域と話して理解していただいていますので、そういうことも必要だったなということの検討は重ねたということで御理解いただきたいと思えます。

それから、給食の問題についても、本当に委員言っているように、今親の愛情を子供たちにどうあれするのかということの、その必要性については十分わかりますし、私たちも子供たちは魚の絵を書かすと切り身を書いたり、例えばおにぎりもコンビニで売っているみたいな感覚ではなくて、体験給食をさせなさいということで、今おにぎりをつくらせたり、いろいろそういうことのチャレンジもしております。

そういうことで、学校ができること、家庭ができることあると思えますので、委員の言っていることを十分意味含めて、家庭教育という部分についての力を注いでまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 西村委員どうぞ。

6番（西村昭教君） 158ページの公民館にかかわることで、この予算と余り関連がないかなと思うのですが、図書館があそこあって、非常に老朽

化して危険な建物になっているということで、私もたびたび図書館に行くのですけれども、1年前見ますと非常に傷んできているということで、町の計画の中には、整備計画がないということで、いつまであの状態で使う気でられるのか。教育長前から非常に危険な建物になっているのだということは、何度か発言されているわけで、あの状態でどれぐらいこれからもつのか、もし長くもたすとすれば、どこかに時点でやはり補修なり、あるいは新築ということも考えなければならぬと思うのですけれども、そこら辺どういう見解を持ってられるのか。

それともう一つは、非常に危険なのであれなのですけれども、とにかく1階の床、それから2階も非常に廊下が平らでないと。ピンポン玉置けばどちらかへ必ず転がっていくというような状態になっていると思うのですけれども、そういう部分で、あれ以上図書の蔵書というのがあそこにあって、非常な重量だと思うのですけれども、その状態で図書館の充実ということになると、非常に問題があるのかなという気もするのですけれども、そこら辺どういうお考えでられるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 6番西村委員の2点の御質問なのですけれども、1点の図書館の問題については、委員さんも相当関心を寄せていただき、私たちに叱咤激励をしていただいているということについては十分認識しております。

また、あそこの図書館を利用している、また自衛隊の隊員の皆さんの奥さんたちが使うと、上富良野1万2,000人もいて、こんな図書室なのということも聞いております。そういうことで、私たち現場を預かる者としては、1年でも早く何とかしてあげたいなという気持ちはあっても、町のやっぱり財政的な裏づけが必要ですから、これはいつも同じことを繰り返しておりますけれども、さらなる努力ということで、また理事者と協議を重ねて、皆さんの意図が通じるように、また理事者とも協議を進めてまいりたいと思いますし、また耐力と耐震度からいくと、いつ何かあってもおかしくない建物なのです、調査報告では。かといって、今学校やなんかも全部耐震度調査しなさい、耐力度調査しなさい、調査しても、それが実行できなかつたら、危ないということの報告を受けて行政がどう対応できるのかということ、よく会議のときそういう発言をするのですけれども、そういうことで、私たちもあの今の現有施設の中で、例えば厨房室を少し壊して本を分散するだとか、例えば和室を壊して改造してや

ろうかということも検討したのですけれども、ただ耐力的には、委員もわかっているように30センチも狂っているわけですから、そこを簡単にただ客観的に部屋があるぞということでは、そういう改造できないのです。そのためには莫大なお金がかかるので、先日の質問でもお答えして、苦慮しているのですということでお答えいたしましたけれども、いずれにいたしましても4万冊の蔵書があるわけですから、そういうことでは、その危険度、住民が安心して入れないような公共施設ということについても問題の意識持っておりますので、今後の課題として理事者も聞いていると思いますので、その位置づけについては、早く位置づけできるように、さらなる皆さんの声を理事者に位置づけをしてまいりたいように努力してまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） それで、いよいよ町長に聞くのですけれども、これだけ困って、努力すると言ってもお金がないと。お金決めるのは町長の部局なのですけれども、町長もそれは御存じだと思うのですけれども、今の現有の公共施設の中では、あそこが一番ひどいのかなと。常時使われる部分としては、非常にひどい施設になっているというような、僕はそういう認識で見ているのですけれども、ところが、今この中で見ますといろいろな補修、屋根の補修や壁やなんかの補修の予算も組んでいますけれども、あそこの公民館自体の根本的な見直しを図っていくということになると、補強工事をするのか改築工事するのかという結論は出せないまでも、やはり今後の総合計画の後期に入っていったときに、いやが心でもあそこは対応していかなければならない施設なのかなというぐあいに、私自身受けとめているところなのですけれども、ところがその前に、総合福祉センターを建てるといことなのですけれども、まだまだ財政緊迫してくるという中で、私は早急にそういうものを後期の計画の中にやはり入れて、やはり対応していくということが絶対必要だと思っておりますけれども、そこら辺町長いかがですか。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村委員から、公民館の整備につきまして、当然西村委員おっしゃるとおり、町の今公共施設の中で老朽度合いは非常に高いということでございます。委員も御発言ありますように、重点施策ということで、保健福祉センターに取り組んでございます。そして、また本年度におきましては国営の償還が始まるということで、相当厳しい状況にあります。そういう中で、先ほど教育長の方から、耐力度の話ございましたけれども、傾き等についてはあるかと思いますが、なお私ども政策調

整会議の中におきましては、いわゆる柱の部分、その辺のところはまだもつのでないかということで、専門的な意見もいただいているところでございまして、そういう中から優先度としては、整備については後年度というようなことで判断をさせていただいております。

必要度については、当然わかっておりますし、今般保健福祉センターの中におきましても、あの中で文化会館というのが大きく町民の要望としてありました。そういう中で、多目的ホールという中で対応させていただいたということで、一つの課題点を先延ばした中で、当面的にああいう利用をしていただくという点で考えての計画になったところでございますし、現状その公民館の利用形態等もひっくるめまして、気軽に利用できるような状況になっているところでございます。

今後その新しい公民館としてどうあるべきかという点につきましては、また新しい建てかえをするということになりますと、利用度合いというものをどういうふうにか考えるのか、その辺のところも検討もしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

恐らくこれからの時代の中で、その公民館というものが、ああいう形の中でただ改装すればいいのかという点もいろいろあるかと思っておりますけれども、やはりそういう大きく改装するに当たりましては、町民の利用の中身を検討して進めるべきというふうに思っております。

現状では、ちょっとなかなか正直言って手がかからないというのが現状でございますので、その辺御理解を賜っておきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） いろいろ理由挙げれば、そういう理由がいっぱい出てくるのだと思うのですけれども、現実にあの建物が老朽化しているよと。いろいろな形でこれからどういう使われ方をしていくのか、これからどういう使い方がいいのかということは、当然検討しなければならぬことではあるにしても、今現在使って、あそこへ行ったら危険を感じながら使うというような一面も、私は気持ち的にあると思うのですよね。

今ここ最近指摘されたわけでない、もう3年か4年前から教育長発言されているとおりで、年々ひどくなっていくというところが、今助役言われる最優先に上がってくる問題だろう。言うならば、最優先にその取り組みについて、やはり考えていかなければならない問題だと思うのですよ。何かあってからでは遅いという部分と、柱だけでもって床がもたない部分ありますから、柱残って床落ちてしまったと

というような状況だって予想されないわけでないわけですから、上も下もコンクリートですから。

町長御存じないと思うのですけれども、毎年あそこの2階の窓割れるのですよ。地盤が狂うものですから。僕行くたびに、1週間行くと大体窓半分くらいひび入っているのですね、狂っているものですから。そういうことがあると、これ非常に年々ひどくなるなというくらいで、私もこれ早くしないとだめだなという気持ちでいるものですから、それで今回こういう質問させていただくのですけれども、建てかえるにするにしろ補強するにしろ、早急な対応というのは、やっぱりその後期の計画の中にぜひとも入れていくべきだと思うし、もしそういうことができないとするならば、違う考え方というのをもたなければならぬのかなと思うのですけれども、町長そこら辺の気持ち、ひとつお聞きしたいと思えます。

町長あと任期これで終わりかどうか、また出るかどうかわかりませんが、ひとつそこら辺、前向きなお言葉をいただきたいと思っておりますけれども。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番西村委員の図書室についての御質問にお答えさせていただきますが、今教育長と助役がお答えさせていただきましたように、図書室の状況は早急に対処しなければならないということではありますが、今の我が町の財政状況からすると、即図書館の建設ということには相なりませんので、私としては、いましばらくこの現在の図書室で何とか対応でき得るすべがないのかということについて検討するようにも指示をしているところでありますけれども、言うならばあそこにかかる重量を分散することによって、ある程度もてるのではないかと。今現在2階にあります調理室を整備して、こっち側にある図書を向こうの方にも分散するというようになって重量が対応できるから、そういうことで検討してみてもどうだということでも指示もいたしたところでありますが、調理室を閉鎖しては困るという意見があるからできませんというような解答をいただいております。ただ、片一方立てれば片一方立たないということで、このままずっと来ていますわけではありますが、今西村委員の言うように、何とか対応しなければならない。そこで新築することは、現状ではなかなか難しい。今の図書室でどう対応するか、あの公民館を将来的には、もう老朽化しておりますから、青少年会館の方はこのまま対応するにしても、今の公民館施設の部分については、あれは何らかの形で解体するなり、何らかの対応を図っていかなければいけないというふうに思っておりますので、それまでの間においても、ひとつ図書館をあの

位置で、あの施設の中で何とか多大な改修費をかけないで対応できないかということで、今後検討しながら改修していきたいというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） 最後で、私図書館をどうのこうのということではなくて、建物自体をやはり考えていかなければならないということではあります、その調理室がどうのこうののであれば、ほかにも調理室を備えた施設あるわけですから、あの近くには私の地元のふれあいセンターというところにも、まだあれより広いスペースの調理室がきちっと備えてありますので、あれは地元だけのものではない、町の施設ですから、どなたでも使えるということでは、私は可能性あると思うのですね。

今のところ、財政的には非常に大変だという部分では、私も十分それはもうわかりますので、新しく建ててくれとか、すぐ早急にということではなくて、最優先で私は取り組むべき問題だということで、御理解をいただきたいと思います。

町長、今言われたとおり、いろいろな手法が私はあると思うのですよね。だから図書館があそこにあることが一番ベターなのか、それとも違う場所に移転することがベターなのか、民間の施設でかなり広いスペースで空いているところもありますので、そんないろいろな検討の仕方をしながらしっていくと。余裕が出てきたら、ばしっとしたものを整備するというようなことも私は考え方としてはあると思うのですよね。

ですから、何といえますか、行政で進めていくと、どうしても範疇の中に埋没して考えていくというような面がありますので、もう少し広い視野に立って考えれば、もっと違う活路が出てくるかなというところも私はしているものですから、そんな部分でも、大いに幅広く検討していただきたいと思いますし、とにかく後半の部分では、これやはり最優先の問題だということだけはここで確認して、私はこれでもうやめようと思います。よろしく願います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） おっしゃるとおり、今の図書室の状況からすると、危険度が非常にあるわけがありますから、その対応についてどうするのかということについては、対処していかなければならないと。今後検討して、今までも検討は何度もさせているわけがありますけれども、御質問もいただいて下に持ってきたらどうだというような御意見もありました。そのようなことも含めて、あそこの施設

で、公民館の施設の中で図書室をどうするかということについて検討し、また調理室を改造してこっち側に持ってくることによって重量が少なくなる。そのことによって、いましばらく対応できないかというようなことも検討やいろいろしているわけですが、また他の施設につきましても、他のところでも対応できないかというようなことも検討した経緯もありますけれども、なかなか一朝一夕に対応でき得ないわけですが、委員おっしゃるとおり、あの施設で新たに図書館を建設するまでもてるかということになりますと、もてないということは100%確実なわけですから、それをもたすようにどうするかということは、対処していかなければいけない。早急に対応しなければいけないというふうに認識しております。

委員長（久保田英市君） 次に進みたいと思いますが、よろしいですか、ありますか。

1番中村委員。

1番（中村有秀君） 151ページの10款、1項、2目、14節の江幌小学校の特認校児童登下校車借り上げの関係でございます。今回15年度は143万4,000円ということで計上され、13年、14年度の実績を見ますと、大体83万円ということでございます。そこで、13年、14年、それから15年度の予定と、特に15年度は登下校する生徒の数、それから今江幌小学校の在校生の本来の校下区域の在校生と、それから特認での在校生ということでお知らせをいただきたいと思います。

それから、2点目は153ページの10款、2項、2目、20節の遠距離通学援助の関係。14年度は7万5,000円の予算を持ち、今回3万6,000円ということでございます。一応小学校教育振興費に計上されているということで、対象者は小学生の何名か、それから学年は何年生なのかというようなことをお知らせいただきたい。

それから、恐らく3万6,000円ですから、最低2名以上いるのなかというような気がするのですが、それぞれの通学距離と、どの地点から通学をしているのかという点でお聞きをしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） 1番中村委員の質問にお答えしたいと思います。

まず、江幌小学校特認児童の関係なのですが、今現在13名の在校生徒がおりまして、4人が特認で9名が地元の江幌、静修地区の児童でございます。

新年度につきましては、今現在ははっきりしているところで同じく13名で5名の特認の児童、それから8名の地元の児童ということで、人数は変わりま

せんが、内訳で若干の動きがございます。

それから、遠距離通学ですが、これにつきましては、本年度は江幌地区で3名、4キロ以上ということになっています。昨年は、東中で3キロ以上ということで2名いましたが、スクールバスの路線の変更に伴いまして遠距離児童が解消しましたので、今回は3名のみで計上で予算減となっているところでございます。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 特認校の性格ということで、江幌小学校の維持等も含めたり、それからそれぞれの子供たちの希望、親の希望等もあって、こういう形になっているということで、非常に予算的には負担はされておりますけれども、何とかこれを維持していただきたいというふうに思います。

それで、2点目の遠距離通学の援助の関係なのですが、この条例の中で通学費とはということで、状態として交通費に相当する費用ということになっております。それで、ここの言う今江幌から4キロメートル以上ということであれば、この交通費に対する費用というのは、この条例の中の4キロメートルで1万2,000円ということに理解を、数字からいえばそうなるかなと思います。ただ、私今回この条例を見ていて、交通費に相当するという項目が、どこを基準にして交通費に相当するのかという疑問が一つわいてきたのです。それで乗り合いバスの距離の関係がどうなのかというような形で、単なるこの4キロメートル以上1万2,000円、ただこの後この条例の別表を見ますと、小学生が5キロメートルから6キロメートルが1万5,000円、ところが中学生は5キロから6キロメートルは1万8,000円なのです。ただ僕はバスの基準にしていけば、12歳以上は大人の料金になる。それ以下は子供の料金になるから半額かなと思ったのだけれども、単なる同じ5キロメートルから6キロメートル小学生が1万5,000円なら、中学生が1万8,000円、言うなれば体が丈夫で強いことから、僕は逆になるのを負担を軽減、体力的ないろいろなことを軽減するのなら、その逆なのかな。ただ、バス運賃のことを考えてこういうような何キロ何円ということで単純に計算してあれなのかということで、この経過がどうもわからないのです。ですから、交通機関がない、それであれば歩く。であれば、小学生が同じキロ数のところであれば、逆転していてもいいのではないかなという、今回この条例を見て単純にそう考えたのです。それらの関係で、ちょっと教育長からお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 学校教育係長。

学校教育係長（北川和宏君） この条例の制定につきましては、かなり以前からこれが制定されました。単価の見直しも平成七、八年ころに行われているのではないと思いますが、元年ですか、失礼しました。その中で、単純にバス賃とかの計算だけではなくて、要するに冬になれば長靴、普通ならバスで通えば短靴でいいだろうところ長靴が必要だろう、雨がっぱが必要だろうと、そういうもろもろの経費も含めまして、要するに半額ということには、例えば交通費だけであれば、今中村委員さんが申し上げましたとおり、半額でいいということになるのでしょうか、その他必要なものもあるということで、若干のそういう計算どおりにはならないということになっているということで理解しているところで。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 今係長の言う、現実にはそういう費用のことにはここには何も書いてないのです。交通費に対するということであるならば、そういう発想でなくて、やっぱり小学生には若干厚く、中学生はある程度体力的にもあれもあるのだからというようなことが一つあっていいのではないかと。それからもう一つ、今特認校でこうやってハイヤーで送り迎えしている。おれは山奥から歩いてきて、そして年間小学生で今四キロメートルなら1万2,000円です。それは年間1万2,000円ですからね、だからそれらのことも含めて、やっぱりこの条例改正、見直しを僕はやっぱり図っていただきたい。同じ江幌の学校にいて、片やハイヤーで外套も何も着ないでさっさと出ていって、片やもう4キロも歩いてきてということになると、ちょっと教育的な配慮も含めて考えていただきたいという要望をいたします。

委員長（久保田英市君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 1番中村委員から、今現状でやっている私たちの子供たちの対応、言われてみて、子供たちに差別がないように、また保護者から見て違和感のないように行政的な配慮もしなければならぬということは十分認識しましたので、十分検討させていただきたいと思っておりますけれども、ただ子供たちが遠隔通学のとき、全部が平等ということは、これあり得ません。例えば東中で遠隔通学やったときに、一つ路線バスを変更して通したところあります。そうすると、2カ所、3カ所、4カ所から、全部それを解消すれということの要望がございます。その場合は、うちの方は対応できない部分についてはできるものからやりましょう、できないものについては、今後の課題として納得して下さいということで保護者との協議を進めた中でやっておりますけれども、今委員から指摘ある部分について

は誤解のないように、中身がだれに聞かれても、あ  
あなるほど、そうなんだということがわかるように  
内容を検討させていただきます。

委員長（久保田英市君） 次に進めさせていただきます。

説明員がかわりますので、少々お待ち下さい。

次に、歳出、第11款、170ページから第15  
款、179ページまでの質疑に入ります。あわせて  
調書181ページから188ページまでの質疑を行  
います。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 1点お尋ねしたいと思います。

171ページ、1日農業用施設災害復旧費、13  
節委託料。従来から予算、この項目が設定されて  
きているところでありますが、今回初めて顔を出され  
た道農政部積算システム、これは前年にはない項目  
なのですよ。これについて、ここに説明で表現され  
たこの根拠、これを承りたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 3番福塚委員の御質  
問にお答え申し上げます。

13節の委託料の道農政部積算システムのところ  
でございますけれども、これにつきましては、平成  
14年度まで農道整備事業の方で掲載させていただ  
いておりました。この事業が14年度で完了に伴い  
まして、この部分のシステム使用料を事業のある災  
害復旧費のところの方に計上させていただいており  
ます。これにつきましては、道農政部の単価歩掛か  
り、あるいは積算の内容等につきまして管理をして  
おりますのは、北海道土地改良団体連合会という  
ところで管理をしておりますので、使用料につきま  
しては、そちらの方に支払いする形になっており  
ます。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） ただいまの課長の説明で  
は、従来までは、14年までは農道整備で予算計上  
していたと。農道整備と、ここで言う災害復旧費と  
性格が180度違うと思うのですけれども、農道整  
備で、この予算を従来計上していたと、今回農道整  
備事業終わったから災害にしたと、こういう関係に  
ついては何ら支障はないのですか。それが土地連の  
方で補完しているものが農政部とは、どういうこと  
で理解すればよいのですか、その点2点お尋ねしま  
す。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 3番福塚委員の御質

問にお答え申し上げます。

この積算システム使用料につきましては、ここで  
道農政部積算システムと掲載しておりますけれど  
も、これにつきましては出展が道農政部のところと  
いうことで掲載させていただいております。

それから、農政部関係の事業がないということ  
で、それで同じ農政部所管であります農業災害普及  
費の方の事業の方に組み入れさせていただいたとい  
うことでございまして、内容的には問題はございま  
せん。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 188ページ、地方債現  
在高、これは普通債が92億円ということで、総合  
計が145億円と助役に聞いた記憶あるのですけれ  
ども、これの合併特例法の法律で一括返還できる  
という項目入っているのですよ。内容いろいろある  
と思うのですけれども、全額でないと思うのですけ  
れども、何もしるがねだけが一括返還ということに  
はならないと思うですよ。ただ、やはりこれもでき  
ると、ただし合併に向かってなのですね。しかし、  
試算をすることはできるわけなのですよ。それで、  
この145億の地方債現在高の一括返還ができるも  
の、これを試算をしていただきたいと、そしていつ  
かどこかでこれを聞かせていただきたいと、このよ  
うに思いますが、お聞きしたいと思います。

法律でできておりますから、これは。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番梨澤委員の御質  
問にお答えしますが、私ども、今制度で申し上げま  
すが、政府系資金の償還につきましては、いろいろ  
と制約がありまして、十分一括償還を前提に勉強を  
加えてない部分もありますので、今合併に絡めまし  
ての関係については十分承知できませんが、委員  
おっしゃるように、制度的にできるとすれば、それ  
も一つの方法であろうと思います。

その関係につきましても、今一括償還につきま  
しては、全額償還するというところであろうと思  
いますので、今私どもで承知しているのは、一部  
において償還するのについては、一定制限ありま  
すので、現制度では私どもの町においては、でき  
ないものというふうには認識してございますが、  
全額を一括償還するというのであれば、それも一  
つだというふうには思いますが、制度的には十分  
今現在承知できてませんので、十分研究してみ  
たいと思っています。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 最後に言った言葉な  
のですよ。十分研究をして、新しいことなのです。そ

して、これをきちっと住民に見せなければならぬのですよ。この145億円の地方債現在高を一括返還できるものをこれだけやりますと、何%から何%の利息のものが1%前後になるかと思うのですけれども、こういうぐあいになってこうなっていくますよと、金額にして幾らぐらいになりますというものを、これをやっておいて何ら悪いことはないのですよ。合併しなかつたらしないでそれはいいのです。しかし合併するときには、いやうちはこういうことですからねということと言えるわけ。言うていることわかりますかね。

そういうことで、これ総務省に問い合わせますと大丈夫ですから、ひとつこちらおわかりになったようですから、答弁もいいです。そういうことで、試算をしていただきたいと。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に進みたいと思います。よろしいですか。

午後 4時00分 休憩

午後 4時10分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、一般会計全般についての質疑を行います。

この質疑には、各款ごとに既に質疑を受けておりますので、全般の中には、最小限の質疑にさせていただきますと思います。

それでは、これより質疑に入ります。

17番小野委員。

17番（小野忠君） 2点ほどお伺いいたします。143ページ、家賃滞納少額の問題でちょっとお聞きしたいのですが、これは昨年も、この訴訟費用として30万円取られていると思います。そして、この中には、この間のお話では32名ぐらいおられて450万円滞納金が残っていると、このようにお聞きしているのですけれども、今回も訴訟費用がこれ充当しているわけなのですけれども、昨年、例えばこればかり言うと、30万円という方が2戸あったはずなのです。その件について訴訟を起こしたいということから、30万円訴訟費用を去年もとったはずなのです。その方たちが今度今どうなっているのか、そしてまたここへ訴訟費用もとっている。この点について、ちょっとお伺いしたいなと。

それから、町営住宅建設の問題ちょっとお聞きしたいと思います。これは緑町公営住宅につきましては、これは平成8年ですか、私たち町政に参画させていただいて、直ちに緑町の住宅の建設を行わなけ

ればならないということで、あそこにはなかなか難しい方がおられました。それで再度再度行ってお願いをした。だけれども、なかなか聞き入れていただけなかったという方が、今回はお亡くなりになりました。また1人の方は自動車事故において今入院されていると。そこへもう1人の方が入っているのです。この方は、入るときに、私記憶あります。契約書結んでいる、賃貸契約書。それで保証人もつけているはず。だから今出れないということはないはずなのです。本当に保証人つけてますからね。これ東中から来た人ですよ。だからそれをさっき何か聞いてみたら、無理な人がいるのだというようなこと言っておりました。

あとの人たちは、公営住宅の用意をしてくれば出ますということで、私たち所管でもって再度行ったのですから。そして、いろいろ問題化を解決のために出かけていった。だけれどもなかなか了解を得られなかったのが2名。そこへ今度はお1人さんが入って3名になった。ところが2人はもうだめになりまして、今1人おりますから。ですから、建てれないということはないのですよ。ですが、この人たちはもう1人の方は賃貸契約結んでますから、保証人ついているはずですからよく見てください。私は知ってますから、それは。ですから、いつでも出せると思う。みんな笑っているけれどもね、そういうのであって、これら何か先ほど聞いていると、いやそういうことでなかなか立ち退きできないのだと、何かそういうようなことをさっき申しましたね。ですからこれからは1日も早く、出してという言葉つきませんけれども。

確かに反対した方のおばあちゃん残っています。でも、おばあちゃんの息子さんがすぐそばにおりますから、だからその方は話し合いついて、その富町の公住は空けて待っているはずなのですよ。今でも空いているでしょう。ですから、1日も早くそちらに出していただいて、住宅は公営住宅なんだから建てれるのでないですか、よくわかりませんが。そういうことで、ちょっとお聞きしたいなと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 17番小野委員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の滞納の対応の件でございます。例年高額の方で、町の督促にも応じない、納入もしない、1年も放っておくといったようなそういった悪質のものに対して訴訟を起こす。簡易的な訴訟でございます。1日で判決が出るといったような内容で、少

額訴訟と言っていますが、この債権の最高額が30万円までというふうなことで定められた少額訴訟がございます。町としましては、こういう最後の手段を持っていますよということで、毎年その費用を計上いたしているところでございます。

先ほどの委員の方にも御説明申し上げましたが、今現在、1年以上もなしのつづてで何年も家賃を納めてこないといった方がまだおられませんので、実際この訴訟費用、弁護士費用なのでございますけれども、それを使っての執行はないところでございますが、町の最後の手段としての費用として、本年も所定の費用30万円を計上いたして、もしもそういう場合にはその対応をするべく用意をしているものでございます。なければ、当然のことながら不用となってまいります。

それから、緑町の建設の経過につきましては、先ほどの委員にもお答え申し上げました。この場所につきましては、町でも一番最初に建てられた団地でありまして、もう築40年、50年となっております。建てかえが一番先に進めなければならないということで、再三再四にわたりまして話し合いを持ちまして、最後は町長の出席をいただきまして、何とか協力をしてほしいということで説得いたしましたが、御案内のとおりなかなか同意が得られなかったということで、そこを後にしまして、今泉町の団地の方に改築をしております。

今委員の御質問にありましたとおり、お二人の方が亡くなったことによりまして、話し合いについての部分が進むのかなと思っておりますけれども、今町の建設の計画としましては、その泉町北団地が終わった後に、もしも緑町団地の方でそういった条件が整えば、そちらの方の建てかえに向かって計画をいたしていくといったことで考えておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 17番小野委員。

17番（小野忠君） 今課長が言われましたけれども、そうであるならば、泉町の方へ今住宅を考えてやられているのですから、そうなれば、あそこに12人しか入っていないのですよ。それでは、みんな住宅ないかないかと、安い住宅ないかと探しているのですから、やっぱりそうしたらあそこ空けてないで、あのままでよかったら入りなさいとって入れる低所得者もいるのですよ。こんな言葉使いませんけれどもね、そういう方がいるのですよ。何しにあれだけ空けておくかなということですよ。

確かにあそこは3,000円ですよ。一時は1,800円だった。それ3,000円に上げた、時代ね。ですから、これらはやっぱりどちらかに考えて

やるべきでないかなという考え持ちますけれども、そのら辺は執行者の方々のお考えでやっていただきたいし、また空けておく必要ないのではないかなというふうな気がいたします。

それから、訴訟の分について、今までないのだと、なかったけれども、一応今後あるかもしれないのだということ。そうしたらこの30万円の方、きちんとお金払っているのかどうか、ただお互いに計画性の払い方をつくったのだということはちょっとお聞きしたことあるのだけれども、だけれども大きな金額を背負って、そしてその人たちがきちんとその30万円、毎月だったら計画をした金を払って家賃をきちんと払っているのかどうかということなのだよね。でも払ってないという方が多いみたい。ですから、あそこら辺からいろいろな苦情が来ている。払わなくてもおれるのなら、私たちも払わないわというのがありますから、そういう点よく勘案して、とにかくただ口頭で言っても今はだめなのです。だからやっぱり町長の名前で、内容証明補足してぶつけてやると、びっくりして持ってくるというのがあるのですよ。そこら辺教えておきましょう。また笑ったら困るけれども、そういうふうにして回収しなければ、これはならないですよ。そういう点、今後どのようにお図りをいただくのか、その点を聞いて質問を終わります。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 小野委員の御質問にお答え申し上げます。

確かに、今緑町団地におきましては12戸で、残りの30戸が空き家となっているわけでございます。この空き家にする経緯につきましては、今までその空き家に入っておられた方々に、町の計画に基づいての転居でございますので、転居費用をお支払いしているわけございまして、またそこに人を入れるということになると、またその部分の費用がまた出てくるわけございまして、そういった面からもございまして、速やかにその部分の建てかえができるようなことで努力をしまいたいというふうに思っておりますので、その辺を御理解いただきたいと存じます。

それから、保証の件でございます。保証は入居される方全員の保証となってもらえる方の部分をおつけ願っております。今おっしゃられた件が特別に保証をつけたというわけではないので、そちらの方も御承知おき願いたいと思えます。

それから、滞納者に対する取り組みの状況なのでございますが、当然条例等に示されております3カ月以上滞納の場合は、委員もおっしゃるとおり、内

容証明の郵便物を出して、いついつまでに納めてくださいということの部分は出しておりますし、また向こうの都合に合わせまして臨戸徴収にも参っております。こういったことで、そういったことに対して、1年を通して何の誠意が見られないというものに対しては、この訴訟費をもって相手方に支払いを求めていくといったことも当然行わなければならないということでございますので、今回費用として30万円を計上しておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） お伺いしたいのは、予算全般ということで、まず広域連合の取り組みについてお伺いいたします。

広域連合を推進するという形に町長おっしゃっております。これはそれぞれの推進に当たって、一長一短あると思います、よい点悪い点。こういった点についての情報をきちっと住民に提供していただいて、もっと十分な内容を検討して、その結果広域連合に移るかどうかという判断が今必要かと思いますが、この点。

さらに、駅前再開発についてお伺いしたいのは、ことは大体それぞれの事業評価をしながら、どのぐらいの予算が必要なのかということも含めて、将来的にできるかどうか財政上の上から判断して、その素材として今回はその一つを見きわめたいということでありますから、前提としては実施するという前提ではないかどうか、この点確認しておきたいというふうに思います。

それと市町村合併の問題ですが、町長は事あるごとに、議会が最終的に判断するのだということをおっしゃっています。確かに流れで言えば、そういう形になるかと思いますが、しかし町の台所を預かる町長として、そうではなくて、もっと一歩踏み込んだ中で、この町の活性化はどうすべきかという点を詳細に住民に明らかにすべきではないかと。この点で言えば、事あるごとに総合計画に基づいた四季彩の町を前提として進めるのだということをおっしゃっていますが、これにしたってローリングという形の中で、そのときの時流に合わない部分もたくさん出ております。そういう意味で、仮に合併したとしてもしなくても、こういう町づくりをしたいのだという展望を示す責任があるかと思いますが、この点について町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、いわゆる財政上の問題で言えば、この町づくりの総合計画、実施計画の中にも、今後積み戻しができなくなって、歳出の部分が大きくふえるという形に書かれております。そうい

う中で、各種の手数料の見直しや住民負担という形の中で、受益者負担という原則を貫こうとしております。そういう中で、保健センターを建てるという形になっておりますが、現状では、将来的に今しるがねのかんぱい事業も入ってくるという状況の中で、先行きの財政が不透明だという状況の中で、なぜこの保健センター建設に終始するのか、一時待って財政の安定した状況の中で、そこでも十分検討する値があると思いますが、この点をもう一度明確な答弁をお願いしたいというふうに考えています。

さらに、公民館の問題であります。国からは耐震性のないもの、危険のあるものについては、財政措置をしながら速やかに改善しなさいということが言われておりますが、当町においては、そういうことについては知ってはいるのだけれども、財政難という形の中で一向に改善される余地もありません。そういう意味では、私はいち早くこれを解決する手だてを見つける。危険なところに、公共施設を住民が使っているという事実があるわけですから、これを無視するということは、そういうものに対するまさに鈍感なのか、あるいはきちっと物事を整理し理解されてないのかどちらかだと思いますが、図書館の建設に至っても、この別な施設あるいは和室の2階をつぶすという形の中でいろいろやりくりできると思いますが、この点についてもお伺いしたいと思います。

次に、24号の改良の問題であります。戦車が通るといって、二つの道路ができるという話であります。そこに東4線に至っては、高架という形の中でつくるといってなれば安全上の問題、果たして二つの道路をつくって、牛がそばにいるということで、その騒音が解消できるのかという問題があります。安全上の問題で言えば、道路を2本して平行で走るというよりは、やはり1本に絞るといって必要の話だと思いますが、そういった具体的な問題について、いろいろな24号の改良舗装については問題点があるかと思いますが、この点をきっちり精査する必要があると思いますが、この点。

それとあわせて、正門から旭中線にかかわる歩道設置というのが住民会からも出てきているかと思いますが、ここは自動車の往来が大変多いところあります。あわせて、この北24号を改良するのであれば、ここまで歩道を持ってくるというような具体的な対策が必要かというふうに思いますが、この点についてもお伺いいたします。

さらに、在宅の……。

委員長（久保田英市君） 12番、米沢委員にお願いを申し上げます。

さきの質疑に戻らないように。

12番(米沢義英君) だから全般で質問できなかったところを質問しているわけですから、そうでしょう、納得いかなかったところをきちっともう1回やるというのが前提なんだから。

委員長(久保田英市君) 努めて短く簡潔にお願いします。

12番(米沢義英君) ということですから、ケアマネージャー、設備が十分だという担当課の答弁ありましたけれども、不十分なのです、実際。そういう問題も含めて、在宅支援に当たっての障害者支援に対する窓口対応、こういうものもきっちりできるような体制づくりをやるべきだというふうに思いますが、この点についてもお伺いいたします。

あと、転入出者が多くなりますので、日曜日の窓口、住民票の異動届だとか、そういった対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

総体的に今回の予算では、こういった住民の切実な部分に対して、相変わらず予算を少なくするという問題ありますので、今後保育所の問題も含めて、改善すべき内容が多々あると思いますので、予算の内容そのものについても見直すべきだというふうに考えておりますので、これらの点についても明確な答弁をお願いしたいと思います。

委員長(久保田英市君) 企画調整課長、答弁。

企画調整課長(中澤良隆君) 12年米沢委員の広域に関する事で、私の方からお答えをさせていただきます。

広域連合の推進についてということで御質問がありました。広域連合につきましては、やはり町が自立、存立をしていく上で、非常に広域的な結びつきの中で、効率的な行財政運営をしていくということは、これから非常に大切なことだというふうに認識をしているところであります。その中で、御質問にありましたが、やはり委員がおっしゃいますように、当然広域連合にもいろいろな長所、短所もあるかと思えます。そこら辺を十分見きわめた中で、住民の方々が判断をできるような情報につきましては、広報紙等をもって今後も情報提供に意を注いでまいりたいというふうに考えております。

それから、3点目にありました市町村合併に関する事でありますが、やはり市町村合併につきましても、今平成17年の3月31日までという合併特例法の期限等もあります。その中で、町長がいつでも申しておりますように、合併につきましては、やはりその特例法の期限にこだわらず、やはり将来の町づくりについて十分考えていかなければならないというふうに考えているところであります。

また、かなり飛びますが、北24号道路の歩道設置、道道から東門までの歩道設置についてのお尋ね

だと思いますが、確かに住民の方から要望等を受けている経緯にあります。その中で、やはり今あそこの道路につきましては、歩行者が非常に少ないというような状況も見受けられております。そんな中で、状況をいろいろと見させていただいた中で、今後の対応を図ってまいりたいというふうに考えているところであります。

委員長(久保田英市君) 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長(垣脇和幸君) 12番米沢委員の駅前再開発の件でございます。この件につきましては、ことしの予算には数字的なものはありませんが、今現在担当職員を配置して、ことしはそれらのかかわる事業規模の策定、それから実施手法についての研究ということで、当然にして実施することを前提として担当としては進んでいるところでございます。

委員長(久保田英市君) 総務課長、答弁。

総務課長(田浦孝道君) 4点目にあります財政上の問題の御意見いただいておりますので、私の方から繰り返すこととなりますが、お答えをさせていただきます。

厳しい状況については、もう御案内のとおりでありまして、町としましても、今後考えられる歳入財源に見合ったような財政構造に取り組むことが行政課題という位置づけで、16年以降の財政に向けた対策を具体的に講じるのがこの15年、初年度だというふうに位置づけているところでございますし、そのような対応の中の一つに、受益者負担の原則につきましては、これは財政運営上のスタンダードの原則でございますので、その原則に立ち返る対応についても、当然必要だろうというふうに考えてございますし、そのことにつきましても、当然具体的な策を講じてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

そのような中で、この保健福祉施設につきましても、冒頭町長の執行方針にもありますように、この21世紀見据えたときに、少子高齢社会の中で、やはり保健福祉施設につきましては、この地域としても優先する課題という位置づけのもとに予算化をしたところでございますので、その点、繰り返すこととなりますが、御理解を賜りたいというふうに思うところであります。

委員長(久保田英市君) 教育長、答弁。

教育長(高橋英勝君) 公共施設の関係については、公民館だけでなく公共施設の設置管理者として児童生徒の安全性、住民の安全性、そして住民の利便性、これについては十分意を、言われているとおり放置することなく真剣に取り組まなければなら

ないと思っておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 9点目の御質問でございますが、転出入者の方々が増加をいたします3月後半から4月にかけて、実はこれにつきましての対応は特に昼休み時間等が大変多うございまして、これらにつきましては体制を整備しながらこれらに対応してございますし、また時間的におくれる方につきましては、お電話等ちょうだいしながら進めておりますということで、今後そのような対応で進めたいというふうに考えてございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 障害者支援等のケアマネージャーの体制の御質問でございましたが、これにつきましては、圏域を含めた各サービス事業所との連携を深めながら、サービスの供給等の体制等に努力してまいりたいというふうに考えてございます。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 北24号道路の改良につきまして、二つの道路ができると安全上問題があるという御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

この24号につきましては、ことし実施設計並びに調査、先ほどお答え申し上げましたとおり、環境等の整備等、あらゆる想定されるものにつきましてよく調査をして進めていかなければならないと思っておりますし、また東4線のところに跨線橋というか、橋がかかる想定をしておりますけれども、この場所につきましては、かなりの急勾配で南側に下っているということから、一時停止は、平面交差は無理であろうということが今机上の段階でわかりますことから、私そのように申し上げましたけれども、これらにつきましてもきちっと現況を調査をいたしまして、問題のないように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢委員の方から、予算全般に対する御意見等賜ったところでございますけれども、米沢委員にとりましては、非常に御不満な点があるかと思えます。ただ、私どもといたしましては、執行側といたしましては、当然町民の皆さんの需要にこたえる中で、大変厳しい状況であります。その中で精いっぱい形の形の中で御提案をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思えます。

特にことしから始まります償還対策、そして保健福祉センターの重点施策の実施という点で、行政需要に大きく制約を受ける面が多々あるかと思えます。そういう中では、やはり重点施策、取捨選択してやっていくということを基本に置いております。こういういわゆる経済情勢の悪い中、その対応としては、やはり財政改革も進めながら、その辺の住民の皆さんの要望にこたえていくという点が極めて重要なものというふうに考えております。そういう面におきましては、先ほど総務課長がお答え申し上げておりますとおり、今後のこの財政構造の根本的な解決に向けた取り組みをしていくということが、私たちに課せられた使命というふうに思っております。そういう中で、15年度がこの財政運営の健全化に向けての大きな年になるのではないかとというようなことで、私どもといたしましては気持ちを引き締め、皆さんから御意見いろいろいただいた中で、改善すべき点については改善をしていくというようなことで、職員一丸になって取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 今それぞれの所管、助役からお答えさせていただきましたが、総括的に私の方からお答えさせていただこうと思えますが、基本的に市町村合併につきましては、いつも申し上げておりますが、これはあくまでも住民が決定をするものであるというふうに認識しております。それで住民の代表である皆様方が、最終的には決定を下していただくものというふうに思っておりますが、私といたしましても、将来的に我が町は合併の道を選ぶのか、あるいは自主独立した町づくりを目指していくのかという方向につきましては、当然にして私自身もその方向は示すときが来るであろうというふうに思っておりますが、私の基本的な考え方といたしましては、17年の3月31日、合併特例法が切れるから、合併特例法があるから合併するという基本的な考え方は持ちあわせていない。合併するということにつきましては、どうしても今現在国が検討しております27次地方制度審議会におきます基礎的自治体というものがある位置づけされるのか、それからもう一つは、経済財政諮問会議が検討しております地方財政の位置づけをどう国は位置づけするのか、そういうようなものを見きわめながら、最終的には合併の道を選ぶか、あるいは自主自立の道を選ぶかという最終決断をしなければならないというふうに思っておりますが、自主自立の道を選ぶのであれば、町づくり、上富良野町、私が町の将来の町づくり、将来像というのはどうなるのか、これにつき

ましては、基本的にいつも申し上げておりますように、私がつくらせていただきました第4次総合計画を完成させると、対応を実施するということでありますけれども、残念ながら経済情勢が、地方財政のこの状況がこういう状態になりつつあると。当初この計画を立てたとき以上に財政状況が一段と厳しくなってきたということから、その計画の達成については、いろいろな面で難しい面があると。前期に対応し、処理し終わらせる予定であった事業が後期にまで延びてくるといことになりますと、後期に考えていた事業が総計ではでき得ないという、先送りせざるを得ないというようなことも出てくるのかなというふうに認識いたしているところであります。最大限この総合計画の実現に向かって努力しなければならぬ、それが私の使命であるというふうに思っております。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 全般ということですが、質問漏れをしておりましたので、2点ほどこの機会に質問させていただきます。

1点は、田中課長と垣脇課長にお尋ねしますので、伏せてしまったのでページ数わかりませんので、田中課長と垣脇課長に質問いたします。

土木総務費の13節の委託費、道路台帳更新とあります。500万円、14年度にあっても500万円、15年にあっても500万円。これ16年度も500万円ですか。これいつ終わる考え方で1,000万円計上されているのか、お尋ねしたいと思います。

それから、垣脇課長にお尋ねいたします。観光費の13節の委託費、同じく、昨年この委員会でお伺いしたわけですが、千望峠、深山峠の管理業務です。14年までは、この関係にあっては、観光協会と委託契約していることと思います。その関係については、決して間違いだとは自分思っておりませんが、やはり観光協会の本来の目的からして、ほど遠くなじまないのではないかと思っております。この関係について、担当課長として許される、いわゆる許容範囲の中で御答弁いただきたい。

以上です。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 3番福塚委員の御質問にお答え申し上げます。

道路台帳の更新についてでございますけれども、これにつきましては町道の廃止、認定等に伴いまして、必ず道路台帳を整備しておかなければならないということから、毎年これはつくっております。

内容につきましては、廃止、認定などの電算の修

正、また道路台帳図のマイクロにしましての製本等、それに伴いまして台帳を毎年度整備しておくということで、これは金額につきましても、うちのこういうデータ等を保有しております会社の方での契約により、このような金額で計上させていただいております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 商工観光まちづくり課長、答弁。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 3番福塚委員の御質問にお答え申し上げます。

観光施設の委託業務の考え方を述べよということでございますが、先ほどもお話し申し上げましたとおり、観光協会におきましては、従前からこういった委託について仕事をいただきたいと思いますということで、仕事をある程度お任せしております。ところが、新しくまた会長さんが変わったことによりまして、今組織体制を見直す、業務内容を見直すといった中で、さきに申し上げましたとおり、本来業務に戻りたいと、やるのだということでございますので、ここ1年の部分で、総会ぐらいまでにはそういった方針が固まるものと思っております。

ことしにつきましては、当初要求どおりのことで進めてまいりたいと思っておりますけれども、次年以降につきましては、これらの部分については町内の民間業者においても実施できることでございますので、それらの方にもしも協会の方でそういった方針が打ち出されたならば、そちらの方で仕事していただくこともあるのかなというふうに今現在思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） 先ほどの私の答えの中に、ちょっと言葉足らずでございましたので、つけ加えさせていただきたいと思っております。

道路台帳の中には、通常道路整備事業などを行っております。これにつきましては、現道と新しく改良などでできます幅員または延長なども若干動きもありますので、それらにつきましても、このときにきちっと面積等の整備も図るものでございます。これにつきましては毎年、今後も継続して行うものでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 道路台帳の更新の件についてですけれども、従前から考えまして、やはり町道認定、廃道ありますよね。今の説明によれば、拡幅もありますよね。延長もありますよね。そんなことで毎年かかると。この500万円というのは、最大限予算措置していると、この中でやっていきたいと

という考え方で理解してよろしいですか。

委員長（久保田英市君） 道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） そのような考えで御理解いただきたいと思います。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） きょう役場地下食堂の使用料内訳の関係の13、14年度の経過、それから14年度の予算計上の積算について、追加資料としていただきました。それで、まずガス料金が4割も一挙に減ということで、昨日総務課長より答弁があって、昨年の決算委員会の中の資料を見ますと、平成4年10月から、平成14年の9月まで同じ料金でずっと来ていた。その反動がここへ来たのだなということで、まず理解をしたいということと、それから10年間同じ料金で来ること自体が、やはりおかしいのではないかという疑問がまず1点。

それからもう一つ、社会教育総合センターや公民館もそうですけれども、面積に応じてと、それからもう一つは電気料とあるのですけれども、この地下食堂に関しては、電気料はどういうことになっているかということでお尋ねしたい。一応実費額を加算して徴収するというので、この目的外使用条例の実費費用負担の第4条の中にこういうふううたわられてますので、そのことをお尋ねしたい。

それから、あと町の方の施設のガスの納入業者をずっと13年度のやつを見ますと、A業者がこれが75.4%を占めているのですね、その使用料を見ると。それから、Bは14.6、それからCは10%なのです。非常にA業者の独占化が進んでいる。当然これは入札ということでやるから、これはやむを得ない面もあるのですけれども、特Cの場合は地元業者なので、地元業者を育成するという面と、安く入れるという面では相反する部面があるかもしれませんがけれども、何とか地元業者を育成するというので配慮といえますか、これはあくまで入札ですから、厳密にはされてはいると思いますけれども、そういう点で今後考えていただきたい。

以上です。

委員長（久保田英市君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 1番中村委員の2点の御質問にお答えします。

昨年の10月から料金の改定をさせていただいたところでございますが、それ以前につきましては、委員がおっしゃるように長い年月変動のない中での需給関係にあったということで、これらについては、具体的な背景については私ども今現在承知できませんが、好ましい状況ではなかったというふうに反省をしているところであります。

そのようなことで、昨年の10月に料金を見直し

て、今現在に至っているという経過については、御理解をいただきたいと思っておりますし、今後におきましてもこういうものにつきましては、当然市況単価が変動するしという性格のものでございますので、これらについてはガス以外のものも含めまして、今後そういう市況に応じた対応をしなければならないというふうに考えているところであります。

それと地下食堂の電気料金の関係につきましては、ちょっと今ここで詳細なもの持ち合わせてございませんが、他の施設と同様、定額料金というようなことでございますので、これらについては、どこに属しているかについては、また後ほどお話し申し上げたいと思っておりますので、その点御理解いただきたいと思っております。

それともう1点、町内業者数社からそれぞれ公共施設ごとに供給を受けているわけでございますが、これらにつきましても、過去を振り返りますという背景がありまして、公共施設を建てた段階に、そういう設備をその中で整えるという中で、気がつくとも供給を受ける業者さんが特定されているという、そういう経過もあったように承知してございます。そういうことから、今の業者さんごとの需給量になっているのではないかとこのように思っているところであります。今後につきましては、公共施設を整備する段階の中で、どこのガス業者さんと供給関係になるかについては、料金を比較するという方法での競争で、業者さんを特定した中で施設を整えるという形をとりたいというふうに考えているところであります。これらについては、他の自治体におきましては、公共施設の、きのうも申し上げましたが、ガスを供給受けるときに、継ぎ手が特殊なものが業者さんごとにあるという実態にもございまして、それらを私ども町が保有することがいいのか、業者さんからお借りすることがいいのかについては、今の実態については業者さんからお借りしているというような状況でございますので、それらが定着しているだろうという考え方のもとに、ただいま申し上げましたような方法で、今後新しい施設が整備される際には、そのような考え方のもとに供給先を選考してまいりたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 8番仲島委員。

8番（仲島康行君） 関連ということで。

このガスの問題というのは、相当前に話した経緯が実はあるのですけれども、行政の方としても見直しをかけてみたいのだという話もありましたので、随分期待していたのですが、全然一向に進まない。ということは、今の課長の考え方では、今後は見直しをするぞということなのでしょう。する

とするならば、いつごろからやるという計画でいるのかということを見なければならぬのではないかなと思うのですが、いかがですか。

委員長（久保田英市君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 8番仲島委員の御質問にお答えしますが、ただいま申し上げましたように、新しい施設への供給を受ける方法につきましては、ただいま申し上げましたような方法で、町の方も公平な観点で供給を受ける業者さんを選考する方法を講じてまいりたいというふうに思っていますし、あと契約単価の設定につきましても、私どもできる限り市況単価の情報を収集した中で、業者さんとの話し合いのもとに、より安価な方法を講じられるような方法で単価の設定をすることに努めてまいりたいというふうに思っています。

したがって、従前につきましては、期間を設定しないで単価の契約をして参った経過もございますので、それらにつきましては、双方からの見直しする機会がなかなかし得ないということもありますので、期間を定め、今考えているところで申し上げますと、年度ごとに期間を設けて単価の交渉といたしますか、定め方に向けましての交渉をしてみたいというふうに考えているところであります。

いずれにしましても、またさらに外部要因で単価の大きな変動もあるかと思いますが、それらについては、また契約期間の中でどうその変動を反映するかについては、十分また研究をしてみたいと思えます。

いずれにしましても、そういう観点で全体的に見直しをしたいというふうに思っているところであります。

委員長（久保田英市君） これにて、一般会計全般にわたっての質疑を終了いたします。

これをもって、議案第1号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度とし、延会といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 御異議ないものと認めます。

本日は、これをもって延会とすることに決定いたしました。

本日は、これをもって延会いたします。

次の17日の特別委員会につきまして、事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 3月17日は、本特別委員会の3日目で、開会は午前9時でございます。

定刻までに御参集願いたいと思います。

なお、本日の予定の日程が延会となりましたので、3月17日は議案第2号上富良野町国民健康保険特別会計から審議をいただくこととなりますので、各会計の予算書及び資料等を御持参願いたいと思います。

以上であります。

午後 5時00分 延会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年3月14日

予算特別委員長           久保田 英 市

平成15年上富良野町予算特別委員会会議録（第3号）

平成15年3月17日（月曜日） 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成15年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成15年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員（17名）

委員長	久保田 英 市 君	副委員長	中 川 一 男 君
委員	中 村 有 秀 君	委員	福 塚 賢 一 君
委員	笹 木 光 広 君	委員	吉 武 敏 彦 君
委員	西 村 昭 教 君	委員	石 川 洋 次 君
委員	仲 島 康 行 君	委員	岩 崎 治 男 君
委員	佐 藤 政 幸 君	委員	梨 澤 節 三 君
委員	米 沢 義 英 君	委員	徳 島 稔 君
委員	村 上 和 子 君	委員	小 野 忠 君
委員	向 山 富 夫 君	（議長 平田喜臣君（オブザーバー））	

欠席委員（2名）

委員	長谷川 徳 行 君	委員	清 水 茂 雄 君
----	-----------	----	-----------

早退委員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企画調整課長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	越 智 章 夫 君	町民生活課長	米 田 末 範 君
保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君	農業振興課長	小 澤 誠 一 君
道路河川課長	田 中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	高 木 香 代 子 君	農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	上 村 延 君	社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君
特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君	上下水道課長	早 川 俊 博 君
町立病院事務長	三 好 稔 君	関係する課長補佐、係長等	

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 18名)

委員長(久保田英市君) おはようございます。  
御出席御苦労に存じます。

ただいまの出席委員は18名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会、第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長から説明させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、先週3月14日が延会となりましたので、本日の日程を変更し、議案第2号上富良野町国民健康保険特別会計予算の事項別明細書の御審議をいただき、以下先にお配りいたしました日程で進めてまいります。

なお、本日、一般会計の予算特別委員会の折の資料要求について、保健福祉総合センター運営事業費概算、それから北海道治水防災等事業促進同盟に関する2種類の資料をお配りしております。

また、国民健康保険特別会計の資料として、国税率の推移等を配付しておりますので、審議の参考と願います。

議事案件が相当おくれておりますが、本委員会終了後、各常任委員会単位に別れ、意見の取りまとめをしていただきます。後ほど産業建設常任委員長、教育民生常任委員会、総務常務委員会におきましては、副委員長に配付いたします用紙に、各会計予算審議意見素案を記入していただき、予算特別委員長に提出をお願い申し上げます。

素案作成に当たりましては、各常任委員長、総務委員会、教育民生常任委員会におきましては、副委員長によって進めていただきたいというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

委員長(久保田英市君) 本日の議案審議前に、一般会計における中村委員の質疑の地下食堂電気料に関する答弁の申し出があり、これを許します。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) おはようございます。  
1番中村委員の御質問に御答弁させていただきたいと思っております。

役場庁舎の地下食堂の営業につきましては、本庁舎が42年に開庁されてございますが、それ以来外部の方に営業をお願いしているところであります。

御案内のとおり、本施設につきましては、役場庁舎内の職員の福利厚生施設として、外部の方に営業

を営んでいただいているところでありますが、非常に限られた時間、限られた人数での営業という観点から、電気料の徴収はしてないところであります。

なお、今は若干違いますが、当初開設からは、詳しくは今現在承知できませんが、電気設備等につきましても、役場が整えて営業を営んでいただいているという実態もございます。ただ、近年こういう時代背景から、一部業者さんが持ち込みで業を営んでいる実態もございますので、それらにつきましても、今後引き続き徴収しないのかするののかについては、十分慎重に検討し、判断を加えたいというふうに考えているところであります。

以上であります。

委員長(久保田英市君) 中村委員。

1番(中村有秀君) 私もいろいろと業者さんともお聞きをしましたがけれども、現実にもう利用する時間帯が短時間、そして特に職員、それから我々も含めて、そういう福利厚生ということで互助会からも一部補助金が出ているということも承知しております。

それで、ひとつガスの関係と、当然ほかの灯油だとかいろいろな関係もありますけれども、とりあえずはプロパンガスの関係で、一応契約を結んでいて、というのは私不思議に思うのは、平成4年から平成14年の10年間も値上げも値下げもなく、一気に平成14年10月から4割も下げるとい根拠が非常に不透明だと。そうすると、契約条項の中で、上がった場合、下がった場合、そういうことが契約書の中にどう明文化がされているかということをお聞きしたいと思います。

あと、電気料の関係については、十分今の背景等も含めて、今後どうするかという検討をするということであれば了解できます。

特に職員の福利厚生ということも含めて、互助会からも一部負担をしているということであれば、なおその点では理解できますけれども、そのプロパンの契約が、上がった場合は、当然僕は業者言ってくると思うのですよね、損までしてということ。今度は下がった場合ということは、現実に4割下げたのであれば、10年間何だったのかということが、どこかで段階的に下がっているのではないかと推測されますので、その点契約上どうなっているかということをお願いいたします。

委員長(久保田英市君) 総務課長。

総務課長(田浦孝道君) 1番中村委員の御質問にお答えします。

ただいま申し上げました外部の業者さんとの関係につきましては、町はそういう使用上の許可をもって業を営んでいるということで、契約の締結という

形はとれてございません。したがしまして、許可条件の中に、使用するガスにつきましては、町の契約単価をもって実費徴収するというところでございますので、契約上定額の定めをして、その変動がそれに反映されていないという実態ございませんので、その点ひとつ御理解を賜りたいというふうに考えてございます。

ガス供給者との関係につきましては、単価契約という形で行ってございます。したがしまして、市場の変動、価格の変動に応じまして単価契約の改定を行うというのが筋かと思いますが、過去のこと細かく追跡調査でき得ないわけでありますが、町におきましても、その市況の水準がどう変動しているかについて、十分情報を得てない中で、結果としまして、委員おっしゃるように10年程度継続的に契約を継続しているということでございますので、価格の変動がもしあれば、その単価の契約の改定をするというのは常でありますので、以前も申し上げましたように、今後につきましては期間を特定しまして、今考えてございますのは、1年度単位で契約を更改すると。その間にも大きな市況の変動があれば、その単価契約の単価について、その市況単価に連動させたいという考え方を持っております。

今までにつきましては、期間の特定をしないで契約をしてございますので、双方からの申し出があって、契約を更改しない限りは、結果としてその当時の単価が継続的に行われるという実態にもありましたので、その反省を加えて、繰り返しますが、1年次を限度として契約更改をするという形に切り変えてございますので、今後におきましては、市況の価格を私どもも十分情報収集しながら、場合によっては業者さんにも、町の方から申し入れしなければなりませんし、業者さんにおいても大きな変動があれば、業者さんの方からも町の方に申し出をできるような形で単価契約のその関係の維持をしまいたいというふうに考えてございますので、御理解を賜りたいなと思っています。

委員長（久保田英市君） 一般会計の質疑終了しておりますので、このぐらいでひとつお願いします。

1番（中村有秀君） 大事なことなので。

委員長（久保田英市君） 後で、進めさせていただきます。

議事の日程が大変おくれておりますので、進行に御配慮、御協力を委員長よりお願い申し上げたいと思います。

それでは、これより議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） ないようですので、これより歳入、歳出を一括して予算全般の質議に入ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 端的に1点お伺いしておきたいと思います。

5ページの1目の被保険者国民健康保険税の2億8,759万円の算出された根拠となる所得割の税率について、この際お伺いしておきたいと思えます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 3番福塚委員の御質問でございますが、この算定につきましては、所得割は100分の8でございます。

委員長（久保田英市君） よろしいですか。

他にございませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） まず歳入、5ページにかかわってお伺いいたします。

今回は税法上の改正があったということも含めて、国保会計が成り立たなくなるという状況の中で、税率等が改正されたというような報告であります。ここで伺いたいのは、今国保税が昨年度の平成13年度の決算でも、高いという状況の中で、また社会的に不景気という状況の中で、特に滞納者がふえてきているという状況が見受けられます。そういう意味で、町から提出された資料でも明らかのように、上富良野町は特に軽減世帯も全体の37%も占めると。この世帯は、生活保護基準以下の世帯であるという状況、また200万円以下でもそういう状況あるけれども、そういう適用がみずから求めないという状況の中で、支払いを懸命にやっているという状況があると思えますが、私がお伺いしたいのは、この滞納がふえている原因というのは、高いという問題と、あわせて経済的に家計のやりくりが困難で、年金所得者も多いと。仮に高所得であっても、かなりの税負担が、経営が大変だという状況の中で、支払いが困難という状況も見受けられると思えますが、この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、いわゆる短期資格発行証についてであります。日本の憲法には、生活を営む上では最低限の生活を保障すべきだということが述べられています。そういう意味では、短期や資格証明証の発行というのは、この趣旨からいっても反

するのではないかなというふうに思いますが、町の方では悪質な滞納者がいれば、これにきちっと該当させるということですが、そこら辺の悪質かどうかという問題についても、十分な調査がされているのかどうかということとあわせて、現実に短期、いわゆる資格証の発行状況はどのようになっているか、この点についてお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 12番米沢委員の御質問のまず第1点目、税負担の関連でございますが、委員おっしゃるように、今滞納の部分につきましては、比較的低位の部分で発生しているということについては、事実としてございます。これらにつきましては、特に建設運輸関連の方々の内容が多いように見受けられているようでありますが、ただこれらにつきましては、前年の所得によって対応していくといういろいろな制度上の問題もあるかと思いますが、現実にこれらにつきましては、御承知のように軽減措置が一つ設けられてございまして、これらの対応の中で、それぞれ御負担をちょうだいしていくということで進まざるを得ないという現実であるということをお理解を賜りたいというふうに思います。

もう1点の未納といいますが、滞納等の場合の短期でありますとか、資格証でありますとかということの発行であります。現在私どもの方では資格証の発行は全くいたしてございません。ただ滞納の状況に応じまして、分納等の計画をちょうだいしながら、税務とも調整を含めまして、分納計画などお進めいただきながら短期証の発行をいたしてございます。ただ、現在のところ、今の場合は分納計画等進めていただいております分につきましてはでございますので、短期証の発行は現在のところは、今ございません。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 担当者の説明では、そういった社会的な要因も含めて、いろいろとこの税の納入については苦慮するという話であったかというふうに思います。

もう一つは、今のところ短期資格において発行されてないということですが、将来にわたっても、それは続けるということかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

先ほども言いましたが、国ではきちっと最低限の保障を守るべきだと言っておきながら、それをないがしろにして、いわゆる納税しないからという形の中で、短期や資格証の発行を促すという圧力を地方自治体にかけてきているわけです。しかし、日本共

産党がこの間、厚生労働委員会等でこの問題を追及した結果、2001年の3月22日、この問題を追及した結果、余りにもひどいということで、地方自治体がこの問題については特別な事情がある限りにおいては、ある程度弾力的に判断すべきだという解答を国会の方でもらっているわけでありまして。そういうことを考えたときに、国の特別の事情も勘案しながら、その地域の経済的な状況も踏まえた中で、こういう問題についてはきちっと弾力的な判断も行って対処すべきだというふうに考えておりますが、そういう問題も含めて、短期資格証の発行については行わないと、極力こういう問題については、いろいろなことを総合しながら十分対処できるようなことを考えるべきだと思いますが、この点についてお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、短期証にかかりまして、先ほども申し上げましたように、悪質である悪質でないというところの論議は非常に微妙なところがあるかと思いますが、現実に私どもといたしましては、納税いただくことに積極的に御協力をちょうだいしていきたいというのが基本で今日まで進んでございます。あくまで短期証にかかりましては、分納計画と納入の意思が確認されながら進めてきているわけございまして、ただこれらにつきましても、短期証をもって対応していかざるを得ない状況の方々中にはいらっしゃるということをお理解をいただいておりますし、将来ともどもにつきましては、一概には申し上げられませんが、ただいまのところ町長からの指示につきましては、まずは短期証ということベースに考えて、資格証というところまでは至ってないというのが現実でございますし、将来はどうかということについては、状況がどう変化するかによって変わっていくものであると思いますが、現在の段階では、町内の町民の皆様方といいますが、納税の皆様方の善意の意思を最大限にちょうだいしたいというのが私どもの大きな願いであります。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 私が言っているのは、憲法の定めるそういった精神からも反していると、それをあなた方は容認しているのかということと、もう一つは、納付は前提でありますから、これは当然のことです。その上で、計画的なそういう状況があれば、納付を前提として何月までに何ば払いますということは当然のことです。それは当然のことだと私も考えております。その上で、なお

かつ困難な状況も生まれるという場合も当然あるわけですから、今まで過去のことを見ましても、そういう方結構おられます。その中で、こういうことは全部納めている方も一生懸命、すべてがそうなのですが、そういうときに、やはりそういった保障すら守られないという今の制度では、やっぱり自治体としてもそこら辺を一つの防波堤として、行政がきちり全納付の計画も含めて対応できるような、そういう弾力的な運用というのが必要ではないですかと聞いているのですよ。

あなたの言う答弁だったら、結局は何だかんだと言っても、国の指導に基づいて、こういった問題きちり対処するということでしょう。そこら辺がどうもおかしいわけですから、この点もう一度答弁願いたいと思います。

それともう一つは、今この保険税の納付に当たっても、かなりきついという方が出てきております。当然そうだと思います。これからは医療費の引き上げだとか、老人医療費の見直し等がもう既にあって、その分がどんどん負担となってあらわれてきているわけですから、そういうときに、さらに町も努力しているということはおわかりますが、しかしここでぐっと現行の保険料をやはり抑えるということの一つの基準として、目安としてもやはり実施すべきでないかというふうに考えているわけです。

今回の改定では、1世帯当たり7,000円の平均でありますから増という形になっております。今回制度上の改定があって、高所得者になれば減額要素であります。しかし300万円以下だとか、いわゆる7割軽減世帯が、結局300円、400円という形の中で増額要素に転じているわけです。そういう意味では、今不況という状況の中で、さらに滞納に輪をかけるという状況になると、ますます病院離れが深刻になって、こういった点では医療費の増大につながる、そういうおそれもあると思いますが、この点はどうなのか。

それと、国保税の軽減対策ということでは、町の方ではいろいろな予防対策もあるということで聞いておりますが、そういったものと連動した中で、予防医療という点ではどのようにお考えなのか、この点についても答弁求めたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 米沢委員の御質問でございますが、まず第1点目の短期の保険証と資格証の関連でございますけれども、短期の保険証につきましては、先ほどから申し上げてございますように、保険診療を受けられる体制として発行させていただいてございまして、可能な限りということで、お叱りをちょうだいしたわけでございますが、

少なくとも個々被保険者の方々が医療を受けられる体制を整備していきたいというのが短期の保険証であるということで御理解をいただいておりますし、必ずしも受けられない体制をつくっていくということではないので、御了解を賜りたいというふうに思います。

それから、保険税にかかわりまして、納付の厳しさ、おっしゃるように大変不況の状況で、大変厳しいときであるということは十分理解をいたしてございます。

御承知のように、保険税そのものが目的税でございますことは、もう既に御案内のとおりであります。これらの国民健康保険の運営に当たっては、どうしてもちょうだいしなければならない部分であるとすれば、それを最低限に抑えていくという努力をしながら、今日に至っているということをお理解をいただきまして、厳しい状況であります。1.5%の増をお願いを申し上げて進めていきたいというのが考え方であります。

それから、それに合わせて病院離れといいますか、これらについて起きるかということで、私どももいろいろな心配をしながら今日に至ってございます。制度の展開によって、制度の変わりの中には大幅に変化して受診控えがあるというようなことでございますが、今回の状況から見まして、必ずしも大幅にその状況が起きているかということであれば、私どもの知る範囲では、現実には大きくということではなく、若干の変化はございましたが、この支払い期、11月、12月、1月に至っての状況につきましては、おおむね制度の改正前と同じような状況に至っているということで御理解を賜っていただきたいと思っております。

それから、もう1点の町の予防の対応でございますが、御承知のとおり国保といたしましても、若年からの、特に上富良野に多い循環器系の対応について早期の発見をしながら、その年齢を重ねる段階で置き得るそれら循環器もしくは内分泌系の疾病に対応して、少しでも発症を抑えていくといいますが、かからないという方向を進めているということで御理解を賜っておきたいと思っております。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 結局は、そういった短期にしても資格についても、やっぱり機械的にやはり発行に至っては認めないと。

旭川市においては、12項目にわたる新たな国が示す基準以外にわたって、極力最低限のそういった生活者の保障をきちっと確立するという形の中で、他の市町村でもまだ少ないのですが、やっておりま

す。そういう意味では、そういったものをもっと町の基準として、ただ国が示したから、これでやらなければならないというのではなくて、地方自治ですから、地方自治体の裁量で、先ほども言いましたけれども、国会でも答弁ありましたけれども、そういうものを最大限に活用するというのも行政の役割だと思いますが、この点についても改めて答弁求みたいというふうに思います。

さらに、このままでは本当に納付される方、町も大変なのかもしれませんが、ここの原因というのは国の補助率削減に問題があるわけですが、やはり基金の一般会計からの繰り入れをやはりもうちょっと上増すると、そういう対策の中で軽減策をやはり講ずるといことも今必要だと思います。こういった点では、一般会計から繰り入れしているから、もうこれが限度だということを答弁されると思いますが、もっとやはりそれに対応できるような形をやはりとるべきだというふうに思います。

全体的には負担増になるわけですから、もう一度これらの点についての見解を求めたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 資格証といいますか、これらにかかわっての1点目の御質問でございますけれども、町といたしましても、この分納等の計画をちょうどいしながら進めるという面については、機械的に進めているということではございませんで、その状況を勘案しながら、納税のしやすい状況を設定しながら対応させていただいているということで御理解をいただきたいと何編も申し上げている部分でございます。

それから、もう1点の基金の状況等の考え方でございますけれども、これにつきまして担当としての考え方でございますが、あくまでこの特別会計につきましては、それぞれ加入をいただいております被保険者の方々と、それから国民健康保険につきましては、雇用主という形がございませんから、これについては公費の負担によって賄われているというのは御案内のとおりでございます。これらの中で、どうその財源基盤を構築しながら進めるかということですので、この点を御理解をいただきまして、現在ある基金を最大限にどう活用し、そして被保険者の皆様方に、より安心していただける体制を整備するかということが、私どもに課せられている内容だというふうに理解をいたしてございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 自分は、先ほど端的にお伺いしたのでありますが、この予算の提案者、町長の姿勢について、どうも懐疑心を持ちたいわけでは

よ。お伺いいたしましたら、税率8%と答弁してくださいました。現行条例では6.5%なはずなのです。なぜ根拠になってない8%で、以降税条例の改正案が出されているのですけれども、根拠のない8%で何で先議しなければならない。このことについては、まるきり常軌のさたではなく、紛れもなく議会軽視だと順序的に私はそう思う1人でありませぬ。

8%であれば、条例改正が先議でなければならぬし、このたびの8%の根拠の予算をもって審議することは、全く理不尽で能天気の姿勢は、全く許されるものではない。現行条例を尊重して、そして6.5%で予算を先議し、後ほど条例改正で8%の改正が議決されれば、その時点で今後において予算書を見直せばよいのが順序でありまして、このことについて理解したくても理解できないので、この辺の考え方の答弁を求めたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 暫時休憩します。

午前 9時35分 休憩

午前 9時36分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩を解きまして、会議に入ります。

ただいま、3番福塚委員に局長の方から答弁させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 今先議事項という形で3番委員さんの方からお話しをいただきましたけれども、予算と、それから条例がどちらが先かというお話ですけれども、議会運営委員会等開きまして、今までの先例、慣例を踏まえながら予算からということで審議をしていただくという決定をさせていただきます。

なお、同一会期中でございますので、先ほどどちらからということでもいいという判断をさせていただきますので、その点御了解を賜りたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 11番梨澤委員。

11番（梨澤節三君） 議運でやってもよろしいのですけれども、先例について全議員にわかるように資料を全部配付してください。そして、その結果でもって議運でこのようにということであれば納得するものですが、3番が言っていることも一利あるなというようにとっている議員も多々おられると思いますので。

法律があって、その法律多数決で変えましたよということにはならないのです。今何かそういうの

が多いような気がしますので、そのところよろしくをお願いします。

委員長（久保田英市君） 11番、先例の資料は既に皆さんに配付になっていると思うのですけれども、それであれしていただきたいと思います。

局長の方から答弁させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 11番梨澤委員の御質問でございますけれども、先例事項にはそういうことでございませぬ。あくまでも同一期間中の中で、条例と予算同一上程でございますので、今3番委員のお話の中で、先ほど条例が先か、予算が先かというお話でございますので、それについては、今までの慣例事項といたしまして、予算から順次審議をされているということで、議会運営委員会等でお諮りしまして、今回このような経過に至ったということでございますので、御了解いただきたいと思いません。

委員長（久保田英市君） 言わんとするところわかります。議決ですね、最終的にそういうことになるかと思えます。わかりました。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 自分は、先例を尊重しなければならぬという考え方にも立っております。しかし、これは町民の負担を仰ぐ事案ですから、少なくとも先例は先例として継承していかなければならないと思うもので、少なくともこういう住民の生活にかかわる、生命にかかわる、存亡にかかわる問題については、少なくとも議会の改革、議会の活性化、議会制民主主義、そのものを尊重するならば、少なくとも条例が先であって、かかる予算は後にするということが少なくとも改めるべきに、考え方に立つべきでないかと、私はそのように強調したいわけですが。

以上、よろしく委員長の進行をお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 今後協議させていただきたいと思えます。

15番村上委員。

15番（村上和子君） 5ページ、6ページにわたって、1目、2目にわたって、現年課税分1節ずっとありますけれども、退職、被保険者等、国民健康保険税、こしはどれぐらいの収納率を見込んでおられるのでしょうか、記載されておられませんのでお伺いしたいと思います。1目、2目にわたって、昨年は記載されておりましたのですけれども。

それと低所得者というのは、全体の人に対して何%ぐらいになるのでしょうか。その2点お伺いした

いと思えます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 15番村上委員の御質問でございますが、第1点目の収納率をどの程度予測しているかということでございます。

まず、一般被保険者の国民健康保険税といたしましては、おおむね95%を収納率の考え方として持たせていただいております。これらの過去のこれまでの収納率を勘案させていただいたものでございます。

それから、退職被保険者にかかわりましては98%を予測をしているものでございます。

それから、軽減にかかわりましては、今の段階で予測数値といたしまして、7割、5割、2割ということで軽減を受けられる世帯の状況では、55%ぐらいになるかというふうに総体としてはございません。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） そうますと、昨年は95%を見込んでいらしたと思うのですけれども、結果についてはどうだったのでしょうか。と申しますのは、今回2億6,643万円ですか、これは95%掛けての予算になっていると思うのですよね。説明の欄こんなに空いてますのに記載がございませんので、ちょっと不十分かなという気がしているのですけれども、ちなみに昨年その収納率95%はいかほどであったのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） ただいまの収納の状況でございますが、平成13年度につきましては、まだ14年度は出てございませんので、13年度につきましては、一般被保険者の部分の現年度分では、おおむね96%ぐらいまでだったというふうに思っております。それでいたしますと滞納部分がございますので、これが少し落ちてまして95%少しというところになるかと思えます。

それから、退職被保険者にかかわりましては、100%の収納をちょうだいしているところでございます。

以上であります。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

6番西村委員。

6番（西村昭教君） ちょっと二、三お伺いしたいのですが、5ページ、6ページ。この8%にしたということの予算編成なのですが、先にいただいた資料見ますと、今年度からいわゆる70歳から74歳が年々入ってくるということで、今現在この資

料で見ますと、現在で70から74歳の方が構成割合として11.54%だと思うのですよね。これが年々繰り上がっていくけれども、その下の65から69、これも当然老人保健に入る人が入らなくなったということで、これが予備軍になってくるのだろうと思うのですが、いわゆる14.32%ということで、今既に74の方は、これ75に入っていくと減っていくわけでありましてけれども、当然この65から69歳までの方のいわゆる14.32%の方が70歳以上になったときに、いわゆる今の1.5%のアップでいけるのかどうかという問題があると思うのですよ。19年度に制度がかなり国の方で変わるという話は出てますけれども、中身はわからないのであれなのですが、この方々が比率が高いのですが、これが仮に14%なりアップすると、今の1.5%の試算でいくと、かなり台所事情としては厳しくなると思うのですよね。そこら辺どういってらえ方するか1点と、それから今までのいわゆる老人保健に拠出していた金額が31%になるということなのかな。31%ですね、歳出ベースで。これが今医療費負担にすると、現在14.1%が31%になるよと、74歳になったかと思うのですけども、そこら辺でいくと、この老人保健の拠出金の部分がどれだけダウンするのか、もっとふえる可能性があるのか、減る可能性があるのか、そこら辺ちょっと勉強不足であれなので、そこら辺がわかれば教えていただきたいのと、それから先ほど同僚委員の方からも質問がありましたが、いわゆる低所得者なり生活困窮者に対する対応、それから滞納者に対する対応なのですが、いわゆるこの制度の中身としては、負担に耐えられる層にある程度負担がかかってくるという部分もあるのですけれども、いわゆる所得に応じて、全く所得のない人はそこにかからんわけですから、そういう部分でいくと、いわゆる本当に低所得あるいはもうゼロという方々については、私はそういう滞納者は余り少ないのかなと。ある面で、非常に負担も少ないわけですから。むしろ払うべき立場にいる所得がありながら、払わないというような方々の滞納者が多いのかなというちょっと受け取り方するのですが、そこら辺実態としてどうなのか。

それと、全くの生活保護世帯というのは、これも全く負担する必要はないだろうと思うのですけれども、今私の疑問に思うところ、もしわかればそこら辺のところもちょっとお教え願いたいと思うのですけれども。

以上、3点お願いしたいと思えます。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） まず、西村委員の御質問にお答えをしたいと思います、まず第1点

目の新たに老人保健法の改正によりまして、10月まで70歳から75歳まで年齢が引き上げられるということによって、どれぐらいの国民健康保険として負担がふえるのかということにつきましては、実質数字ということではなくて、考え方として申し上げたいと思いますが、少なくともこれまでは老人保健の部分で対応してございました9割の給付というが、そのまま国民健康保険に残った形で進められるということをごさいますして、御承知のように国民健康保険では本人負担3割でありますから、その2割の差というものは、当然にして増加をしていくということが現実でございます。

加えまして、資料でもお示しを申し上げましたが、69歳までのお一人当たりにかかります医療費と、それから70歳以上にかかります医療費の差が非常に大きいというのが現実でございますして、医療費そのものが高くなることと、合わせまして9割の給付であるということについては、非常にその予測として、国民健康保険側の負担が大きくなっていくということについては避けられない内容であるというふうに思いますし、加えましてそのことをごさいますので、国民健康保険税の税率アップを含めて、今回の予算計上をさせていただいたものであります。

それから、老人保健の拠出にかかわりましては、当然1歳年齢ずつこの5年間に減額、人数が下がってくるということが現実でございますので、当然その部分でまず1点とらえをいただきますと、それは下がってくる。ただ、老人保健の拠出にかかわりましては、あくまで全国のレベルで論じられていくものでございますものですから、前々年の実績に応じて、その拠出額が保険者として負担を求められるということでございますので、単純に上富良野だけで設定ができないということが一つございます。しかし、間違いなく1歳ずつ年齢が減ってきますということだけは確実にございますので、これも資料にお示しいたしましたとおり、減じてくるということは現実であろうというふうに思っております。

ただ、間違いなく高齢の方々が総体としてふえていっているということもございますので、引き上げられていく過程の中で減りますが、それらについてもまた減るといいますか、横ばいですと参りますので、その分については金額的には下がってくるだろうという予測を立ててございます。

それから、次に3点目の低所得滞納等に対応しての内容でございます。所得の低い部分でも、その対応どうなっていくのかという問題でございますが、確かにいろいろな課題がその中にあるかもしれませんが、軽減を受けるための対応といたしましては、

7割、5割、2割の軽減を受けるということにつきましては、応能、応益割合と。御承知のとおり、軽減を受ける部分につきましては、応益に対応しての減額でございます。したがって、その応能、応益割合、いわゆる所得等にかかわるものと、それから応益の割合がおおむね50をめぐりにつくりながら、その応益割合をどこまでも軽減していく方法としてございますので、これを受けていけるような形をとっているというのが制度でございますので、ここに全くかけないという形をとりますと、軽減も受けられなくなるという形態がございますので、それらの制度上の内容として御理解を賜っておきたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） そうすると、今お聞きした中で判断すると、今先ほど言いました老人保健の拠出については、対象人数が減るといふ部分でいくけれども、全国ベースの問題があって、全国一律だということが説明だったと思うのですが、これ仮に今この資料で、先にいただいた資料見ますと、いわゆる保健の給付額が70前と70上に行きますと、約6割くらい違いますよね、これ見ますと。6割の余計かかるのだよということ、病気の内容はちょっとわかりませんが、そういうことを考えますと、いわゆる先ほど僕申し上げました、今70歳以下の65から69歳の方の14.32%ですが、この方々が全部この中に入ってくるということになって、医療費としては当然数字としては非常に膨らむというところからいいたいと思うのですよ。そういうことも想定しているの、肝心なところでお聞きするのですが、いわゆる今1.5%を引き上げていくことによって、基金の支消も含めて、前の説明のときには、いわゆる18年度まではそういう状況で進めていきたいよと。19年度に制度の改正があるだろうということ、それ以上のことはわからないということの部分だろうと思うのですが、そのときは既に基金が、資料で見ますと700万円しかないということになるのだろうと思うのですけれども、これを仮に1年延ばしたとするならば、当然18年度の七百何十万円というものは、当然事前になくなるわけですが、そうすると、例えば16年度で引き上げていくといったときに、これ1.5%ベースでは、私はならないという判断するのですけれども、そういうぐあいになったときには、今の1.5%よりもいわゆる高い負担で予算を立てていかなければならないという状況が出るのかどうか。

基金も当然上げなければなくなっていくわけでは

から、そこら辺のところははっきりしたものは言えないかもしれないですけども、今までの私の記憶では、当然上げざるを得ない状況が出てくるのかなという予測がされるのですけれども、そこら辺どうなのでしょう。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（米田末範君） 西村委員の御質問でございますが、現行の1.5%の引き上げを1年先送りした場合はどうなるかという御質問だろうと思うのですが、それにつきましては、本年度実質的にいきますと、明年につきましては、おおむね8.5まで引き上げなければいけないのかなというのが一つの試算でございます。仮に本年度上げないとすることによって、去年の10月に所得税の算定の見直し一つございまして、これらのベースによって減収になるところの1,300万円等がございます。そうしますと、現在御提案の中にごございます基金の支消については、7,500万円程度見込んでございますが、さらに1,300万円加わって、基金の支消が8,800万円程度になろうかなというふうに予測をするところでございまして、明年度の8%の改正でいくとすれば、基金の残高については、さらに支消いたしますと若干下がりまして3,400万円程度、平成17年度につきましては1,200万円程度の残となるところでございまして、平成18年に至りましては、どうしても不足額が、基金の支消でも間に合わなくなるということがございます。したがって、どうしても税率としては8.5まで引き上げざるを得ないのかなというふうな試算として現在持っているところでございます。

ただ、御承知のように、国民健康保険にかかわりまして、いずれも医療費の給付がどれくらいいかということ、その結果として生まれていくものであるということだけは、前段ぜひ御理解を賜っておかなければいけないことでありまして、大体月に平均いたしまして、3,500万円から4,000万円の保険給付費を現状支払っているというのが現実でございますので、その辺のところも加味をいただきたいというふうに思います。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 6番西村委員。

6番（西村昭教君） 今の説明では、はっきり正確にきちとこうだと言いつけるものは、こういう制度の病気を治療するということですから、言い切れないと思うのですけれども、今の1.5%が次年度に2%は上げざるを得ない状況だと、国保会計の考え方からいけば、そういうとらえ方でいいのです。

それと、それからいわゆる会計上基金も支消し

た、なくなったという中で、最終ラウンド、赤字決算になることも、私はある面では予測し得る部分だと思っております。そういう部分でいわゆる赤字を一般会計からただ補てんするというような考え方には、この国保会計の場合はちょっとならないと思うのですよね。いわゆる平等制という問題もあると思うのですが、その部分で多分できた赤字というのは、次年度の会計の中でまた解消する予算編成になるかと思うのですけれども、当然それだけで済まない、繰入金も数字としては大きくなるのかなと思うのですけれども、余りこの一般会計からたくさん入れるということは、考え方としては私はちょっとどうかという疑問視するところあるのですけれども、いわゆる今平等制といいますが、負担していただいている加入者の方々の応能、応益割という中に、余りにもたくさんそういう一般会計の数字が大きくなって入っていくと、そういう平等制というのは、かなり私は変わってくるのかなと。変わってくるというか、平等制が平等でなくなるというか、公平性でなくなるといいますが、そういうような事態になりかねないのかなという気がするのですけれども、そこら辺ちょっと私も勉強不足で申しわけないのですけれども、そこら辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 西村委員の御質問でございますが、当初にもお話し申し上げましたが、国民健康保険特別会計につきましては、国保税そのものが目的税でございます、いわゆる被保険者の方々の御加入によって運営されているものでございます。加入していただいている皆様方と、それから雇用主としての立場がございませんので、公費の負担をもってつくり上げていくというのがこの制度でございます、本来は50%50%というのが一般のいろいろな保険関連のものがそうありますが、そういう中で進めているわけですが、加入の特性がございますので、高齢の方々等の加入が非常に高いということもございますので、そういうベースでいろいろな国の制度がございます。現実として展開されているということから考えますと、いろいろな保険がございますので、それぞれに御加入になっているということがあれば、国民健康保険にあっても、その部分については、その被保険者の方々と公費の負担割合ということで展開されるものではないかなというふうに思います。それが一つの保険の基本になる考え方ではないかなというふうに思います。

もう1点は、一般財源は別といたしまして、仮に単年度ベースで赤字ができた場合には、どうなるの

だということになれば、当然にして一時借り入れを起こしながら、それを翌年でいろいろな税負担等を含めて整理を、翌年で解消せざるを得ないというのが現状の国保会計の運営上の考え方でありまして、

以上であります。

委員長（久保田英市君） ほかになければ、これをもって終わりたいと思っておりますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第2号の質議を終了いたします。

これより、議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を議題といたします。

ここで提案者より補足説明があれば、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質議に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第3号の質議を終了いたします。

ここで説明員が交代いたしますので、自席で少々お待ち願います。

これより、議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質議に入ります。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 介護保険料という形の中で、今回も税率が自動的に変わるという形の中で、若干ふえるという状況になってきています。それでお伺いしたいのは、いわゆるあわせてお伺いしたいのは、介護報酬等が今度変わらしまして、それに伴う負担増というのも当然起きるかというふうに思いますが、この点はどのような変化になるのか、それぞれ要支援から5までのですね。

それともう1点は、いわゆるショートステイという形の中で、短期入所の問題についてお伺いいたしますが、確かに計画的に介護認定を受けた方、この点については、ショートステイの何日か入所するというのはわかるのですが、しかし突発的にいわゆる利用しなければならぬという方が、最近上富良野町でもふえてきています。それに伴って、上富良野町の対応はそれぞれの、上富良野町でなければ他の市町村を紹介しながら、そこで何とかカバーするという状況になっているかと思っておりますが、そこでお伺

いしたいのは、やはりそういう突発的に出た場合の短期入所におけるやはりベッド数をふやすなどの具体的な対策というのが、これから求められるというふうに考えておりますが、この点。

さらにお伺いしたいのは、今回のいわゆる身体介護等のその料金体系も変わりました。身体介護で言えば、30分未満では、約前回よりも210円少なくなると。1時間未満では、約4,020円という形の中で、大体同額ということになっているかと思えます。生活援助で言えば、30分以上1時間未満で言えば550円、1時間以上で言えば690円の減額要素ということになりますので、この点を考えた場合に、上富良野町における身体介護、生活援助における時間帯はどのようになるのか、このマイナス要因によって、いわゆる生活援助がこの時間帯でふえれば、当然介護報酬等も減るという状況にもなりますが、この点はどのような実態になっているのか、お伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢委員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の介護報酬の改定に関しましての、これがどのような介護保険の給付等の影響が出てくるのか、変化されるのかという御質問でございますが、御承知のとおり介護報酬の改定につきましては、在宅サービスにかかわる部分が若干全体的に0.1%ほど現行より改定が増となっております。施設については、平均で4%減というふうになってございますが、これらの全体の中で、町としては在宅を軸にした介護保険サービスの供給提供の中で組み立てをさせておりますので、これらについては、介護報酬の改定に伴って大きく変化するというような要素は特に出ません、ただ現実的に要介護認定者数が少しずつ増加してございますので、これら介護報酬が下がったとはいえ、当然これらの方々の利用者の増加の中で保険給付費等の増も見込んでおるところであります。

次、2点目でございますが、ショートステイの突発的な利用の必要な方に対することで、その対応についての御質問でございますが、今現在特養に10床のショートステイがございます。これらの中で、今稼働率はかなり高い状況でございます。加えまして、このショートステイの中には、療養型病床の医療施設に、これの空きベッドを活用した中で、療養介護の短期入所というサービスもございまして、これらについての、そういう緊急的な支援の必要な方についてのサービスの利用をお勧めしているところでもあります。

それから、次に3点目の身体介護、生活援助の関

係の、これにつきましても介護報酬の関連でありませぬけれども、これにつきましては、身体介護につきましては55%、それから生活援助の関係につきましては45%という割合であります。

以上でございます。

失礼しました。お答え漏れがございました。

ベッド数の対応でございますが、町立病院等の療養型ベッドの見直し等も含めた中で、これら療養型の空きベッド、ふえることによる空きベッドを有効に活用した中でのショートステイというのも考えてございますが、今現時点では、新たにベッド数を増床するというにはございません。したがって、今療養型の医療設備につきましては、医療系と介護系というものがございまして、この医療系のベッドを空いているときに有効活用するというような中で、今後対応していくような考えでございます。

委員長（久保田英市君） 他にございませんか。

12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 今担当の課長の答弁聞いてましたら、十分対応できるのだというような話かというふうに思いますが、本当にそうなのかというところで聞きたいのですが、実際その受けとめ方によって差があるのでないかと思いますが、この点お伺いいたします。

それと、特別養護老人ホーム等にかかわって、介護報酬の問題ですからお伺いしたいのですが、全体で報酬が下がりました。こういう上富良野町の中で歩いてましたらこういう話が、今後報酬等が下がるから、いわゆる軽度の人にはなるべく早く出てほしいというような、そういう表現は使いたしません、そういう形にやっぱり言われたという方がおります。実態は結局何なのかということなのです。ここで問題になるのは、いかなればいわゆる要介護度が下がれば、低位の人たち、重い介護になれば診療報酬のいわゆる削減幅も小さいのですが、逆に低くなれば大きくなるという形です。そうすると、いわゆる経営が大変になるという形で、自動的にこういう軽度の方については、なるべくならいろいろと家族と相談していただいて配慮したいというようなことだと思うのですが、実際こういうことが上富良野町の中で起きていないのかどうなのか。これは重要な問題ですから、せっかく介護が認定されて、実際そういう話があるとすれば、社会的なもので、これをまた容認すれば、町としてもこれはどうなのかという問題がやっぱり起きるといふふうに思いますが、この点。

さらに、いわゆるヘルパーの訪問介護が生活支援においての組み立て方によっては、手痛いやっぱり

マイナス部分も出てくるということは、今回の診療報酬でも明らかになる。国の方では手厚い診療報酬の改善だということを言っているけれども、部分的に見たら、やっぱり減額要素が出るという形の中で、どんどんその影響というのが、これから恐らくまだ顕著になって出てくるのだらうと思いますが、この点なんか也十分、仮にそういう問題が出てきたとしても、やっぱりこの時間帯によって閉め出さないというような対策も、きっちりとする必要があるというふうに思いますが、この点についてもお伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 1点目のショートステイのベッドの対応の関係でございますが、先ほどもお答えしたとおり、現状としてはそういうような状況にはないというように判断してございますが、将来的な今後の状況を踏まえた中で、ひとつの検討課題かなということを押さえさせていただきたいと思います。

それから、2点目の特別養護老人ホームの、これも介護報酬の改定に伴うことでありますが、軽度の人の対象ということにつきましては、町の私どもはそういうような事例は聞いてございません。

次、3点目でありますけれども、ヘルパーの訪問介護の関係でございますが、これにつきましては、介護報酬の改定はございましたけれども、これらについての時間帯によってのそれぞれの個々の利用の必要性については、この介護報酬の中で十分今後対応していけるような形で運営していきたいという考えを持ってございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 総体的に十分ということの話だと思うのですが、その実態があれば大変な問題ですから、十分聞き耳を立てて、ぜひ対応していただきたいというふうに思っています。

それと、このケアプラン作成の中で話聞いてきたら問題だと思うのは、例えば独居老人、あるいは老夫婦世帯という状況の中で、実際そのケアプランを立てようとしても、短期入所だとかいわゆるそういうデイサービスがなかなかいっぱいだとか、費用負担がかかるといって形の中で、やっぱりケアプランが立てられないと。ならば短期入所で利用したくても、いっぱい満床という形の中で、実際やはりそれをなるべく、例えばAという人がいたら、この人は要介護によって入所の日数も違いますけれども、何日間入所させていれば一番いいのだがと、だけれども現状見たらいっぱいであったりだとか何とかという形の中で、なかなか難しいというような、そういう話も出てきています。

それと保険料に至っても、なかなかこれは下げないということではありますが、やはりアンケート調査でも、若干の方が保険料の軽減を求めているという形が、声があります。実際聞いても、その保険料については、やはり軽減してほしいという声があります。どの部分が一番多いかと言えば、軽減世帯の部分だとか、いわゆるそれに準ずる生活保護世帯、適用を受けているという方なのですよ。そういう基準に該当するような方々、こういう方々がそういう声をやっぱり望んでいるわけです。そういう状況あるのに、今回町においては、これにかかわる制度負担を、逆に負担を増するという形になってきている。そういう意味で、今経済的にも大変だという状況の中で、利用料等の軽減がふえるという状況になってきているわけですから、こういう問題をきっちりやっぱり従前の軽減策の率にやはり戻すと、そういう対策というのも必要だし、実際そういう声というのをどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 12番米沢委員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、介護サービスの利用に当たってでございますが、独居老人の方も含めまして、その利用する方にとっては、それぞれの所得の状況とか、あるいは介護者のいるいないの家庭の状況、いろいろさまざまな状況がございますが、常にケアマネージャーがケアプランを立てるときには、それらのいろいろな家庭の状況を踏まえた中で、御本人あるいは家庭との話の中で、このケアプランを立てさせていただいてございますので、これらについては、そういうことで御認識をいただきたいと思っております。

次、2点目でございますが、低所得者に対する介護保険料の軽減ということの御質問でございますが、これにつきましては、この第2期、15年度から新たな介護保険事業が始まりますが、この第2期におきましても、介護保険料の基準額につきましては変わってございません。ただ、今御質問の低所得者に対する軽減につきましては、従来から委員がおっしゃられている点でございますが、これまでもこの制度上の趣旨を皆さんの応分の広く薄くというような応分の御負担ということの制度で、この介護保険料についての御理解をいただいている中で、そういうことで被保険者の皆さん方には御理解をいただいた中で、この介護保険を運営していきたいという考え方でこれまでもお答えさせていただいております。

実際に、現実にこのサービスを必要とされる方、要介護認定を受けてサービスを必要とされる方に対

する軽減策について、利用の軽減策につきまして、十分意を尽くして運営をしていきたいというような考え方でございまして、御理解を賜りたいと思います。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 第1被保険者保険料の収納必要額でございますけれども、昨年に比べまして113%から今度134%、21%上がってます点と、国庫支出金の調整交付金、保険給付費が6.56で、これまた約1%近く上がっているのは、どういう理由によるものなのでしょうか、お伺いいたします。

あとは変わってないようでございますけれども、この変わっている部分につきまして。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 15番村上委員の御質問でございます。2点の御質問ですが、まず介護保険料の関係について、前年度と比べての御質問でございますが、御承知のとおり、介護保険の事業計画の見直しを、第2期として見直しをさせていただいておりますが、その中でこの15年度から17年度までの介護報酬費用額を3カ年平均した中で、これらの介護保険料が算定されてございまして、この3カ年の平均の中での、初年度ということでの保険料でございまして、そういうような形で前年度、12年度から14年度までの年々介護保険給付費が増加してございますが、この15年度から17年度までの保険給付費の推計を見た中で、それに基づいて国のワークシートに基づいた保険料の算定をしていることで、前年度より増額となっているところでございますし、国庫支出金、これにつきましても同じようにこの国庫負担の基本額の対象額につきましては、この保険給付費が基本となってルール計算上の部分の負担率でもって算定したものが増額となっているところであります。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員。

15番（村上和子君） 介護保険料は3年ごとに見直しということで、本年度介護保険料の改定になりますけれども、ほぼ変わりなしと、3,050円とお聞きしておりますが、そうすると、なぜこのようになるのかなと思ったものですから、15年から今度3年ごとに見直しをするのですよね、介護保険料というのはね。改定に当たっては、こっちは3,050円だと、こうお聞きしてまして、これではほぼ変わらないなと思っているのでございましてけれども、そこら辺の見通しがちょっとどうなのかなと思ったものですから、もう一度ちょっと済みませんが。

委員長（久保田英市君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） だいまの介護保険料の関係でございますが、この介護保険料の基準額でございますけれども、現行のただいまの保険給付費の推計の中で算定した額が3,004円という金額となるところでございます。この3,004円につきましては、この4円を、端数部分につきましては、介護保険の基金でもってこれを対応していくというようなことで、被保険者の皆さんからいただきます保険料につきましては、3,000円で設定をさせていただいているところであります。

委員長（久保田英市君） 介護保険係長。

介護保険係長（鈴木真弓君） 村上委員さんの御質問にお答えいたします。

第1号被保険者の保険料が昨年より増になっている理由でございますが、65歳到達者を15年度見込みを2,639人を見込んでございます。

なお、保険料につきましては、基準額を中心に階層別に分けてございますので、昨年より1号被保険者がふえた増によるものです。

以上です。

委員長（久保田英市君） ほかになければ、これで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） ここで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時50分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第5号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） まことに申しわけございませんが、予算及び予算説明書の訂正をお願いしたいと思います。

歳出の部分ですけれども、8ページの28節とある公課費を27節に、8ページでございます。28節を27節に。

また、説明欄の自動車従量税、従う字になってますけれども、これを重たい重量税に訂正お願いしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（久保田英市君） 以上で補足説明を終わります。

これより、歳入歳出を一括して、予算全般の質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、議案第5号の質議を終了いたします。

これより、議案第6号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これより、歳入歳出を一括して予算全般の質議に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、議案第6号の質議を終了いたします。

次に、これより議案第7号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これより、歳入歳出を一括して予算全般の質議に入ります。

12番米沢委員。

12番(米沢義英君) 私、待機者の問題についてお伺いいたしますが、近年重複されているという方もいるという話ですが、実際過去5年ぐらいから比べても、特養を利用したいという形の中でなかなか利用できないと。他の施設に回っているという形もいるかと思いますが、実際のそういう方も含めて、待機者というのは実際何人ぐらいおられるのか。

やはり施設がふえれば、その分だけ介護保険にシワ寄せが来ると、負担料が増えるという形の中で、結局国がそういうところに対するきちっとした財政措置を行ってないという問題の中で、地方自治体も、この増床にはなかなか及び腰だと。道においても、基準を満たしているからということですが、感想として実際本当に実情に合った、いわゆる介護の病床数に合った、いわゆる上富良野50床ありますが、妥当かどうか、この点についてまずお伺いして、その実態等についてお伺いしたいと思います。

委員長(久保田英市君) 特別養護老人ホーム所長、答弁。

特別養護老人ホーム所長(林下和義君) 12番米沢委員の御質問にお答えいたします。

待機者につきましては、現在65名おります。上富良野につきましては35名、中富良野から6名、富良野から17名、他町村から、ほかの町村7名、

合わせて他町村からは30名ということで、合わせて65名という状況になっております。そのうち上富良野からは35名のうち、特に内容等精査いたしましてケアハウスから2名と、それから町立病院の介護施設からは5名と、医療の関係からは2名と、一般の病院からは1名ということで、町立病院からは8名と、それから洪江医院さんから1名ということで、施設からは11名が申請が上がっております。それから、富良野の老健からは5名、北の峰ハイツから1名、それから北の峰病院から2名、富良野西病院から1名、北湯沢温泉から1名、養護寿光園から1名、老健サニーヒルですか、これから1名と、芦別から1名ということで、合計で13ということで、上富良野の申請からは、35名がこういう施設から上がっておりまして、緊急性の高い在宅ということで、特に急ぐものは11名が現在申請上がっておりまして、上富良野では35名が入所しているような状態でございます。

うちでは指針を決めまして、介護度とそれと待機場所、それと在宅における状況等、それらを勘案いたしまして点数制と、それらを合計点数の高い順の者から入所を決定をいたしまして、現在入所いたしております。

先般、国の方から基準指針が示されまして、今後そういう基準は改めます、しなさいよということに指針が出まして、先般沿線の6カ町村、全国的にもそういう指針が出ましたので、うちの方も沿線町村、各施設を同じような統一指針になるように、今後4月1日から同一指針になるように改めるように、4月1日から改善するように進めております。

現在の指針については、3月31日まで取り扱いをしていきたいということで、今後につきましては、中富良野の中富こぶし園、南富良野一味園、南富良野の施設等、沿線6カ町村ありますけれども、この施設については、同じようなレベルで指針を統一してやっていきたいと、このように思っております。

委員長(久保田英市君) 12番米沢委員。

12番(米沢義英君) これから要介護にかかわって、介護の方がふえるという状況になれば、おのずといわゆる老人ホームを利用したいという方がふえるかと思いますが、そういった意味で、現行のベッド数では不十分だということは、これは言えるかどうかお伺いしたい。

それと今回入所にかかわって、介護報酬がかかわって若干収入の見合った分のマイナス要因だとかプラス要因だとかというのがありますが、実際上富良野町では、どういう収入体系の中で、この予算をいわゆる組まれているのか。主に要支援、介

護1から5という形の中で、低い介護度においては収入が減るという形になってますので、そこら辺はどういう収入における影響額というのはどのようにしているのか、お伺いいたします。

少々あわせてお伺いしたいのは、このベッド数をやっぱり増床するというのも当然必要な時期に来ているのではないかと。町の計画では、居宅介護ということで、なるべく自宅という形の中で介護ということで基本に進められている。これは大変いいことだと思います。しかし、一方で実際それに合わない、何らかの形の中で、やっぱり家族介護の中でお年寄り同士が見ると、あるいは1人で生活しなければならない。家族がいてもなかなかそういう状況の中で見れないという状況になった場合に、やっぱりホームヘルパー体制の充実も含めてなのですが、こういうベッド数の増床というのも、一定数考慮に入れる時期だと思いますが、町長はそこら辺についてはどのようにお考えかお伺いいたします。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、ベッド数の問題でありますけれども、これにつきましては、広域の中で今十分対応を図っていかなければならないというふうに思っております。今この富良野圏域の中で、この施設を有していないのは占冠村でありまして、占冠村は、この施設の設置に向かって国に働きかけていると。これにつきましては、広域の中でもバックアップしながら、ともに5市町村連携をとりながらその対応を進めているところでありますが、なかなか難しい状況でございます。今後の課題として、この単独町で対応ということではなくて、今後は広域の中で十分これを対処していくように進めていかなければならないというふうに認識いたしております。

委員長（久保田英市君） 特別養護老人ホーム所長、答弁。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） 現在入所している内訳数につきましては、介護度1の方については4人、介護2につきましては8人、3につきましては14人、4につきましては10人、5につきましては15人ということでございます。これはあくまでも全部で52人ということで、平均介護度は3.5ということになっております。

金額につきましては、あくまでも利用料の1割ということになっておりますので、所得に応じてということにはなっておりませんので、金額は必ず費用の1割負担を納めていただくということになっておりますので、生活保護につきましては、生活保護法の適用をそれぞれしていただくということになっておりますので、それぞれ介護保険につきましては、介護保険の9割をそれぞれいただくと、本人は1割

を払っていただくということになっております。

委員長（久保田英市君） 9番岩崎委員。

9番（岩崎治男君） 2ページの歳出、サービス事業費の1の委託サービス事業費と3項の委託介護支援事業費、この支援とサービスの内容の違いについてお尋ねをいたします。

なお、3ページの歳出ですけれども、サービス事業費でもって、前年度対比でもって902万4,000円の増を見ているところですが、これの内容についてもお伺いをいたします。

委員長（久保田英市君） ラベンダーハイツ次長。

ラベンダーハイツ次長（川鍋マサ子君） 9番岩崎委員に対してお答えいたします。

居宅介護支援事業費ということで、サービスの中で介護というのは要介護、支援は要支援という意味で、両方兼ね備えた形になります。介護度の1から5までが介護サービスと言いまして、それから支援というのは要介護、介護度の一番軽い要支援を意味しております。

3ページのサービス事業費に関してですけれども、この件につきましては、居宅介護事業所、それを開設いたしまして、そのところの部分がふえている部分になっております。

あと全体といたしまして、賃金の見直しを図りましたので、この部分がふえている要素になっております。

委員長（久保田英市君） ほかになければ、これをもって議案第7号の質議を終了いたします。

次に、これより議案第8号平成15年度上富良野町水道事業会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質議に入ります。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 大変恐縮ですけれども、14ページの10節の交際費、目的別支出であるからして、ここに計上されていると思いますが、一般会計になじまない経費、下水道固有の交際費的な性格だと思っておりますが、この1万円の性格について御説明いただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 上下水道課長、答弁。

上下水道課長（早川俊博君） この交際費の1万円の件につきましてお答えさせていただきます。

この1万円につきましては、例えば特にこれといった目的はないのですけれども、何かのためにということで項目だけ起こさせていただいたというこ

とでございます。

委員長（久保田英市君） 3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 大変恐縮ですけれども、目的別で予算書はつくってあると思うのですよ。町長の交際費は、一般会計で特別会計ですから、一般会計の300万円で町長交際費だったと思っていますけれども、記憶していますけれども、そこでフォローできるのでないかと思うのですよ。極めてこの会計については、少なくとも一般会計から2億円からの繰り入れをしているわけですよ。その中で目的を持たない交際費の、極めてその交際費というイメージからしても、目的を持たない交際費であれば、今後計上しないことをここでお願いをしておきたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、これをもって議案第8号の質議を終了いたします。

次に、これより議案第9号平成15年度上富良野町病院事業会計予算の件を議題といたします。

ここで、提案者より補足説明があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これより、歳入歳出を一括して予算全般の質議に入ります。

18番向山委員。

18番（向山富夫君） 17ページの資本的支出の中で1点お尋ねいたしたいと思いますが、資本的支出の中の資産購入費ということで、医療機器1,960万円計上されておりますが、4月1日から医師が新体制のもとで診療が開始されるということで伺っておりますが、新しい先生を迎えるに当たりまして、その先生の、新しい医師団の能力を100%発揮していただくために、その先生のリクエストもある程度伺った上での、意味での医療機器の整備ということで理解してよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

委員長（久保田英市君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 18番向山委員の御質問にお答えいたします。

医療機械の整備でございますが、この整備に関しましては、昨年度病院の中において病院経営改善検討会議という組織がございます。その中において医療機械の整備計画、5年間にわたって計画的に整備をしていこうといったことで、それぞれの部署からこの5年間にかわる整備、新規に購入するもの、また一定の年数が経過していることでの更新整備と

いったことで意見交換をした中において整備計画を定めました。

そんなことから、本年度計上しております医療機械につきましては、こういった組織の中において計画をしたものということでございます。そんなことで、新しい体制の中においてこれが必要と、これを更新しなければならないといったようなことではございません。病院における組織の中において、計画的な整備計画を図っていこうという計画の中のものでございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 18番向山委員。

18番（向山富夫君） そうしますと、例えば今度お迎えする先生が、お聞きいたしますと非常に皆さんから期待が持たれている先生だということで伺っておりますけれども、やはりそういう患者さんから非常に信頼をいただくというバックボーンには、当然個人的な資質もあるでしょうけれども、そういうような能力を十分発揮するような病院のもとで医療行為がなされるがために、十分にその力を発揮できたという側面も否定できないのではないかなというふうに感じているのですが、そういうような観点から、今度お見えになる先生方が少しでも町民のためにということで、ぜひともそういう機器面で整備をしてほしいのだと、そういうものがあればさらに一層の診療の充実が図れるというようなもし要望がなされたとすれば、これは事務長にお尋ねするのがいいのか、町長にお尋ねするのかわかりませんが、そういうような事態、要望がなされた場合には、それに対応し得るような気持ちがあるかないかお尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 18番向山委員の御質問にお答えさせていただきますが、委員御発言のとおり、新たな院長を中心とした病院体制で新年度から進むわけではありますが、御質問の件につきましては、今後新院長と十分調整をさせていただきながら、要望には極力こたえるように対処していきたいというふうに思っております。今後の課題として調整させていただきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 私は2点ほどお伺いしたいのですけれども、1点目は町長にお伺いしたいと思います。

この病院は、相当今までにアンケートをとり、特別委員会も開いて喧々諤々やってきましたわけですが、それには医師の対応、病院の経営、経済、私はこの三つにあるのでなかるうかと思っていたわけでございます。そこで、今回町立病院は平山

院長も定年、富永副院長もどこかの病院に行くというように、上富良野町立病院は今が一転する時期に来たのではないかと、これがスタートだと私はこう考えているわけでございます。

そこで、今までは医師の不足というようなことで札幌医大、旭川医大、両医大にまたがって、寄附金が少なければ医師が来ないというような時代があったのですけれども、今の時代は、そういう時代はもう終えたと、私はこう判断しているわけでございます。

そこで、私は思うのです。中富良野町も15年前に歯医者を見て、そこに医師が来ていただいて協力するというような医師の足りない時代があったわけです。当町も看護婦宿舎も建て、そして何とか看護婦さんに来ていただきたいと、こういうような時代がずっと来たわけでございます。ところが、上富良野町は看護婦宿舎も満足に使わないで終わったような時代でございます。これからは一転して世の中も変わり、時代も変わったわけでございますが、ここで町長に言いたいのは、今までの15年間の喧々諤々した時代が終わったのだから、今度一転して、この上富良野町立病院は腹の中から変わる時代だと、私はこう考えているわけでございます。

尾岸町長、三好事務長というこの二人の中で、病院を一転して変えていただき、これから病院のことは余り議会にも出てこないような姿にしていっていただきたいと、こう考えているわけでございます。

そこで、町長に言いたいのは、この旭川医大1本になったと、非常に何十年の心配、経験、いろいろな問題をマスターしてきたわけでございますが、今度は町長は真剣に旭川医大1本で行くのだから、これは何とかしてこれから上富良野町立病院をしっかりと、余り議会でもめ事のないようにしていきたいと、いってもらいたいと、私はこう思っているわけです。

道議の話を聞くと、中富良野町立病院、上富良野町立病院は合併して立派なの建てるといような道議の先生方、言う方もありますが、そんなことに私は簡単にならないと思うのです。そこで町立病院のこれからの腹の中から、内臓から変わるので、しっかり、後で失敗したというようなことのないように、そして私は思うのは、報酬を出している以上、いろいろな問題が今まで複雑な問題がついているわけですよ。名前もつけないでいいものを、副院長2人も3人もついたり、そういうようなことでお金を支払っているという時代がずっと続いたわけです。今度はそんなことのないように、ひとつしっかりと判断をして経営に当たっていただきたい。町長にこの問題を私はお願いしたいと、こう

思っているわけでございます。

その次、事務長には、この予算の13ページに病院の医師の給料、昨年が四千五百何ぼ出ているわけです。ことしも出ているわけです。それで出張医の給料も出ているわけです。そう変わってないのです。出張医の交通費も余り、10万円か20万円しか変わってないと。こういうようなことで、これことから医師も変わるのですが、どういうふうな計算で昨年と同じになっているのか、その辺のことをひとつお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いしたいと思います。

以上です。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番徳島委員の御質問にお答えさせていただきますが、13ページの件につきましては、事務長の方からお答えさせていただきます。

委員からお話しありましたように、新たに新年度から病院の医師体制が変わると。どうにか今旭川医大1本になった運営をしていくわけでありましたが、これからも旭川医大の指導と協力を得ながら、町立病院の運営を進めていきたいというふうに思っております。

今病院を取り巻く環境というのは非常に厳しく、医療保険制度あるいはいろいろな面で改革がなされて、小さな病院の経営というのは非常に厳しいわけですから、経営そのものについては大きな変化が出てこないのかなというふうに思うところでありますが、新しい院長を中心とした病院のスタッフの皆さん方が、町民の皆さん方の健康を管理、維持していくという面において、より一層地域住民に信頼される病院経営をしていくということが大きく公設病院として課せられた任務であるというふうに思っておりますので、これからは新たな院長を中心とした中で、私も病院経営の合理化、健全経営の推進に向かって、より一層努力をしていかなければならないと。

今現在繰り出しております繰出金につきましても、少しでも削減ができるようにということで努力してまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御協力、御支援をお願いしたいと思う次第であります。

新たなスタッフで進みます15年から、これが今委員からも御指摘ありましたように、新たにスタートする点については、私も十分に意識をしながら、新しい院長との病院経営を進めていくように努めていきたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 町立病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 14番徳島委員の

御質問にお答えをいたします。

職員給与にかかわる給料の額において、前年度予算計上と差異はないといったようなことでの計上、このことにつきましては、新年度において医師が2人かわるわけでございますが、予算書調整の段階において、新医師等における具体的な状況等が明確でなかったといったこと、そんなことから新しい医師にかかわる給与設定ができないといった状況でございました。そのような事情から、14年度における体制における給与費といったようなことで計上させていただきますところでございます。

15年度におきましては、実態として2人の先生がかわるといったことで、これらの先生にかかわる給料につきましては、基本的に町で定めます医師等にかかわる基準表を参考に額を算定をいたしたいといったことございまして、このことにつきましては、医師の派遣先でございます旭川医大ともちょっと調整をさせていただき、最終的に決定をさせていただきたいということで今現在進めているところでございます。

ただ、給与月額については、現在の先生と比較しても、ある程度低くなるといったようなことを予定しているところから、一定額の前年対比削減になるというようなことで考えてございます。

報酬等の関係につきましては、出張医師にかかわるものでございまして、今現在5人の出張医師等が派遣を受けてございます。これらにかかわるものについては、大きく前年比と変わる状況にないことから、前年と同様な額を計上させていただいているところでございます。

また、車の関係につきましても、実績等を勘案いたしまして、タクシーの配車にかかわる費用については、若干減少させているところでございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 14番徳島委員。

14番（徳島稔君） 町長の心強い御意見をいただいたのですけれども、口では簡単なことだと私は思うのですけれども、今までの十何年の経験を考えますと、とても札幌医大、旭川医大とあって、両方にまたがって非常に苦慮してまいったわけでございます。そこで、その経験というか、体験を生かしていただいて、今度は1カ所でございますので、町長ひとつ酒匂町長以来三代にわたって苦慮してきたわけでございます。和田町長のときは、これほど厳しくなかったわけです、病院も新しいから。それで酒匂町長、菅野町長ら相当に苦労してきたのではないかと、こう思うわけでございます。それで、今先輩方の苦労をじっくり味わわせてもらって、次の今度はこれからの上富良野町立病院はしっかり私は受

けとめてやっていっていただきたいと、こう思っておりますので、ひとつそこを肝に銘じてやっていただきたいと、こう思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次、事務長にちょっとお尋ねしますが、これ私は、これから旭川医大でございますので、札幌医大でないのですから、昔は札幌医大からも車でどんどん来ていたわけです。だからこの出張医に対しては、交通費はこの倍ぐらいになってもいいですよ。交通費をけちるといことは、医者を常にびっちり常勤を置かなければいけないということが私は大変なのですから、交通費はふえてもよろしいですから、ひとつ常勤の方で私はしっかり受けとめてやっていただければ、私はいいいのではないかと、こう考えているわけです。それで、今度旭川医大ですから近いのですから、ひとつ町民の負託にもこたえるために、ひとつこっちにいたから失敗だとか、そういうことのないように、ひとつ近いのだから、医大とよく提携をして、上富良野町民の健康を守っていただきたい。努めて私は余り問題のないように、医師も今後から来る医師は大した評判がいいですよ。これは今来る医者ばかりでないですよ。昔も富永先生来た時代には、いやこの医者は医者とは言って、初めは大したもう院長が客が減って、富永先生に対して客がいた。長い日たつと、やっぱり平山院長の方が多かったと、こういうようなこともありますので、余り有頂天にならないように、ひとつしっかり話をさせていただいて、真剣に取り組んでいただきたい、私はこう思うので、ひとつその辺の考え方をもう一度返答というか、しっかりした返事をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長（久保田英市君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番徳島委員のおっしゃるとおり、病院経営というのはこれからも厳しさは決して緩むものではないと、より一層厳しくなるものというふう認識いたしておりますので、町民の健康維持管理をする公設病院としての、その役割を十二分に果たすよう、より一層努力してまいりたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 14番徳島委員の御質問でございます交通費等の関係でございます。これらにつきましては、当病院におきますところの標準医師を確保するため等を目的といたしまして出張医師の派遣を受けてございます。そして、この交通費につきましては、これら先生のいわゆる通勤、また帰られるときの車といったことで費用を計上いたしてございまして、これらにつきましては、より

医師が安全な通勤に当たっていただくといったようなことから、タクシーの配車をいたしているところでございます。

御意見いただいたことにつきましては、受けとめさせていただきたいと思っています。ありがとうございます。

そして、あと医局との医師の派遣、出張医との関係の調整につきましては、日々十分対応していきたいと考えております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 15番村上委員どうぞ。

15番（村上和子君） 17ページ、建設改良費、工事請負費の592万2,000円、院内改修工事となっておりますけれども、どこを直すのでしょうか、もう一度お聞きしたいと思います。

たしか去年は病院の玄関前ですとか、給湯の冷房ですとか、それから給湯管の取りかえとかあったと思うのですけれども、しばらくは補修をしながら、だんだん古くなっていきますので、そういったことはあると思いますけれども、果たしてことしはどこも補修しなくてもいいという年が来るのか、はたまたこれからの向こう5年から10年ぐらいの計画というのでしょうか、どうしてもやっぱり維持管理費だとか、改修だとか、補修というのは必要になると思うのですけれども、きっちりとした計画をお立てになった方がいいと思うのですが、いかがでしょうか、お尋ねしたいと思います。

委員長（久保田英市君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 15番村上委員の御質問にお答えをいたします。

予算計上いたしております工事請負費592万2,000でございますが、この工事の概要といたしまして、病室の環境整備を図りたいということで、一般病床、現在6床病床がございます。それを5床の病床に、また療養病床においては、現行5床部屋がございます。それを4床にといったことで環境の整備を図ると。そのために現在あります医療器材庫、そしてまた後、今現在産婦人科の診療の廃止後において、介護相談室ということで一時的に使っている部屋を新たな病室といったことで設置するための工事費でございます。

そのほか、病棟の病室における改修といったことで、脱衣場等に今段差があるといったことで、これも車いす等が容易に使用できるためのことで段差の解消、それとさらに管理棟におきましては、介護事務室、面談室を整備いたしたいと考えております。

そして、あと外来患者が使用いたしております検査便所でございます。これも大きな段差があるといっ

たことで使用がしづらいといったことから、これも段差の解消等もいたしたいというようなことで考えてございます。

そのほか、病院施設にかかわる整備等の関係でございますが、当面する大きな事業といたしまして、いわゆる外壁と屋上のシートの張りかえといったことが次に計画いたしている事業でございます。

そのほかにつきましては、大きな事業費を伴うものについては、現行においてはまだ計画いたしてございません。

以上です。

委員長（久保田英市君） 1番中村委員。

1番（中村有秀君） 18ページの給料明細書の関係でございますけれども、一番下の左側に研究研修手当1,650万円ということで、前年同様計上されているということです。先ほど同僚委員のお話がありましたけれども、一応今度の条例改正等がありますけれども、とりあえず改正前ということで計上されたように推測をされますけれども、この点の関係の確認をいたしたいと思います。

それから第2点目は、現在の研究研修手当の支給状況、院長は52万円ということをお聞きしましたけれども、副院長、それからその他の医師の1、2という関係で、それらについてお伺いをいたしたいと思います。

それから、3点目は入院患者の院内の薬剤指導の関係でございます。町長も非常に今の病院の管理体制から延び延びになっていたけれども、15年4月から実施をすると、そういうことで、非常に本来であれば2年前からということでございますけれども、体制が整わない機器の関係等あるということでございますけれども、現在その取り進めの状況と、一応15年の4月1日から実施をするという体制になっているかということで御確認をしたいと思えます。

それからもう1点、院内の改修工事なのですが、通院する患者、当然入院患者の付き添いの関係もございましょうけれども、私毎日通っているのですけれども、特に正面玄関の右側、非常にこの時期滑って非常に危険なので、病院の方では砂をまいてくれているのですけれども、現実に朝の8時、早朝から来る皆さん方のことを見たら、非常におっかなびっくりあれしているのです、何とかあそこの部面でも、左側はよろしいかと思えますけれども、右側の部分だけロードヒーティング等を含めて検討してはいかがということで、お願いをいたしたいと思います。

病室の改善ですけれども、病院の入院患者のベッドの下にえらい穴のあいているところもあるのですね。現実に僕の妻は入院しているから行ってみた

ら、それがそのまま放置されているものですから、何かの工事の関係だろうと思いますけれども、この院内改修の段階で一緒に進めていただければいいかと思いますが。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 1番中村委員の御質問にお答えをいたします。

1点目、研修研究手当の予算につきましては、中村委員の御意見にもありましたように、平成14年度における医師体制の中での手当の予算といったことで御理解をいただきたいと思っております。

手当の支給状況でございますが、現行平成14年度におきましては、院長にあっては52万5,000円、副院長にあっては35万円、内科医長にあっては25万円、外科医師にあっては25万円といったことで、トータル月額137万5,000円の支給となっております。

次に、薬剤管理指導の現行における状況等についてでございますが、これにつきましては、新年度において、その業務を取り進めるといったことでお答えをしてきておまして、その稼働というか、具現に向かって進めてまいりたいと思っております。4月に入りましたら、早々にその届けに関する事務処理をして、その後病棟に関する業務を進めてまいりたいと考えております。

次に、改修工事にかかわる玄関の右側のロードヒーティング化につきましては、これは課題ということで御意見をちょうだいさせていただきたいと思っております。検討させていただきます。

あわせて、あと病室のベッドの下にも穴といったようなことがあるといったことでございます。これにつきましても状況、私調べさせていただきまして、15年度予算計上の中において措置できるのか、判断をいたしたいと思っております。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 後発薬品についてであります。こしはこういったものの導入は検討されているのか、お伺いいたします。

それと、看護体制の問題で看護婦の募集という形の中でされておりますが、なかなか来られないという事情があるかと思っております。一定年齢40代を制限しているという形の中で、例えば45歳、50歳ぐらいでも、条件が合えば行きたいという方中にはいるのだらうと思っております。そこら辺の線引きの問題で、実態に合っているかどうか、40歳という形の中で、そういう問題も含めて看護体制の充実と

いう点でも、もっと地元あるいは基本は地元で、多少越境という形の中で今出てきておりますので、そういうものも検討すべきではないかというふうに思います。

それと、この間も保健指導の中で、いわゆる外来における栄養指導ということが一連の健康予防という形の中で話題が提起されました。そういう意味では、もっとこの点での現行やっているのかどうか分かりませんが、もっと指導すべき点があるということで、これにかかわる報酬等があるということですから、そういうものを予防医療の観点からも、もっと積極的にやる必要があると思っておりますが、この点。

それと、療養型における介護体制の問題でお伺いいたしますが、ケア計画が当然療養型においてもつくられているかと思っておりますが、この点についてのきっちりという記録簿も含めて、ケア計画が変更になった場合、あるいは含め現状で点検されているのかどうかこの点。

それと療養型における介護職員の処遇の問題であります。これもかなりハードな労働条件という形の中で、やはり処遇の改善等が言われています。一般会計もそうなのですが、現場における特養においても、何らかの改善が必要だと思っております。この点で言えば、福祉協議会がパートに当たっても一定の経験年数を積んだ場合には、退職金制度をつくるという形の中でやっております。やはり今ただ働けというだけではなくて、働く労働者にとっては、こういう楽しみだとかも含めて、やはり改善点が必要だというふうに思いますし、この点では労働条件の問題も含めて改善する余地が、病院だけではありませんから、あると思っておりますが、この点。

さらに、病院と患者との間におけるやはり接遇の対応という形で、いまだにやはり不満漏らしているという患者さん、あるいは広がっております。そういう意味では、きっちりとした対応をもっとすべきだというふうに思いますが、この点。

さらに出張医との関係で、もっとこの出張医の部分のやはり旅費、あるいは手当というのを全体的に削減できないものかということでもあります。基本額の給与においては、なかなか削減できないということではありますが、私はこの点についてもやはりもっと削減して、やはり経費の節減ということであれば、この分についても思い切り見直しをかけるべきだというふうに考えておりますので、これらの点について。

あと宿日直は、現行のいわゆる在住している病院の医師がやられているのかどうか、この点についても伺いたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（三好稔君） 12番米沢委員の御質問にお答えをいたします。

1点目の後発薬品の関係でございますが、このことにつきましては、これまで議会等から使用についての御意見もいただいたところでございますし、院内におきましては、薬剤の管理会議において、これらの使用について、またさらに検討していくと。基本的については否定するものではないといったことから、ただいま申し上げました管理会議において、さらに検討を進めていきたいと考えてございます。

2点目の看護職員の採用における一定年齢を制限したことでございますが、現行応募につきましては40歳といったようなことで、現場におきましては、こういった範疇で応募していただけることについてはよろしいわけでございますが、実態として必ずしもこういった制限をすることによって、応募の範囲が人が少なくなるといった実態にもあるのかなと思っております。この辺については、おおむね40歳といったようなことを考えておまして、若干年齢を超えての任用といったことも、これはあり得るというようなことで対処していきたいと思っております。

それから、栄養士における栄養指導等の関係につきましては、現在病院にかかっている患者さんについても、当然にしてそれぞれの疾病に応じた食生活といったことがあるものですから、指導等させていただいております。

御意見の予防といったようなことにつきまして、これも町における全体の町民の方の予防と、いわゆる病院においてもプライマリーケアの取り組みをとというようなことで意見もいただいているところから、これらについても病院においてのかかわり方検討していかなければならない状況になってございます。

それから、ケアプラン等の関係でございますが、これらについては当然にしてケアプランに基づくところのサービスを提供しなければならないといったことでございますので、点検は十分にしていかなければならないし、実態として、これらはその業務をいたしているところでございます。

4点目の介護職員の処遇改善でございますが、御意見にあるとおりだと思います。病院における看護職員の募集をしたときにおいて、なかなか人が集まらないといったような状況もございます。それには賃金体系もありましょうし、いわゆる働く魅力のある環境といったようなことが大事なのかなと思っております。これにつきましては、他の類似する施設等も町にございますので、こういったところの連携、調整をしていかなければならないと考えている

ところでございます。

それから接遇について、これは患者さんが当病院にかかっていたらいいこと、病院側からのサービスといったことで、十分な配慮しなければならないというのは、これも当然のことでございます。たびたびそういった問題を提起している状況にございますが、そういったものを解消するために、院長からの通達書を職員に配付したり、そういう取り組みを進めております。

今後につきましても、接遇については十分配慮していかなければならないと思っております。

それから、出張医の手当の削減、見直しについてでございますが、これにつきましても標準医師と一定の確保するといったことから、出張医をお願いしているところでございます。そのときに、派遣先の旭川医大とのいわゆるその医師にかかわる報酬について協議をさせていただいているところでございます。これにつきましても、うちの一定の基準額をもって協議をさせていただいております。

委員の御意見にありますように、それを意に含めまして、今後についても医局との対応を図っていききたいと考えております。

あと、宿日直の体制でございますが、旭川医大に宿直、そして翌日の診療等お願いしている部分がございます。これにつきましては、火曜日の夜、木曜日の夜といったようなことで出張医をお願いをいたしてございます。

そして、さらに土曜日、日曜日における日直及び宿直につきまして、旭川医大に今お願いをしている実態でございます。

以上です。

委員長（久保田英市君） 12番米沢委員。

12番（米沢義英君） 宿日直についても、現行規定ではちょっとあいまいな表現になっているかと思いますが、やはり基本は、やむを得ない場合は外からということもあるのでしょうけれども、こういった部分についての経費の削減ということ言えば、やっぱり常時在住するそういった医師によって、こういった部分を賄うということも当然必要な部分だというふうに思いますので、この点についても全般的に見直しが必要かというふうに思います。

あとは、それぞれ課題も持って進められているというふうな話、内容ですから、そういった部分も全般的にもう一度見直しながら、一つ一つこの課題をどう改善するのかというところでぜひやってほしいと思いますので、とりあえず宿日直における部分と、あとパート労働におけるそこら辺の部分についても、もう一度お伺いしたいと思います。

（「関連」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 11番、関連であればどうぞ。

11番（梨澤節三君） 接遇について、今答弁を聞いていますと入っていませんでしたのでお聞きします。

接遇というか、患者対応というか、予算書の説明のときに、事務長が患者様と言っておりましたね。大分これは浸透しているであろうと思うのですが、どこの病院も今、様使っております、呼ばれる方は様が当たり前になってしまっておりますけれども、そういうような気持ちかなと思うのです。

それで、お尋ねしたいのは、患者対応ということなのです。入り口、同僚議員から、スリップするからということが出た、あの辺から全部入るのではないかなと思うのです。これは職員から看護婦から医師全部です。

特に医者の場合は、病院の中にある自分が使う資機材、そして患者、それに対応できるかできないか。対応できない場合には、どこどこがありますよという、そういう最後まで面倒を見るというような、今テレビ等で非常に進んでいるのですよ、患者の方が、テレビ等を見てですね。そういうのも含めまして、それを事務長から言うというのなかなか進まなかったのでしょうか。今まで、御意見箱、目安箱、リクエストボックスですか、何かそういうようなものは置いているのか。もし置いてあれば、患者の生の声をそれに入れてもらって、そしてそれを3カ月に1回、半年に1回というものをばすばす、看護師なら看護師に、医師なら医師にばすばすと見せることですね。そして、解答もいただくという、もしなかった場合ですよ。そのようにされたら生の声が伝わるのではないかなど。細かいことも上がってくると思いますが、その御意見箱と、その解答ということについてお尋ねしたいと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 米沢委員の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

出張医師の経費の削減につきましても、当然にして病院の費用をいかに削減していくかといったようなことで、基本的に今考えていかなければならない。その中において、出張医師の経費についても同様の対処をしていかなければならないと思っております。

病院においても多くの課題がございます。これらにつきましては、院内に設置してございます病院経営の改善検討会議等において、またこれらの課題について、またそれらについて取り組んでまいりたいと思っております。

また、看護補助員等のいわゆるパート職員にかかる労働と処遇の改善につきましても、これまで米沢委員からも何回かこのことについては御意見もいただいているところでございます。引き続き検討させていただきたいと思っております。

それから、11番梨澤委員の御質問でございます。接遇に関しての御質問でございますが、院内において患者さん、また家族の方が病院に対する意見といったことで、それらをちょうだいするために町民ポストをホールのいわゆる公衆電話の横に設けてございます。このポストにおきまして、これまで患者さん、また御家族の方と思われる方からいろいろ意見をいただいておりますし、それらにつきましては院内において、その内容を職員に知らしめております。特に医師等に関するものもございまして。そういったものについては、医師に直接そのコピー等をしたもので目を通していただいているという状況にあります。

今後におきましても、患者の接遇については病院事業において大きな課題の一つでございますので、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

委員長（久保田英市君） これにて終わりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 時間気になると見えて、そんなに時間かかりませんので御心配無用だと思っております。

私は一般的に考えて、一般会計と違って病院会計は発生主義ゆえに、予算よりも決算を私は重要視したいと、こういう考えているところでありますが、同僚議員から御質問あった件で、旭川からドクターの送りの部分、どんどんという話しあったのですけれども、借上料420万円計上している。等ということですが、今後にあっては、営業車発注することになるのですけれども、2社あるわけですから、その点十分御配慮の上、運用されることをお願いしたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと。

以上です。ちょうど12時前です。

委員長（久保田英市君） 病院事務長。

町立病院事務長（三好稔君） 3番福塚委員の御意見、受けとめさせていただきます。

委員長（久保田英市君） 終わりにしてよろしいですね。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） これをもって、議案第9号の質議を終了いたします。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

今後の予定を事務局長から説明いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 明日3月18日は、本特別委員会の最終日で、開会は午前9時であります。定刻までに御参集をお願いいたします。

本日は、午後1時から上富良野町各会計予算案審査意見素案を各常任委員会において意見の取りまとめをお願い申し上げます。集約が終わり次第、予算特別委員長まで提出をお願い申し上げます。

各委員会の取りまとめを行う会場については、総務常任委員会は議長室、教育民生常任委員会は第2、第3会議室、産業建設常任委員会は議員控室においてお願い申し上げます。その後、各常任委員会から意見素案が予算特別委員長に提出されました段階で、正副予算特別委員長並びに、本日は教育民生常任副委員長、それから総務常任委員会副委員長、産業建設常任委員長は議長室にお集まりをいただき、3月18日の本委員会での意見集約の素案として、全体の審査意見素案づくりの御審議をお願い申し上げます。

以上です。

午後 0時00分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年3月17日

予算特別委員長           久保田 英 市

平成15年上富良野町予算特別委員会会議録(第4号)

平成15年3月18日(火曜日) 午前9時00分開会

委員会付託案件

- 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 5号 平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 6号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 7号 平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 8号 平成15年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第 9号 平成15年度上富良野町病院事業会計予算

出席委員(19名)

委員 長	久保田 英 市 君	副委員 長	中 川 一 男 君
委 員	中 村 有 秀 君	委 員	福 塚 賢 一 君
委 員	笹 木 光 広 君	委 員	吉 武 敏 彦 君
委 員	西 村 昭 教 君	委 員	石 川 洋 次 君
委 員	仲 島 康 行 君	委 員	岩 崎 治 男 君
委 員	佐 藤 政 幸 君	委 員	梨 澤 節 三 君
委 員	米 沢 義 英 君	委 員	長 谷 川 徳 行 君
委 員	徳 島 稔 君	委 員	村 上 和 子 君
委 員	清 水 茂 雄 君	委 員	小 野 忠 君
委 員	向 山 富 夫 君	(議長 平田喜臣君 (オブザーバー))	

欠席委員(0名)

早退委員(0名)

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
総 務 課 長	田 浦 孝 道 君	企画調整課長	中 澤 良 隆 君
税 務 課 長	越 智 章 夫 君	町民生活課長	米 田 末 範 君
保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君	農業振興課長	小 澤 誠 一 君
道路河川課長	田 中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君
会 計 課 長	高 木 香 代 子 君	農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君
管 理 課 長	上 村 延 君	社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君
特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君	上下水道課長	早 川 俊 博 君
町立病院事務長	三 好 稔 君		

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開会  
(出席委員 19名)

委員長(久保田英市君) おはようございます。  
御出席御苦勞に存じます。

ただいまの出席委員は19名であり、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会、第4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事について、事務局長より説明させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 本日の議事日程につきましては、議案第1号から議案第9号まで各予算を一括して意見調整と、各会計の討論並びに表決の順に進めてまいりたいと存じます。

意見調整の審議に当たりましては、3月17日に所管委員会単位で御検討いただきました御意見について、正副予算特別委員長並びに総務常任委員会副委員長、教育民生常任副委員長、産業建設常任委員長によりまして、本日の審査意見集約の素案を作成していただいておりますので、これによりまして審査意見の調整をお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長(久保田英市君) これより、平成15年度上富良野町各会計予算を一括して意見調整を行います。

予算特別委員会審査意見素案を事務局長に朗読させます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) では、予算特別委員会審査意見素案を朗読いたします。

平成15年度予算特別委員会審査意見素案。

一般会計。

1、財政について。

町税及び使用料等は、町の主要な財源であり、収納率の向上を図り、不納欠損処理に当たっては、慎重に対応するように努められたい。

地方税の減少。

地方交付税の削減等により歳入財源の減少が著しい中、健全財政の維持には十分留意するとともに、町財政の現状と将来見通しを今後とも町民に知らせ、十分理解を得られるよう努められたい。

2、入札制度について。

情報公開条例の施行などに伴い、入札の公平、公正、透明性の確保を図るため、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従い、厳正な執行に努められたい。

3、補助金等について。

補助金、負担金の交付に当たっては、事業実績等を判断し、該当団体と協議の上、適正に助成されたい。特に納税奨励金については、今後もその扱いを検討されたい。

4、物品、燃料等の購入について。

物品、燃料等の購入に当たっては、適切な価格で購入されたい。

5、委託業務について。

公共施設等の管理委託方法について、十分に精査し、再考されたい。

、委託料の積算については、内容等を十分に精査されたい。

6、条例及び基本計画の策定について。

景観条例及び各種の基本計画の作成に当たっては、住民の意向を十分に把握の上、実効性が上がるように策定されたい。

7、保健福祉総合センターについて。

保健福祉総合センターの維持管理については、早急に詳細な計画を示されたい。

裏面。

8、産業の活性化について。

産業の活性化について、確実に実効が上がるよう施策の展開を図られたい。

商業の活性化に向けて、商業振興条例の趣旨に基づき、一層の推進を図られたい。

農協合併を踏まえた中での農業施策については、本町の独自性を図るとともに、農業者に利益が受けられるよう配慮されたい。

9、国営しろがね事業について。

国営しろがね事業の償還金利は、未納金を処理させないよう手だてを講じ、未収金の処理に当たっては、統一された方策を土地改良区と十分調整されたい。

また、今後の維持管理については、十分な情報提供を図られたい。

10、駅前再開発事業について。

駅前再開発事業については、一層の意見調整を図り、現状を勘案した上方向性を定められたい。

11、教育行政について。

学校週5日制に伴い、教育環境の一層の充実のため、十分なる対応を図られたい。

12、公民館の整備について。

公民館については、老朽化が激しいため、第4次総合計画後期計画の中で最優先で対応を図られたい。

続きまして、ラベンダーハイツ事業特別会計。

入所希望者が多く、待機者が増加していることから、対応策を講じられたい。

続きまして、病院事業会計。

新体制のもと、病院の健全な運営に努め、患者、利用者に対する待遇の一層の改善を図られたい。

薬剤管理指導業務の推進を図られたい。

以上でございます。

委員長（久保田英市君） これより、審査意見の調整を行います。

ただいま事務局長より朗読させました審査意見素案について、御意見があれば伺いたと思います。

項目が多数ございますので、会計別に1項目ずつ意見調整を行いたいと思います。

初めに、一般会計から意見調整を行います。

点目、財政について、御意見があればお伺いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、次に進みたいと思います。

2番目、入札制度について、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に3番目、補助金等について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に、4番目、物品、燃料等の購入について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 5番目、委託業務について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） それでは6番目、条例及び基本計画の策定について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に7番、保健福祉総合センターについて。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に8番、産業の活性について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に9番、国営しろがね事業について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に10番、駅前再開発事業について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に11番、教育行政について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に12番、公民館の整備について。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計につきまして。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 次に、病院事業会計につきまして。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 意見調整が終わりでしたので、各会計の審査意見はこれで決定してよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） よって、各会計予算に対する審査意見は、ただいま調整のとおり決定いたしました。

これにて、平成15年度上富良野町各会計予算の意見調整を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前 9時11分 休憩

午前 9時50分 再開

委員長（久保田英市君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

理事者より、所信表明の申し出がございますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 13日から始まりました予算特別委員会にありましては、委員各位におかれまして御提案させていただいております平成15年度の各会計につきまして、慎重審議を賜りましたことをまず心から感謝を申し上げたいと存じます。

先ほど委員長並びに副委員長さんにおいていただきました、特別委員会の委員の皆様方の審査意見をちょうだいいたしました。それぞれの項目につきまして、十分目を通させていただいたところでありますが、それぞれにおきまして委員皆様方がまとめていただきました審査意見、ごもつともであると、私自身もそういう認識を持っているところでございます。今日までの間、予算特別委員会等で皆様方から賜りました各御意見等々も含めながら、今後の行政執行に当たりまして、十分に反映してまいり所存でございますので、どうかひとつ15年度各会計予算につきましては、慎重審議賜りまして御議決賜りますことをお願い申し上げます。所信表明にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

委員長（久保田英市君） これより討論を行い、各議案ごとに採決いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を行い、各議案ごとに起立による採決いたします。

これより、議案第1号平成15年度上富良野町一般会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

3番福塚委員。

3番（福塚賢一君） 私は、一般会計について、いろいろお伺いをしてきたところでありますが、どうしても理解できない、譲歩することができないという考え方で、反対の立場で討論を四つの考えから申し上げさせていただきたいと思っております。

まず最初に、資料の審議の資とすべく要求した書類の説明が、全く説明されなく今日まで来ているということでありまして。少々内容についても、まことに不十分で、少なくとも議会に提出する資料については、調書については、聡明な植田助役は議会に提出資料として目を通していないのではないかと思うわけです。例えば、その他借上料として数百万円ありますが、何を意味するのかかわからないのであります。したがって、審議の資料として要求した資料の説明が欠いている点、例えば借上料が1億円近くに予算トータル計上してあるにもかかわらず、資料が配付を終えている点で、その説明の悪いところでありまして。

二つ目は、保健福祉施設の予算審議をしているにもかかわらず、利用計画の説明書が添付されているものの、一番大切な維持管理費の説明がされていないということでありまして。つきましては、要求した考え方に基づいて、記述した資料は書いてありますけれども、その他については補足されていないということでありまして。

三つ目は、民間委託の十勝岳バス路線の630万円の端的に積算根拠を尋ねているにもかかわらず、一般質問のときも、今回の予算委員会のときも、消費税だとか、消費税にしましても約30万円ぐらいですね。福利厚生費だとか、答弁が返ってこないものでありまして、内容の積算されたいとも簡単なことが説明を欠いているので、これについては町民に対して説明できないことでありまして。

最後に、4点目は、国営土地改良しろがね事業についてであります。今日まで広く会議を起こしてこなかったことでありまして。質問をすれば答えるという形で、いつも後手後手になっていることでもあります。

一例として、美瑛町と同一事業でありながら、美瑛町は軽減負担はされていない。については、美瑛町長裁量権を行使していない。本町のみが尾岸町長の

裁量権を行使し、わざわざ借金をして、農家1軒当たり概算で約1,000万円近い財政支援をしている。このことについては、問題を先送りしているばかりか、公平負担の原則から、大きく外れていることでもあります。

私は、国営事業に対しては、尾岸町長の行政配慮に対しては基本的に理解しております。しかし説明が極めて悪い。今後については、さようなことのないように、十分期待しているところでありますが、以上申し上げた理由から、本予算の議決に対して、私は反対討論と考えているところであります。

以上です。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

18番向山富夫君。

18番（向山富夫君） 私は、平成15年度的一般会計予算案に対しまして、賛成の立場から討論させていただきますと思っております。

今日の地方自治体を取り巻く経済状況は、長引く景気の低迷、加えて金融不安等、まさに出口の見えないデフレスパイラルの中にあり、国の財政も大変厳しく、その影響をまともに受け、町の財政事情も一段と厳しい状況にあることは、御案内のとおりでございます。

このような閉塞的な状況からの脱却を図るために、今や国、地方を問わず、行財政の改革を強力に推し進め、傷みを伴いながらも、1日も早い経済再生に向け取り組んでいるところであります。

我が町においても、平成15年度以降、国営土地改良事業負担金の償還、保健福祉総合センターの着手など、多額の財政支出が見込まれております。このような状況を踏まえ、上富良野町の平成15年度予算案が提案されておりますが、一般会計においては、さきに示されております健全財政維持方針、行財政改革実施計画に基づき、対前年比25.1%増の予算案となっております。

一般会計全体を見たとき、本予算特別委員会の審議でも多くの意見が出されておりましたように、福祉サービスの充実、商工業、農業などの産業振興への予算配慮は十分とは言えず、全般的にも全町民が満足するものではありませんが、先ほど申し上げました諸般の状況を勘案いたしますと、農業、商工業、自衛隊を柱とする産業経済基盤の形成と、少子高齢化社会に対する諸施策、生活環境整備など限られた予算を効果的に生かし、可能な範囲で予算措置がなされているものと判断するものであり、現在の本町の財政状況から見ると、やむを得ないものと理解するものであります。

また、財政運営においても、健全財政維持方針と

行財政改革実施計画に基づき、収支バランスのとれた財政構造への変革姿勢がうかがわれ、その面からも、執行者の財政に対する認識についても十分意を用いているものと判断できるものであります。

今後の予算執行に当たりますは、財政構造を抜本的に改革していくことを重視するとともに、今回提出されております審査意見書を十分に踏まえていただいた中で執行していただけるものと判断し、私は賛成の立場での討論とさせていただきますと思います。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

委員長（久保田英市君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私は、平成15年度の一般会計予算案に反対の立場から討論いたします。

今国が進める小泉政権のもとでの政策というのは、失業や倒産を生むという状況の中で、明らかに失敗という状況が生まれています。

また、一方で医療や年金など、社会保障については後退を余儀なくされるという状況で、聖域なき改革と言いながら、軍事費やダム等のむだ遣い等については、一向に予算の削減を行わない。

さらに問題は、このような国民の税金のむだ遣いを容認しながら、地方自治体に対する交付税等の削減を進め、交付税の削減で地方自治体が大変な財政というところに今追い込まれようとしています。

また、一方では、地方分権と言いながら、地方財源の移譲もあいまいな形の中で、地方合併を強制的に進めるという状況で、多くの自治体から反発がかうという状況になっています。

さらに問題は、ことしから来年度にかけての健保本人の負担の引き上げや所得税、発泡酒などの増税と合わせれば、約4兆円もの負担が国民に転嫁されるという実質増税になります。

このようなときだからこそ、地方自治体は住民の暮らしをしっかりと守ることが求められています。しかし、新年度の予算案ではどうでしょうか。財政難、効率化を理由に、介護保険制度の負担軽減の率を3割から6割に引き上げる、在宅促進補助の段階的な見直しは、酪農ヘルパー等の利用組合の補助金の段階的な廃止等々、住民の切実な予算にまで足を踏み入れ、削減、廃止するという状況になってきています。

予算の執行に当たって考えてみれば、これが住民が責任を負うのではなく、政策そのものに失敗があり、そういうことではないでしょうか。

また、民間委託について言えば、財政の効率化という状況の中で、西保育所を保護者への十分な説明がないまま、昨年度においては進めようとした結

果、結局失敗に終わり、それに懲りずに、また新年度においては保育所を民間委託にする。答弁でも明らかのように、これでも飽き足らないという状況の中で、あらゆる施設についても民間委託を前提にして考えるという驚きの発言も飛び交うという状況になってきています。

私は、このような状況の中で、いま一度考えなければならないのは、財政が厳しいというのであれば、また財政の効率化、行政改革というのであれば、今建設が始まろうとする保健センターそのものの事業の見直しを行うべきだと考えます。

これから、しりがねのかんばい事業の償還も入るという状況の中で、まさに財政の見通しをしっかりとらえた予算の組み方、これが今必要ではないでしょうか。必要だとしても、時にはそれを押しとどめ、踏みとどめなければならない、そういう時期が今来ているものと考えています。

これにかかわる維持費においても、町が示した資料では3,800万円。私は、これはあくまでも机上のプランという状況の中で、償還の諸般の経済状況の変化によって、4,000万円を超える維持管理費が負担となって伴うことは明らかであります。

確かに町長が言うように、これがすべてで住民負担をという形ではないでしょう。これも含めた中で住民負担見直しということですから、私は町民がこれを望むという状況ではなくて、改めて財政そのものの見直しをしっかりと行うことが大切だと考えています。

さらに、まちづくりではどうでしょうか。今多くの人たちが新たな活気のあるまちづくりを望んでいます。そういう意味では、町長は四季彩のまち・かみふらこのという形の中で、相変わらず従前の政策を展開する。確かに従前の政策の上に乗って、現状を踏まえた政策ではどうかという点では、まだまだ明確なものが示されていません。

今多くの人たちは、新しい町づくりの中で、住民の総意と活力が生きる町づくり、この展望をしっかりと示してほしいと望んでいます。

また、合併の問題でも、町長は現行の実施制度を続けたいと言っておりますが、その点では一部賛成できるものもありますが、しかし私は合併に頼らず、自立した町づくりをどう進めるかという展望をはっきり住民に示すべきだと考えています。

私は、これらの点を述べて、改めて今回の予算においては、住民の切実な要求に対しても、どんどん予算を削るという形では、住民は納得できません。

昨年来から医療費の負担増等々において、多くの人たちが大変な生活に追い込まれるという状況の中で、だれが今地方自治体の住民を守らなければなら

ないのかというところ、地方自治法の本文にも明記されているように、このことをしっかり見詰めた上での町づくりと財政運営をすべきであり、改めてこれらの予算に対して、私は反対の立場から討論を終わるものであります。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 私は、15年度の一般会計について、賛成の立場から一言討論を申し上げる次第であります。

今国の財政が非常に厳しい中で、非常に負債も大きく抱えていると。当然地方自治体も同じような状況にあるわけではありますが、今国が大きく叫んでいる市町村合併も考えてみますと、いわゆる地方自治のあり方そのものを問われている時期だと思うわけです。

当然地方自治のあり方、今合併をいろいろと論議されておりますが、やはり自主自立の立場に立った地方自治のあり方というのが、私は大きく問われていると思うわけです。

今年度の予算を見ますと、行政の推進に当たって、そういう観点から見ますと、住民がみずから行っていくような取り組み、行政が今まで行ってきた取り組みが、住民主体となった取り組みが行われるような一面もございます。当然これから地方自治の行政の推進に当たっては、住民参加型の行政のあり方もまた大きく問われてくるところであり、私はそういう視点から見ますと、本年度の予算につきましては、その入り口に一部立ったのかなという感じがするわけです。

過去の経緯により、大変大きな負担が発生する中、特に国営しろがね事業につきましては、大変苦慮した中で、その努力を大いに認めるところでもあり、またそれを恩恵を受ける農業者にとりまして、非常に貢献されるべきものだと思うわけです。

また、今回の予算におきましては、委員会の中でいろいろと厳しい意見が出されたわけですが、私はそういう部分で十分とは言えないまでも、執行者側もそういう面かなり考慮した中で、私は組まれている15年度予算だと思うわけです。

今後の財政は、大変厳しい状況を余儀なくされておりますが、意見書に出されていることを十分留意して執行されることを望むものであります。

また、第4次総合計画の後期計画に入ることから、健全財政を柱として、その計画を十分に見直しをしながら、今後の行政推進を図ることを強く望んで賛成討論といたしたいと思っております。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第1号平成15年度上富良野町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（久保田英市君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

17番小野忠君。

17番（小野忠君） 私は、平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件について、私は反対の立場で討論をいたします。

老人医療の年齢の引き上げ、退職者医療費の負担増と将来にわたって国保税の健全化を極めながら、保険税の値上げはやがて生活上の問題として、町民から大きな批判が上がるのが予想されます。この点から、町長の積極的な努力が期待されるものでありまして、時間をかけて税の徴収を含め慎重に検討すべきであると考え、私はこの原案に対し反対するものであります。

以上であります。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

8番仲島康行君。

8番（仲島康行君） 私は、平成15年の国民健康保険特別会計予算原案の賛成の立場で討論を行いたいと思っております。

現在、日本の社会全体が先の見えない不況の中にあり、上富良野町においても建設関連事業の倒産など、確かに明るい状況にはないものと承知しているところであります。

また、他の町村に比べ、やや低いとはいえ、高齢者の増加は着実に進んでいるのが現状であります。

このような状況であればこそ、なお町民の皆様だれもが願う健康で毎日を過ごしたいということであると思うわけです。そのためにも、もしものための医療を安心して受けることができるよう、国民健康保険の安定した運営を営むことによって加入され、そして安心して過ごしていくことが重要なことであろうというふうには思うところであります。

しかしながら、国民健康保険の財源基盤が大変厳

しい状況になってきていることから、資料とともに説明されておりました。中でも老人保健対象年齢が引き上げられ、これに伴う国民健康保険対象者が毎年1歳ずつ繰り上げると。これに伴う国民健康保険対象者が毎年1歳ずつ上がっていくと。にもかかわらず、9割行わなければならないと、給付は。歳出増に対する財源確保に苦慮していることを提案された予算の前年対比から読みとれるところであります。

私は知る限り、この国民健康保険会計で繰越金を当初から実際の財源として充てていることは異例のことと感じているところであります。

加えて基金の支消も現在高の5割と、ぎりぎりの選択の中であれば、加入者の方々も苦しい家計の中ではありますが、過去5年間改正することなく運営してきたのも理解していただき、緩やかな負担増をお願いすること。後年の急激な負担増を回避するためにも、やむを得ない問題なのかなというふうに思っております。

また、歳出についても堅実な運営をしようとする意図がうかがわれる本予算を賛成するものであります。

なお、国民健康保険税の滞納が徐々に増加している点については、納税者の皆さんの不公平感を与えないように、貴重な財源を確保する上でも、なお一層の努力をお願いするものであります。

以上をもって、賛成討論といたします。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

3番 福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 私は、反対の考えで意見を述べさせていただきます。

本予算の根幹である税収にあっては、現行条例を尊重しないで編成したことは、全く理解できないのであります。現行条例では所得割6.5%で決まっているわけですから、その考え方で予算編成すべきであることが基本でないかと思うからであります。

今回国保世帯が6.5%から8%にする予算をもって編成されているようですが、3,000万円ちょっと超える負担増になるかと思いますが、町民に3,000万円の負担をかけるということに対しては、慎重に取り組むべきだと考えるものであります。

また、大きく問題点を指摘したいのは、所得割を1.5%上げるということについては、前年の所得が課税所得になることは御案内のとおりだと思うのですが、ここが問題なのです。前年所得ということは、14年仕事についておられたけれども、15年になってこの不景気の世の中で、極端に言えば仕

事がなくなった、リストラに遭った等々考えてみる時に、そのハンディキャップが非常に大きいわけですよ。去年所得があったことで税金かけられる。ことし所得がなくて高い税金を負担してもらわなければならない。この辺の被世帯の考え方を行政的に配慮してあげてもいいのではないかと。そのための時間を少なくともかけていただきたいものだ、こういねがっている1人であります。

基本的には、国保財政の根幹のすべては、相互扶助の精神から成り立っているものですからして、この点については、まず以上の観点から慎重に時間をかけて町民の納得のいく行政配慮があってしかるべきだと考えまして、本予算書については、以上の観点から反対するのであります。

以上です。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番 西村昭教君。

6番（西村昭教君） 私は、15年度の国保健康保険改正につきまして、賛成の立場から討論をするものであります。

既に委員会の審議でも明らかになりましたとおり、この国保財政の内容を見ますと、老人保健のいわゆる70歳から74歳までが15年度から毎年1歳ずつ国保会計の中に繰り入れられるということははっきりしているわけであります。

その内容を見ますと、今の老人保健の方がいわゆる9割負担をしているところで、患者は1割負担という状況にあります。その状況の中で国保会計に入ってきますと、その審査内容、経費のかかっている医療費の費用を見ますと、70歳以下と、それから70歳以上の費用を比較いたしますと、約6割アップするというような状況にあるのは、既に御存じのとおりであります。

そういう中におきまして、年々1歳ずつ引き上げられることは、当然国保会計の運営に当たって、非常に大きな負担となってくるものであります。

当然今基金もありますから、そういうものを運用しても、そういうものがすぐなくなることは明らかであります。

原案で出されておりましたとおり、その負担の部分の6.5%を1.5%にするのは、最低ぎりぎりの私は保険者の負担であるかなと判断するわけであり、これを先に延ばすことは、後年度に対してより町民に、加入者に対して大きな負担増となつてはね返ってくるのは、審議の中でも説明があったとおりであり、当然予測されるところであります。だとするならば、緩やかな負担増をお願いする意味からも、今の1.5%のアップを考慮した予算編成とい

うのは、妥当な編成だと思うわけでありませう。

また、基金を全くなくしてしまうことは、国保会計の運営について非常に不安定な要素が出てくるわけでありまして、少なくとも3,000万円から5,000万円の基金が常時あるということが、ある面では必要な面だと思うわけでありませう。そういうものがあるから、ある意味では安定的な国保会計の運用ができるということも、また裏づけとして私はあるのかなという考えでいるわけでありませう。

19年度には、大幅な法改正が見込まれるところで、またどういった内容になるか、またはっきりしていないところでもありますが、19年度のその大幅改正に向けた中で、今現在私はこの15年度予算につきましては、それを十分考慮した中での予算編成という判断をするところであります。

基本的には、加入者に対して全くその負担が増えなければいいわけでありませうけれども、相互扶助という中で運営されている国保会計でありますので、これは最低限度の私は加入者に対する負担のお願いだと判断するところでありませうし、また今従前の6.5%で運営していくことは、後年度により大きな負担を加入者に強いるものと判断するわけでありませう。

そういう状況から判断いたしまして、私は今年度の15年度の国保会計につきましては、そういうことも十分に考慮した予算と判断し、賛成討論とするものでありませう。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私は、本国民健康保険の予算に対して、反対の立場から討論したいというふうに考えています。

まず第1点目には、不況という状況の中で、滞納者がふえてきていると。この間の町の示していただいた資料においても、多くの業種が不況業種という形の中で、その数もふえるという状況になってきています。

また、国の国庫補助制度の削減によって、この本来もともと国保の基盤というのは弱いと言われているところにもってきて、国庫補助の削減等によって、さらにそれに追い打ちをかけるという状況になり、今補助率の引き上げをどこの自治体でも求めているところでありませう。

しかし、こういう状況にあっても、一部の自治体においては、国保税の引き上げを不況下の中で凍結するという自治体もあらわれてきています。

上富良野町の国保世帯の加入状況を見ても、軽減世帯が約半数を超えるという状況になってきて、ま

た所得においても、一定の所得があるに至っても、長引く不況の中で、その経済的なやりくりは大変な状況であります。

さらに申し上げたいのは、これと連動した中で介護保険分の引き上げも行われるという状況であります。この軽減世帯においても、その内容を見ますと、400円引き上げられるという状況ですから、生活保護自体に準ずるといふ加入者もいるという状況の中で、400円引き上げられただけでも家計のやりくりが大変だといふ状況は明らかであります。

私は、今やるべきことは一般会計の繰り入れ、こういうものを使ってこの国保の安定に期するということが求められると考えています。

また、保健センターの建設に向かう財源をやめて、今こういうところにこそその財源を振り向け、こういう手法が大切だと考えています。

以上の点から、私は今年度における国民健康保険の予算案に対して、町が行おうとしている政策の不十分さを指摘して、反対の立場から討論を終わります。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

13番長谷川徳行君。

13番（長谷川徳行君） 私は、平成15年度国民健康保険特別会計予算の原案に賛成の立場で討論をします。

当町においても、高齢者の増加は着実に進み、その中でも老人対象年齢が引き上げられ、これに伴い、国保対象者が毎年1歳ずつ増加し、医療の給付についても増加します。これらの歳出増加に対する財源の確保が非常に困難になってきている現状になっています。

町民の国保に加入している34%の皆様が健康で過ごされることは願ってもないことでありますが、もしものための医療給付を安心して受けることができるように、基金の安定確保等国保の安定した運営を望むのが加入されている町民の願いであると思ひます。

また、歳出については、堅実な運営をしようとの意図がうかがえることから、本予算案に賛成するものとして討論をします。

委員長（久保田英市君） 次に、本件に対する反対討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長（久保田英市君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第5号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第5号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、議案第6号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第6号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第7号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成15年度上富良野町水道事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第8号平成15年度上富良野町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成15年度上富良野町病院事業会計予算の件の討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) これをもって、討論を終了します。

これより、議案第9号平成15年度上富良野町病

院事業会計予算の件を起立により採決いたします。  
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長(久保田英市君) 起立者多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。

予算特別委員会審査報告書の内容については、委員長並びに副委員長に御一任願いたいと存じます。  
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長(久保田英市君) 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会審査報告の内容については、委員長並びに副委員長に一任されました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審議は、全部終了いたしました。

予算特別委員会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会で付託された平成15年度の各会計当初予算案を慎重かつ精力的に審査をいただきました。本日をもって終了しましたことは、委員各位の御協力によるものでありまして、委員長として厚くお礼を申し上げます。

財政状況が大変厳しい予算審議だけに、委員各位の御苦労は大変なものであったと思います。審議の過程では、貴重な御意見もございました。理事者以下執行機関の方々においては、今後行政執行に当たり、委員会での論議、意見を十分考慮されますよう希望する次第でございます。

予定された4日間という枠の中に、厳しい財政予算案の審査に当たられましたこと、委員各位の御苦労に敬意を表しますとともに、委員長に寄せられました御理解と御協力に心からお礼を申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のごあいさついたします。

これをもって、予算特別委員会を閉会いたします。

今後の日程について、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御連絡申し上げます。

3月20日は、今定例会の5日目でございます。  
開会は午前9時でございますので、定刻までに御参集くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。

午前10時42分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年3月18日

予算特別委員長           久保田 英 市